



王寺町総合計画後期基本計画

(兼 第3期デジタル田園都市構想総合戦略)



令和6年2月

王寺町

目 次

策定について.....	1
1 王寺町総合計画後期基本計画 (兼 第3期デジタル田園都市構想総合戦略)の策定について	2
2 本計画の位置づけ	2
3 計画期間	4
4 本計画の効果検証と改善	4
後期基本計画.....	5
基本計画の見方	6
基本目標1 住民に開かれ自立するまちづくり	9
基本目標2 快適で暮らしやすいまちづくり	33
基本目標3 安全で安心して暮らせるまちづくり	59
基本目標4 健やかに暮らせるまちづくり	75
基本目標5 人を育みみんなが学べるまちづくり	99
基本目標6 活力とにぎわいのあるまちづくり	143
成果指標一覧.....	153
第3期王寺町人口ビジョン.....	169
資料編.....	189
1 住民アンケート調査の主な結果	190
2 王寺のこれからを話し合う「町民ワークショップ」の開催	194
3 策定経過	196
4 王寺町総合計画審議会（兼 総合戦略懇話会）委員名簿	197
5 諮問・答申	198

策定について

1 王寺町総合計画後期基本計画 (兼 第3期デジタル田園都市構想総合戦略)の策定について

王寺町では、平成31(2019)年に王寺町総合計画基本構想(計画期間 2019～2028 年度)及び前期基本計画(計画期間 2019～2023 年度)を策定、令和2(2020)年には、王寺町総合計画前期基本計画の内容を反映した「第2期王寺町総合戦略(計画期間 2020～2023 年度)」を策定し、地方創生に向けた取組を進めてきました。

国においては、令和4(2022)年12月、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定され、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を生かしながら社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することとされました。

この「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案しつつ、住民アンケート及び町民ワークショップにより現在の町の課題やニーズを把握し、王寺町総合計画審議会(兼 総合戦略懇話会)での各分野(産官学金言デジタル)の有識者による「王寺町総合計画前期基本計画」及び「第2期王寺町総合戦略」の効果検証を踏まえ、「王寺町総合計画後期基本計画(兼 第3期デジタル田園都市構想総合戦略)」として取りまとめました。

●SDGsについて

持続可能な開発目標(SDGs)は、国連サミットで採択された2030年を期限とする国際社会全体の17の開発目標で、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範な課題解決に統合的に取り組むものです。

本町でもSDGsを意識して取組を進めるため、第2期王寺町総合戦略と同様、具体的施策ごとに関連するSDGsのロゴマークを付加しました。



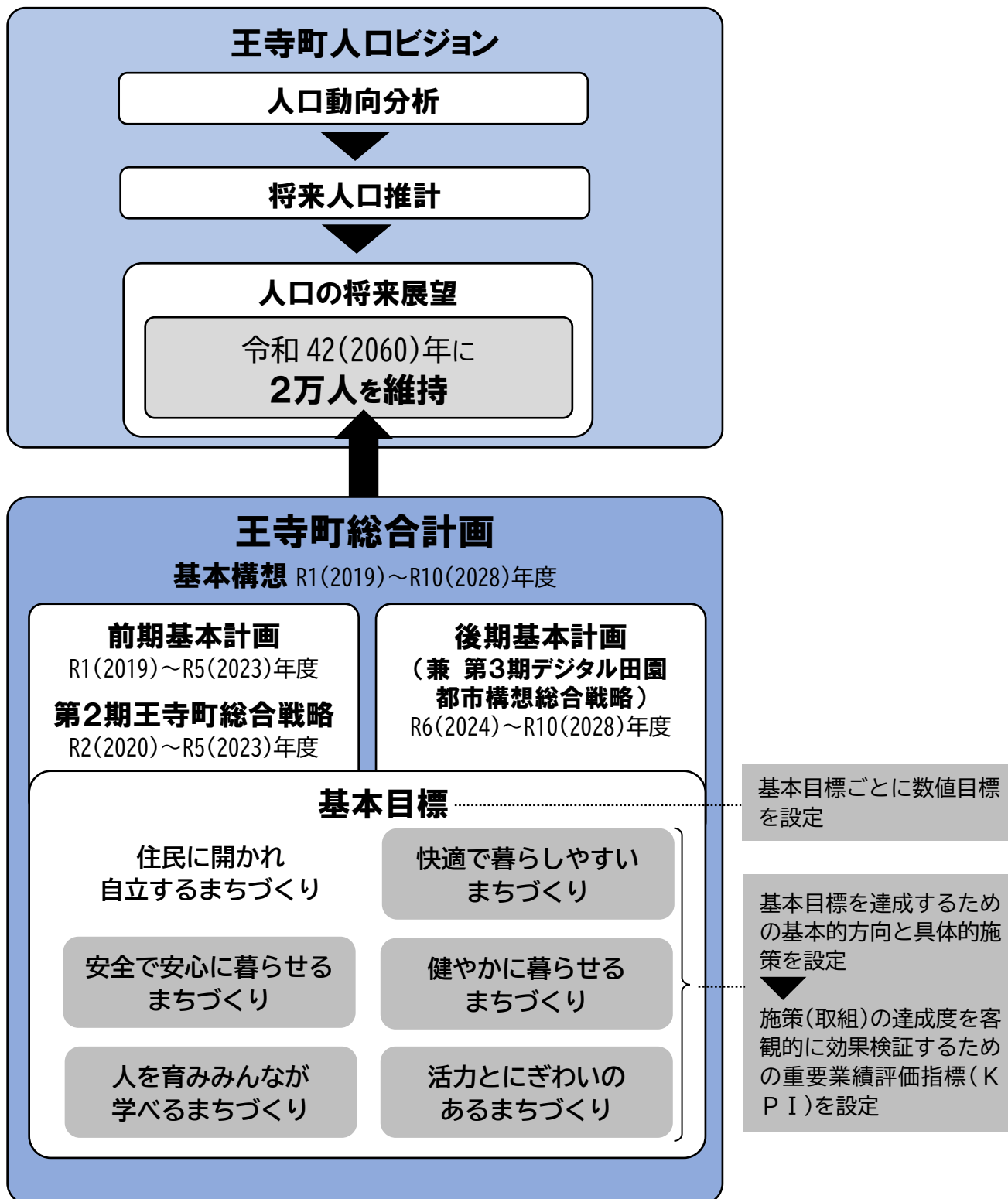
2 本計画の位置づけ

「王寺町総合計画後期基本計画(兼 第3期デジタル田園都市構想総合戦略)」は、町政運営の基本的な指針及びこれを具体化するための計画である「総合計画」の「後期基本計画」と「王寺町人口ビジョン」における人口の将来見込みを達成するため、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案しデジタルの力を活用して地域課題の解決や魅力化に取り組む「第3期デジタル田園都市構想総合戦略」を一体的に策定したものです。

6つの基本目標にそれぞれ数値目標を設定し、基本目標を達成するための基本的方向及び具体的

施策をまとめました。また、各具体的施策については、施策（取組）の達成度を客観的に効果検証するための**重要業績評価指標（K P I）**を設定しています。

なお、施策（取組）の推進に当たっては、町民の皆様と協働で取り組むことで将来にわたって活力ある社会を目指すものです。



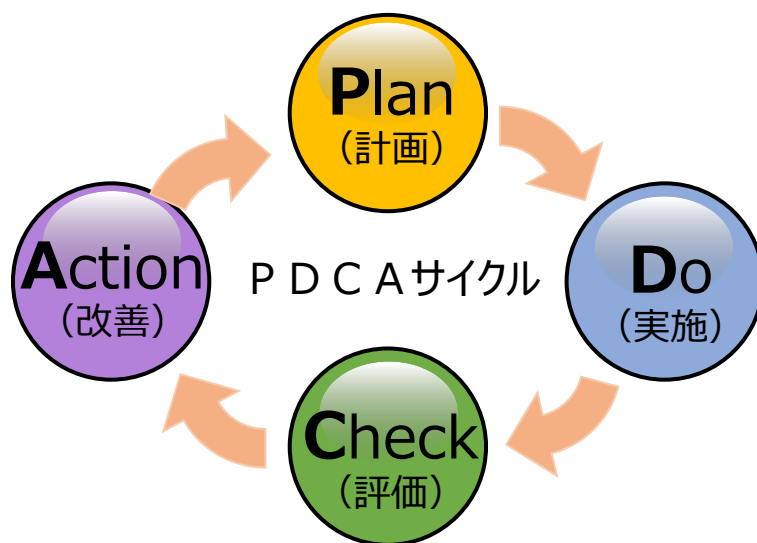
3 計画期間

「王寺町総合計画後期基本計画(兼 第3期デジタル田園都市構想総合戦略)」の計画期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とします。

4 本計画の効果検証と改善

本計画に位置づける施策(取組)を実効性のあるものとするため、PDCAサイクルを確立し、毎年度、施策(取組)の効果検証を行うとともに、その結果を踏まえ、見直しが必要となる場合は改定を行います。

また、効果検証を含め、実行段階においても、産官学金言デジタルなど多様な主体で構成される「王寺町総合計画審議会(兼 総合戦略懇話会)」からの幅広いご意見を施策(取組)の参考としていく予定です。



<総合戦略におけるPDCAサイクル>

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| P (Plan : 計画) | 本計画の策定 |
| D (Do : 実施) | 施策(取組)の着実な実施 |
| C (Check : 評価) | 実施した施策(取組)の効果を KPI 等により検証 |
| A (Action : 改善) | 必要に応じた本計画の改定 |

後期基本計画

基本計画の見方

基本目標

1 住民に開かれ自立するまちづくり

協働による仕組みづくりや効率的な行政経営により、行政サービスの充実を図る

数値目標

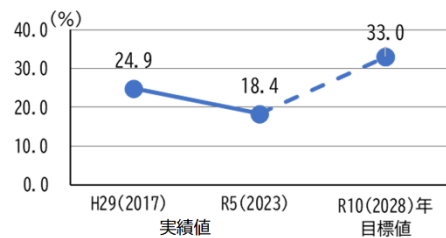
基本目標ごとに数値目標を設定。

数値目標

◇数値目標 1(1)

月に一回以上地域活動に参加する人の割合

(住民アンケート調査で「月に1回以上地域活動に参加した」と回答した人の割合)



SDGs

具体的施策ごとに関連するSDGsのロゴマークを付加しました。



関連する条例・分野別計画等

具体的施策に関連する町の条例や主な個別計画等を示したものを。

具体的施策 1 参画・協働

関連する条例・分野別計画等 王寺町まちづくり基本条例

目指す姿

住民が主体的にまちづくりに参画し、活躍できるまち

住民が積極的にまちづくりの担い手として参画できる、魅力と特色のある住み良いまちになっています。また、地域に根ざした自治会等、多様な主体が互いに協力しながら協働によるまちづくりに取り組んでいます。

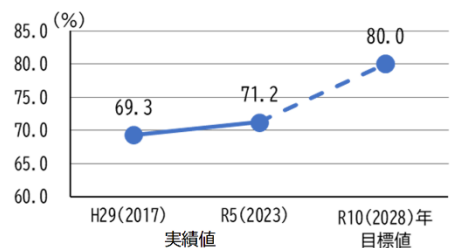
目指す姿

具体的施策に関する取組を進めることによって、目指すまちの姿(上段)とまちの状態や住民の暮らし(下段)について示したものを。

重要業績評価指標 (KPI)

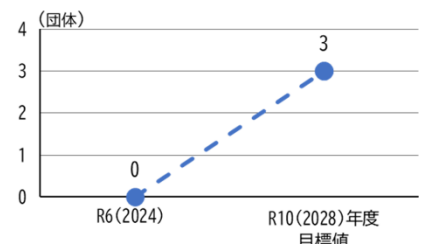
◆KPI 1-1

協働によるまちづくりについて推進すべきと考える人の割合
(住民アンケート調査で「協働によるまちづくり」について、「推進すべき」「ある程度推進すべき」と回答した人の割合)



・1-1 補助指標

まちづくり協議会設立数 [累計]



補助指標

住民アンケート調査結果など毎年実績値が出せない指標を補完するために補助指標を設定。

重要業績評価指標(KPI)
具体的施策(取組)の達成度を客観的に効果検証するための指標を設定。

現状と課題

●協働のまちづくり

令和3(2021)年4月に町民による参画と協働のまちづくりを進めるための基本ルールを定めた「王寺町まちづくり基本条例」を施行しました。地域の課題解決や住民福祉の増進のため、自治会、各種団体等の多様な主体で構成する「まちづくり協議会」の設立に向け、令和4年度(2022)からは、王寺町を3つのエリア(北・中央・南)に分けて町民ワークショップを継続して行うとともに、自治連合会をはじめとする、各種団体においても先進地視察研修が行われています。今後、「まちづくり協議会」の設立に向けた支援制度についても検討が必要となっています。

現状と課題

具体的施策を取り巻く王寺町の現状と、今後対応が求められる課題を整理したもの。

具体的な取組

◆ 協働のまちづくりの推進

・住民参画の機会の充実

住民の意見を今後の町づくりに生かすため、タウンミーティングやパブリックコメントを始め、町民ワークショップ、計画づくりの審議会の委員公募等、町の施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に関わることができるような仕組みを構築し、住民が参画する機会を充実させます。

・まちづくり協議会設立支援

自治会や住民活動団体が構成する地域課題解決のための組織「まちづくり協議会」の早期設立に向け、機運醸成を図るとともに、ワークショップやリーダー養成講座の開催など必要な環境づくりを行います。

・まちづくり基本条例の検証及び見直し

令和3年4月に施行された「王寺町まちづくり基本条例」について、「まちづくり基本条例検証委員会」を立ち上げ、多様な手段で町民の意見を聞いて検証し、必要に応じて見直しを行います。

具体的な取組

目指す姿を実現するために、町(行政)が取り組む方向性と主な内容を示したもの。

役割分担

	住民の役割	● まちに関心を持ち、地域活動や、まちづくりに主体的に参加します。 ● 日頃から住民同士で積極的にコミュニケーションを図ります。 ● 地域で発生するさまざまな課題の解決に主体的に取り組めます。
	地域の役割	● 自治会等が中心となり、地域の活動を行うとともに、住民相互の親睦を図り連帯感を高めます。 ● 自分たちの地域のことは自分たちで決めて行動し、まちづくり協議会等の組織化を図りながら、地域が主体となって課題解決に取り組めます。
	団体、事業者の役割	● 事業者等が持つ専門的な知識や情報を提供します。 ● まちづくり協議会に参画するなど、地域課題の解決に貢献します。

役割分担

目指す姿を実現するために、「住民」「地域」「団体、事業者」それぞれが担う役割を示したもの。

1 住民に開かれ自立するまちづくり

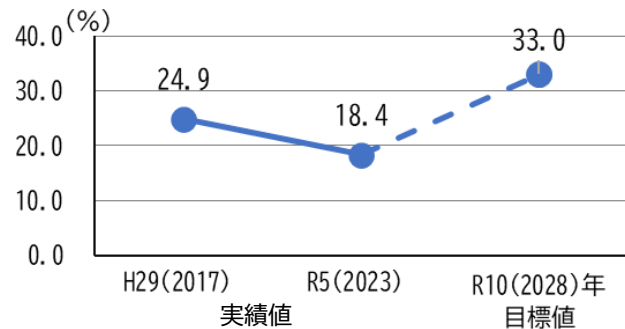
協働による仕組みづくりや効率的な行政経営により、行政サービスの充実を図る

数値目標

◇数値目標1(1)

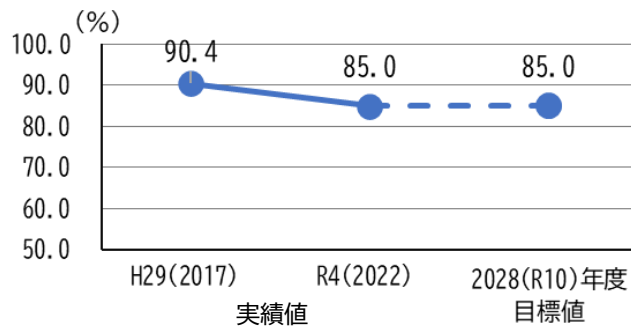
月に一回以上地域活動に
参加する人の割合

(住民アンケート調査で「月に1回以上地域活動に
参加した」と回答した人の割合)



・1(1)補助指標

自治会加入率



基本的方向1 協働の仕組みの構築

具体的施策1 参画・協働

具体的施策2 広報広聴・情報公開

基本的方向2 お互いを尊重するまちづくり

具体的施策3 人権

具体的施策4 男女共同参画

基本的方向3 健全で効率的な行財政運営

具体的施策5 行政サービスの提供

具体的施策6 行政経営

具体的施策7 広域連携

具体的施策 1 参画・協働

関連する条例・分野別計画等

王寺町まちづくり基本条例

目指す姿

住民が主体的にまちづくりに参画し、活躍できるまち

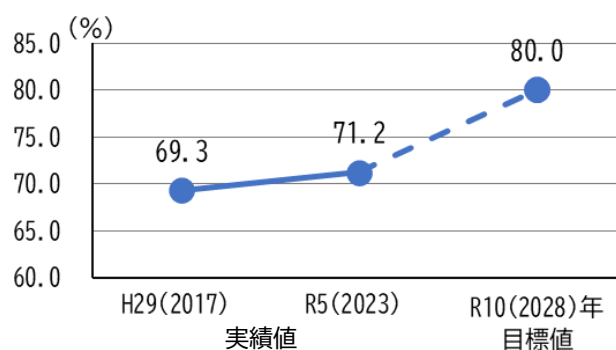
住民が積極的にまちづくりの担い手として参画できる、魅力と特色のある住み良いまちになっています。また、地域に根ざした自治会等、多様な主体が互いに協力しながら協働によるまちづくりに取り組んでいます。

重要業績評価指標（KPI）

◆KPI 1-1

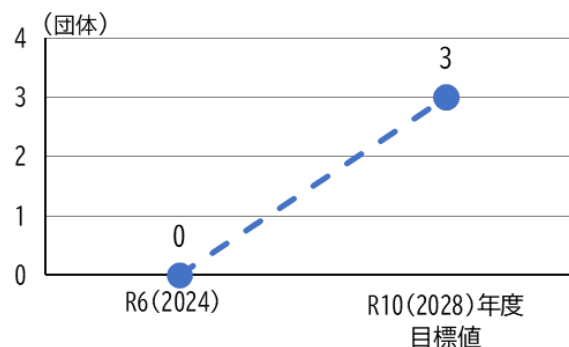
協働によるまちづくりについて
推進すべきと考える人の割合

（住民アンケート調査で「協働によるまちづくり」
について、「推進すべき」「ある程度推進すべき」
と回答した人の割合）



・1-1 補助指標

まちづくり協議会設立数【累計】



現状と課題

●協働のまちづくり

令和3(2021)年4月に町民による参画と協働のまちづくりを進めるための基本ルールを定めた「王寺町まちづくり基本条例」を施行しました。地域の課題解決や住民福祉の増進のため、自治会、各種団体等の多様な主体で構成する「まちづくり協議会」の設立に向け、令和4年度(2022)からは、王寺町を3つのエリア(北・中央・南)に分けて町民ワークショップを継続して行うとともに、自治連合会をはじめとする、各種団体においても先進地視察研修が行われています。今後、「まちづくり協議会」の設立に向けた支援制度についても検討が必要となっています。

●地域コミュニティの活性化

平成 25(2013)年 3 月末時点で 94%あった自治会加入率が令和 5 (2023)年 3 月末には 84%と 10 年間で 10 ポイント減少するとともに、役員の高齢化や担い手不足などが課題となっています。コロナ禍の影響で「クリーンキャンペーン」や自治会行祭事などの地域活動ができない状況が続いていましたが、徐々に活動が再開されています。

令和 4 年(2022) 4 月からは、義務教育学校の開校に合わせて、ボランティアによる通学路の見守り活動がスタートし、多くの住民の皆様に参加いただいています。地域コミュニティの活性化のため、「まちづくり協議会」の設立に向けた取組を通して自治会、各種団体等との連携を図り、新たな地域活動の担い手の発掘やリーダーの育成が必要となっています。

具体的な取組

◆ 協働のまちづくりの推進

・住民参画の機会の充実

住民の意見を今後の町づくりに生かすため、タウンミーティングやパブリックコメントを始め、町民ワークショップ、計画づくりの審議会の委員公募等、町の施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に関わることができるような仕組みを構築し、住民が参画する機会を充実させます。

・まちづくり協議会設立支援

自治会や住民活動団体で構成する地域課題解決のための組織「まちづくり協議会」の早期設立に向け、機運醸成を図るとともに、ワークショップやリーダー養成講座の開催など必要な環境づくりを行います。

・まちづくり基本条例の検証及び見直し

令和 3 年 4 月に施行された「王寺町まちづくり基本条例」について、「まちづくり基本条例検証委員会」を立ち上げ、多様な手段で町民の意見を聞いて検証し、必要に応じて見直しを行います。

・ボランティアセンター機能の確立

志のある町民が気軽に様々なボランティア活動に参加できるよう、町で所有するボランティア団体や NPO 法人等の情報を取りまとめてホームページに掲載し、定期的に広報・周知を行います。

・参画・協働事業の推進

王寺町の参画と協働の基本ルールである「まちづくり基本条例」の理念に基づき、あらゆる事業において、町民の参画・協働を推進していきます。また、クリーンキャンペーン、あいさつ+1 (プラスわん)運動、通学路の見守り活動などについても、さらに多くの町民の参画のもと協働のまちづくりを推進します。

◆ 地域コミュニティの活性化

・自治会等の活性化の促進

地域コミュニティの基盤組織である自治会の活動状況を把握し、それぞれの地域の特性や課題に応じた支援を行うとともに、地域に住む人々が主体となった情報共有の効率化・迅速化に向け、電子回覧板の導入支援などデジタル技術も活用しながら、自治会への支援を行います。

また、自治会加入の促進に向けて自治会活動についての広報を充実するとともに、自治会に関する情報を転入者に個別に案内する等、自治会の必要性について周知を進めていきます。

・コミュニティ施設への支援（地域の居場所づくり）

コミュニティ活動の拠点となる地域集会所の改修等、既存施設の更新・維持管理に対する補助を行うとともに、サロン活動の推進等により、地域における多世代間交流を促進します。

役割分担

	住民の役割	● まちに関心を持ち、地域活動や、まちづくりに主体的に参加します。 ● 日頃から住民同士で積極的にコミュニケーションを図ります。 ● 地域で発生するさまざまな課題の解決に主体的に取り組めます。
	地域の役割	● 自治会等が中心となり、地域の活動を行うとともに、住民相互の親睦を図り連帯感を高めます。 ● 自分たちの地域のことは自分たちで決めて行動し、まちづくり協議会等の組織化を図りながら、地域が主体となって課題解決に取り組めます。
	団体、事業者の役割	● 事業者等が持つ専門的な知識や情報を提供します。 ● まちづくり協議会に参画するなど、地域課題の解決に貢献します。



具体的施策2 広報広聴・情報公開

関連する条例・分野別計画等 王寺町情報公開条例／王寺町個人情報の保護に関する法律施行条例

目指す姿

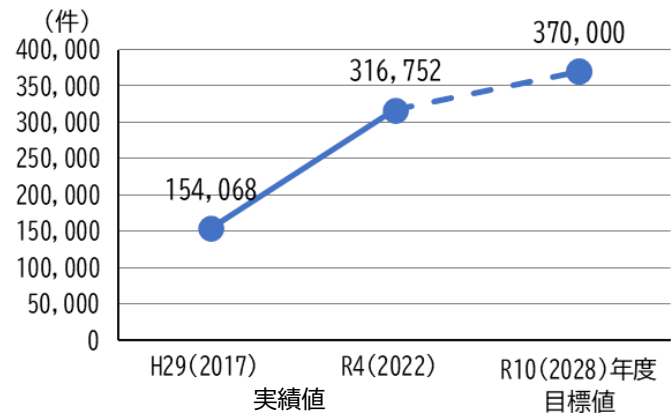
住民に必要な情報が速やかに届けられるまち

世代に応じてさまざまなメディアを活用することにより、すべての住民に必要な情報がいち早く届けられるとともに、住民と行政の双方向型の情報発信により、住民の意見、要望等が共有できる体制が構築されています。

重要業績評価指標（KPI）

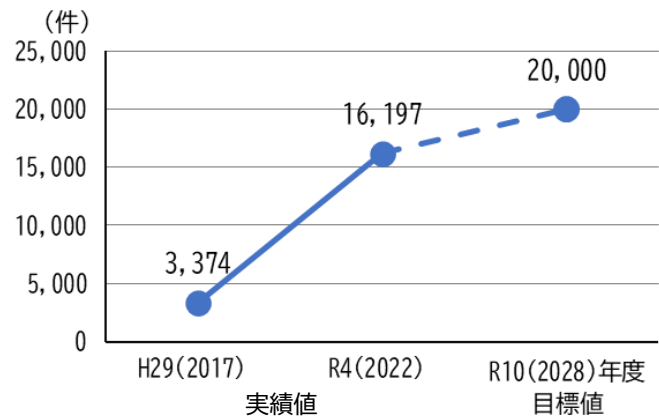
◆KPI 2-1

町公式サイトへの年間アクセス数



◆KPI 2-2

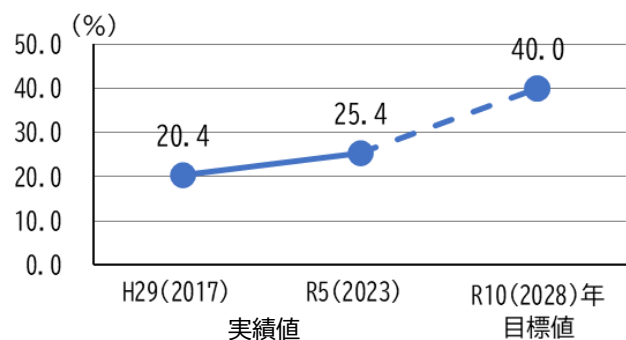
町公式SNSのフォロワー数
[累計]



◆KPI 2-3

行政の透明度に関する満足度

(住民アンケート調査で「行政の透明性」について、「とても満足している」「ある程度満足している」と回答した人の割合)



現状と課題

●広報広聴の充実

住民が必要とする情報を確実に届けられるよう、広報紙や町公式サイト、Facebookによる広報を実施してきましたが、より効果的な情報発信を行うため、LINE、Instagramの町公式アカウントを開設しました。

令和4(2022)年度には、対象を絞って効果的な情報発信を行うターゲット別LINE配信機能を拡充し、アクセシビリティ(利用しやすさ)の向上のため町公式サイトのリニューアルを行いました。また、令和5(2023)年度には住民主体で町の魅力を発信する「まちの宣伝隊」を結成しました。令和8(2026)年2月の町制施行100周年に向け、町の魅力を発信するシティプロモーションを展開する必要があります。

住民の町政に対する要望・ニーズについては、町公式サイト内「町長へのメッセージ」や役場庁舎設置の投函箱「あなたの声」、タウンミーティング、パブリックコメントの実施等、住民が利用、参加しやすい広聴活動に努めています。

●情報管理と公開・提供

令和5(2023)年4月に個人情報の保護に関する法律が改正されたことにより、各地方公共団体で制定していた個人情報保護条例が廃止されました。今後は個人情報の保護に関する法律等に基づき、行政が保有する情報について、より一層厳格な管理が求められます。

民間の調査研究や経済活動、地域活動等に活用できるよう、町が保有する公共データを町公式サイトに掲載し、二次利用が可能なオープンデータとして提供しています。また、開かれた議会に向けて、令和2(2020)年9月から、議会(本会議)のインターネット中継を開始しました。

具体的な取組

◆ 広報広聴の充実

・各世代に対応した様々な情報媒体の活用

広報紙面や町公式サイトの充実を図るとともに、リアルタイムで情報を発信し、共有できるSNSの特性を生かし、防災、観光、町の良さ、見どころなど若者、子育て世代、高齢者等、多様な住民のニーズに即した適時適切な情報発信の更なる充実を図ります。

・100周年を契機としたシティプロモーションの推進

王寺町は令和8年2月に町制施行100周年を迎えます。この記念すべき大きな節目を契機として、シビックプライドを醸成するとともに、町のブランドイメージを高めるため、行政と町民が一体となり、まちづくりの主役としてSNS等様々な情報媒体を活用し、町の魅力を町内外に効果的に発信するシティプロモーションを推進します。

・町民協働による情報発信

町民が主体的にまちの魅力PRに携わる「まちの宣伝隊」のメンバーを募り、研修会の開催や町政情報のタイムリーな提供等の活動支援を行い、効果的な情報発信につなげます。

・広聴の工夫・充実

幅広く住民の声を聴き、ニーズに即した施策を立案・実施できるよう、住民からの意見・要望に対する速やかな回答と情報共有を図るとともに、新たな計画づくりにおいて広く公に意見を求めるなど、あらゆる機会を通じて住民の意見等を聴くことに努めます。

◆ 情報の適正な管理と公開・提供

・情報セキュリティの強化

情報公開制度について、今後も適正な運用を継続するとともに、個人情報の漏洩防止に向け、情報セキュリティの強化など必要に応じた対策を図ります。

・オープンデータによる情報提供

町が保有する情報を住民や事業者等が二次利用できるよう、オープンデータとしてインターネット上で公開することで、新たなサービスやビジネスの創出につなげます。

役割分担

	住民の役割	● 広報紙等を通じてまちに関心を持ち、積極的にまちづくりに参加します。 ● 公式サイトやSNSを活用して情報を取得します。 ● 町の魅力を町内外に発信します。
	地域の役割	● 広報紙・回覧板・掲示板・SNS等により地域内の情報の周知・共有を図ります。 ● 町の魅力を町内外に発信します。
	団体、事業者の役割	● 個人情報保護に関するセキュリティを強化します。 ● 公共データを活用したアプリ開発など、地域課題の解決に貢献します。 ● 町の魅力を町内外に発信します。



具体的施策3 人権

関連する条例・分野別計画等

王寺町人権擁護に関する条例／王寺町人権施策に関する基本計画

目指す姿

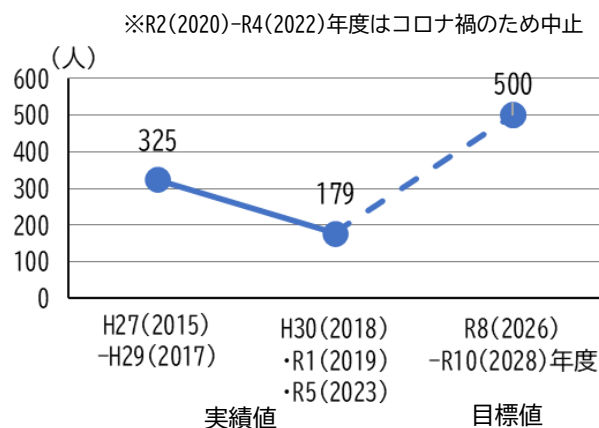
人権尊重の精神が根づくまち

住民が正しい知識や情報を持ち、家庭・地域・職場・学校等あらゆる場において、お互いの人権を尊重することを、常に関心、考え、行動することが定着したまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

◆KPI 3-1

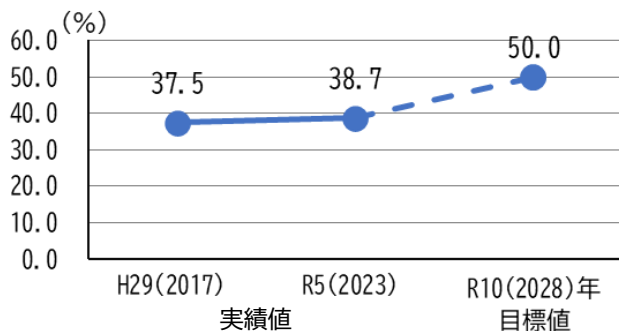
人権学習懇談会の参加者数〔3 か年計〕



◆KPI 3-2

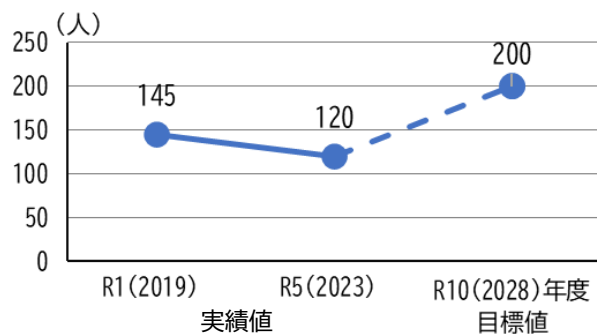
人権啓発・人権教育に関する重要度

（住民アンケート調査で「人権啓発・人権教育」について、「とても重要」「ある程度重要」と回答した人の割合）



・3-2 補助指標

差別をなくす町民集会参加人数



現状と課題

●人権を尊重する地域社会の実現を目指して

王寺町においては、聖徳太子が説いた「和（わ）の精神」を現在に伝えるまちの町民として、これまで多くの人々の努力の積み重ねにより、人権擁護に取り組んできました。

しかし現状をみると、部落差別をはじめ、外国人、女性、子ども、高齢者、障がい者、性的少数者に係る差別等、社会潮流の変化により人権問題も多様化し、インターネット上での人権侵害も大きな問題となっています。

平成 28(2016)年には「障がい者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」のいわゆる人権三法が施行され、これらの法律の理念の具現化が求められています。王寺町では、あらゆる人権侵害を解消し、全ての人の人権が尊重され、誰も傷つかない、誰も傷つけない、そして誰もが生きがいをもって生活できる地域社会の実現に向け、人権擁護に関する取組を推進するため「王寺町人権擁護に関する条例」を令和 5(2023)年 3 月に制定しました。

コロナ禍の影響で、駅前啓発活動や人権学習懇談会等を実施できない時期もありましたが、今後は、各種団体や機関の協力のもと、人権を尊重する地域社会の実現を目指し、条例に基づき計画的・効果的に施策を推進することが重要です。

具体的な取組

◆ 人権尊重のまちを目指した取組の推進

・「人権学習懇談会」の開催

部落差別をはじめ、障がい者差別、外国人差別、DV、いじめ、児童虐待やLGBTQに関する人権課題等を身近な問題として捉えなおし、人権尊重のまちづくりに向けた地域社会の絆の構築を推進するため、王寺町人権教育推進協議会が主催する「人権学習懇談会」の開催について、自治会や学校、各種団体と連携協力し、多くの住民が人権課題に触れることができる機会を確保するため、コロナ禍で実施した人権出前講座の開催など内容や形態の工夫改善に努めます。

・「王寺町人権施策に関する基本計画」に基づく事業

令和 5 年度策定の「王寺町人権施策に関する基本計画」に基づき、子どもや子育て世代を対象とした学習会などの事業を実施していきます。

・「人権フェスタ」の開催

人権の大切さを学ぶとともに、あらゆる差別のない明るく住みよい地域づくりを進めるため、王寺町と三郷町が主体となって関係機関と連携のもと、「人権フェスタ」を開催します。

・「差別をなくす町民集会」の開催

部落差別をはじめ、外国人、女性、子ども、高齢者、障がい者、性的少数者に係る差別のほか、インターネットを利用した人権侵害など、現代における差別をテーマにした講演等を通じて人権尊重について学ぶ「差別をなくす町民集会」を開催します。

・学校での人権教育

一人ひとりの児童生徒がその発達段階に応じて、人権の重要性を理解するとともに、自分を大切にすると同時に他者を大切にすることができるよう、人権教育を推進します。また、地域における偉人や伝統文化、自然等を取り入れた、身近で分かりやすい道徳教材を積極的に活用することにより、子どもの内面に根ざした豊かな道徳性を育みます。更に、福祉教育や読書活動等を通じて、優しさや思いやりの心を育む教育を推進します。

・職員を対象とした人権研修会の開催

町職員を対象に、人権問題の現状と今日的課題をテーマにした研修会を開催し、人権意識を高めます。

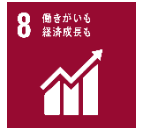
・人権相談窓口の定期的な開設

人権侵害をされたと感じた時に気兼ねなく相談できるよう、人権擁護委員による人権相談（毎月、第1・3月曜日）に加え、特設人権相談（6月「人権擁護委員の日」、7月「差別をなくす強調月間」、12月「人権週間」）を引き続き実施するとともに相談窓口の周知を行います。

役割分担

	住民の役割	●一人ひとりが、家庭、地域、学校、職場、その他のあらゆる生活の場において、人権尊重の精神を社会意識として身につけ行動します。 ●人権意識を高めるため、「人権学習懇談会」等に参加します。 ●人権に関する悩み事は、相談窓口で相談します。
	地域の役割	●地域における人権意識を高めるため、「人権学習懇談会」等の活動を推進します。 ●一人ひとりがお互いを認め合い支え合う関係を醸成します。
	団体、事業者の役割	●人権意識の向上に向けた企業内研修を実施します。 ●事業者として人権問題に関する啓発に努めるとともに、人権侵害を防止・解決するための相談体制を充実します。

具体的施策4 男女共同参画



関連する条例・分野別計画等 王寺町男女共同参画計画

目指す姿

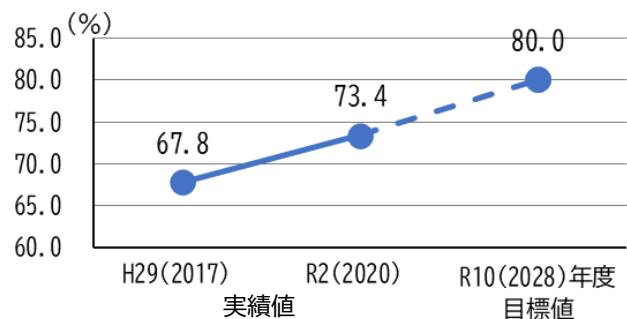
誰もが自分らしく輝けるまち

ライフステージ（結婚・出産・子育て・介護）やライフスタイルに応じて、誰もが自分らしく輝けるまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

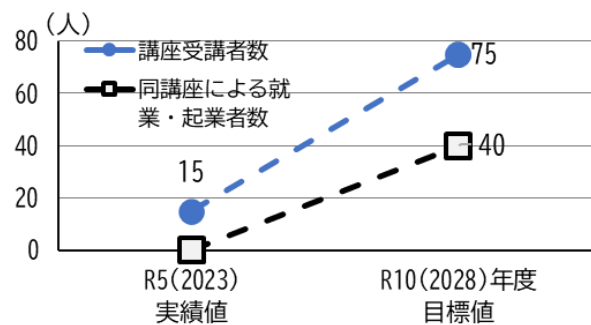
◆KPI 4-1

25～44 歳女性の就業率



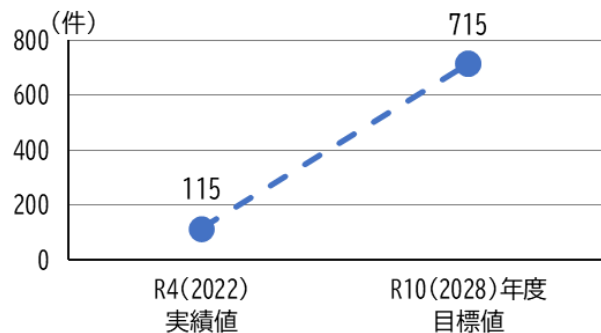
・4-1 補助指標①②

女性デジタル人材育成講座受講者数
及び講座による就業・起業者数
[累計]



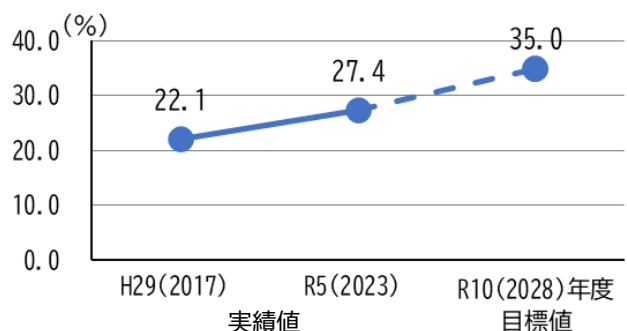
・4-1 補助指標③

「まっち☆ジョブ王寺」女性の就職
件数 [累計]



◆KPI 4-2

町が設置する審議会等における女性
委員の割合



現状と課題

●男女共同参画社会の実現に向けて

男女共同参画社会の実現にあたっては、女性が職業生活において十分に能力を発揮し、活躍するための環境整備をはじめとして、家庭、職場、地域等あらゆる場面での取組を体系立てて、整合性を持ち計画的に推進する必要があるため、町の指針となる王寺町男女共同参画計画を令和5(2023)年3月に策定しました。令和4(2022)年1月に実施した住民意識調査では、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方について「反対」の割合が62.4%となり、男女の役割を固定化しない考え方は広がってきています。町が設置する審議会等における女性委員比率は、令和4年度は27.3%と以前より増えてはいますが、女性の登用が進んでいるとはまだ言えない状況です。

また、男女共同参画社会基本法の理念や高齢者、障がい者、外国人、性的少数者に係る差別など社会潮流の変化を踏まえ、王寺町における男女共同参画の取組を推進するための条例の制定について検討する必要があります。

●自分らしくいきいきと働ける環境づくり

王寺町では、平成26(2014)年王寺町地域交流センター内に、職業紹介のための「まっち☆ジョブ王寺〜ハローワーク〜」を誘致しました。また、平成29(2017)年には、柔軟な就労環境の提供による新たな雇用創出を目的として、テレワークを主体とした「王寺町女性活躍支援センター」を整備しました。ソフト面ではハローワークや奈良県と連携しながら就業・起業支援セミナー等を実施しています。

また、活動の核となる人材の発掘と育成のため令和3(2021)年11月に設立された「一般社団法人王寺まちづくり」では、達磨寺方丈を使った王寺マルシェ等、新たな賑わい創出に取り組まれています。

さらに、令和4(2022)年に誘致した民間運営によるテレワーク施設0-terraceを拠点として、「男女の就労のチャレンジ支援」「男女賃金格差の解消」「女性の経済的自立」を目的とした女性活躍プログラムが行われ、官民連携してデジタル人材の育成に取り組んでいます。

令和2(2020)年国勢調査によると、王寺町における25〜44歳女性の就業率は73.4%と増加傾向ですが、国平均77.9%、県平均74.1%と比べるとまだまだ低い状況です。ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、就職セミナーや起業、就業にかかる講座の開催やデジタルスキル習得支援など、国・県と連携しながら「多様な女性の働き方」を支援していくことが必要です。

具体的な取組

◆ 男女共同参画社会を目指した取組の推進

・ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現

家庭内での家事（料理、掃除、子育て）の効果的な取組を学び、子育て中における「質の高いライフスタイル」の実現を目指すための講座を行います。

・男性の育児参加の推進

「パパママクラス（妊婦体験や沐浴の方法等を習う教室）」や「パパの育児参加推進イベント」を引き続き実施し、固定的性別分担意識を払拭する啓発に努めます。

・審議会等における女性の登用の促進

町が設置している審議会・委員会等において、女性委員の登用を促進します。

・男女共同参画を推進する条例の制定に向けた研究

男女共同参画計画に掲げた施策を継続して計画的に推進していくため、男女共同参画に関する条例の制定に向けた研究を行います。

◆ 自分らしくいきいきと働ける環境づくり

・誰もが働きやすい環境づくり

学童保育や病児保育の充実を図り、また、教育時間終了後や夏休み等の期間中、保護者の希望により行っている町立幼稚園での預かり保育を引き続き実施するとともに、保護者の利便性を考慮し、預かり時間の延長を検討していきます。

・女性の就業・起業支援

ハローワークと連携した合同面接会や合同企業説明会の開催、奈良県と連携した「子育て女性就職相談窓口」の開設や「働く女性応援講座」の開催、女性の起業支援プログラムによる事業の誘致に取り組みます。

また、「王寺町女性活躍支援センター」を中心に、テレワークを主体とした柔軟な働き方ができる環境づくりに取り組むとともに、テレワーク施設「o-terrace」を拠点にデジタルスキルの習得促進を目的とした「女性デジタル人材育成事業」を実施し、女性の就業・起業支援を推進します。

役割分担

	住民の役割	●「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的な役割分担意識にとらわれないようにします ●男女共同参画に関する事業を有効に活用します。 ●意思決定の場において、女性も積極的に参加します。 ●家事や子育て等において、役割分担しながら、男女が共に責任を果たします。
	地域の役割	●地域の特性を生かしながら、男女を問わずすべての人が、いきいきと自分らしく活躍できるように努めます。 ●地域において、性別に関わらず、一人ひとりの能力や個性を尊重します。
	団体、事業者の役割	●仕事と家庭での役割が両立できるよう配慮し、職場における男女共同参画を推進します。 ●ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、働きやすい環境づくりに取り組みます。

具体的施策5 行政サービスの提供

関連する条例・分野別計画等 王寺町個人情報の保護に関する法律施行条例

目指す姿

簡単便利な手続きで質の高い行政サービスの実現

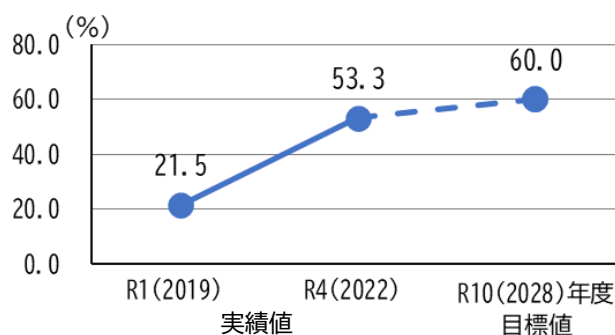
さまざまな手続きで、マイナンバーカード（個人番号カード）の利用が進むとともに、DX（デジタル・トランスフォーメーション）（※）の推進によって、役場に来なくても各種証明書が取得できる等、便利で質の高い行政サービスが提供されています。

※DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは、デジタル技術を用い、業務を変革すること。

重要業績評価指標（KPI）

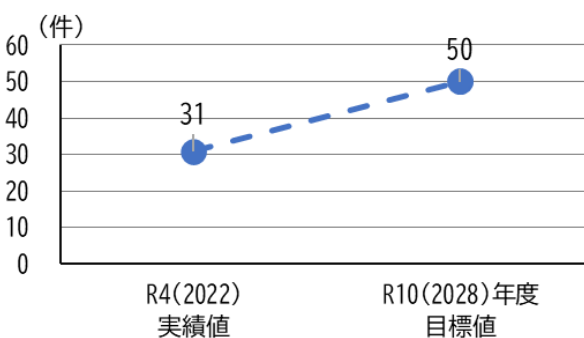
◆KPI 5-1

電子申請利用率



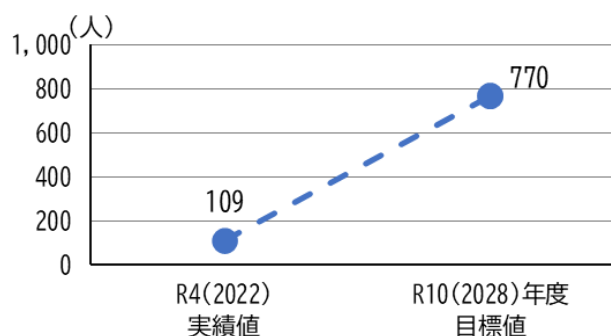
◆KPI 5-2

電子申請が可能な行政サービス数



◆KPI 5-3

デジタルデバイド対策事業参加者数
【累計】



現状と課題

●DXの推進

デジタル技術の急速な進歩は、社会のさまざまな分野に大きな影響を与えており、行政分野においてもDXを推進し、利便性の高いサービスを提供することが求められています。

マイナンバーカードは、行政手続きの簡易化やオンライン化など、行政サービスのDXを推進するためには欠かせないものです。王寺町では、マイナンバーカードの普及が順調に進み、令和5(2023)年10月末の交付率は、80%を超えています。今後は、町独自の付加サービスを導入するなど、利便性の向上が求められます。

デジタル化による利便性向上とともに、個人情報の漏洩を防止するため、更なる情報セキュリティの強化が必要です。

●行政サービスの向上

住民のライフスタイルが多様化していることから、誰もがいつでもどこでも行政サービスを利用できる環境が求められています。

インターネットを介して申請・届出(電子申請)が行えるオンラインサービスについて、王寺町では、平成29(2017)年度から公共施設の利用予約や各種手続きを行えるよう、奈良県と県内市町村で共同運営する汎用受付システム「e古都なら(イーコトなら)」を導入し、順次利用可能なサービスを拡充してきました。令和元(2019)年度には「チャットボット・システム」(町公式LINEアカウントを通じて、住民からの質問に日時を問わずにAI(人工知能)が自動回答するシステム)を開始しています。

令和4(2022)年度からは、各種証明書の発行手数料や公共施設の施設利用料の支払いで使えるキャッシュレス決済サービスを開始するとともに、コンビニエンスストアで町税や保育料、町営住宅使用料を納付できるコンビニ納付が可能となりました。また、スマートフォンで電子マネー等によるオンラインで納付できるシステムも導入しました。

一方で、デジタル技術(特にインターネット)を使える人と使えない人との間に生じる「デジタルデバイド(情報格差)」が社会問題となっています。

具体的な取組

◆DXの推進

・DXの推進、BPR(※)の実施

最新のデジタル技術を子育てや教育、福祉をはじめとする様々な分野に取り入れ、住民が必要な時に必要な情報が得られるよう、行政との双方向コミュニケーションの拡充を図ります。また、既存業務の見直し・改善に取り組むこと(BPR)でDXを推進し、住民サービスの向上と業務の効率化を同時に実現します。

※BPR(ビジネス・プロセス・リエンジニアリング)とは、既存の業務過程(手順、役割分担、ルール)を根本から見直し、再編成すること。

・ A I（人工知能）や自動化技術の活用

手書き文字の認識を A I で学習することで、高い精度で読み取った文字をデータに変換する A I - O C R や、データの転記・集約を自動化する R P A (※) など、新しい技術の活用により事務効率の向上を図ります。

※ R P A (ロボティック プロセス オートメーション) とは、パソコン上での定型業務を自動処理する技術のこと。

・ 情報セキュリティの強化対策

日常業務に潜んでいるセキュリティリスクを各職員が認識し、組織としてセキュリティ体制を底上げするために、個人情報保護やサイバーセキュリティ対策等の研修を実施することで、職員の情報セキュリティ意識の向上を図るとともに、新たなサイバー攻撃に対処するための情報セキュリティ対策を強化します。

◆ 行政サービスの向上

・ 書かない・待たない・行かない窓口の実現に向けた取組

インターネットを介して手続が可能な電子申請を様々な分野に拡充するとともに、使用料や手数料等をオンライン決済で行える環境を整備することで、申請のためだけの来庁を不要とする「行かない窓口」の実現に取り組みます。また、窓口への来庁が必要な場合でも、マイナンバーカード等を利用して書類を自動作成する「書かない窓口」や、資料等の提出が一度で済むなど、利用者が利用しやすく、職員の負担も軽減できるような仕組みの実現に取り組みます。

・ マイナンバー制度の普及・浸透

健康保険証利用や運転免許証利用等、国が実施するマイナンバー施策に対応して、町としても周知・広報の実施や申請・交付・支援体制の整備を行います。また、町独自でも住民サービス向上につながるような、マイナンバーカードの利活用について検討を行います。

・ デジタルデバйд対策

「スマホ・パソコン等のデジタル機器の操作」や「オンラインでの手続」に慣れている人と、そうではない人との間に生じる情報格差を無くすため、スマホ教室・パソコン教室等の定期的な開催やデジタルに不慣れな方へのサポートを実施するなど、全ての住民がデジタルの恩恵を受けることができる町を目指します。

役割分担

	住民の役割	●マイナンバーカードの交付を受け、それを活用した行政サービスを利用します。 ●デジタル技術の活用によりオンライン化された、利便性の高い行政サービスを利用します。
	地域の役割	●デジタル技術の活用によりオンライン化された、利便性の高い行政サービスを利用するとともに、地域で普及啓発に努めます。
	団体、事業者の役割	●マイナンバーカードやデジタル技術を活用した行政サービスについて事業者の視点から提案します。

具体的施策6 行政経営

関連する条例・分野別計画等

王寺町中期財政計画／王寺町人財（材）育成戦略／王寺町公共施設等
総合管理計画

目指す姿

柔軟で健全な行政経営の展開

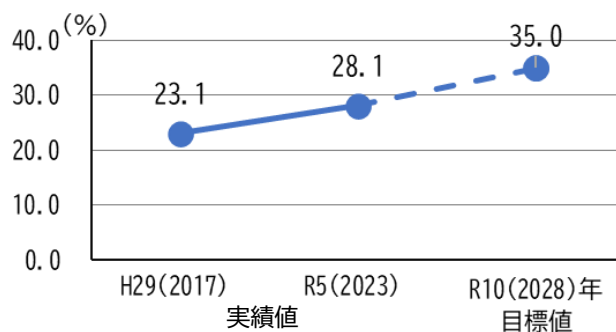
少子高齢化、生産年齢人口の減少が進む中、積極的に歳入の確保や行政改革に取り組みながら、多様化する住民ニーズに、柔軟かつ迅速に対応できる健全で持続可能な行財政運営を行っています。

重要業績評価指標（KPI）

◆KPI 6-1

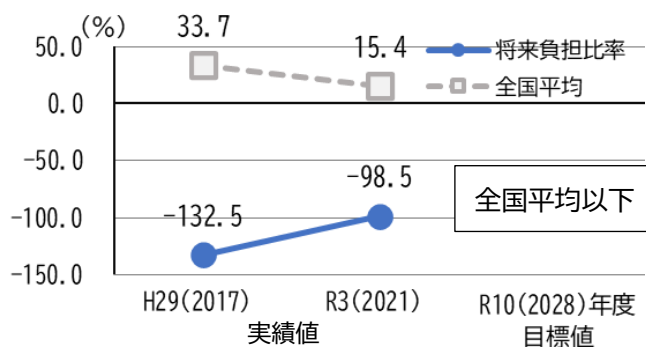
行財政運営に関する満足度

（住民アンケート調査で「行財政運営」について、
「とても満足している」「ある程度満足している」
と回答した人の割合）



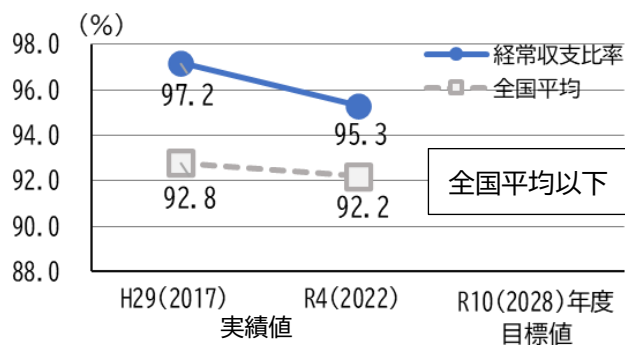
・6-1 補助指標

将来負担比率 ※



◆KPI 6-2

経常収支比率 ※



※数値が低い方が良くなる指標です

現状と課題

●健全な財政運営

王寺町ではインターネット広告等の活用など「ふるさと納税」を推進し令和4（2022）年度には寄附額が6千万円を超えました。また、令和2（2020）年度の税制改正により企業が利用しやすくなった「企業版ふるさと納税」は、令和4年度には5社から計855万円の寄附金を受け入れました。

令和4（2022）年度における王寺町の経常収支比率は95.3%と、全国平均の92.2%を上回り、財政構造が硬直した状態となっています。そのため、スクラップ・アンド・ビルドによる事業の見直しや経常経費の不断の見直しが必要となっています。

●計画的な行政運営

少子高齢化、人口減少等の社会環境の変化や、多様化・高度化する行政需要に的確に対応するために、職員の能力向上や時代のニーズに柔軟に対応できる機能的な組織運営が求められています。また、総合計画や財政計画、公共施設等総合管理計画の適正な進行管理のもと、持続可能な自治体経営が課題となっています。

具体的な取組

◆ 健全な財政運営の推進

・自主財源の確保

観光振興を核とした町のにぎわい創出により歳入の根幹である税収の確保につなげるとともに、ふるさと納税の拡充や町有財産の有効活用等により、多角的な財源の確保を図ります。

・計画的な財政運営

生産年齢人口の減少による税収の減少や社会保障費の増加が見込まれる中、事業の重点化や優先順位を明確にした中期財政計画を定期的に見直し、健全で安定的な財政を堅持します。また、公会計システムに基づく財務諸表を生かし、中長期的な予算編成や町有財産の維持更新等に活用します。

・「公共施設等総合管理計画」の実行

「公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の適切な長寿命化対策等を推進し、事後保全から予防保全への転換を図りながらトータルコストの削減と平準化を図ります。受益者負担の適正化や広域での公共施設の相互利用のあり方、包括管理委託の導入等について引き続き研究・検討を行います。また、余剰となる土地・建物については、災害時の避難所など必要な機能を確保しつつ、民間への売却も選択肢のひとつとして、子育て施設、観光関連施設、公園としての整備等、場所に応じた効果的な活用を検討します。

◆ 計画的な行政運営の推進

・ 総合計画の進捗管理

各施策の成果指標の達成度を評価することにより、P D C Aサイクル（計画・実施・評価・改善）を確立し、適正な進行管理を行うことで取組を実効性のあるものとします。

・ デジタル技術の活用

電子決裁の導入による事務処理の電子化やA I技術を活用したデータ入力、文書作成等、内部事務のD X化による効率化を推進することにより、経常経費の削減を図ります。また、D Xにより集約された情報の活用、データ分析等を進め、住民サービスの向上を図ります。

・ 職員の育成

職員一人一人を適切に評価し職員の能力開発や人事管理を効果的に進めるため人事評価制度の見直しを行います。また、職階に応じた職員研修の充実を図り職員の主体的な能力開発を支援します。

・ 働きやすい環境整備

職員が心の健康の保持・増進を図り、能力を十分発揮できる環境整備を進めます。また、ハラスメントの防止を徹底することで、良好な職務環境の維持に努めます。

役割分担

	住民の役割	●町の施策や財政状況に関心を持ちます。 ●健全な財政運営のための施策に関心を持ち、理解を深め、積極的に意見を述べます。
	地域の役割	●補助金等に依存することなく自立した団体運営を行います。 ●町全体の状況を見据え、地域の課題に合った地域組織の運営を行うとともに、地域間の調整を行います。
	団体、事業者の役割	●事業者の視点から効率的・効果的な施策を提案します。 ●ふるさと納税を呼びかけます。 ●企業版ふるさと納税に協力します。

具体的施策 7 広域連携

関連する条例・分野別計画等

王寺町地域防災計画／王寺町公共施設等総合管理計画

目指す姿

広域的な行政課題を他の自治体と連携し解決できるまち

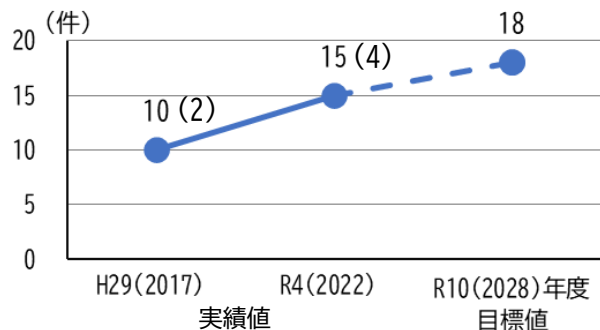
広域的な行政課題について、県や近隣の自治体等と課題に応じた連携協力により効率的・効果的に行政サービスを提供しています。

重要業績評価指標（KPI）

◆KPI 7-1

市町村間の広域連携によって進めた
事業数〔累計〕

※（ ）内は防災協定締結数



現状と課題

●近隣自治体や関係機関等との連携

災害時における相互応援協定の締結、広域観光ルートの形成等、各地域における課題を効率的・効果的に解決するため自治体間連携を進めることが重要です。

王寺町は、大阪府柏原市・河内長野市・熊取町、滋賀県湖南市と災害時応援協定を締結しています。また、西和5町と連携協約を締結し、令和2(2020)年1月に西和地域病児保育室「いちごルーム」を開設しました。令和3(2021)年度には聖徳太子ゆかりの大和郡山市、生駒郡の近隣6市町と2企業が連携して観光客誘致に取り組む「WEST NARA広域観光推進協議会」を発足しました。また、「葛城修験(※)」が令和2(2020)年度に日本遺産認定を受けたことにより、和歌山県・大阪府・奈良県内の構成自治体が情報発信や観光誘客で連携する「葛城修験日本遺産活用推進協議会」を設立しました。

※葛城修験：和歌山～大阪～奈良の境にそびえる峰々は、修験道の開祖といわれる役行者がはじめて修行を積んだ地とされており「葛城修験」と呼ばれている。王寺町からは、「明神山水神社」が「葛城修験」の最後の経塚(満願の地)として、日本遺産の構成文化財に組み込まれている。

さらに、令和5(2023)年度から鉄道遺構など近代化遺産の価値や魅力を普及するための活動を行う「全国近代化遺産活用連絡協議会」に加盟し、令和5(2023)年7月には同協議会の全国大会が王寺町で開催されました。

●大学・民間事業者等との連携

王寺町では奈良県立大学・奈良学園大学・奈良芸術短期大学・奈良大学・大阪産業大学・奈良女子大学の6つの大学や、学校法人西大和学園、王寺工業高等学校の他、ホテルや金融機関等と連携協定を締結

し、まちのにぎわい創出イベントへの協力や町民ワークショップの運営支援、町産オリーブの活用PRなど、地域活性化に向けた取組を行っています。

また、町内にある「特別養護老人ホームてんとう虫」を福祉避難所として活用させていただくため、社会福祉法人博寿会と「災害時における福祉避難所施設利用に関する協定」を締結しています。

地方創生に向けて取り組むさまざまな事業等において、地域独自の魅力向上や課題解決のため、より一層、大学・高等学校、金融機関等との連携のもと、人的・知的資源の交流を深める必要があります。

具体的な取組

◆ 近隣自治体や関係機関等との連携の推進

・奈良県との連携

奈良県との「まちづくりに関する連携協定」に基づく、王寺駅周辺地区のまちづくりの計画立案、事業化を推進します。また、県と市町村の連携・協働のもと、水道事業の広域化等、地域の重要課題の解決に向けて、より強固な連携を推進します。また、奈良県が構築・提供を予定している奈良スーパーアプリ(情報連携基盤)を活用した情報発信及び施設予約、各種申請のデジタル化を推進し住民の利便性向上を図ります。

・公共施設の相互利用の検討

近隣市町との公共施設(文化施設、スポーツ施設)の相互利用の実証実験の結果をもとに、より効果的な実施に向けた検討を行います。

・行政課題に応じた連携協力

互いの団体が持つ特性を生かしながら交流を深め、相互の地域活性化や安全・安心の確保を図るため、観光事業における交流や災害時における相互援助の防災協定の締結を行うと同時に、国の広域連携にかかる制度も見極めながら、さまざまな行政課題に応じた連携協力を推進します。

◆ 大学・民間事業者等との連携の推進

・大学、高等学校や金融機関との連携

地域の課題解決に向けた研究や教育、社会貢献に取り組む大学・高等学校、金融機関等との連携を推進します。

・「WEST NARA広域観光推進協議会」のエリア拡大

1市5町(大和郡山市・平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・王寺町)で構成するWEST NARA広域観光推進協議会のエリア拡大を図り、聖徳太子などをテーマとした広域観光誘客を図ります。

役割分担



住民の役割

- 広域連携について関心を持ち、理解を深めます。
- 公共施設の相互利用等を積極的に活用します。

地域の役割

- 広域連携について関心を持ち、理解を深めます。
- 町外の地域との交流を積極的に推進します。

団体、事業者
の役割

- 専門的な知識・技術の提供、知的・人的資源等の有効活用により、まちの課題解決に貢献します。

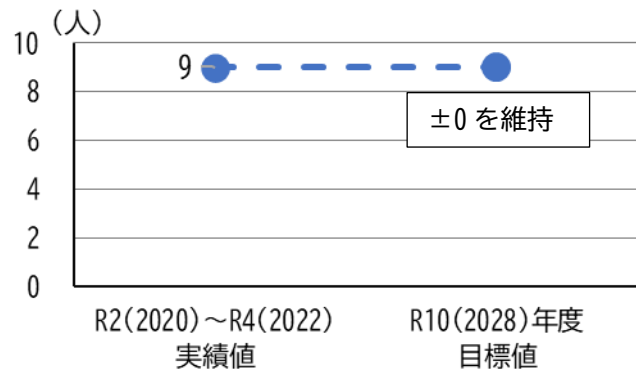
2 快適で暮らしやすいまちづくり

都市基盤の整備、環境や景観への配慮により、快適に暮らし続けられる町をつくる

数値目標

◇数値目標2(1)

人口の社会増(転入者数－転出者数)
[累計]



基本的方向4 都市基盤の充実

- 具体的施策 8 土地利用
- 具体的施策 9 住宅環境
- 具体的施策 10 上下水道

基本的方向5 交通ネットワークの整備

- 具体的施策 11 道路
- 具体的施策 12 公共交通

基本的方向6 環境への配慮

- 具体的施策 13 環境保全
- 具体的施策 14 循環型社会

基本的方向7 水と緑の保全と創出

- 具体的施策 15 都市景観

具体的施策8 土地利用

関連する条例・分野別計画等

王寺町都市計画マスタープラン／王寺町立地適正化計画／王寺駅周辺地区まちづくり基本構想／王寺駅周辺地区（駅北エリア）まちづくり基本計画

目指す姿

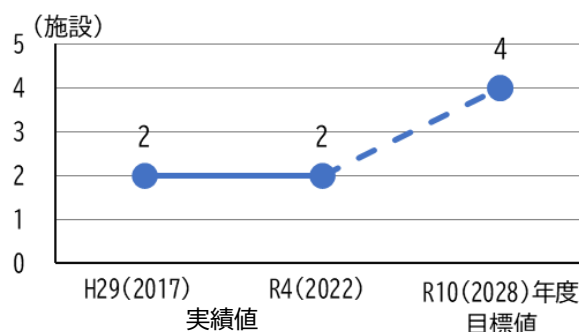
都市機能の適切な誘導による中心市街地の活性化

都市機能を適切に誘導することにより、にぎわいのある中心拠点、身近な自然環境、ゆとりある居住環境のそれぞれの魅力がバランスよく発揮されているまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

◆KPI 8-1

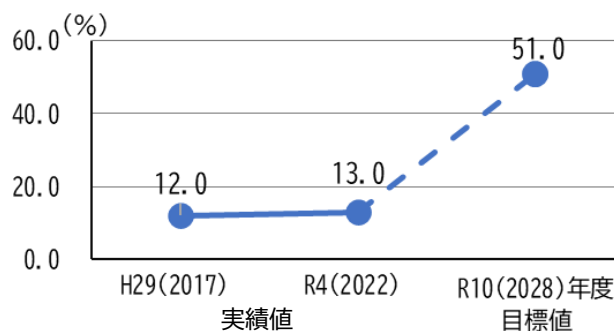
「王寺町立地適正化計画」において王寺駅周辺区域に立地誘導を図っている生活利便施設（※）数



※生活利便施設：「王寺町立地適正化計画」において王寺駅周辺区域に立地誘導を図っている生活利便施設：産婦人科を有し救急夜間診療が可能な総合病院(概ね 200 床以上)及び店舗面積が 1,500 m²以上の食料品を扱う店舗

◆KPI 8-2

町東部の市街化調整区域のうち、都市的な土地利用の割合



現状と課題

●計画的な土地利用

平成 30(2018)年 3 月に、目標年次を令和 22(2040)年とする王寺町都市計画マスタープラン及び王寺町立地適正化計画を策定しました。これに基づき都市機能や居住を適切に誘導し計画的な土地利用を進め、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な生活利便施設が住まいの身近に存在するまちづくりを推進することが求められます。

●王寺駅周辺の土地利用

王寺駅北側では平成16(2004)年に再開発事業が完了しましたが、事業の対象ではない地域は、依然住宅が密集し道路が狭隘であるため、防災上の観点から道路空間の確保や住宅の耐震化が必要です。

令和4(2022)年度には、王寺駅周辺地区まちづくり基本構想のうち、王寺駅北エリアにおける基本構想の実現に向けて取り組む事業等を示した、「王寺駅周辺地区(駅北エリア)まちづくり基本計画」を策定しました。今後は、この計画に基づき、道路整備や土地利用の誘導による防災機能の強化等に取り組む必要があります。

また、王寺駅南側では昭和61(1986)年に土地区画整理事業が完了しましたが、交通量の増加など環境の変化に伴って、駅前ロータリーにおける交通渋滞や送迎車用スペースの不足等の課題が生じており、再整備が必要です。

王寺駅南駅前広場の整備をはじめとする、王寺駅南エリアのまちづくりについて、現在、「王寺駅周辺地区(駅南エリア)まちづくり基本計画」の策定に向けて取り組んでいるところです。

今後は活力あふれる西和地域の拠点都市を目指して、「王寺駅周辺地区まちづくり基本構想」に示すまちづくりを具体化することで、王寺駅周辺地区を中心に土地の高度利用を促進し、都市機能の集積を図ることが必要です。

●畠田1・2丁目における市街化調整区域の土地利用

主要地方道桜井田原本王寺線沿道を中心とした、畠田1・2丁目(牧代)の市街化調整区域において、産業振興や雇用の確保のため、市街化区域への編入と事業所の誘致についての検討が必要です。

●畠田駅周辺の土地利用

畠田駅は、国道168号からのアクセス道路が狭隘であり歩道も未整備であるため車両と歩行者が輻輳し安全が十分に確保されていません。また、駅前に広場がないことから、車両のUターンが困難で駅への送迎車による渋滞が発生しています。そのため、アクセス道路の整備及びバスターミナル、送迎車用スペース等を備えた駅前広場を整備することが必要です。

●公共施設跡地利用

令和4(2022)年4月に南北2校の義務教育学校が開校したことにより、王寺小学校と王寺北小学校の2校が廃校となり、園区の見直しにより、王寺幼稚園が廃園となりました。また、第1浄水場や舟戸町営プール等についても、適切な跡地利用の検討が必要です。

具体的な取組

◆ 王寺駅周辺の土地利用・高度利用

「王寺駅周辺地区まちづくり基本構想」に掲げる、西和地域の中核となる拠点機能の強化をコンセプトに、駅北エリアでは防災機能の強化と魅力の向上を目標とし、「王寺駅周辺地区(駅北エリア)まちづくり基本計画」に基づき、狭隘道路の解消に向けた道路整備や土地利用の誘導による防災機能の強化、中央公民館跡地などの活用によるにぎわいの創出等に取り組めます。

また、駅南エリアでは、「王寺駅周辺地区(駅南エリア)まちづくり基本計画」に基づき、王寺駅南駅前広場の整備をはじめとする、民間活力を生かした拠点機能の集約・向上に取り組みます。

◆ 畠田駅周辺地区の整備

畠田駅前広場を整備し、歩道を設置することで、交通弱者である子どもや高齢者等の安全を確保します。また、送迎車用のスペースを整備することで車両の通行をスムーズにし、駅前広場の利便性を向上させるとともに、商業施設の誘導を図ります。更に、バスターミナルを整備するとともに、交通事業者と連携し、畠田駅を起点とした周辺観光施設等へのバス路線の新設に取り組みます。

また、主要地方道桜井田原本王寺線沿道を中心とした、畠田1・2丁目(牧代)の市街化調整区域では、産業振興や雇用の確保を図るため市街化区域への編入及び事業所の誘致を進めます。

◆ 公共施設跡地利用

・ 旧小学校跡地の整備

南北2校の義務教育学校の開校により閉校となった2つの小学校の校舎の解体(除却)を進め、防災広場機能を核とした整備を行います。旧王寺小学校跡地については、埋蔵文化財の包蔵地に指定されているため、発掘調査を行う必要があり、出土した文化財等を展示する施設を整備するとともに役場庁舎の移転候補地としてあり方を検討します。

・ 地域ニーズに即した公園ストックの再編

(舟戸児童公園(舟戸プールを含む)、旧王寺北小学校跡地、第1浄水場跡地、旧中央公民館跡地、大和川ふれあい広場)にぎわいの創出や地域の子育て支援など地域のニーズを汲み上げ、公共施設の跡地等について、機能分担を考慮した再整備を行います。

役割分担

	住民の役割	●まちづくりに関心を持ち、パブリックコメント等を通して町へ意見を伝えます。 ●秩序を保ちながら、土地を有効に活用します。
	地域の役割	●地域全体のまちづくりについて、関心を持ち、地域で考え主体的に行動に移します。
	団体、事業者の役割	●事業活動において、土地を有効に活用します。 ●周辺住民との合意形成に基づいて開発等を行います。



具体的施策9 住宅環境

関連する条例・分野別計画等

王寺町耐震改修促進計画／王寺町空家等対策計画／王寺町空家等対策の推進に関する条例／王寺町公共施設等総合管理計画／王寺町営桃山住宅長寿命化計画

目指す姿

良質な住まいに安心して住み続けられるまち

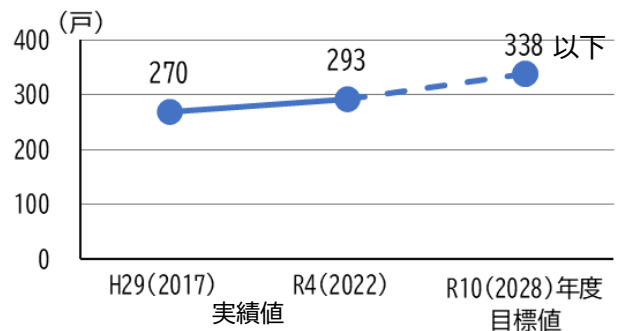
多様なライフスタイルに合った住宅環境の整備と、住宅の品質や性能の維持・向上により良質な住宅ストックの形成及び活用が図られています。また、リノベーションを施すなどして適切に改修し、管理された住宅が流通し、危険な空き家のない安全で安心して暮らせるまちになっています。また、公的賃貸住宅によって、すべての住民が健康で文化的な住生活を営んでいます。

重要業績評価指標（KPI）

◆KPI 9-1

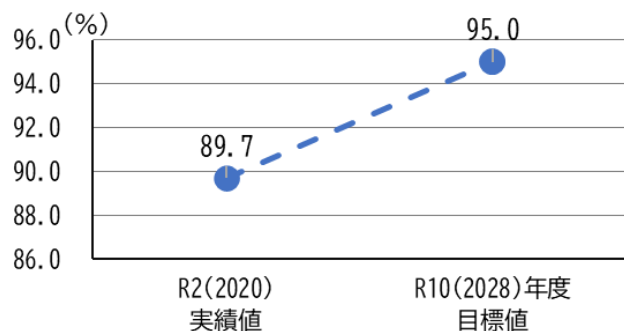
戸建て空き家の数 ※

※数値が低い方が良くなる指標です



◆KPI 9-2

住宅の耐震化率



現状と課題

●良質な住まいの形成

国が行った平成30(2018)年の「住宅・土地統計調査」において、町内の戸建て住宅と集合住宅を合わせた住宅数は11,220戸で、平成20(2008)年からの10年間で980戸(9.6%)増加しています。そのうち空き家は1,420戸、住宅全体の12.7%で、空き家率は全国平均(13.6%)、奈良県平均(14.1%)を下回っています。

外観調査等により町が実施した令和3(2021)年度空家等実態把握調査では、町内の空き家は、300戸あり、平成30(2018)年度調査の270戸から増加しています。今後は急速な高齢化の進行により人口構造が大きく変化していくことが見込まれることから、令和4(2022)年4月に改定した「王寺町空家等対策計画」

に基づき、個別の空家等がもたらす問題の解決だけでなく、社会の動向を踏まえ、町全体の住環境を見据えた効果的な空家等対策を実施することが必要です。

住宅・土地統計調査を基にした、令和2(2020)年における推計結果では、町内で耐震性を有していない住宅の割合は10.3%となっています。今後30年以内の南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中、大地震の発生による被害を軽減するために、住宅・建築物の耐震化を進めることが喫緊の課題です。住宅・建築物の所有者等に対する防災意識の醸成と建築物の耐震化の普及啓発、また、所有者等の負担軽減のための支援制度など、引き続き耐震化の促進に資する施策の継続が必要です。

●公営住宅の維持・管理

王寺町営桃山住宅は、これまで「桃山住宅長寿命化計画」(平成24(2012)年度～令和3(2021)年度)に基づき、結露対策工事や屋根改修工事を実施してきました。今後は、新たな長寿命化計画(令和4(2022)年度～令和13(2031)年度)に基づき、計画的な改修と適正な維持・管理が必要です。

また、王寺町営大田口住宅は、老朽化に伴い維持管理経費が増加しており、今後抜本的な大規模改修や存廃も含めた検討が必要となります。

具体的な取組

◆ 良質な住まいの形成

・安全で良質な住宅ストックの形成

耐震性が確保された住宅ストックの形成を促進するため、引き続き住宅・建築物の所有者等に対して、防災意識の醸成と建築物の耐震化の普及啓発を図るとともに、耐震性が不足している空き家を除却した場合に土地の固定資産税を一定期間減免するなど、所有者等の負担軽減のための制度拡充や創設等、耐震化の促進に必要な施策を検討・実施します。

また、住宅のバリアフリー設備や、ユニバーサルデザインを導入する際に利用できる国の補助制度について案内を行うとともに、建物の断熱化や太陽光発電設置の促進等、既存住宅の省エネルギーに関する情報提供を行います。

・「王寺町空家等対策計画」に基づいた取組

空家等の発生予防の推進、所有者による空家等の適正管理の促進、空家等の流通・利活用の促進など、「王寺町空家等対策計画」に基づいた取組を継続します。また、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正に基づき、管理不全空家(※)等への対策の強化を図ります。

※管理不全空家：放置すれば「特定空家(※※)」になるおそれのある空家のこと。

※※特定空家：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家。

・中古住宅の流通

「全国版空き家・空き地バンク」を活用して中古住宅の流通を推進するとともに、国や事業者による中古住宅の流通に関するセミナー等へ積極的に参加し、情報収集を図ります。また、空き

家購入者に対するリフォーム費用の補助制度の創設を検討するなど、さらなる空き家の流通・利活用の促進を図ります。

◆ 公営住宅の適正な維持・管理

・「王寺町営桃山住宅」の維持・管理

令和４（２０２２）年２月に策定した王寺町営桃山住宅長寿命化計画に基づき、生活インフラとして上水道の安定供給を維持するための高架水槽改修工事、若者世帯や高齢者世帯のニーズに合わせた修繕・改修を行います。

・「王寺町営大田口住宅」の管理

公営住宅法に基づいて家賃の適正化を検討するとともに、存廃を含めた研究を行います。

役割分担

	住民の役割	●耐震をはじめとした住宅の性能について理解を深めます。 ●耐震住宅の建築及び耐震改修を行います。 ●空き家を含めた住宅の適正な管理に努めます。
	地域の役割	●住宅の耐震について理解を深め、地域で普及啓発に努めます。 ●空き家の実態把握や利活用に協力します。
	団体、事業者の役割	●住宅に関する専門知識や生活情報を提供します。 ●住宅のバリアフリー化や省エネ化に関する情報を提供します。

具体的施策 10 上下水道

関連する条例・分野別計画等

王寺町公共施設等総合管理計画／王寺町管路更新計画／王寺町公共下水道施設ストックマネジメント計画

目指す姿

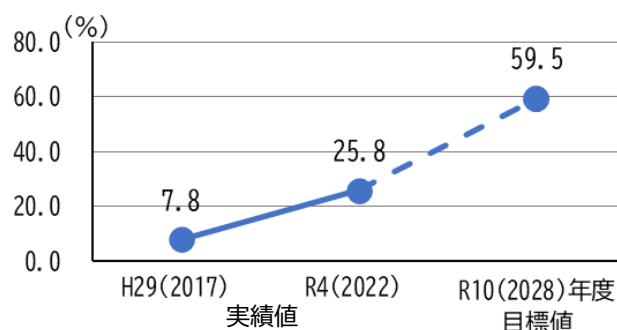
上下水道の更なる整備によって生活環境が整ったまち

水道水の継続的な安定供給のため、県域における水道事業の広域化が実現されています。また、今後増加する老朽化施設への改築・更新や維持管理を踏まえた効率的、効果的な対策と水洗化の推進を図ることで、生活環境が向上しています。

重要業績評価指標（KPI）

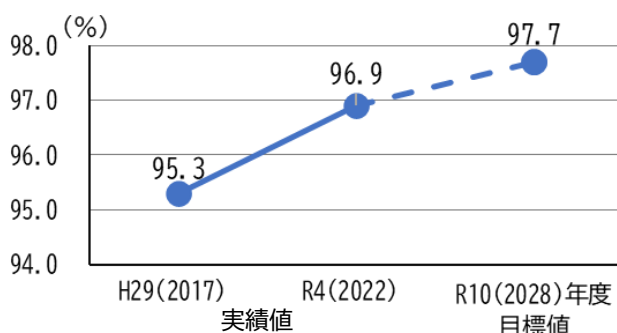
◆KPI 10-1

管の直径 250mm 以上の基幹配水管路の
耐震化率



◆KPI 10-2

下水道水洗化率



現状と課題

●水道水の安定供給

平成 30(2018)年 1 月から町内全域を県営水道 100%に配水転換したことにより、旧第一浄水場廃止後の深井戸(8か所)について、周辺の地下水の状況を定期的に調査するなど地下水の管理を行っています。

また、令和 7(2025)年度からの県内上水道事業の統合による県域水道一体化を進めるため、令和 5 年(2023)年 4 月に奈良県広域水道企業団設立準備協議会が設立され、統合に向けた協議を行っています。事業統合により王寺町水道事業が保有する資産等は、県域水道一体化(企業団)に引き継ぐこととなります。事業統合に向けて、「王寺町管路更新計画(平成 25(2013)年度策定)」に基づく老朽配水管の更新を実施しています。

今後も将来にわたって安定的に水道水を供給していくため、引き続き水道事業の健全で持続可能な経営を目指した取組が求められます。

●下水道事業

王寺町の下水道は、令和5(2023)4月から地方公営企業法の全部を適用し、地方公営企業会計へ移行し下水道事業の運営を行っています。令和5(2023)年3月末で、普及率97.52%、水洗化率96.87%となっており、全国、また県内市町村と比較しても高い水準にあります。今後も水洗化率の向上に向けた啓発が必要です。

将来にわたって安定的に下水道サービスを提供していくため、令和3(2021)年3月に王寺町下水道事業経営戦略を策定しました。今後、持続可能な下水道事業の運営に向けた取組が求められます。

また、今後確実に進行する下水道施設の老朽化に対応するため、令和4(2022)年度に策定した「王寺町下水道施設ストックマネジメント計画」に基づいて、中・長期的な施設の状態を予測しながら維持管理や改築・修繕を一体的に捉え、計画的かつ効率的に管理することと合わせて、改築・更新や維持管理に必要な費用を考慮した下水道使用料の見直しが必要です。

具体的な取組

◆ 水道水の安定供給

・ 広域化の実施

令和7(2025)年4月からの県域水道一体化の実施に向けて協議を進めます。事業統合後も計画的に老朽管更新事業を実施できるよう働きかけるとともに、広域化によるスケールメリットを活かした経営基盤の強化や水道水の安定供給を図ります。

・ 老朽配水管の更新

「王寺町管路更新計画」に基づいて、布設後40年以上経過している老朽配水管のうち、管の直径が250mm以上の基幹配水管路を優先して計画的に更新事業を実施します。また、今後、耐用年数に到達する配水管についても順次更新を行います。

・ 旧第一浄水場跡地利用

旧第一浄水場施設の解体後の跡地利用について、土地の形状を生かした児童公園整備の検討を行います。

◆ 下水道事業

・ 水洗化率向上のための啓発活動

広報紙や町公式サイト等を通じた水洗化に関する啓発のほか、下水道への未接続者に対する戸別訪問を引き続き実施します。

・ 下水道施設の計画的な維持管理、更新

「王寺町下水道施設ストックマネジメント計画」に基づき、本町総合ポンプ場における老朽化した汚水及び雨水機械設備や汚水管路の更新等、計画的に設備の維持管理、更新を実施します。

・下水道供用開始区域の拡大

市街化調整区域における商業施設や事業所の進出等の都市的な土地利用を見据え、下水道供用開始区域の拡大を検討します。

・下水道使用料の見直し

処理原価と使用料単価のバランスと、「王寺町下水道施設ストックマネジメント計画」に基づいた今後の維持管理及び更新に必要な費用を考慮し、水道料金の見直しに合わせて下水道使用料の見直しを検討します。

・内水出水浸水想定区域の指定

想定最大規模降雨による放流先の河川の水位上昇等に伴い、排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合における浸水が想定される区域を指定します。

役割分担

	住民の役割	●ライフラインとしての水の大切さを理解し、日頃から節水を心がけます。 ●下水道供用開始区域では、速やかに公共下水道への接続を行います。
	地域の役割	●下水道供用開始区域における公共下水道への接続について啓発を行います。 ●ライフラインとしての水の大切さを理解し、日頃から節水に努めます。
	団体、事業者の役割	●施設の適切な維持管理を行うことで、排水の水質基準を遵守します。



具体的施策 11 道路

関連する条例・分野別計画等

王寺町都市計画マスタープラン／王寺駅周辺地区まちづくり基本構想／王寺駅周辺地区（駅北エリア）まちづくり基本計画／王寺町橋梁長寿命化修繕計画

目指す姿

人にやさしい交通施策の展開により円滑に移動できるまち

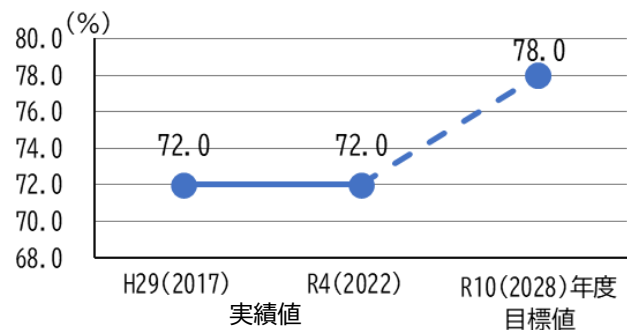
リニア中央新幹線・奈良市附近駅からのアクセス道路としての国道 25 号と、西名阪自動車道香芝インターチェンジからのアクセス道路としての国道 168 号は、奈良県西部の「骨格幹線道路ネットワーク」を構成しており、4 車線改良整備事業が着実に進んでいます。

また、災害発生時等に緊急車両が支障なく通行することができるよう、町道の計画的な改良が進んでいます。

重要業績評価指標（KPI）

◆KPI 11-1

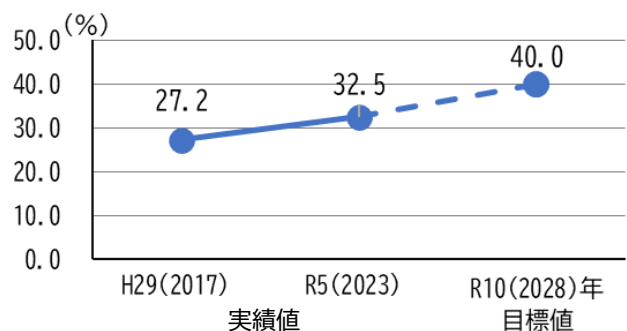
都市計画道路の整備率



◆KPI 11-2

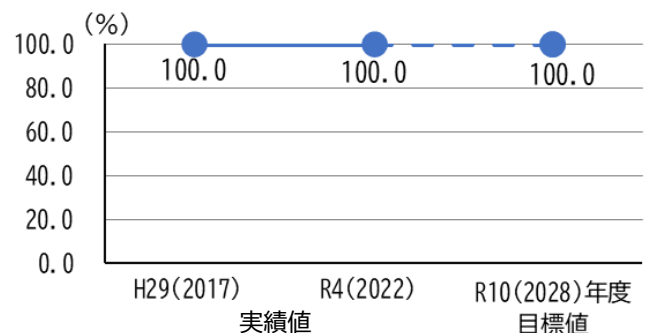
生活道路の整備に関する満足度

（住民アンケート調査で「生活道路の整備」について、「とても満足している」「ある程度満足している」と回答した人の割合）



・11-2 補助指標

道路維持補修に関する住民要望対応率



現状と課題

●骨格幹線道路ネットワーク

国道168号の未整備区間は、2車線で幅員も狭く慢性的な渋滞が発生しています。また、歩道も狭隘なため、歩行者の安全が十分に確保されていません。

また、国道25号の三室交差点(斑鳩町)から本町1丁目交差点(王寺町)までの約1.2km区間は渋滞が常態化しています。そのため、王寺町・三郷町・斑鳩町で構成する国道25号改良促進三町協議会において、国及び奈良県への「4車線整備の新規事業化」等の要望活動を行い、渋滞の解消に向けて取り組んでいます。

●計画的な道路整備と維持管理

畠田駅は、国道168号からのアクセス道路が狭隘であり歩道も未整備であるため車両と歩行者が輻輳し安全が十分に確保されていません。また、駅前に広場がないことから、車両のUターンが困難で駅への送迎車による渋滞が発生しています。そのため、アクセス道路の整備及びバスターミナル、送迎車用スペース等を備えた駅前広場を整備することが必要です。

久度地区や舟戸地区の住宅密集地は、道路が狭隘で、火災や地震をはじめとした災害発生時等に緊急車両の進入が困難な状態であるため、計画的に道路整備を行っていく必要があります。令和4年6月に策定した「王寺駅周辺地区(駅北エリア)まちづくり基本計画」に基づき、防災機能の強化等を目的とした道路整備を行う必要があります。

また、町道において、老朽化により通行時の安全性や快適性を確保できていない箇所については、計画的に補修等の改良工事を行っていく必要があります。

町が管理する橋梁21橋については、令和2(2020)年度に策定した「王寺町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に補強・改修に取り組む必要があります。

具体的な取組

◆ 骨格幹線道路ネットワークの整備促進

・ 国道25号の道路改良整備

国道25号の三室交差点(斑鳩町)から本町1丁目交差点(王寺町)までの約1.2km区間における、恒常的な渋滞の把握・原因分析、西和地域のまちづくりを踏まえた「4車線整備の新規事業化」を含む抜本的な渋滞対策の早期検討やこれらに必要な道路予算の確保について、引き続き国道25号改良促進三町協議会を通じて、国及び奈良県に対し強く要望します。

・ 国道168号の道路改良整備

国道168号は、奈良県における南北の主要幹線道路であるとともに、西名阪自動車道香芝インターチェンジとの結節道路でもあるため、渋滞対策や歩道整備等の機能強化が重要です。そのため、奈良県と協力して本町4丁目交差点以南の4車線化及び歩道の改良整備について早期の実現を目指します。

・町内における県道の整備促進

奈良県と協力して、主要地方道桜井田原本王寺線の改良促進及び元町畠田線の早期供用開始を目指します。

・舟戸山地区における道路改良

舟戸山地区では、道路が狭隘であるとともに地区内の道路ネットワークが脆弱なため、道路改良を行い、地区内道路の安全性・利便性を向上していきます。

◆ 計画的な道路整備と維持管理

・畠田駅前道路環境整備

歩行者の安全確保や、車両のスムーズな通行のため、畠田駅から国道 168 号へのアクセス道路及び畠田駅前広場の整備を行います。

・王寺駅北エリアの道路整備

「王寺駅周辺地区（駅北エリア）まちづくり基本計画」に基づき、緊急車両の進入困難な狭隘道路の解消などを目的として、計画的に道路整備を行います。

・町道の維持管理

町道を通行する際の安全性や快適性を確保するため、補修等の改良工事を計画的に実施します。

・橋梁の維持管理

「王寺町橋梁長寿命化修繕計画」及び 5 年に 1 回の定期点検結果に基づいて、計画的に補強・補修を実施します。補強・補修を実施するにあたっては橋梁の損傷が軽微な段階で実施する予防保全措置を行うことで維持管理費用の削減に努めます。特に久度大橋の補強・補修にあたっては、「王寺駅周辺地区まちづくり基本構想」と整合性を図りながら取り組みます。

役割分担

	住民の役割	●道路整備事業に対する理解を深めます。 ●道路の損傷等危険な状況を道路管理者へすみやかに情報提供します。
	地域の役割	●道路整備事業に対する理解を深めます。 ●道路整備事業についての地域における意見を集約し、課題等を行政に伝えます。
	団体、事業者の役割	●道路の損傷等危険な状況を道路管理者へ速やかに情報提供します。



具体的施策 12 公共交通

関連する条例・分野別計画等 王寺町都市計画マスタープラン／奈良県公共交通基本計画／奈良県地域公共交通網形成計画

目指す姿

暮らしてよし訪れてよし、環境に配慮した地域公共交通ネットワークが確立されたまち

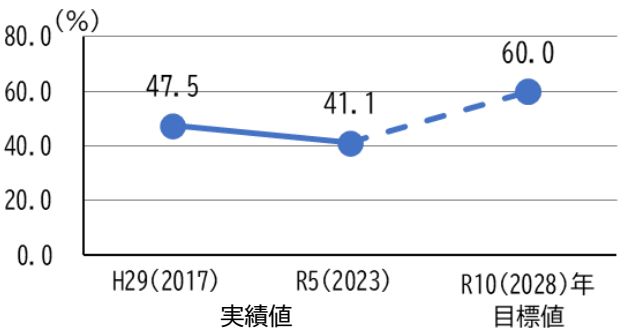
2037 年のリニア中央新幹線・奈良市附近駅の開業に伴う環境の変化を見据え、西和地域の交通の結節点として、地域の住民や観光客にとって利便性の高い公共交通ネットワークが確立されるとともに、環境に配慮した交通基盤の整備が進んでいます。

重要業績評価指標（KPI）

◆KPI 12-1

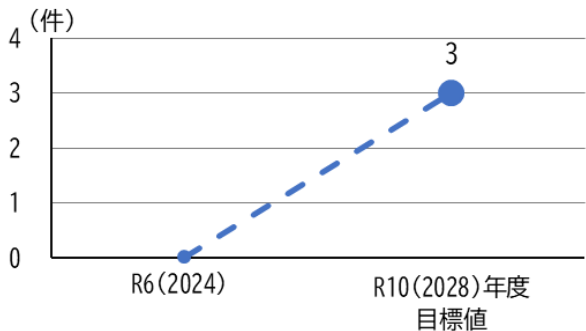
公共交通の整備に関する満足度

（住民アンケート調査で「公共交通の整備」について、「とても満足している」「ある程度満足している」と回答した人の割合）



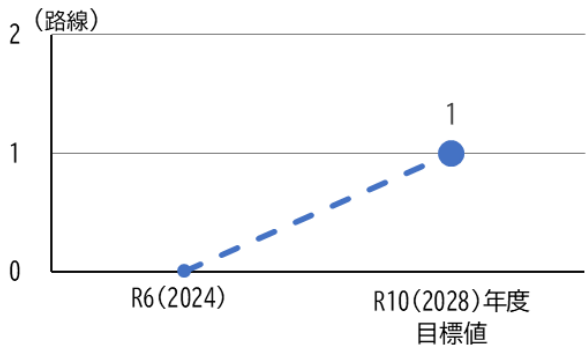
・12-1 補助指標

国道 168 号の拡幅に伴う
新規バス停上屋設置件数〔累計〕



◆KPI 12-2

畠田駅～馬見丘陵公園への
バスの路線数〔累計〕



現状と課題

●公共交通ネットワーク

奈良県内のＪＲ駅で最も乗降客が多く、また西和地域の広域交通の結節点である王寺駅を中心として、鉄道とバスの連携した取組等、交通ネットワークの充実が必要です。また、町内の鉄道駅と西和地域の観光地を結ぶ新たなバス路線の検討が必要です。

さらに 2037 年のリニア中央新幹線全線開通・奈良市附近駅の開業により、品川から王寺まで約 75 分と通勤圏内になることから、それらに対応する公共交通の充実が必要です。

●公共交通の利用環境

高齢者やマイカーを所有していない人の移動手段の確保が課題であるため、自動運転をはじめとした新たな技術への対応を検討することが必要です。美しヶ丘自治会では、令和 4 (2022) 年度からグリーンスローモビリティ(電動乗用カート)による高齢者の移動支援事業に取り組んでいます。

また、駅やバス停について、バリアフリー化等、高齢者や障がい者への対応が必要です。国道 168 号沿いのバス停(王寺駅行き方向)については、待合環境の向上を目的として、拡幅整備に合わせ、ベンチ一体型の上屋の整備が求められています。

さらに、今後増加が予想される外国人観光客が、目的の場所まで円滑に移動することができるよう、利便性の高い案内表示の整備等が必要です。

具体的な取組

◆ 公共交通ネットワークの充実

・新たなバス路線の整備

「奈良県地域公共交通網形成計画(※1)」を踏まえて、畠田駅を起終点とした県立馬見丘陵公園北エリア等へアクセスするための新たなバス路線について関係機関と連携し、整備を検討します。検討にあたっては奈良県地域交通改善協議会(※2)や関係機関及び公共交通機関の運営事業者と連携し、地域交通の利便性の向上と地域の実情に即した交通ネットワークの充実を図ります。

※1 奈良県地域公共交通網形成計画：地域公共交通の現状、問題点や課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、奈良県地域交通改善協議会での協議を経て平成 28(2016)年 3 月に策定された計画。

※2 奈良県地域交通改善協議会：生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域交通による移動手段の確保・維持・改善を図るため、奈良県、国、県内市町村、交通事業者等で構成される、地域交通のあり方や公的支援等に関する連絡・協議・調整等を行う協議会。

◆ 公共交通の利用環境の向上

・鉄道利用者の安全性・利便性の向上

駅舎をはじめとした既存施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用を見据えた改修及び建替えについて、公共交通事業者と協議・検討を進めます。

・外国人観光客の円滑な移動に向けた環境整備

外国人観光客が目的の場所まで円滑に移動することができるよう、サイン表示の多言語化やピクトグラムの使用等、ユニバーサルデザインの採用を図ります。

・将来型の公共交通の研究・推進

高齢者やマイカーを所有していない人が多く住む等、日常生活に移動手段を必要としている地域を検証します。また、急速に進む高齢化に対応した将来型の公共交通（E V化、自動運転化、オンデマンド化、空飛ぶクルマ）の実証実験などについても実施を検討します。

役割分担

	住民の役割	●鉄道やバス等の公共交通機関を利用します。 ●駅周辺へのマイカー乗り入れを自粛します。 ●地球温暖化や環境問題を考え、出来る限りマイカー利用を自粛します。
	地域の役割	●公共交通の改善に向けて、実情を行政に伝えます。 ●行政や事業者と連携し、地域内交通の確保などの地域課題の解決に取り組めます。
	団体、事業者の役割	●公共交通の利便性や重要性を広め、利用を促します。 ●住民のニーズを踏まえたバス路線等について検討します ●将来型の公共交通について研究を行い推進します。



具体的施策 13 環境保全

関連する条例・分野別計画等

王寺町みんなできれいなまちにする条例／王寺町歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例／王寺町都市計画マスタープラン

目指す姿

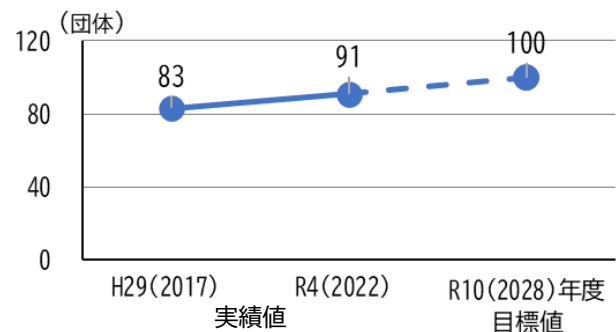
美しく豊かな環境を大切に守り育てるまち

先人から受け継いだすばらしい王寺の環境を更に高めるとともに、保全活用を図り、将来を担う子どもたちに引き継がれています。

重要業績評価指標（KPI）

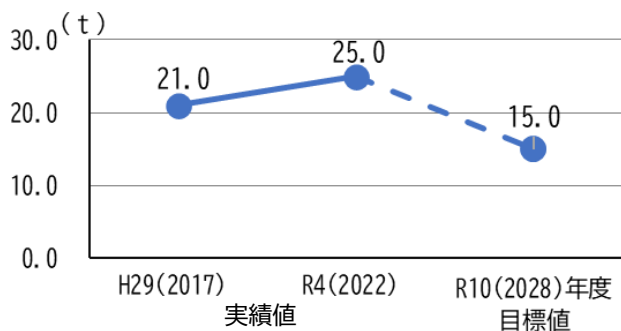
◆KPI 13-1

CCC活動参加団体数



◆KPI 13-2

クリーンキャンペーン1回当たりの産業廃棄物発生量 ※



※数値が低い方が良くなる指標です

現状と課題

●生活環境の保全

まちの環境美化に関して、住民、事業者、行政が協働して、現在及び将来にわたり良好な環境を確保することを目的に「王寺町みんなできれいなまちにする条例」を平成30(2018)年4月に施行しました。平成7(1995)年から実施の自治会や事業者との協働によるクリーンキャンペーンやCCC活動(※)は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止された時期もありましたが、継続して取り組まれています。

※CCC活動：水と緑の町づくり町民運動として、町内の公園等の清掃や除草等を自発的に行う団体(CCC団体)による活動。CCCは、美しい(クリーン)王寺の町を創造(クリエイト)する団体(サークル)の頭文字で、美しいまちを目指して、月1回1時間以上の美化作業を行っている。令和5(2023)年9月末時点で89団体が登録。

環境に対する意識の高揚を目的に、義務教育学校への「環境出前講座」などの環境教育を行っています。これらの取組を通じて、環境問題を正しく理解し、行動の実践につなげるため、引き続き環境教育を推進する必要があります。

「王寺町歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例」を平成30(2018)年1月に施行しました。王寺駅、畠田駅周辺を路上喫煙禁止地区に指定し、喫煙場所を制限するとともに、道路、広場等の公共の場所における歩きたばこを禁止しました。

4市4町(※)で共同設置している「アクアセンター」(し尿処理施設)、河合町・上牧町と共同設置している斎場「静香苑」については、大規模改修等による長寿命化に着手しており、生活様式が多様化する中、需要の変動を考慮しながら、適切な施設運営に取り組んでいます。

※大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、上牧町、王寺町、河合町、広陵町

●自然環境の保全

森林は、さまざまな生き物の生息・生育の場だけにとどまらず、土壌の保全を通じた土砂災害の防止、気候の緩和・調節機能等により住民生活に大きく寄与しています。王寺町は、明神山をはじめとした森林や河川等、豊かな自然環境に恵まれています。明神山は景観保全地区に指定されており、その一部は保安林に指定されています。

自然環境保全エリアの適切な管理が求められるとともに、自然を大切にする機運の醸成が必要です。なお、イノシシ等による農作物などへの被害が見られるため、有害鳥獣への対策が必要です。

具体的な取組

◆生活環境の保全

・美化活動の推進

町独自の取組として実施しているクリーンキャンペーン、CCC活動、自治会による清掃活動への支援を継続するとともに、特定の日や場所を決めて清掃を行う「スポット清掃活動」の定着に取り組めます。また、企業や各種団体、自治会への声かけを通して、新たなCCC活動団体の登録を推進します。

犬の散歩を兼ねたボランティア活動として、子どもたちの登下校の見守りや防犯活動に加え、犬の散歩時のマナー向上の啓発を行う「わんわんパトロール 雪丸隊」への登録を推進します。また、奈良県景観環境総合センターと連携して不法投棄のパトロールを実施するとともに、町独自でもパトロールを行い、不法投棄ゼロを目指します。

・環境教育の推進

町立幼稚園、義務教育学校における「環境出前講座」の開催や、「菜種油採取体験授業」をはじめとした環境教育に引き続き取り組むことで、子どもの頃から環境に対する意識を高めます。また、広報紙等へ環境教育の取組の掲載を通じて周知を図ることで、住民の環境意識を高めます。

・歩きたばこ及び路上喫煙の防止

公共の場所における喫煙マナー及び環境保全意識の向上を目的に制定した「王寺町歩きたばこ及び路上喫煙防止に関する条例」の周知に努めます。特に王寺駅及び畠田駅周辺の路上喫煙禁止区域の周知を強化します。

・火葬施設の維持管理

「静香苑」の火葬設備の長寿命化を図るため、排気設備の更新や火葬炉耐火煉瓦の全面張替え等、大規模改修を計画的に行います。将来的には、施設の管理や運営について指定管理者制度の採用を検討します。

・動物愛護の取組

野良猫の糞尿等の被害防止のため「公益財団法人どうぶつ基金」が実施している「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、自治会等と協力して野良猫の苦情や殺処分をなくす取組を引き続き実施します。また、犬や猫が迷子になった時に飼い主の情報が確認できるマイクロチップ登録制度についても引き続き推進していきます。

◆ 自然環境の保全

・鳥獣等被害の防止

貴重な歴史遺産や自然環境の保全を図るため、イノシシやアライグマ等、地域の農作物等に影響を及ぼす鳥獣の駆除を行います。また、出没場所を可能な限り特定し、罠や檻を設置する等の対策を引き続き実施します。

役割分担

	住民の役割	●町全体で取り組む美化活動へ積極的に参加します。 ●野良猫やイノシシの子どもに餌を与えないなど鳥獣対策に協力します
	地域の役割	●環境保全に関する啓発活動を行います。 ●地域ぐるみで鳥獣対策に取り組めます。 ●身近な自然環境である河川や山林の価値を認識し、町全体で取り組む美化活動へ積極的に参加し、環境保全に取り組めます
	団体、事業者の役割	●町全体で取り組む美化活動や路上喫煙防止に関する取り組みに協力します。

具体的施策 14 循環型社会



関連する条例・分野別計画等

王寺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例／王寺町ごみ減量化プロジェクト／王寺町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）／王寺町地球温暖化対策ビジョン

目指す姿

環境に配慮した循環型社会が形成されたまち

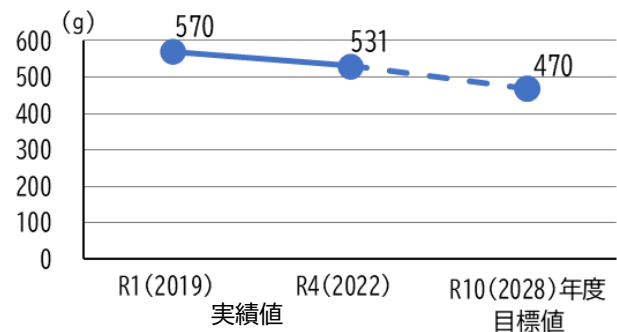
ごみの減量化、資源化が更に進むとともに、太陽光発電等の再生可能エネルギーが広く普及し、持続可能な環境にやさしいまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

◆KPI 14-1

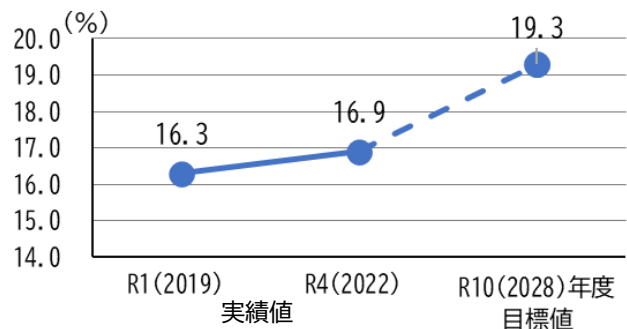
一般家庭における 1 人 1 日当たりの
可燃ごみ排出量 ※

※数値が低い方が良くなる指標です



◆KPI 14-2

ごみのリサイクル率



現状と課題

●ごみの減量化・リサイクル

王寺町では、一般家庭の 1 人 1 日当たりのごみの排出量は年々減少傾向にあり、令和 4 (2022) 年度は 688 g となっています。ごみのリサイクル率は、平成 28 (2016) 年度 14.4 % が令和 4 (2022) 年度は 12.2 % と、どちらも目標値には届かない状況です。

町では、令和 3 (2021) 年 11 月より、家庭から出る可燃ごみの量を令和元年度よりマイナス 100 g を目指す「ごみ減量化・分別プロジェクト」を推進しており、雑紙回収袋の配布や資源ごみ回収ステーションを設置したことで、令和 4 (2022) 年度実績はマイナス 40 g と効果が出ています。引き続き、分別の徹底や「5 R」の取組を啓発するだけでなく、ごみの分別数の見直し等の検討が必要です。

令和４（２０２２）年４月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、市町村でのプラスチックの分別収集が努力義務化されました。町では、白色食品トレーを除き、プラスチックごみを燃えるごみとして収集し焼却していますが、効率的な回収、リサイクルの枠組みについて研究に取り組む必要があります。

●持続可能なごみ処理

香芝市と共同設置している香芝・王寺環境施設組合のごみ処理施設「美濃園」については、熱エネルギーが再利用できる最新の設備を完備した新ごみ処理施設への更新を図る事業を進めており、令和６年９月に供用開始予定です。新ごみ処理施設完成後は、旧施設の解体工事に着手しますが、解体後の土地利用について検討する必要があります。

●地球温暖化防止への対策

全国の地方自治体では、国に先行し、脱炭素社会への移行に関する条例の制定や、ＣＯ₂を出さないエネルギーの導入を促進する計画の策定等、地球温暖化防止に向けた取組を推進しています。町では、令和５（２０２３）年４月に王寺町役場の事務事業で排出されるＣＯ₂排出量の削減目標と施策を定めた「王寺町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。今後は王寺町の区域全体において、再生可能エネルギーの利用促進等、ＣＯ₂削減に向けた取組を更に進める必要があります。

具体的な取組

◆ ごみの減量化・リサイクルの推進

・ごみ減量化・リサイクルの推進

家庭から出る可燃ごみ１人１日当たりの量マイナス１００ｇをめざして、雑紙回収袋の配布や町内４か所に資源ごみ回収ステーションを設置するなど「ごみ減量化・分別プロジェクト」を引き続き推進します。また、資源ごみ回収ステーションの増設を検討するほか、家庭や地域でのごみ分別ルールの徹底や減量効果の高い「生ごみの水切り」などの取組について、広報紙やホームページで啓発します。

・再生資源集団回収助成金

再生利用可能な新聞・雑誌・ダンボール・アルミ缶・紙パック・古布の集団回収活動を自主的に行う自治会や子ども会に対して、引き続き助成金を交付するとともに、ごみの減量化とリサイクル率の向上を図ります。

・ごみの減量化に向けた研究

「ごみ減量化プロジェクト」による可燃ごみ削減の進捗状況に応じて、さらなるリサイクル率の向上、ごみの排出量の抑制の観点から、家庭ごみの有料化等に関する研究に取り組みます。

・廃プラスチック類の削減とリサイクル

プラスチックごみの削減に向け、広報紙等を通じた啓発を行うとともに、大和川流域の自治体で構成する大和川水環境協議会を通じてポイ捨て防止に向けた啓発に取り組みます。また、廃プラスチック類の費用対効果の高い効率的な回収・リサイクルの枠組みに関する研究を行います。

◆ 持続可能なごみ処理

・循環型社会形成の推進を図るごみ焼却施設

令和6年度より稼働する「ごみ焼却施設」は、1日当たり120tの焼却能力を備え、熱回収施設とリサイクルセンターで構成される、循環型社会を形成する上での拠点施設です。熱回収施設では、ごみ処理に伴って生じる熱エネルギーを施設内の電気や温水の供給に利用するほか、余剰となる電力を売却することで運営費の削減を図ります。また、循環型社会の構築に向けた施設の有効な活用について検討を行います。

◆ 地球温暖化防止への対策

・地球温暖化防止への対策

地球温暖化防止のため王寺町役場の事務事業で排出されたCO₂排出量の削減目標と施策を定めた「王寺町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、公共施設の大規模改修時における太陽光発電設備の導入、照明や空調設備の省エネルギー化に取り組みます。また、町の区域全体における温室効果ガスの抑制のための具体的な取組をまとめた「地球温暖化対策ビジョン」に基づき、太陽光発電設備の設置、家屋の断熱化及び次世代自動車の購入への補助を検討するなど、町区域全体の再生可能エネルギーの利用促進CO₂削減に向けた取組を進めます。

・電気自動車の普及啓発

公用車の更新に際しては、電気自動車の導入を進めるとともに、電気自動車の普及状況を見極めながら、必要に応じて公共施設にEV急速充電ステーションの増設を検討します。

・公共施設における再生可能エネルギー利用促進への取組

「王寺町公共施設等総合管理計画」及び「王寺町地球温暖化対策実施計画（事務事業編）」に基づき、施設の更新に合わせて太陽光発電や蓄電池の整備や、省エネ効果の高い空調及び照明機器への更新を進めます。

役割分担

	住民の役割	●マイバッグを持参して買い物をするようにします。 ●食品廃棄物（食品ロス）等の無駄をなくし、ごみの排出量を減らすとともに、「５Ｒ」を推進します。 ●ごみ出しのルールを守り、分別を徹底します。 ●自然エネルギーの活用や省エネ等について理解を深め、身近なところから取り組みます。 ●地球温暖化対策として家庭から出るＣＯ₂の削減、再生可能エネルギーの活用に努めます。
	地域の役割	●食品廃棄物（食品ロス）等の無駄をなくし、ごみの排出量を減らします。 ●ごみ出しのルールを守り、分別を徹底します。 ●地域における再生資源集団回収の推進を図ります。 ●ごみの減量化や資源化に努め、「５Ｒ」を推進し、循環型社会を目指します。
	団体、事業者の役割	●事業所等から出るＣＯ₂の削減、太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用を推進します。 ●食品廃棄物（食品ロス）等の無駄をなくし、ごみの排出量を減らすとともに、「５Ｒ」を推進します。 ●プラスチックごみの削減に取り組みます。 ●ごみ出しのルールを守り、分別を徹底します。



具体的施策 15 都市景観

関連する条例・分野別計画等

王寺町都市計画マスタープラン／王寺駅周辺地区まちづくり基本構想

目指す姿

自然と調和した都市景観が広がるまち

奈良県の代表的な自然環境として景観保全地区に指定されている明神山を観光資源として利活用するとともに、自然環境が維持されています。

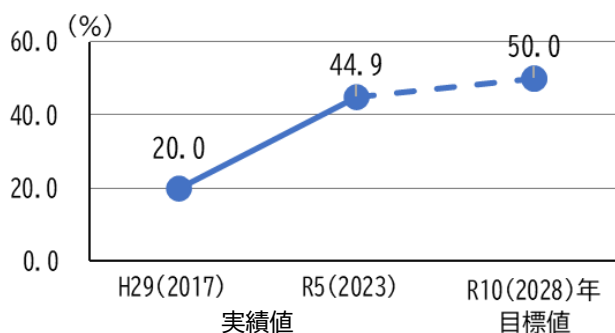
また、無電柱化の推進や幹線道路沿いの植栽整備によって風格ある都市空間が形成されるとともに、住民によるボランティア活動を中心に、美しいまちづくりが推進されています

重要業績評価指標（KPI）

◆KPI 15-1

都市景観に関する満足度

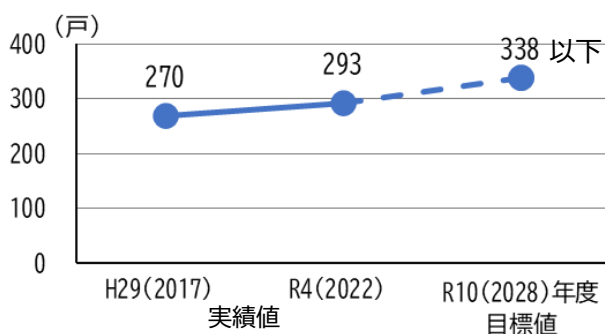
（住民アンケート調査で「都市景観」について、「とても満足している」「ある程度満足している」と回答した人の割合）



・15-1 補助指標【KPI 9-1 再掲】

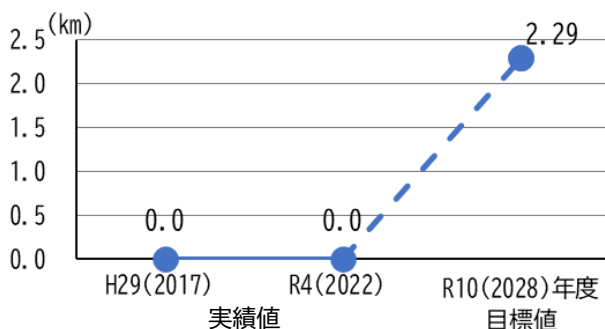
戸建て空き家の数 ※

※数値が低い方が良くなる指標です



◆KPI 15-2

国道 168 号の無電柱化延長



現状と課題

●水と緑の環境の保全と活用

標高 273.6mの明神山や片岡山丘陵等、王寺町には豊かな自然がつくりだす風景があります。中でも明神山山頂からの眺めは素晴らしく、大和平野や大阪平野を一望でき、古代からの歴史を感じ取れるスポットになっています。これらは貴重な歴史自然環境として保全・活用を進めていく必要があります。

町内を流れる葛下川沿いでは、桜や水仙等の植栽や休憩所の整備、大和川の河川敷では、ヒガンバナや水仙等の植栽やジョギングコースの整備を行っており、引き続き、水辺空間の景観形成に向けて取り組んでいく必要があります。

町内に広がる「水と緑のグリーンベルト(※)」は、四季折々の景色が楽しめるよう、歩道に街路樹や低木等が植栽されており、良好な景観が形成されています。一方、歩道植栽部分で発生する落葉や雑草の処理等、「水と緑のグリーンベルト」を形成する都市計画道路の効率的な維持管理が必要です。

公園施設(遊具やトイレ等)については、計画的に必要な施設更新や補修による長寿命化などを図ることで、公園施設としての機能の保全と安全性を維持する必要があります。

※水と緑のグリーンベルト：王寺町を一周するように、大和川ふれあい広場、葛下川堤防、町道小黑・送迎線、町道王寺・香芝線の沿道に整備された植栽部分

●良好な景観の保全と形成

国道 168 号の沿道は王寺町のシンボルロードであり、王寺町役場前から達磨寺までの区間を「雪丸ロード」として整備し、併せて無電柱化の施設整備を進めています。無電柱化が施工されていない畠田駅周辺や主要道路においても電線の地中化に向けて、関係機関との協議が必要です。

具体的な取組

◆ 水と緑の環境の保全と活用

・大和川、葛下川沿いの景観形成

大和川、葛下川においては、住民の憩いの場として水辺空間の形成を推進します。また、住民との協働による水と緑のまちづくりとして、河川へのゴミ投棄の防止、河川堤防の草刈・清掃、住民の河川愛護意識の啓発に取り組みます。

・協働による「水と緑のグリーンベルト」の維持管理

「水と緑のグリーンベルト」の落葉や雑草等の維持管理について、地元自治会やボランティア団体等と連携し、維持管理を行います。

◆ 良好な景観の保全と形成

・奈良県との「まちづくりに関する連携協定」の具体化

国道 168 号の沿道について、良好な景観形成を図るため、奈良県と締結した「まちづくりに関する連携協定」に基づき、奈良県と協力して無電柱化の早期完成に努めます。

・地域ニーズに即した公園ストックの再編（具体的施策 8 再掲）

（舟戸児童公園（舟戸プールを含む）、旧王寺北小学校跡地、第一浄水場跡地、旧中央公民館跡地、大和川ふれあい広場）
にぎわいの創出や地域の子育て支援など地域のニーズを汲み上げ、公共施設の跡地等について、パークゴルフ等のスポーツ活用を含め、機能分担を考慮した再整備を行います。

役割分担

	住民の役割	●景観や自然環境に関心を持ちます。 ●良好な景観形成を図る取組や自然環境を生かした取組に関心を持ちます。 ●地域の環境美化活動や公園・道路の維持管理などに積極的に参加します。
	地域の役割	●良好な景観形成を図る取組や自然環境を生かした取組に積極的に協力します。 ●積極的な美化活動により、環境保全に取り組めます。 ●自治会・ボランティア団体と連携し公園・道路の清掃・除草・植栽に取り組めます。
	団体、事業者の役割	●電線の地中化に取り組めます。

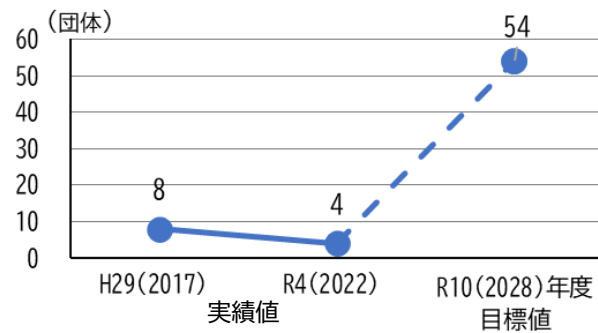
3 安全で安心して暮らせるまちづくり

住民が安心して暮らし続けられる安全な町をつくる

数値目標

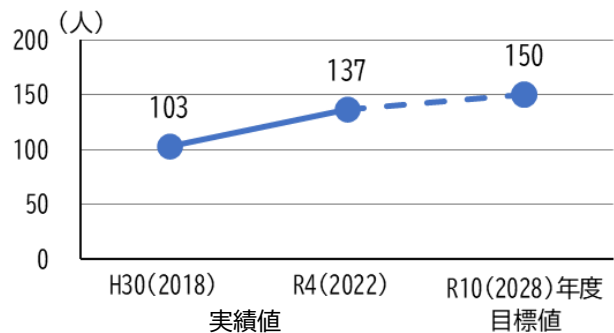
◇数値目標3(1)

防災訓練を実施している
自主防災組織の数



◇数値目標3(2)

防災士資格者数



基本的方向8 地域防災の充実

具体的施策 16 防災体制

具体的施策 17 避難行動支援

具体的施策 18 消防・救急体制

基本的方向9 日常生活の安全確保

具体的施策 19 防犯・交通安全



具体的施策 16 防災体制

関連する条例・分野別計画等 王寺町地域防災計画／第2期王寺町地域福祉計画及び地域福祉活動計画

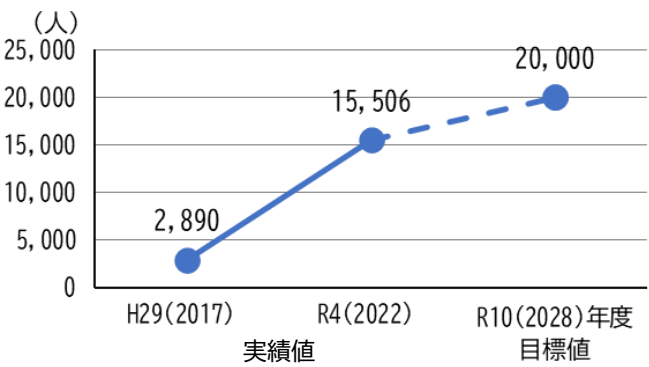
目指す姿

住民とともに作る災害に強い安全・安心なまち

住民一人ひとりの防災に対する意識の醸成が進み、自らが取り組む自助、自主防災組織や防災士ネットワークの活動を通じて地域の人同士が助け合って取り組む互近助・共助、危機管理体制の整備等行政が取り組む公助が、互いに補い合うことで、災害による被害を最小限に抑えられるまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

◆KPI 16-1
「王寺町安全・安心メール」及び
「LINE 公式アカウント」登録者数



現状と課題

●地域を守る「自助・互近助・共助」

近年、線状降水帯による集中豪雨などにより災害が激甚化し、各地で甚大な被害が発生しています。王寺町でも平成 29(2017)年の台風 21 号に伴う豪雨災害で大和川、葛下川が溢水し、家屋等の浸水被害が発生しました。今後、南海トラフ地震の発生による被害も想定される中、被害の規模が大きくなるほど、公助による対応は限界に近づくことから、「自助・互近助・共助」を通じた地域との連携により、町全体で防災力を向上させることが必要です。

町では地震・風水害・土砂災害に備え、災害危険箇所や避難所をまとめた防災ハザードマップの各戸配布やWeb版ハザードマップの公開、防災情報等を配信する「安全・安心メール」等への登録促進に取り組んできました。本町では令和 5 (2023)年 4 月現在、49 の自主防災組織が設立されています。組織による活動を活性化するため、複数の自主防災組織で連携して防災訓練などを実施することが重要です。

令和 2 (2020)年 2 月に町内在住の防災士による「王寺町防災士ネットワーク」が設立されました。今後、実効性のある避難訓練を実施するため、自主防災組織の強化を図るとともに、地区防災計画の作成や個別避難計画(※)の作成を進める必要があります。

※個別避難計画：災害時に自力避難が難しい高齢者や障がい者など一人ひとりの具体的な避難経路、避難先等を定める計画。令和 3 (2021)年の災害対策基本法の改正により計画作成が市区町村の努力義務とされた。

●公的防災力の向上

災害発生のおそれがある際には、緊急速報メール(エリアメール)(※)や町の「安全・安心メール」、「LINE」等により防災情報・避難情報を住民に伝達しています。また、防災の拠点である「いずみスクエア」の周辺を防災ヘリコプターが離着陸できるヘリポートやマンホールトイレ、断水時に飲料水として使用できる応急給水栓などを備えた防災公園として整備を進めています。

※緊急速報メール(エリアメール)：国や地方公共団体が配信する災害・避難情報など緊急性の高い情報を特定エリアの携帯電話やスマートフォンに一斉配信するもの。

町では大阪府柏原市、河内長野市、熊取町、滋賀県湖南市、奈良県市町村と災害時の相互応援に関する協定を締結しています。協定をより実効性のあるものにするため、平時からの連携に取り組む必要があり^{あり}ます。また、王寺町社会福祉協議会が中心となって、災害発生時に支援が必要な人と支援を行うボランティアをつなげる仕組みを構築する必要があります。

大和川流域において、浸水被害対策の総合的な推進のため、特定都市河川浸水被害対策法(※1)の改正後、令和4年5月に全国で初めて「流域水害対策計画(※2)」が策定されました。現在「大和川流域水害対策計画」に基づき、大和川では、国により、全体掘削量約25万m³の河道掘削、5か所の約100万m³の遊水地(※3)整備などの対策が進められています。

- ※1 特定都市河川浸水被害対策法：著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、流域の浸水被害を防止するため、雨水貯留浸透施設の整備や雨水流出抑制の規制等を行い、水害に強いまちづくりを推進する法律。
- ※2 流域水害対策計画：特定都市河川流域における計画対象降雨が生じた場合の浸水被害を防止するための浸水被害対策等を定める計画。
- ※3 遊水地：河川水位の上昇を抑えるため、洪水を一時的に堤防の内側に貯留する施設。

葛下川では、奈良県により、前田橋付近の川幅を拡幅する護岸整備が進められています。また、葛下川のJR和歌山線鉄橋から大和川合流部(出合橋)までの溢水対策(嵩上げ)として、植栽柵等の設置を国や県と連携して進めています。さらに、内水被害対策として、町が事業主体となり、葛下3丁目に葛下内水対策貯留池の整備を進めています。

近年の気候変動による異常気象への対応及び南海トラフ地震等により、亀の瀬狭窄部の河道閉塞が発生した場合の対策などを、引き続き国や県に強く要望することが必要です。

町内のため池については、令和3(2021)年度に「防災重点ため池(※)」40箇所を選定し、水利組合と連携して定期的な点検を行う「ため池パトロール事業」を実施しています。

※防災重点ため池：水害やその他災害により決壊した場合、周辺地域に被害を及ぼすおそれがあるとして一定の基準により選定した農業用ため池。

具体的な取組

◆ 地域主体の防災の取組

・「自分の命は自分で守る」意識の醸成

防災の専門家や災害経験者等を講師とした防災講演会や防災教育の実施、広報紙への防災特集記事の掲載などを通じて、非常用持出袋の常備や災害が発生した際の対処、避難行動のイメージ等^にについて定期的な周知に取り組みます。防災拠点施設である「いずみスクエア」では、町の災害に関する歴史や防災グッズの展示を行い、児童・生徒の防災教育の場として活用する等、「自分の命は自分で守る」意識を高めます。

・自主防災組織への支援

自主防災組織が主体となった地区防災計画の作成の支援に努めるとともに、防災に関する研修会等の活動サポート、地域の防災倉庫や資機材の整備に対する支援を引き続き行います。また、災害が発生した際に迅速かつ効果的に活動が行えるよう、「王寺町防災士ネットワーク」を通じて地域の防災士と自主防災組織の連携を図るとともに、組織運営に関する講習会の開催をはじめ地区自治連合会等、大きな単位での自主防災組織の連合体の結成に向けての支援を行うなど、自主防災組織の強化を図ります。

・実効性のある防災訓練の実施

災害が発生した際の住民一人ひとりの具体的な行動や、地域におけるそれぞれの役割の確認を目的として、個別避難計画を活用した実効性のある防災訓練の実施を支援します。また、地理的な状況や災害の種類に応じた避難訓練のほか、大規模な災害を想定し、関係機関と連携した町全体の総合的な訓練を定期的に実施します。

・安全確保に向けての支援

住宅・建築物の耐震診断・改修に対する支援を引き続き行い、耐震化を促進します。

また、危険なブロック塀等の撤去に対する補助制度の継続により、地震時に倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去を促進します。

◆ 公的防災力・危機管理体制の充実

・避難所機能の強化

避難者のニーズや想定避難者数に対応できる避難所の感染症への配慮及び管理運営体制を確立するとともに、定期的な見直しに取り組みます。また、自動車での避難やテント設営等、さまざまな避難形態に対応できるよう、場所の確保や指定を行うとともに、ハザードマップを更新し周知を行います。また、デジタル技術を活用した安否確認や、AI顔認証による避難所受付等の研究を行います。

・防災情報等の伝達手段の充実

「安全・安心メール」、「LINE」の公式アカウント登録を促進するとともに、高齢者など情報が届きにくい層への効果的な対策を講じます。

・防災拠点施設の充実

「いずみスクエア」は、避難所としての機能とともに防災の拠点として施設周辺と合わせて一体で整備します。また、役場庁舎が被災した場合に災害対策本部として使用するための機能整備を図るとともに、大規模災害時の全町的な避難拠点または地域の避難所として、災害の種類や被災規模に応じた運用を行います。

・支援受入体制の構築

防災協定を締結している自治体をはじめとした他の自治体からの支援や、災害時のボランティア

ア等をコーディネートする受入体制を構築します。また、災害が発生した際に速やかに町民同士の助け合い「互近助」ができるよう、災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づいた訓練を実施します。

・効果的な災害協定の締結【施策7再掲】

防災協定を締結している自治体と日頃から具体的な災害を想定したシミュレーションを実施し、活動上の役割や目標を明確にすることを通じて、協定の実効性確保を図ります。また、地震等の大規模な災害に備え、遠隔地の自治体等との防災協定の締結を推進するとともに、食料品や日用品、避難所としての施設の提供等、民間事業者と支援内容に応じた協定の締結を推進します。

・大和川流域の総合治水対策

大和川上流部における立野・藤井地区をはじめとする河道掘削、約100万㎡の5か所の遊水地の早期整備とともに、気候変動による異常気象等への対応及び南海トラフ地震等により亀の瀬狭窄部の河道閉塞が発生したときの対策として、地下河川などの検討も含めた大和川水系河川整備計画の早期の見直しについて、引き続き、国に強く要望を行います。

また、県管理の葛下川における堤防嵩上げなどのバックウォーター(※)対策の検討も含めた大和川水系河川整備計画(曾我葛城圏域)の早期見直しについても、引き続き、奈良県に強く要望を行います。

※バックウォーター：本川と支川の水位が高い時間が重なって、支川の洪水が流れにくくなる現象。

・内水出水浸水想定区域の指定

想定最大規模降雨を想定した「内水出水浸水想定区域図」を基に、「内水ハザードマップ」を作成し、浸水に対する円滑な避難行動や平時からの防災意識の向上に活用します。

・ため池防災減災事業

被災時に決壊し大きな被害が生じるおそれのある「防災重点ため池」について、危険性調査の結果、対策が必要と判定された箇所については、実施計画を策定し、計画的に補修・耐震工事や廃池工事を実施していきます。

役割分担

	住民の役割	●備蓄品や非常用持出袋の準備、家具等転倒防止器具等の設置を行います。 ●ブロック塀の点検を行い、危険なものについては撤去します。 ●避難所や避難経路の確認を行います。 ●勤務先での被災に備え、普段から帰宅経路等を確認しておきます。 ●防災訓練や研修会等に積極的に参加し、防災に関する正しい知識を身につけます。 ●災害情報を積極的に収集します。 ●災害時、ボランティア活動に積極的に参加します。
	地域の役割	●防災に関心を持ち、情報を共有し、定期的に防災訓練を実施します。 ●地区防災計画を作成します。 ●地域で「安全・安心メール」、「LINE」の普及啓発に努めます。 ●自主防災組織の中心に防災士を位置づけることで組織の強化を図り、自主防災力を向上させます。 ●避難所等の単位で、広域的な自主防災組織を設立し、防災訓練を実施するとともに、研修会等への積極的な参加を呼びかけます。 ●災害時、ボランティア活動に積極的に協力します。
	団体、事業者の役割	●自主防災組織への支援を行います。 ●災害時、物資提供や人材派遣、情報伝達等が速やかに対応できるよう体制を整えます。



具体的施策 17 避難行動支援

関連する条例・分野別計画等

王寺町地域防災計画／王寺町避難行動要支援者名簿に関する条例

目指す姿

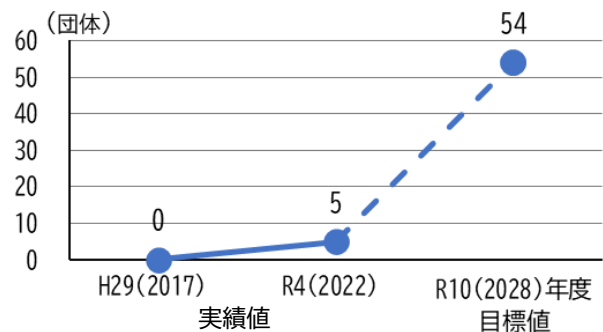
地域における共助のもと、災害発生時にすべての人が円滑かつ確実に避難できるまち

日頃から地域で避難行動要支援者の見守り活動が行われています。また災害発生時には、円滑な安否確認や避難誘導により、すべての人が確実に避難できる支援体制が構築されています。

重要業績評価指標（KPI）

◆KPI 17-1

「個別避難計画」を作成した団体数
[累計]



現状と課題

●避難支援のための環境整備

平成 25（2013）年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者（※）（以下「要支援者」）の生命または身体を災害から守ることを目的に必要な措置を講ずるにあたり、基本となる名簿の作成が義務付けられました。

※避難行動要支援者：災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な人であり、その円滑かつ迅速な避難確保を図るため、特に支援を要する人（75歳以上の一人暮らし高齢者、要介護（3～5）認定者、身体障がい者【1・2級】等）。

災害が発生し、または発生するおそれがある場合には要支援者本人の同意がなくても、自治会、民生児童委員協議会、消防団、自主防災組織等の避難支援等関係者（以下「支援者」）に対し、災害時名簿として名簿情報を提供できることとなっています。一方、災害時の円滑かつ迅速な避難支援につなげるためには、平常時から名簿に基づく見守り活動が重要です。本町では、平成 26(2014)年 12 月に「王寺町避難行動要支援者名簿に関する条例」を制定し、支援者と協定を締結することで平常時から名簿を提供できる体制を構築しました。

要支援者個々の避難経路や避難先を定める「個別避難計画」の作成には、要支援者の同意のもと、支援者による平常時名簿の活用が不可欠ですが、個人情報の取扱いの難しさから、名簿の提供を希望する支援者が少ないのが現状です。

災害が発生した際、県内有数のターミナルである王寺駅周辺では、通勤・通学者、観光客等、帰宅することが困難になる人の発生が予想されることから、一時滞在するための施設の確保が必要です。町ではハ

ザードマップの英語版を Web で公表し、避難所の標識や誘導看板を全国標準の災害種別図記号（ピクトグラム）を使用したものへ更新しました。

また、福祉避難所として指定している「王寺町文化福祉センター」の設備、備品を整備するとともに、町内民間介護事業所との連携として、特別養護老人ホーム「てんとう虫」を運営する社会福祉法人と「災害時における福祉避難所施設利用に関する協定」を締結していますが、さらなる受入体制の充実を図ることが必要です。

具体的な取組

◆ 避難支援のための環境整備

・避難行動要支援者名簿の提供

「避難行動要支援者名簿の取扱いに関する協定」未締結の自治会・自主防災組織などに、避難行動要支援者名簿制度の趣旨や内容について説明を行い、理解を求めます。

・避難行動要支援者名簿活用に向けた働きかけ

日頃から支援者が提供した名簿を活用し、平常時からの見守り活動、災害時の避難支援等をより実効性のあるものにするため、自治会・自主防災組織などを対象に説明会を行い、名簿の活用の促進を図るとともに、「個別避難計画」の作成を支援します。

・実効性のある避難訓練の実施

地域の特性や実情を踏まえつつ、支援者が主体となって取り組む「個別避難計画」の作成を支援するとともに、避難訓練によって具体的な避難経路を確認する等、災害時に円滑かつ確実に避難できる体制づくりを推進します。

・支援者の確保

支援者の確保について、地域の実情に応じて、自主防災組織をはじめとしたさまざまな団体等に協力を呼びかけます。また、要介護者、障がい者等との関わり方をはじめとして福祉や介護に関する研修を実施し、支援者が確実な避難誘導を行えるよう支援します。

・帰宅困難者への支援

通勤・通学者、観光客等の帰宅困難者のため、町指定の避難所や商業施設等、一時滞在できる施設を確保するとともに、外国人観光客に向けて、避難案内看板を多言語で表記します。

・受入体制の整備

福祉避難所である「王寺町文化福祉センター」の介護設備・用品の充実を図るとともに、民間介護事業所を福祉避難所として使用することや、災害発生時の介護専門職員の派遣・確保に向けて、民間介護事業者と協定を締結します。

役割分担

	住民の役割	●情報収集手段の確認をします。 ●避難に必要なものを準備します。 ●避難訓練に参加します。 ●地域の避難支援関係等団体に協力します。
	地域の役割	●「避難行動要支援者名簿情報の提供に関する協定」を締結し、見守り活動を通じて要支援者の状況を平常時から見守り、状況を把握します。 ●避難支援等に携わる協力者を確保し、「個別避難計画」を作成します。 ●避難所等の単位で、広域的な避難訓練を実施します。
	団体、事業者の役割	●避難訓練を実施します。 ●災害時に避難支援を行います。



具体的施策 18 消防・救急体制

関連する条例・分野別計画等

王寺町消防団の設置等に関する条例／王寺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

目指す姿

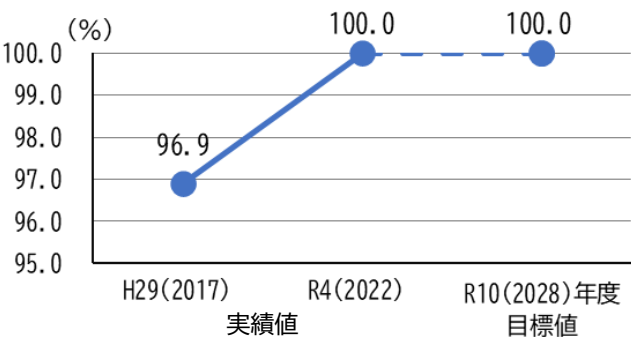
災害時に円滑な初期消火、救護活動ができる自主防災力の高いまち

消防団や自主防災組織の活動が活発に行われ、火災等災害発生時に、初期消火・救急救命活動等がすばやく、適切にできる、消防・救急体制が充実したまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

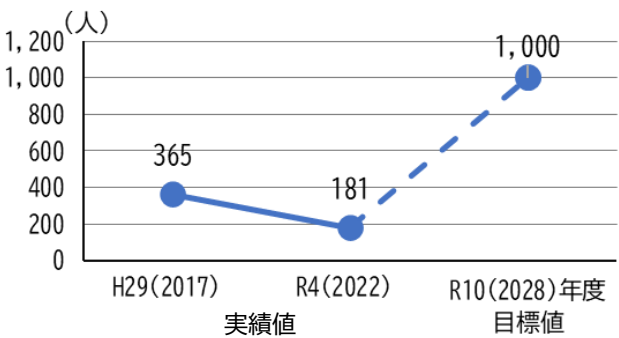
◆KPI 18-1

王寺町消防団の定員(130 人)に対する充足率



◆KPI 18-2

救命講習会の年間受講者数



現状と課題

●消防体制

平成 26（2014）年、奈良県内 37 市町村で構成される奈良県広域消防組合が設立され、消防・救急体制の充実・強化が図られました。これまでの小規模な消防本部では、出動体制や保有する消防・救急車両、専門要員の確保等には限界がありましたが、町内で大きな火災や災害が発生した場合でも、県内広域から人員や車両が出動する体制になりました。しかし、今後、自然災害の多発、大規模災害の発生、高齢化の進行に伴う救急出動件数の増加等が懸念され、これに対応できる消防体制の充実強化や町消防団との連携強化が求められています。

消防団は、普段それぞれの職業に就きながら、火災等発生時に自宅や職場から現場に駆けつけ、消火活動、救助活動を行う組織で、全国的に消防団員数が減少し、平均年齢も上昇しており地域の防災力の低下

が懸念されています。町では、令和4（2022）年度には定員の130名（内10名は女性消防団員）が任務に就いています。消防団には、多様な役割が求められており、引き継ぎ、担い手の発掘や後継者の育成に向けて、自治会、商工会、町内企業等との連携を進める必要があります。

また、地域の防災訓練などで火災予防、消火活動及びAEDを用いた救急救命に関する講習によって、消防や救急に対する住民の意識高揚と知識の普及を図ることが必要です。

●救急救命体制

救急車を適正に利用しない事例が増加し、全国的に問題になっています。住民一人ひとりが、不要不急の救急車の利用を控える必要があります。

具体的な取組

◆ 消防体制の強化

・奈良県広域消防組合と王寺町消防団の連携強化

合同消火訓練や資機材を使用した合同救助訓練の実施を促すことで消防力の強化を図ります。また、大規模災害発生時には迅速な初動体制がとれるよう働きかけを行います。

・消防団員の確保

消防団員が地域の活動へ積極的に参加し、広く一般の住民と交流を図ることで、その活動をPRするとともに、消防団員の確保に向け、自治会、町内企業等の協力のもと、人材の選出等、引き続き協力を依頼します。

・女性消防団員による高齢者宅訪問

女性消防団員によるひとり暮らしの高齢者宅への防火訪問の実施を検討します。

・火災予防や救急救命に関する啓発活動に対する支援

自治会や各種団体に救急救命講習の必要性を周知するとともに、自主防災組織や消防団員による火災予防啓発活動及び消火訓練、応急手当、AEDの使用方法等に関する救命講習の実施を支援します。

・「やわらぎキット」の普及啓発・更新

広報紙等による定期的な紹介や、新任の自治会長に対する趣旨説明等を通じて、「やわらぎキット」の普及啓発を行います。また、自治会長の協力のもと、新たな設置希望者への「やわらぎキット」の配布や、既に設置している人に対して「救急医療情報シート」の定期的な内容更新を促します。

◆ 救急救命体制

・救急車の適正利用等

救急車が適正に利用されるよう、また、適切な受診行動がとれるよう防災訓練等住民が集う場を

活用しながら、「奈良県救急安心センター相談ダイヤル(#7119)」、「こども救急電話相談(#8000)」の更なる啓発に取り組みます。

役割分担

	住民の役割	●火の取扱いに細心の注意を払います。 ●住宅用火災報知機や消火器を設置するとともに、定期的な点検・交換を行います。 ●消防団活動に協力します。 ●初期消火に努めます。 ●救急救命講習会に積極的に参加し、応急手当やAEDの使用方法を身につけます。 ●「やわらぎキット」を活用し、万一来に備えます。 ●救急車の適正な利用に努めます。
	地域の役割	●消防団活動に協力します。 ●地域で消防団員の確保に努めます。 ●初期消火に努めます。 ●自主防災組織で救急救命講習会を実施します。 ●地域ぐるみで見守り活動を行います。 ●「やわらぎキット」の普及啓発・更新に努めます。
	団体、事業者の役割	●避難訓練を実施します。 ●AEDを設置します。 ●消防団活動に協力します。



具体的施策 19 防犯・交通安全

関連する条例・分野別計画等

目指す姿

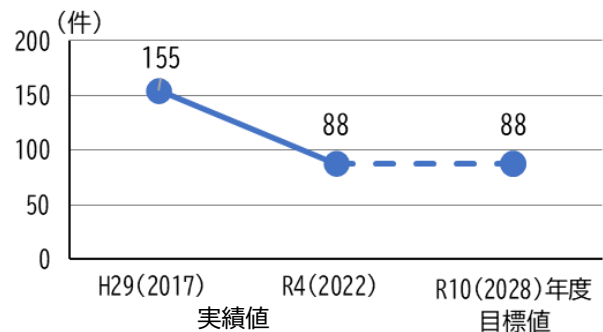
地域の力で犯罪や交通事故を未然に防ぐまち

住民・警察・行政が連携し、犯罪や交通事故を防ぐため、設備・施設の充実や知識の普及、情報の共有に一体となって取り組むことで犯罪や交通事故を未然に防ぐまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

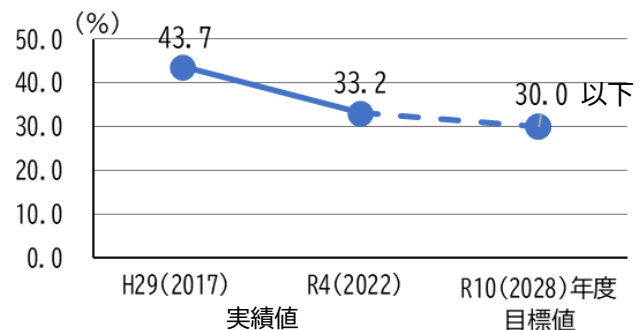
◆KPI 19-1

刑法犯年間認知件数（延べ）※



◆KPI 19-2

町内で発生した交通事故のうち
高齢者が関係した事故の割合 ※



※数値が低い方が良くなる指標です

現状と課題

●防犯対策

刑法犯年間認知件数は減少傾向がみられますが、犯罪による被害を未然に防ぐとともに、地域の安全に対する関心を高めるため、地域ぐるみの防犯活動を活性化させる必要があります。令和3(2021)年1月には、わんわんパトロール活動「雪丸隊」を発足したほか、青色防犯パトロールや老人子ども110番の家など、地域の防犯活動に取り組んでいます。

また引き続き、犯罪抑止・防止のため、防犯カメラの設置が必要です。

商品・サービスやその販売形態の多様化に伴い、架空請求や、振り込め詐欺、フィッシング詐欺など、犯罪の手口は巧妙化・深刻化しており、個人の知識や経験だけでは対応が困難であることから、被害を未然に防止するための対策が必要です。高齢者を対象とした特殊詐欺を未然に防止するため、防犯電話購入への助成にも取り組んでいます。

●交通安全対策

交通安全意識の向上について、子どもや高齢者が事故に遭わない、事故を起こさないように両方の観点からの交通安全対策のほか、継続的な啓発活動により交通安全についての意識を高める必要があります。

交通安全設備の整備について、カーブミラー、路面標示、道路標識等の計画的な点検と補修、更新が必要です。また、歩行者や自転車の安全な通行を守るため、生活道路を通行する自動車の速度抑制や、幹線道路の抜け道になっている生活道路の通過抑制を図るなど、交通状況に応じた安全対策を検討する必要があります。

また、道路交通法の改正により令和5(2023)年4月から、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。

具体的な取組

◆ 防犯対策

・地域防犯活動の促進

「青色防犯パトロール」や「老人こども110番の家」、「あいさつ+1(プラスわん)運動」を継続するとともに、西和地区防犯協議会の地域安全推進委員による防犯に関する活動への支援を通じて地域の連携を強化し、安全安心なまちづくりを促進します。

・防犯カメラの設置

地域における自主的な防犯活動の促進及び犯罪抑止のため、自治会が自主的に整備する防犯カメラについて必要な支援を行います。

・消費生活トラブルの未然防止

悪質な訪問販売をはじめとした消費者被害への対策として、広報紙等で具体例を周知するとともに、相談窓口の開設に引き続き取り組みます。また、高齢者、障がい者その他の消費生活上、特に配慮を要する消費者の消費者被害防止を図るため、県内の高齢福祉関係団体、障がい福祉関係団体その他の関係団体と行政機関で構成された「奈良県見守りネットワーク（奈良県消費者安全確保協議会）」と連携し、特殊詐欺被害の防止に向けた取組を推進します。

◆ 交通安全対策

・交通安全活動の促進

「交通安全協会」や「交通安全母の会」が行う事業や諸活動を支援するとともに、子どもたちの登下校を見守る「見守りボランティア」の活動を推進し、交通事故を未然に防ぐまちづくりを促進します。

・高齢者に関する交通安全対策

高齢者が関係する交通事故を減少させるため、交通ルール・交通マナーについて広報紙等を通じて啓発を行うとともに、警察と連携し、車両や歩行者の通行量が多い道路において、バリアフリー対応型信号機等の整備を推進します。また、高齢ドライバーによる事故を未然に防止するため、「高齢者運転免許自主返納支援制度」について窓口や広報紙等を通じて啓発を行うことで、利用を促進します。

・自転車用ヘルメット着用の普及

自転車による交通事故による被害の軽減のため西和警察や関係機関と連携し、ヘルメット購入助成などにより自転車用ヘルメットの着用を促進します。

・交通安全施設の点検、新設及び補修

町内全域のカーブミラーの一斉点検を行い、緊急性、必要性に応じて計画的な補修とともに、定期的な道路パトロールで発見した破損箇所の補修を行います。また、交通安全施設の新たな設置要望や事故多発等の問題がある箇所について、迅速に対策を講じます。

役割分担

	住民の役割	●犯罪被害に遭わないよう、防犯意識を高めます。 ●「あいさつ+1(プラスわん)運動」や「わんわんパトロール活動」に積極的に取り組みます。 ●消費生活に関する知識や情報を取得します。 ●交通ルール、交通マナーを守ります。 ●交通安全施設や交通安全対策について気づいたことがあれば行政に伝えます。
	地域の役割	●青色防犯パトロールや「あいさつ+1(プラスわん)運動」を推進します。 ●防犯カメラを設置します。 ●道路等における危険箇所を把握し、適正な対応を要望します。 ●交通安全施設や交通安全対策についての地域における意見を集約し課題等を行政に伝えます。 ●消費生活に関することについて啓発を行います。
	団体、事業者の役割	●交通ルール、交通マナーについて啓発を行います。 ●従業員の安全運転教育に取り組みます。

4 健やかに暮らせるまちづくり

健康寿命奈良県一を目標に、高齢者、障がい者を含む誰もが健やかに暮らせる町をつくる

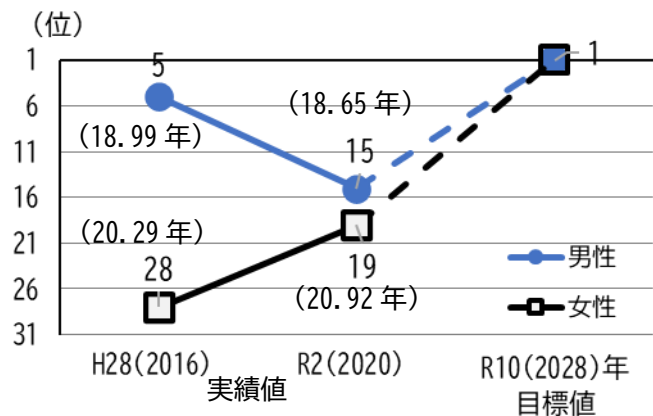
数値目標

◇数値目標4(1)

健康寿命（65歳の平均自立期間）
の県内市町村における順位
【男性】

◇数値目標4(2)

健康寿命（65歳の平均自立期間）
の県内市町村における順位
【女性】



基本的方向 10 高齢者支援の充実

具体的施策 20 高齢者福祉

具体的施策 21 介護保険

基本的方向 11 障がい者支援の充実

具体的施策 22 障がい者福祉

基本的方向 12 健康づくりの推進

具体的施策 23 健康づくり

基本的方向 13 地域で支え合うまちづくり

具体的施策 24 地域福祉

具体的施策 25 国民健康保険



具体的施策 20 高齢者福祉

関連する条例・分野別計画等

第9期王寺町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画（策定中）

目指す姿

高齢者が自分らしく暮らせるまち

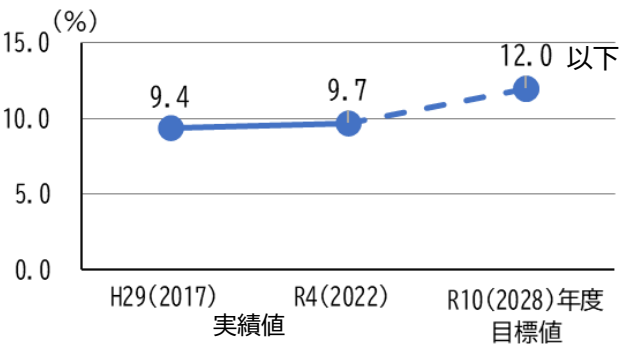
住民、団体、行政の協働によって、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

◆KPI 20-1

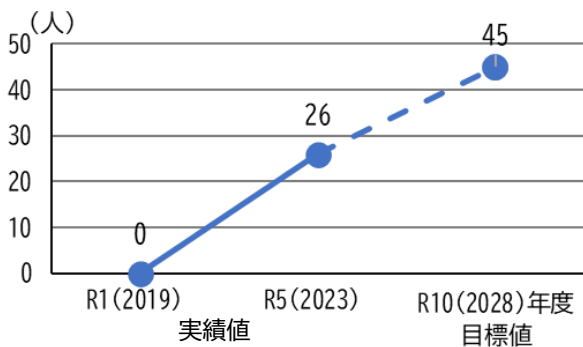
65 歳以上の介護保険認定者における
「日常生活自立度Ⅱ」以上の認知症
の人の割合 ※

※数値が低い方が良くなる指標です



◆KPI 20-2

認知症サポーター養成講座
年間受講者数(キッズ除く)



現状と課題

●高齢者の社会参加の促進

町の高齢化率(65 歳以上の人口比率)は年々上昇傾向で、平成 29(2017)年の 27.8%から令和 5(2023)年には 29.1%となっています。同じく 75 歳以上人口も増加傾向で、平成 29(2017)年の 3,083 人から、令和 5(2023)年には、3,902 人となっています(住民基本台帳各年 9 月末日現在)。大規模な開発に伴って、同一世代が一斉に入居した住宅地では、高齢化が急速に進み、日常的な買い物に不便や苦勞を感じる住民(買い物困難者)の増加が懸念されています。町では、令和 4(2022)年度からグリーンスローモビリティの試験運行を支援するほか、令和 5(2023)年度では、外出支援として公共交通機関の利用に対して補助を行う「やわらぎの手帳優遇措置事業」について、タクシー利用に対する助成の上限額を引き上げ、状況に応じた内容の見直しを行っています。

また、高齢者が培ってきた経験・知識を生かした社会参加や社会貢献の実現に向けた支援や、高齢者が気軽に集うことができる居場所づくり活動への支援が必要であるとともに、健康寿命の延伸に向けて、引き続き、歩く健康づくりや体操教室等、運動を中心とした取組を推進する必要があります。

●地域で高齢者を支える仕組みづくり

町内の65歳以上の高齢単身者世帯は、国勢調査によると平成27(2015)年の987世帯から令和2(2020)年には1,129世帯、高齢夫婦世帯(夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯)についても、平成27(2015)年の1,423世帯から令和2(2020)年には1,543世帯と確実に増加しています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするには、地域の団体、医療機関、福祉・介護事業所等、多様な関係機関が連携するネットワーク強化のため、自治会等による声かけの実施や、町内の各種団体、民間事業者等との協力のもと、平成31(2019)年3月にスタートした「王寺町高齢者・子ども見守り協力事業者ネットワーク」を拡大することが必要です。

また、町では、ごみ集積場所までごみ出しをすることが困難な方に対し、収集員が個別収集と合わせて安否確認を行う「やわらぎ安心(戸別)収集」を令和2(2020)年度から開始しています。

●認知症に対する支援

平成27(2015)年に策定された国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」では、令和7(2025)年には認知症高齢者が65歳以上の約5人に1人になると推計されています。王寺町においても、認知症高齢者の増加に対する備えとともに、認知症予防のための取組が必要です。

町では、介護予防教室や認知症相談窓口などの介護保険事業での認知症予防の取組のほか、見守り支援として、認知症の方が行方不明になった場合の早期発見・早期保護を目的に、衣服等に貼り付けたQRコードを携帯電話で読み取ると町や警察への連絡先が表示される「見守りQRコードシール」の配布や、各種団体や民間事業者等と協定を締結し、日頃の業務の中で情報提供や捜索に協力いただく「認知症高齢者等SOSネットワーク」を構築しています。

具体的な取組

◆ 高齢者の健康づくり・生きがいづくり

・健康づくり

「シルバーウォーク」や「王寺町健康ステーション(※1)」等、ウォーキングに関する事業を引き続き実施し、「歩く健康づくり」や「フレイル(※2)予防」に取り組めます。また、町歌に合わせたオリジナル健康体操「やわらぎ体操」の普及・啓発に取り組めます。

- ※1 王寺町健康ステーションとは、リーバー王寺東館5階にある、誰でも気軽に健康づくりを実践できる拠点。最新の健康機器を使用して健康チェックをしたり、「おでかけ健康法」や活動量計を利用した「歩く健康づくり」を推進している。
- ※2 フレイルとは、健康な状態と要介護状態の間の段階で、加齢に伴う体力低下、低栄養、口腔機能低下等、心身の機能が低下し弱った状態のこと。

・知識や技能の活用

高齢者が長年培ってきた豊かな知識や技能を地域で生かすことができるよう、協働のまちづくりの担い手となる地域のリーダーを養成する講座等を実施するとともに、王寺町シルバー人材センターへの支援を通じた就業機会の確保に取り組みます。

・外出に対する支援

「やわらぎの手帳優遇措置事業」について、利用状況や利用環境等の変化に応じて事業内容の見直しを行うとともに、より効果的な高齢者の外出支援の方策について検討を実施します。また、将来型の公共交通（グリーンスローモビリティ、自動運転化、オンデマンド化）の実証実験を支援できる体制を検討します。

・デジタルデバйд対策(施策5再掲)

「スマホ・パソコン等のデジタル機器の操作」や「オンラインでの手続」に不慣れな高齢者等もデジタルの恩恵を受けることができるよう、スマホ教室・パソコン教室等を定期的を開催し、情報格差をなくすよう取り組みます。

◆ 地域で高齢者を支える仕組みづくり

・見守りネットワークの強化

自治会、自主防災組織等による、避難行動要支援者名簿を活用した声かけ活動を支援するとともに、郵便局や食材の宅配業者等、地域の事業者が町と協定を締結し、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の見守りをしていただく「王寺町高齢者・子ども見守り協力事業者ネットワーク」や「認知症高齢者等SOSネットワーク」の輪を拡大します。さらに、この協定を締結した事業者を対象に、認知症サポーター養成講座等を開催するとともに、定期的なフォローアップ研修を行うことで地域での見守りネットワークの強化を図ります。また、ひとり暮らし高齢者等を対象とした「高齢者緊急通報サービス」においては、デジタル技術を活用した人感センサーによる24時間見守りサービスを継続するとともに、高齢者が自宅で安心して生活できるようサービスの拡充を検討します。

・ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等の要支援者に対する相談支援体制の充実

高齢者本人や認知症家族等が抱える複合化・複雑化した課題等を包括的に受け止め、地域包括支援センターを中心に、医療機関、介護または障がい福祉事業所、弁護士、奈良県等の関係機関と連携を図りながら、解決に向けた支援を行います。

・居場所づくり

地域の公民館や自治会館等で仲間づくりの場として実施されるサロン活動において、フレイル予防となる活動メニューを提示する等の支援を行います。

◆ 認知症に対する支援

・ 認知症に関する相談・治療に結びつける連携体制の充実

認知症初期集中支援チーム(※)による、認知症の早期診断、早期対応の取組を推進します。また、専門相談員による「認知症相談窓口」の開催場所を増やすとともに、認知症の方やその家族が気軽に参加できる機会を創出します。

※認知症初期集中支援チーム：専門医や社会福祉士等の医療・介護の専門職で構成され、認知症の人及び家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム

・ 認知症サポーターの養成

認知症を理解し、地域で認知症の人やその家族に対して可能な範囲で支援を行う認知症サポーターを増やすため、住民、各種団体や義務教育学校児童生徒を対象とした養成講座を引き続き開催します。

また、認知症サポーター養成講座の受講者へフォローアップ研修を行い「チームオレンジ」として地域での見守りや支援の輪を広げます。

・ 家族への支援

認知症の人が一人で外出して道に迷った時、服などに貼り付けたQRコードを読み取ると連絡先が表示されるサービスの実施や、居場所がすぐに分かるGPS（全地球測位システム）機能付の探知機を家族へ提供する等、家族の負担軽減を図ります。

役割分担

	住民の役割	● 認知症への理解を深めるとともに、認知症サポーター養成講座や認知症啓発講座に参加します。 ● 積極的に外出する等、健康づくりや介護予防活動に取り組みます。 ● 知恵や経験を地域社会に生かします。 ● 高齢者施策に関する意見を行政に届けます。
	地域の役割	● 高齢者を地域で支えるネットワークづくりを行います。 ● ひとり暮らし高齢者の見守り活動に取り組みます。 ● 認知症への理解を深め、地域の認知症高齢者を見守り、支援を行います。 ● 高齢者の積極的な社会参加を促進します。
	団体、事業者の役割	● 従業員に対して、介護休暇が取得しやすい環境づくりに取り組みます。 ● 介護予防に関する情報提供や、一人ひとりの状態に応じた質の高い介護サービスの提供を行います。



具体的施策 21 介護保険

関連する条例・分野別計画等 第9期王寺町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画（策定中）

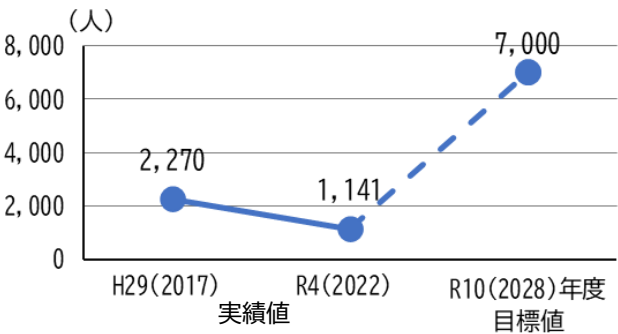
目指す姿

介護を必要とする人が安心してサービスを受けられるまち

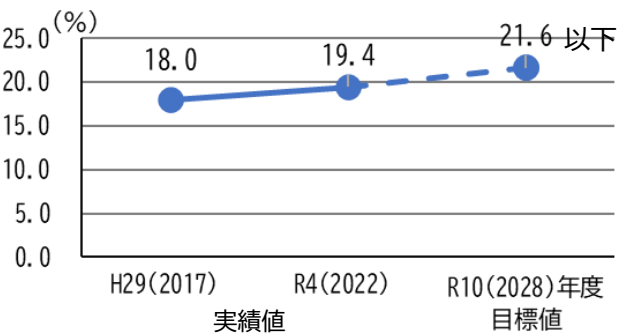
介護を必要とする人が、一人ひとりの状態に応じたサービスを、住み慣れた地域で安心して受けることができるまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

◆KPI 21-1
各種介護予防教室の年間受講者数
（延べ）



◆KPI 21-2
65 歳以上（介護保険第 1 号被保険者）
の要支援・要介護認定者の割合 ※



※数値が低い方が良くなる指標です

現状と課題

●地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援といった、高齢者を支えるサービスが一体的に提供され、地域ぐるみで高齢者の生活全般を支える地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

西和地区では、地域拠点病院や医療機関、薬局、介護事業所、奈良県や西和 7 町等で構成する「西和メディケア・フォーラム」において、西和医療センターを中心に顔の見える関係を築き、地域包括ケアシステム運営において必要な情報をスムーズに共有するための仕組みづくりを推進してきました。今後は、国のデジタルトランスフォーメーション（DX）の動きに同調して、デジタル技術を用いてインターネット上で情報共有が可能な仕組みを構築することが望まれます。

●効果的な介護サービスの充実

王寺町でも高齢化率は上昇傾向にあり、高齢者数の増加に伴って要介護認定者数も年々増加しています。65歳以上の要介護認定者数は、平成29(2017)年度の1,203人から、令和5(2023)年度には1,356人と増加しています。引き続き、介護予防（認知症予防、フレイル対策）の強化に努める必要があります。

町が誘致を進めてきた特別養護老人ホームや、令和2(2020)年4月に新たに開設された介護付き有料老人ホームを活用しながら、介護予防のための教室や出前講座等の取組を強化することが望まれます。また、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備の推進や介護人材確保の取組強化が求められています。

具体的な取組

◆ 継続的な地域包括ケアシステムの推進

・医療と介護の連携

「西和メディケア・フォーラム(※)」において、介護を必要とする人が、住み慣れた地域で生活できるよう、入退院時に医療機関や介護事業所等が情報共有するための「退院調整ルール」の改善、さらに、国が推し進めるオンラインによる情報共有を視野に入れた地域包括ケアシステムの深化を図ります。

※西和メディケア・フォーラム：「地域包括ケアシステム」を推進していくにあたり、西和7町の区域では、奈良県と奈良県西和医療センターが中心となって地域の医療機関・薬局・介護事業所・行政等の関係者が連携強化を図る場。

・地域包括ケア会議の開催

さまざまな問題を抱える高齢者の支援を図るとともに、地域の課題を把握するため、ケアマネジャーや介護事業者、民生児童委員、医師、歯科医師等、多職種により構成される「王寺町地域ケア会議」を継続して開催します。

・特別養護老人ホーム等を拠点とした安心拠点の推進

特別養護老人ホーム内に設置した「地域交流スペース」を健康づくり、介護・フレイル予防、リハビリテーションの場として活用し、包括的な支援・サービス体制を推進します。また、介護付き有料老人ホームと連携して、入所者と地域の方との交流の場を創設します。

・切れ目のないリハビリテーション体制の推進

短期集中型リハビリテーション事業「ちゃれんじDX教室」と「いつでもチャレンジ教室」の2教室を引き続き実施します。あわせて、特別養護老人ホーム内の「地域交流スペース」を活用したリハビリ教室等を実施するなど、元気な高齢者から介護が必要な高齢者まで、個々の心身の状態に応じた効果的なリハビリテーションを充実させることで自立を促すとともに、フォローアップを実施します。

また、理学療法士や作業療法士を派遣したリハビリテーションの場を、サロン活動や地区公民館において引き続き実施していきます。更に、地域主体の介護予防の拠点づくりとして、町内の地区公民館における地域の住民が主体となった体操教室等の実施に向け支援を行います。

◆ 効果的な介護サービスの実施

・「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施

要支援１・２の認定を受けた人等に対する訪問介護や通所介護のサービスの提供や、65 歳以上の高齢者を対象とした体操教室など、効果的かつ効率的な支援を継続して実施するとともに、先進的な介護サービスに取り組んでいる他自治体の事例を研究し、町の特性に応じた様々なサービスの提供を図ります。

役割分担

	住民の役割	●介護保険制度、介護予防等に関心を持ち、理解を深めます。 ●自身・家族等の状態に応じて、適切に介護サービスを利用します。 ●要支援・要介護の状態が進行しないよう、介護予防等に取り組みます。 ●ボランティアの一員として、介護予防等の事業に参画します。
	地域の役割	●地域で介護予防等の事業に取り組みます。 ●地域で声かけをして、健康づくりに関するイベントへの参加を促します。 ●地域で高齢者を見守ります。
	団体、事業者の役割	●介護予防に関する情報提供や一人ひとりの状態に応じた質の高い介護サービスの提供を行います。



具体的施策 22 障がい者福祉

関連する条例・分野別計画等

第4期王寺町障がい者計画／第7期王寺町障がい福祉計画（策定中）

目指す姿

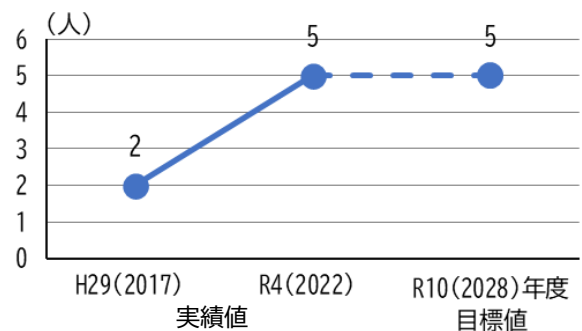
障がいのある人もない人もともに暮らしやすいやわらぎのまち

障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し、ともに自分らしく生活できるまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

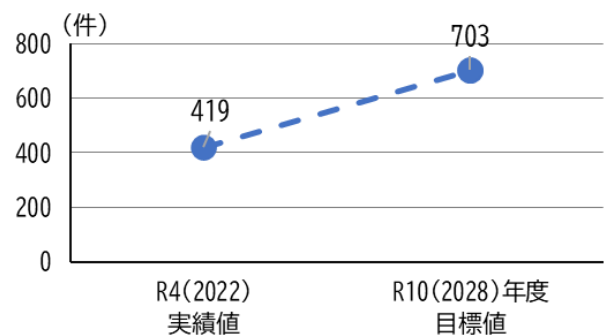
◆KPI 22-1

福祉施設における就労から一般就労の
年間移行者数



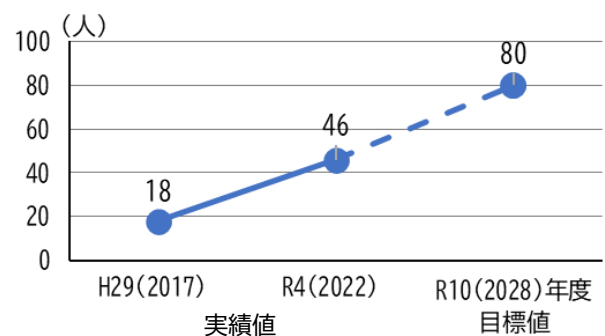
◆KPI 22-2

障がいに関わる一般相談の件数



◆KPI 22-3

手話奉仕員登録者数



現状と課題

●障がい福祉サービス等の充実

障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、各種の障がい福祉サービスによる生活支援や相談支援を充実させ、生活の自立や社会参加に向けた環境整備を推進することが必要です。障がいにより福祉施設へ入所している人や精神障がいにより長期間入院している人が、施設や病院を出て、地域で自立して暮らせるよう、グループホームや相談事業所等との連携を推進する必要があります。

また、児童発達支援など障がい児に係る福祉サービスの利用者が年々増加しています。乳幼児期から学齢期までの障がいのある子どもへの支援として、乳幼児健診等による障がいの早期発見と専門機関での早期療育、障がいの状況や発達に応じた保育・教育の提供、サービスの提供体制の確保等、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供する必要があります。

●地域共生社会の実現

地域の中で、障がいの有無等で分け隔てられることがなく、お互いに人格と個性を尊重しあいながら協力する地域共生社会を実現するためには、障がいのある人が社会活動に参加し、活躍できる環境や仕組みづくりを進める必要があります。障がいについての正しい理解を広め、障がいを理由とする差別の解消や権利擁護等の取組を推進することが必要です。

また、障がいのある人が地域で自立した生活を送り、社会参加するには、自ら情報を取得することや、意思表示のためにコミュニケーションを図ることが不可欠となります。そのため、町では、手話は言語との認識に基づき手話に対する理解と普及を図る「王寺町手話言語条例」を令和2（2020）年9月に施行するとともに、手話奉仕員の育成も図っています。福祉サービスや周囲の人達による支援だけでなく、社会全体における理解促進や、デジタル技術の発展に応じた多様なコミュニケーションに係る支援の検討が必要です。

●社会参加の促進

福祉施設における就労から一般就労への年間移行者数は、着実に伸びつつあります。引き続き、就労支援や雇用促進のため、障がいのある人が地域福祉の担い手や働き手としても活躍できる環境や仕組みづくりが必要です。

また、障がいのある人がスポーツ活動や文化芸術活動に参加することを通して、心身の健康保持と生きがいをもつことができる環境づくりを推進する必要があります。

具体的な取組

◆障がい福祉サービス等の充実

・早期療育と障がい児福祉サービスの推進

「こども家庭センター(※1)」での妊娠期からの切れ目のない支援や臨床心理士による保育園等への巡回相談を通じて、障がいを早期に発見し、専門の医療・療育機関につなげます。また、相談支援体制や個々の障がい特性、発達過程に応じた課題に対する支援を強化するために、地域の障がい児支援の中核機関として、児童発達支援センター(※2)の広域での設置に向けて取り組みます。

さらに、特別支援学級(※3)や通級指導教室(※4)では、障がいのある子ども一人ひとりの発達段階に応じた指導内容の充実に取り組みます。

- ※1 こども家庭センター：「子育て世代包括支援センター(母子保健)」と「子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)」の機能を統合した、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもに対して一体的に相談支援を行う機関。
(児童福祉法等の一部改正：令和6年4月1日施行)
- ※2 児童発達支援センター：就学前の障がいのある子どもが通所し、日常生活における基本的動作の指導、知識・技術を取得し、集団生活に適応できるように支援を行うとともに、地域の中核的な支援施設として、家族への相談や障がいのある子どもを預かる施設への援助・助言などを合わせて行う施設。
- ※3 特別支援学級：児童・生徒の障がいの種類や程度に応じて、個別の教育内容や方法を提供するために設置された学級で、弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障がい、知的障がい、自閉・情緒障がいの7種類がある。
- ※4 通級指導教室：義務教育学校に通う視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱、言語障がい、自閉・情緒障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいの比較的障がいの程度が軽い子どもが一人一人の障がいに合わせた個別の指導を受ける教室のこと。

・障がい福祉サービス等の充実

障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、また「親亡き後」への問題に対応するため、各種相談やグループホーム等の体験利用、緊急時の受け入れ対応等の機能を備えた地域生活支援拠点の整備等、地域における自立した生活の実現に向けて取り組みます。また、障がいのある人の学校卒業後や社会復帰の際の支援として、地域活動支援センター(※)をはじめ、障がい福祉事業所等と連携を深め、居場所づくりや就労支援を行います。

※地域活動支援センターとは、障がい者をサポートする施設で、創作の場の提供や地域との交流機会の創出、相談の受付などの支援を行う。王寺町では、令和4年10月に町内NPO法人に委託して、町内で初めての地域活動支援センターを開設している。

・地域生活への移行支援

障がいにより福祉施設や病院に長期間入所や入院をしている人が地域で暮らせるよう、西和7町障害者等支援協議会において地域移行を推進する部会にて検討を進めるほか、西和7町で精神障がい者に対応した相談支援体制の強化に向けて協議を行い、地域で生活するための支援に取り組みます。

◆ 地域共生社会の実現に向けた取組

・コミュニケーション支援の充実

「手話言語条例」の制定を足掛かりに、手話の理解促進や普及、手話奉仕員の拡大を図るとともに、タブレット端末等のICTを利用した手話翻訳等の新たなコミュニケーション支援を検討します。また、それぞれの障がい特性に応じたコミュニケーション手段についても研究し、情報提供・入手支援の充実を図ります。

・啓発・広報活動の推進

障がいを正しく理解するため、広報紙等で引き続き情報発信を行います。また、精神障がいや外見からは分かりにくい障がいについて、正しい知識を普及するため、啓発のための講座の開催等に取り組みます。

・交流・ふれあいの促進

町内の福祉作業所が運営するオープンカフェを通じて、障がいのある人の居場所づくりと交流機会の拡大に取り組みます。また、地域活動支援センターでは、障がいのある人の居場所としてだけでなく、その家族間の交流の場や障がい者と地域の人との交流の場としての活用を促進します。

・福祉活動の担い手の確保

ボランティアや地域活動等へ参加意向のある人が活動の機会を得られるよう、王寺町社会福祉協議会が中心となってボランティアに関する情報を一元化し情報提供の充実を図るとともに、支援が必要な人と支援をしたい人をつなげる仕組みを構築します。

また、福祉に関する講座やボランティア体験の開催等、人材育成につながる事業を展開し、ボランティア活動への意識高揚、参加促進を図ります。

・権利擁護の促進

障がいのある人に対する不利益な取扱いや合理的配慮の不提供等、障がいを理由とする差別が生じないように、広報・啓発を行います。また、障がいのある人の権利を擁護する取組として、成年後見制度を広く周知・啓発し、手続きの援助を行う等、利用の促進を図ります。

◆ 社会参加の促進

・活躍できる環境・仕組みづくり

障がいのある人がサービスの受け手となるだけでなく、サービスを提供する働き手として、地域で活躍できる環境や仕組みづくりに取り組みます。

また、王寺町オリーブプロジェクト事業において、町内障がい福祉事業所がオリーブの収穫、仕分け、苗の育成等の作業に加わることができるよう、農福連携の取組を進めます。

・障がいのある人のスポーツ・文化芸術活動への支援

障がいのある人に対してスポーツ活動やスポーツイベントの情報を提供し、参加を促進します。また、ニーズに応じて障がいのある人に配慮したスポーツ機器を整備します。

文化芸術活動では、福祉まつりの音楽発表会、障害者週間における作品展等、障がいのある人が発表し、また芸術にふれる機会を創出します。

役割分担

	住民の役割	●障がいに対する正しい認識と理解を深めます。 ●障がいのある人との交流の場に積極的に参加します。 ●障がい福祉制度の正しい情報を持ち、適切な障がい福祉サービスを利用しながら、社会参加します。
	地域の役割	●他人を思いやり、互いに助け合える地域社会を構築します。 ●障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、地域で助け合い、支え合う体制を整えます。 ●障がいのある人が地域活動等に参加しやすい環境を整えます。
	団体、事業者の役割	●ニーズに応じた適正な障がい福祉サービスの提供や、障がいのある人の状況に応じた就労サービスの提供に努めます。



具体的施策 23 健康づくり

関連する条例・分野別計画等

第4次王寺町健康増進計画及び食育推進計画／王寺町国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画／王寺町国民健康保険第3期データヘルス計画／王寺町自殺対策計画

目指す姿

健康寿命奈良県一のまち

「自分の健康は自分で守る」を基本に家族・地域でその実践を支え合い、住民と行政の協働による健康づくりが活発に行われ、健康寿命奈良県一のまちになっています。

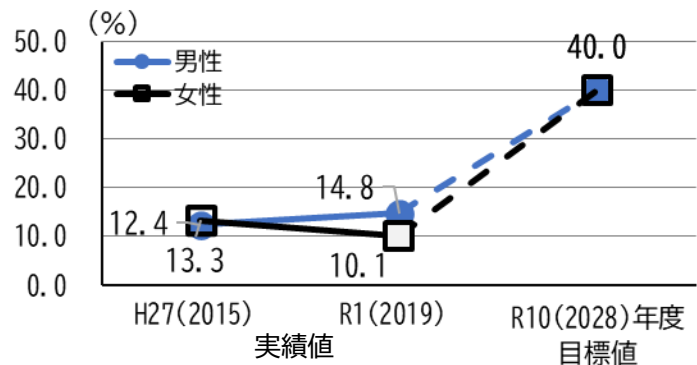
重要業績評価指標（KPI）

◆KPI 23-1

【マイアセスメント調査】1日30分以上の運動・スポーツを週2回以上1年以上継続して実施している人の割合【男性】

◆KPI 23-2

【マイアセスメント調査】1日30分以上の運動・スポーツを週2回以上1年以上継続して実施している人の割合【女性】

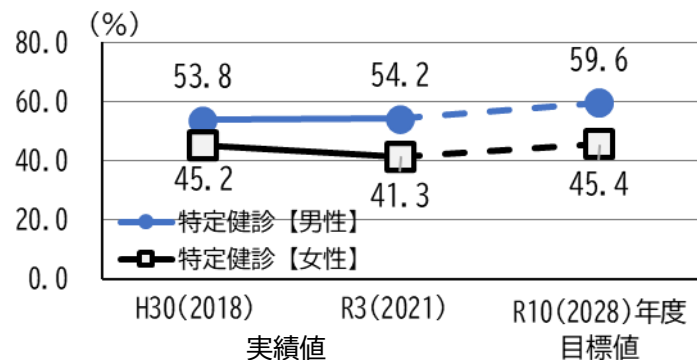


・23-1 補助指標

【特定健康診査】1日30分以上の運動・スポーツを週2回以上1年以上継続して実施している人の割合【男性】

・23-2 補助指標

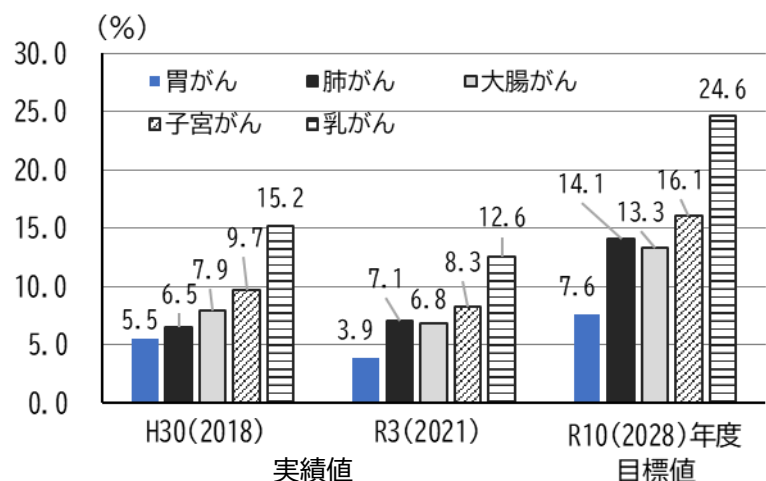
【特定健康診査】1日30分以上の運動・スポーツを週2回以上1年以上継続して実施している人の割合【女性】



◆KPI 23-3, 4, 5, 6, 7

がん検診の受診率

胃・肺・大腸・子宮・乳がん



現状と課題

●健康寿命の延伸に向けた健康づくり

町では、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度を計画期間とする「第4次王寺町健康増進計画及び食育推進計画」を策定し、引き続き住民と行政の協働による健康づくりを推進しています。奈良県による「健康寿命に寄与する要因等の研究結果」の内容から、「運動の推進」「がん検診」「減塩・野菜摂取の促進」「禁煙」の4項目を中心に健康課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。

「シルバーウォーク」や健康づくりボランティアを中心に実施している「ヘルスアップ教室」等を開催し、歩くきっかけづくりに取り組んでいます。奈良県健康ステーション(王寺)が令和4（2022）年度末で終了したため、令和5（2023）年度から新たに町直営の健康ステーションを設け、町民を対象におでかけ健康法や活動量計を活用した「歩く健康づくり」を実施しています。引き続き、健康ステーションを充実し、日頃からの「歩く健康づくり」を推進していく必要があります。

また、令和元（2019）年度から、楽しみながら健康行動の実践につなげるために、がん検診の受診や歩くことでポイントが得られる「健康ポイント事業」を開始しました。

健康づくりに取り組むきっかけづくりのため、自治会に出向き「いきいき健康サロン」を開催しています。コロナ禍で実施回数が減少したものの、引き続き運動や減塩、野菜摂取など生活習慣の改善について啓発が必要です。

禁煙に取り組むボランティア団体と協力し、町内の義務教育学校及び幼稚園で「喫煙防止教室」を開催する等、たばこの害に関する啓発活動を実施しています。令和元（2019）年度の「王寺町マイアセスメント調査」では、喫煙率は奈良県の喫煙率を上回っていることから、今後も禁煙に関する取組が必要です。

●疾病の予防・早期発見

がん検診の受診率は、コロナ禍での受診控えなどの影響から、減少傾向が見られますが、特定健康診査については年々受診率が上昇しています。健診受診率向上に向け、郵便による通知や電話による受診勧奨を行っています。今後もがんの早期発見や生活習慣病の予防に向け、普及啓発や受診勧奨の継続が必要です。

「歯と口腔の健康」は、食べる喜び、話す楽しみを保つ上で重要であり、健康寿命の延伸や生活の質と密接な関連があり、歯科総合健診の充実、啓発に努める必要があります。

また、疾病(感染症)の予防のため、高齢者インフルエンザ(定期)接種等を実施していますが、感染症の蔓延防止や罹患抑制のため、継続的な予防接種実施の取組が必要です。

●自殺対策計画の推進

令和元（2019）年度から令和7（2025）年度を計画期間とする王寺町自殺対策計画では、自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指しています。引き続き、正しい知識の普及やゲートキーパー(※)の養成等に取り組む必要があります。

※ゲートキーパー：死にたいほどの悩みを抱えた人に「気づき」、話を「聴き」、適切な相談機関に「つなぎ」、「見守る」人のこと。養成講座を受ければ誰でもなることができる。

具体的な取組

◆ 健康寿命の延伸に向けた健康づくり

・歩く健康づくりの推進

「シルバーウォーク」、「王寺町健康ステーション」等、ウォーキングに関する事業を引き続き実施します。保健センター及び「王寺町健康ステーション」では、「おでかけ健康法」を引き続き普及することで、活動量計を活用した「歩く健康づくり」を浸透させ、疾病予防や健康寿命の延伸を図ります。

・王寺町健康ステーションの充実

誰でも気軽に健康づくりを実践できる拠点である「王寺町健康ステーション」の充実を図ります。「おでかけ健康法」を引き続き普及することで、活動量計を活用した「歩く健康づくり」を浸透させ、疾病予防や健康寿命の延伸を図ります。今後は、健康の保持増進のための効果的な歩き方がより明確になるように、活動量計に代わる最新の機器の導入を検討します。また、住民の健康意識を向上させ、「歩く健康づくり」のきっかけづくりとして、様々な健康機器による健康チェックや健康講座を実施します。

・いきいき健康サロンの実施

自治会等に出向き、健康測定器具を使用した健康チェック及び健康講座を引き続き実施するとともに、減塩レシピや適切な野菜摂取量を周知し、食事や運動といった生活習慣の改善を図ります。また、町歌に合わせたオリジナル健康体操「やわらぎ体操」の普及・啓発に取り組みます。

・「健康ポイント事業」の推進

歩く健康づくりや各種がん検診等の健康づくり活動への参加に応じたポイントの付与や、貯まったポイントを使用して特典を受けることができる「健康ポイント事業」を実施し、積極的に健康づくり活動に参加することで、疾病予防や健康寿命の延伸を図ります。また、働き盛り世代等の若い世代の利用を促進するため、健康ポイント事業のデジタル化も含め、より利用しやすい方法を検討していきます。

・喫煙を防ぐための取組

「世界禁煙デー」や「集団がん検診」等において、住民と協働で喫煙防止・受動喫煙防止等の呼びかけを行うとともに、禁煙希望者への相談や禁煙外来の情報提供を行うことで喫煙率の低減を図ります。また、学校での取組として、子どもの頃から喫煙の害について学ぶ「喫煙防止教室」を実施するとともに、保護者への啓発にもつながる取組を行います。

◆ 疾病予防・早期発見・治療に向けた取組

・がん検診受診率の向上

がんの治療は早期発見が最も重要であることから、町内医療機関と連携した受診勧奨や広報紙等による受診勧奨、個別案内を引き続き実施します。

・特定健康診査受診率の更なる向上

特定健康診査対象者への個別通知や未受診者への電話勧奨、特定健康診査受診者へのインセンティブの実施（雪丸グッズ等のプレゼント）を引き続き行うことで、受診率の更なる向上を図ります。また、受診結果に基づく適切な保健指導を行うことにより、生活習慣病を予防します。

・歯科総合検診の充実（対象者の拡大）

対象年齢を 18 歳以上に拡大することで、若い年齢層からむし歯や歯周病などの歯科疾患の予防を行い、80 歳で 20 本以上自分の歯を有すること（8020 運動）を目指します。また、高齢者を対象に介護予防教室等での口腔ケア講習や、歯科衛生士が自治会等に赴く口腔ケアの出前講座を引き続き実施します。

・感染症予防対策の推進（予防接種の実施・費用助成）

高齢者インフルエンザ（定期）、高齢者肺炎球菌ワクチン（定期）接種を実施し、感染症のまん延の防止や感染症による患者の発生の減少に努めます。

◆ 自殺対策計画の推進

・自殺対策計画の推進

王寺町自殺対策計画に基づき、自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けてパンフレットの配布による自殺対策に関する正しい知識の普及やゲートキーパーの養成等に取り組みます。

役割分担

	住民の役割	●健康に関する正しい知識を習得し、積極的に健康づくりを実践します。 ●各種ウォーキングイベント等へ積極的に参加するとともに、生活習慣の改善に取り組めます。 ●減塩・野菜摂取を心がけます。 ●禁煙を心がけます。 ●定期的に健康診断やがん検診、特定健康診査を受診します。
	地域の役割	●地域において健康に関する情報の共有、交換を行い、主体的に健康づくり活動に取り組めます。 ●地域全体で運動教室や減塩料理教室等を開催するなど、健康づくりの推進に主体となって取り組み、地域の健康意識を高めます。
	団体、事業者の役割	●健康診断やがん検診、特定健康診査の受診を積極的に勧め、従業員の健康づくりに取り組めます。 ●質の高い健診や保健指導を適切に行います。



具体的施策 24 地域福祉

関連する条例・分野別計画等

第2期王寺町地域福祉計画及び地域福祉活動計画

目指す姿

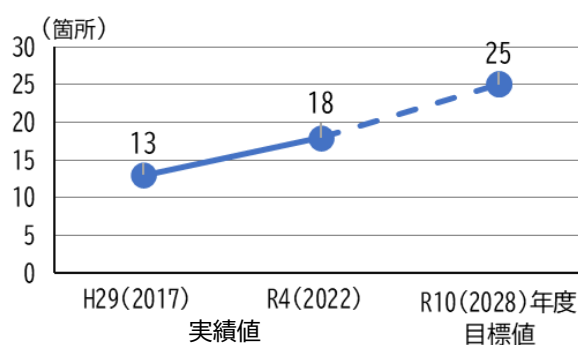
住民同士が支え合い、助け合えるまち

住民同士が、お互いに支え合い、助け合いながら、誰もが身近な地域で安心して暮らせるまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

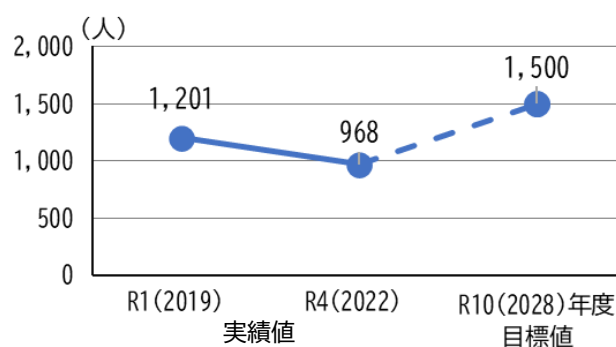
◆KPI 24-1

サロンの箇所数



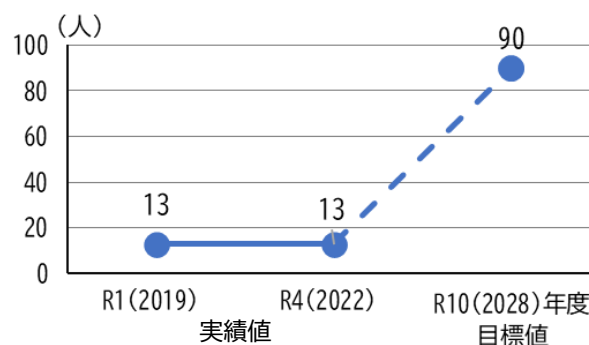
・24-1 補助指標

社協主催のサロン参加者数



◆KPI 24-2

介護(生活支援)ボランティア登録者数



現状と課題

●ふれあい、生きがいをもてる居場所づくり

地域の居場所づくりとして住民が主体となって運営されているサロンは令和4（2022）年度には18か所となっています。令和2・3年度はコロナ禍の影響でサロン活動を自粛する団体が多くありましたが、感染対策をとりながらの活動が再開されています。地域における多様な生活課題の解決に向けた住民による自発的な取組を後押しするため、住民主体のサロン活動やこども食堂等を引き続き支援していく必要があります。

●地域を支える人づくり

福祉ニーズの多様化、複雑化に伴い、福祉の担い手の確保がますます重要になっています。町内では様々なボランティアグループが活動していますが、王寺町社会福祉協議会が中心となって、広く住民にボランティア活動等への参加を促していくとともに、必要な情報の提供や活動資金の助成、活動拠点の整備等、行政からの支援を充実していくことが必要です。今後は、王寺町に関わるすべての人が、地域を支える存在として、一人ひとりが積極的に地域福祉の推進に力を発揮できるよう、自治会単位のみではなく地区単位での活動の促進や担い手の育成支援が必要です。

●助け合い・支え合いのつながりづくり

若い世代やひとり暮らしの人など、誰もが地域とのつながりを実感しながら安心して生活できる社会を築くことが求められています。町では「あいさつ＋1（プラスわん）運動」などの声かけ運動や地域活動を通じた住民間の交流を促す取組を進めてきました。

今後も王寺町社会福祉協議会がコーディネーター的役割を担いながら「地域のつながりづくり」「顔が見える関係づくり」を支援する必要があります。

具体的な取組

◆ 居場所づくりの推進

・居場所づくりの推進

サロン活動やこども食堂等、自宅に閉じこもりがちな人の外出のきっかけづくり、気軽に集える居場所づくりに向けての取組に対し、引き続き支援を行うとともに、それぞれの活動のつながりづくりを推進します。また、SNS等を活用した広報や、若い世代が参加しやすいイベントを企画する等、世代間交流を促進します。

◆ 地域を支える人づくり

・ボランティア活動の推進

ボランティアや地域活動等へ参加意向のある人が活動の機会を得られるよう、ボランティアに関

する情報を一元化し情報提供の充実を図るとともに、支援が必要な人と支援をしたい人をつなげる仕組みを構築します。また、ボランティア活動に取り組む人同士が交流できるよう、活動の拠点となる場の確保と提供に努めます。

また、福祉に関する講座やボランティア体験の開催等、人材育成につながる事業を展開し、ボランティア活動への意識高揚、参加促進を図ります。

・次世代の担い手づくり

地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を支援できるよう、幼稚園、保育園、認定こども園、学校と地域の連携を支援し、将来、子どもたちが地域とつながりを持った「地域の担い手」に成長してもらえよう、福祉教育を推進します。

◆ 助け合い・支え合いのつながりづくり

・身近な地域での助け合い、支え合い

「あいさつ＋１（プラスわん）運動」などの声かけ運動や地域活動を通じた住民間の交流を促していくとともに、避難行動要支援者名簿を活用して、普段から自治会長や自主防災会等が安否確認や声かけ等に役立てるための仕組みを構築します。

・重層的支援体制整備事業の推進

本人や家族が抱える複合化・複雑化した課題等に対して、世代や属性を問わず包括的に受け止め、医療機関、介護または障がい福祉事業所、弁護士、奈良県等の関係機関と連携を図りながら、課題解決に向けた支援を行います。

役割分担

	住民の役割	●地域のことに関心を持ちます。 ●隣近所の人と日ごろからコミュニケーションを図り、顔なじみをたくさんつくります。 ●地域福祉活動やボランティア活動へ積極的に参加します。 ●悩みごとや困りごとがあれば積極的に相談します。
	地域の役割	●地域の課題やニーズを共有し、小さな「気づき」も大切にする「見守り」や「支え合い」の体制づくりを行います。 ●サロン、こども食堂等、様々な居場所づくりを推進します。 ●平常時名簿の情報を基に、見守り活動を行います。 ●地域が主体となって地域の課題解決や住民福祉の増進に取り組みます。
	団体、事業者の役割	●地域福祉活動やボランティア活動へ積極的に参加、協力します。 ●専門的な視点から対象者の状態に応じたサービスを提供するとともに、サロン活動やボランティア活動等の拡充に協力します。 ●地域課題の解決や住民福祉の増進に貢献します。



具体的施策 25 国民健康保険

関連する条例・分野別計画等

王寺町国民健康保険第4期特定健康診査等実施計画（策定中）／王寺町国民健康保険第3期データヘルス計画（策定中）

目指す姿

誰もが自分の健康に関心を持ち、自分らしく、いきいきとした毎日を過ごせるまち

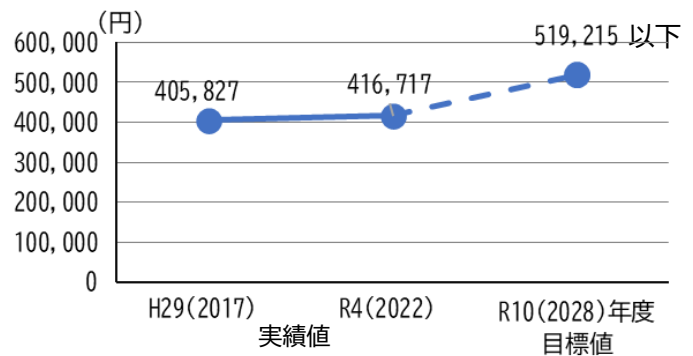
国民健康保険被保険者の健康の保持・増進と医療費の抑制が実現され、国民健康保険制度が持続可能なものとして運営されています。

重要業績評価指標（KPI）

◆KPI 25-1

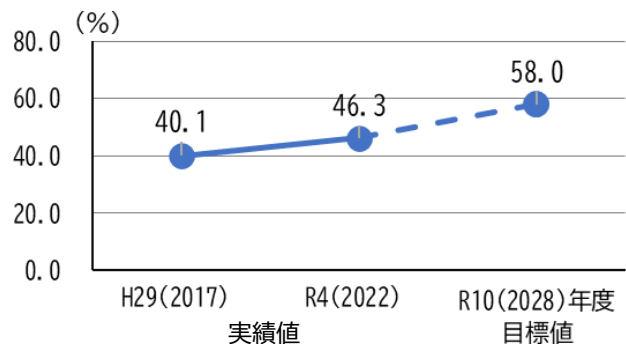
国民健康保険被保険者の年間
1人当たり医療費 ※

※数値が低い方が良くなる指標です



◆KPI 25-2

国民健康保険被保険者の
特定健康診査受診率



現状と課題

●効果的な保健事業の実施

国民健康保険被保険者の医療費の詳細な分析を基に策定した王寺町国民健康保険データヘルス計画に基づき保健事業を実施しています。令和6（2024）年度から5年間は、新たに策定した第3期計画に基づき、より効果的な保健事業の実施に取り組む必要があります。

また、生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を目的に、特定健康診査を実施しています。受診率は、令和2（2020）年度のコロナ禍に伴う受診控えによる影響を除くと、着実に上昇していますが、引き続き未受診者に対する働きかけが必要です。人間ドックを対象に実施している「健診費用の一部助成」についても引き続き利用促進のための取組が必要です。

●国民健康保険の健全な運営

王寺町国民健康保険の被保険者1人当たりの医療費は増加と減少を繰り返しています。医療費を抑制するため、ジェネリック（後発）医薬品の使用によって減少する自己負担額を記載した「ジェネリック差額通知」の送付や「ジェネリック医薬品希望シール」の配布を実施するとともに、実際にかかった医療費総額を記載した「医療費通知」の送付に取り組んでいます。医療費の推移に注意しながら、引き続き医療費の抑制に向けた取組を実施する必要があります。

また、国民健康保険の県単位化に伴い、令和6（2024）年度から県内統一の標準保険税率が導入されます。被保険者の負担の公平性を確保できるよう、引き続き県と連携しながら、健全な財政運営に向けて取り組む必要があります。

具体的な取組

◆ 効果的な保健事業の実施

・「第3期王寺町国民健康保険データヘルス計画」に基づく保健事業

これまで実施してきた保健事業（特定健康診査未受診者受診勧奨事業、健診異常値放置者受診勧奨事業、糖尿病性腎症重症化予防事業）に対する評価・検証及び詳細な医療費分析を反映した、「第3期王寺町国民健康保険データヘルス計画」に基づいて、生活習慣病の予防を中心とした保健事業を引き続き実施します。

・特定健康診査の未受診者対策

「未受診者受診勧奨事業」として、特定健康診査対象者に個別通知や電話勧奨を行い、受診者には雪丸グッズ等をプレゼントするなど、引き続き特定健康診査の受診率向上に向けて取り組みます。また、「人間ドック助成制度」についても周知方法の工夫等を行うことで、更なる利用促進に努めます。

◆ 国民健康保険の健全な運営

・ジェネリック医薬品への切替促進

「ジェネリック差額通知」の送付や「ジェネリック医薬品希望シール」の配布を引き続き実施します。

・「医療費通知」の送付

同じ疾病で同時に複数の医療機関を受診する「重複受診」の抑制や、実際にかかった医療費総額の意識付けのため、「医療費通知」の送付を引き続き実施します。

・国民健康保険税の納税

国民健康保険税が納期限までに納付されるよう、納税に関する啓発に取り組むとともに、窓口での積極的な働きかけにより、便利で確実な口座振替による納税を推進します。また、令和4年度に

導入済みのコンビニ納付やスマートフォン決済アプリに加えて、多様な納付方法の拡充を図ります。
悪質な滞納者に対しては、差押えをはじめとした滞納処分を行う等、厳正に対処します。

・マイナ保険証の普及

国民健康保険加入者に対するマイナ保険証の普及のため、納税通知書や保険証（資格確認書）の発送時に勧奨チラシを同封するほか、広報紙や町公式サイトでマイナ保険証のメリット（マイナポータルでの特定健康診査結果や薬剤情報の閲覧、限度額適用認定の手続不要など）について広く周知します。

役割分担

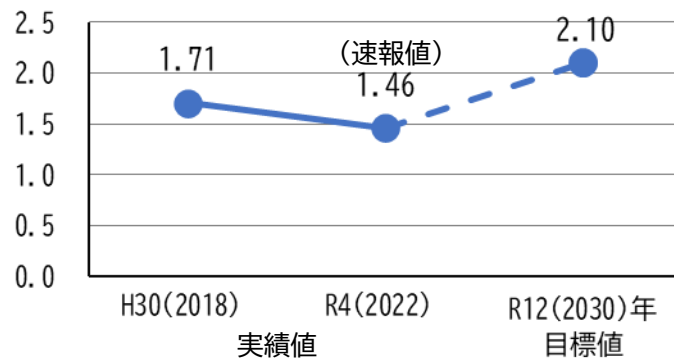
	住民の役割	●特定健康診査や人間ドック等を積極的に受診し、生活習慣病の早期発見・早期治療に努めます。 ●ジェネリック医薬品を積極的に利用します。 ●かかりつけ医を持ち、重複受診を避ける等、適切に医療機関を利用します。 ●国民健康保険税を納期限までに納付します。
	地域の役割	●お互いが誘い合い、地域全体で特定健康診査や人間ドック等を受診するきっかけづくりを進めます。
	団体、事業者の役割	●従業員に特定健康診査や人間ドック等の受診を呼びかけます。 ●従業員に健康保険の情報を提供します。

5 人を育みみんなが学べるまちづくり

すべての住民が生涯学び続けることができ、地域の歴史文化に親しめる町をつくる

数値目標

◇数値目標5(1)
合計特殊出生率



基本的方向 14 子ども・子育て支援の充実

- 具体的施策 26 子ども・子育て支援
- 具体的施策 27 母子保健
- 具体的施策 28 保育環境

基本的方向 15 学校教育の充実

- 具体的施策 29 就学前教育
- 具体的施策 30 学校教育

基本的方向 16 生涯学習の充実

- 具体的施策 31 生涯学習
- 具体的施策 32 青少年健全育成

基本的方向 17 歴史文化・スポーツ活動の振興

- 具体的施策 33 文化財
- 具体的施策 34 文化・芸術活動
- 具体的施策 35 スポーツ・レクリエーション

具体的施策 26 子ども・子育て支援



関連する条例・分野別計画等

第2期王寺町子ども・子育て支援事業計画

目指す姿

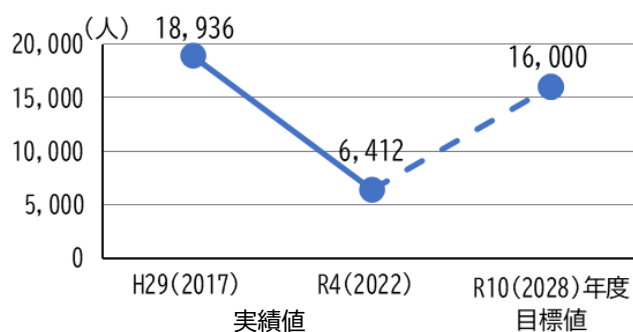
育つ喜びと育てる喜びが実感できるまち

地域全体で子育てを支える環境が整った、誰もが安心して出産・子育てをできるまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

◆KPI 26-1

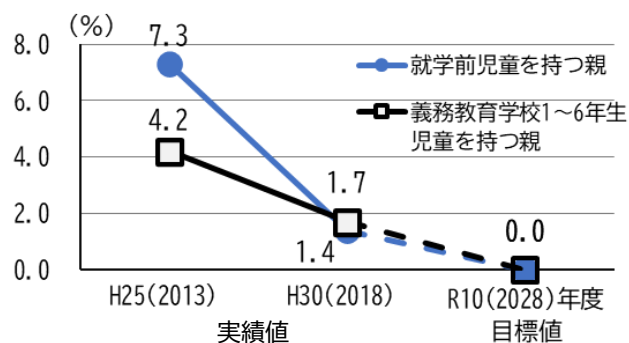
子育て広場の年間利用者数(延べ)



◆KPI 26-2,3

子育てをする上で気軽に相談できる人や場所の有無について「いない」「ない」と答えた保護者の割合 ※

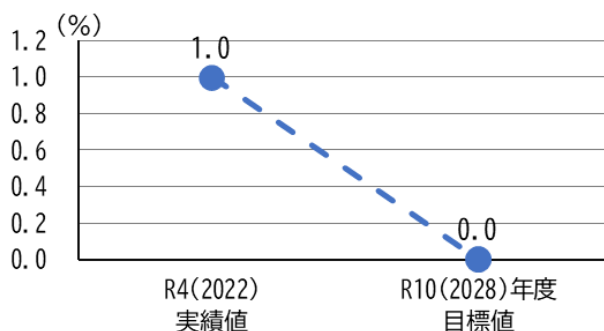
【就学前児童を持つ保護者・義務教育学校1～6年生(小学生)児童を持つ保護者】



・26-2 補助指標

「日常の育児の相談相手」がいない保護者の割合 ※

(4か月、1歳6か月、3歳6か月児健診問診票)



※数値が低い方が良くなる指標です

現状と課題

●子育て支援の推進

国では、子ども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」に基づき、少子化・人口減少のトレンドを反転させるため、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組まれています。市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を策定するよう、努力義務が課せられていることから、子ども施策を総合的に推進するため「王寺町こども計画」の策定やこども基本条例制定の検討が必要です。また国と地方公共団体だけでなく、企業やボランティア団体、地域住民など多様な主体が参画し、子ども・子育て世帯を地域全体で支えるための取組を促進していくことが重要です。

●ファミリー・サポート・センター事業の充実

本町では、令和2（2020）年4月より、地域全体で子育てを支える「ファミリー・サポート・センター事業（※）」を実施しています。子育て援助活動を支援していくこの事業は、利用が年々増加しています。より利用しやすいサービスとするため、令和5（2023）年4月からは、きょうだい（3歳以上）の同時利用を可能とし、制度の充実を図りました。今後、継続的な運営に向けて、提供会員数を増やすことが必要です。

※ファミリー・サポート・センター事業：「子育てを援助してほしい人」と「子育てを援助したい人」を会員として、子どもの送迎や一時預かり等を通して、互いに子育てを支え合う援助活動事業。

●地域子育て支援拠点(子育て広場)事業の充実

親子や保護者同士で交流を深めるとともに、保健師等の専門職へ子育てに関する相談をすることができ室内広場を町内3か所で運営しています。保健センター内の広場は、平成29(2017)年度から土曜日(午前中)も実施するなど、身近でより利用しやすい環境を整備しサービスの充実を図りました。今後も、安心して子育てができるよう、引き続き多くの親子が気軽に利用できる場づくりに取り組む必要があります。

●保護者の経済的負担の軽減

子育て支援に関しては、保護者の就労形態にかかわらず、どのような家庭状況にあっても分け隔てなく、ライフステージに沿って切れ目のない支援を行い、多様なニーズに即したよりきめ細かな対応をしていくことが重要です。また、これまでも保育料の在園第2子目の全額減免やインフルエンザ予防接種費用助成など、経済的支援を強化してきましたが、国が進める「加速化プラン（※）」に対応して、出産・子育てに関する経済的負担の軽減を図る必要があります。

※加速化プラン：政府が公表した令和6～8年度の3年間で集中期間として取り組む少子化傾向を反転させるための方針。経済的支援の強化や子ども・子育て世帯を対象とするサービス拡充などの取組が提示されている。

●子どもの権利と安全の確保

子どもの権利と安全を確保し、健全な育成を図るためには、地域全体で取り組む必要があります。総合的な支援拠点としての「こども家庭センター（※）」の設置をはじめ、医療機関、教育機関等、地域の関係機関との連携による児童虐待防止ネットワークを強化するとともに、「虐待は誰にでも起こり得ること」との認識の下、子育て支援策に早期につなげるなどの虐待予防の取組を強化することが必要です。

※こども家庭センター：「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」の機能を統合した、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもに対して一体的に相談支援を行う機関。
（児童福祉法等の一部改正：令和6年4月1日施行）

具体的な取組

◆ 子ども・子育て支援の充実

・「王寺町こども計画」の策定

本町の子ども政策を総合的に推進する計画として、現行の子ども・子育て支援事業計画に加え、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画等と一体的に「王寺町こども計画」（計画期間：令和7～11年度）として策定します。

計画には、子育て世帯の「教育・保育・子育て支援」に関するニーズを調査し、提供体制の確保方策等を定めるとともに、子ども・若者の現状や課題等を調査し、子ども・若者の健やかな成長に資するために必要な施策を定め、その施策に取り組みます。

また、他市町村の動向を踏まえ、こども基本条例の制定に向けた研究を行います。

・国の子ども・子育て施策への対応

国が令和6～8年度の3年間で集中的に取り組む「加速化プラン」で実施する児童手当の拡充等の経済的支援や伴走型相談支援の実施等の子育て支援の施策に積極的に取り組みます。

・子育て支援体制の充実

安心して出産・子育てができるよう家事や育児の手助けをする「産前産後ヘルパー事業」については、多胎や早産のおそれ、産後うつ等があり、出産前後に周りの支援を受けることが困難である母親を対象に実施しており、一時的な体調不良等でも利用できるよう対象を拡大しています。今後は、さらに利用しやすくなるよう、対象年齢の拡大等についても検討します。

子どもの送迎や一時預かりを行う等、地域で子育て世帯を支え合う「ファミリー・サポート・センター事業」については、多子世帯の利便性の向上を図っていますが、提供会員を増やしていくため、定期的な制度周知や会員同士の交流会を開催するなど、引き続き、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

・「こども家庭センター」による支援

妊娠・出産から育児まで、切れ目のない支援を引き続き行います。また、保健師等の専門職への相談をきっかけとして、産後ケアをはじめとした、保護者が必要としている支援につなぐことができる体制を継続します。

・「子育て広場」の充実（地域子育て支援拠点事業）

安心して子育てできる環境づくりのため、地域やサークル活動を通じた交流の機会を設け、互いに支え合える相談支援体制の充実を図ります。また、町内に3か所ある広場を利用したことがない子育て世帯が一定数いることから、気軽に広場を利用できるよう、イベントや講座等の広報など情報発信の充実に取り組みます。

・子ども医療費等助成事業の充実

子どもの健康保持ならびに子育て支援のさらなる充実を図るため、令和5(2023)年4月から対

象年齢を高校生世代まで拡大した医療費助成について、医療機関等の窓口で一部負担金のみを支払っていただく現物給付方式の対象をこれまでの未就学児のみから、県内市町村と足並みをそろえて高校生世代まで拡大することとしています。

◆ 子どもの権利と安全の確保

・ 児童虐待防止対策の更なる強化

令和6年4月以降、設置に努めることとされている「こども家庭センター」において、支援が必要な家庭等の情報を関係課で共有できるシステムを活用しながら全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して一体的に相談支援を行います。

また、医療機関、教育機関、地域の関係機関と連携を深め、虐待が疑われる子どもや家庭の状況に応じて個別検討会議を実施するとともに、担当職員の専門研修受講を促進するなど「児童虐待等防止ネットワーク」を強化します。更に、地域の児童相談所に直接つながる「児童相談所全国共通ダイヤル（189）」「親子のための相談LINE（※）」等の普及、啓発に取り組み、児童虐待の早期発見につなげます。

※親子のための相談LINEとは、子育てや親子関係に悩んだ時に子ども（18歳未満）とその保護者などが相談できる国の相談システム。匿名での相談も可能。

役割分担

	住民の役割	●子育て支援施策に関心を持ち、積極的に活用、参加します。 ●地域とのつながりを通して、子育てに必要な知識や経験を身につけながら子育てをします。
	地域の役割	●家庭や関係機関と連携し、子どもの健全育成に努めます。 ●「子育て広場」の交流機会を活用する等、地域全体で子育て世帯を支援します。 ●地域の中で、子育て支援施策に関する情報を共有、交換します。 ●子育て家庭への情報提供や見守り等、子どもも保護者も安心して楽しく子育てできる地域づくりに努めます。 ●地域の問題を解決する活動を通して地域の子育て力を高めます。
	団体、事業者の役割	●健診等を通じて専門的な知識や情報を提供するとともに適切な指導を行います。 ●子育てと仕事を両立しやすい環境を整えます。

具体的施策 27 母子保健



関連する条例・分野別計画等

第4次王寺町母子保健計画

目指す姿

地域の愛につつまれて すくすく子育て 親育ち

すべての子どもが健やかな生活を送り、子育て中の親子が孤立せず、笑顔で安心して子育てができる温かなまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

◆KPI 27-1

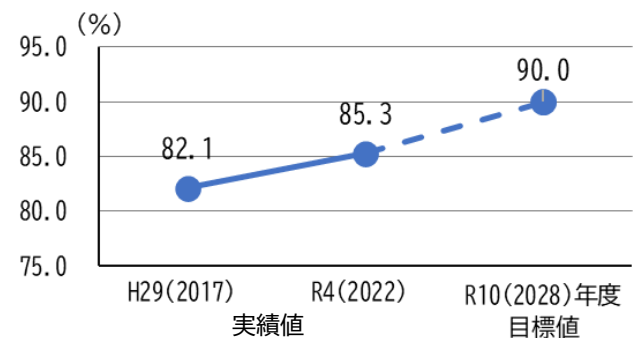
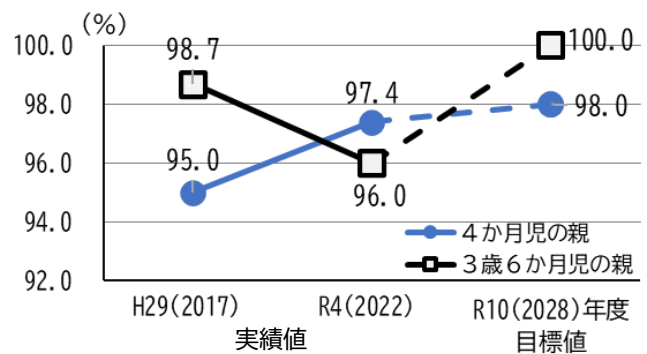
王寺町で子育てをしたいと思う親の割合【4か月児の親】

◆KPI 27-2

王寺町で子育てをしたいと思う親の割合【3歳6か月児の親】

◆KPI 27-3

夜10時までに寝る生活リズムを持つ1歳6か月児の割合



現状と課題

●妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目ない支援

王寺町母子保健計画では、すべての子どもが健やかな生活を送ることができるように、子育て中の親子が孤立せず、笑顔で安心して子育てができる温かな環境づくりをめざしています。

保健師等の専門職が、妊娠期から出産、子育て期にわたって切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」では、母子保健や子育てに関する保護者の悩みに対応しています。産後うつや育児不安等への対処など、引き続き保護者へのきめ細かな支援が必要です。

また、助産院に滞在して母子の健康管理や育児相談を行う「産後ケア事業」は、令和2年(2020)度から委託先(助産院等)の安定的な確保のため、サービス内容に合わせて公費負担の引き上げを行いました。令

和3(2021)年度から出産後1年以内の母子に対象を拡大、令和4(2022)年度からは助産師が家庭に出向く「アウトリーチ型」を開始しました。今後は支援が必要な母子が時機を逃さず適切に利用できるよう委託先を確保することが必要です。

乳幼児の健康状態や発育・発達の確認を行うとともに、育児に関する保護者の不安の軽減を図るため、乳幼児健診の受診は重要です。健診の受診勧奨を継続し、未受診者を把握することが必要です。また、発育・発達が気になる乳幼児については、家庭訪問や発達相談、療育教室等を通して、保護者とともに成長・発達を確認しており、今後も個別の支援が必要です。

●親子の健やかな成長のための支援

王寺町母子保健計画における基本的な方向性は「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現と「親育ち」です。ライフステージに応じた親子の育ちを支援する取組が重要です。

乳幼児期に規則正しい生活リズムを身につけることは、健やかに成長する上でとても大切なことです。乳幼児健診や子育て教室等を通して、早寝・早起きといった良い生活リズムの重要性について理解を図っています。「親育ち」に向けた取組では父親の育児参加が重要であることから、父親が参加しやすい日曜日の「パパマクラス」の実施、父親向けの教室の開催や、子育てに必要な基礎知識を記載した「父子健康手帳」の交付等、積極的な取組や啓発が引き続き必要です。また、任意接種費用助成など、経済的な負担を軽減する取組の継続が必要です。

令和3(2021)年度から不育治療費用助成を開始しています。経済的な負担が大きいため、安心して妊娠・出産が出来るように引き続き助成が必要です。

多胎の場合の妊婦健康診査は、通常の妊婦健康診査より受診回数が増えるため、経済的な負担が大きいため、多胎妊婦健康診査費用助成を行っています。町独自施策として助成額を拡大しながら実施してきましたが、現在、国で出産費用の保険適用について検討されているところです。

低所得の妊婦を対象に、経済的負担を軽減し、必要な支援につなげるために、令和5(2023)年度から妊娠判定のために受診した費用を助成する初回産科受診料助成を開始しています。経済的な理由で、初回の産科受診をためらうことがないよう、引き続き助成が必要です。

また、産後は、母親の身体の回復や授乳状況、精神状態を確認するために産婦健康診査の受診が大切であり、健康状態等によっては医療機関などと連携して早期に支援体制を整えることが必要です。

具体的な取組

◆ 妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目ない支援の充実

・「王寺町母子保健計画」における支援事業の展開

「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現と「親育ち」を目指し、「こども家庭センター」の充実や「子育て広場」の充実・拡大等、住民と協働で支援事業を展開します。

・「こども家庭センター」による支援【施策26再掲】

妊娠・出産から育児期まで切れ目のない支援を引き続き行います。また、保健師等の専門職への相談をきっかけとして、産後ケアをはじめとした、保護者が必要としている支援につなぐことができる体制を継続します。

・乳幼児健診の充実

乳幼児健診の受診勧奨を継続し、未受診者に対して受診しない理由や子どもの健康状態等の確認を実施します。また、発育・発達が気になる乳幼児には個別の支援を継続しつつ、必要に応じて専門の医療機関につなげる等、今後も保護者に寄り添いながらきめ細かな支援を行います。

◆ 親子の健やかな成長のための支援の充実

・生活習慣づくり

生活習慣は、子どもの健やかな成長に大きな影響があるため、早寝早起き等の良い生活習慣が身に付くように、引き続き子育て教室や健診の場を活用して啓発に取り組みます。

・父親の育児参加の促進

パパマクラスや父親向けのイベントを引き続き実施し、父親の育児参加を促進します。また、子育てに必要な基礎知識を記載した「父子健康手帳」は、ほぼ全員に交付できているため、パパマクラス等の父親が参加する事業で使用する等、有効活用を図ります。

・任意接種費用助成の継続

子どもたちの健やかな成長を実現するとともに、保護者の経済的な負担を軽減するため、引き続き任意接種費用の一部助成を実施します。その他、感染症の流行や新たに認可される予防接種など最新情報を確認しながら、費用助成の対象者やワクチンの種類等を検討します。

・不育治療費用への助成

不育に悩む夫婦の経済的かつ精神的な負担の軽減を図るため、不育治療費への助成を引き続き実施します。

・多胎妊婦健診費用の助成

多胎の場合の妊婦健康診査については、通常の「妊婦健診補助券」に加え、追加で補助券の交付を引き続き実施することにより、経済的かつ精神的な負担軽減を図ります。

・産婦健康診査費用の助成

産婦の健康状態の確認と経済的な負担の軽減のため、産婦健康診査費用の一部助成を実施し、健康状態に合った育児支援体制を構築することで、育児負担の軽減・虐待予防等につなげます。

役割分担

	住民の役割	●母子保健施策に関心を持ち積極的に活用、参加します。 ●母親の周りの人は妊娠・出産による心身の変化に配慮します。 ●父親も積極的に育児に参加します。
	地域の役割	●地域の中で母子保健施策に関する情報を共有、連携します。
	団体、事業者の役割	●雇用している妊婦等へ配慮を行います。 ●健診等を通じて専門的な知識や情報を提供するとともに、適切な指導を行います。



具体的施策 28 保育環境

関連する条例・分野別計画等

第2期王寺町子ども・子育て支援事業計画

目指す姿

子どもたちが安心して保育を受けられるまち

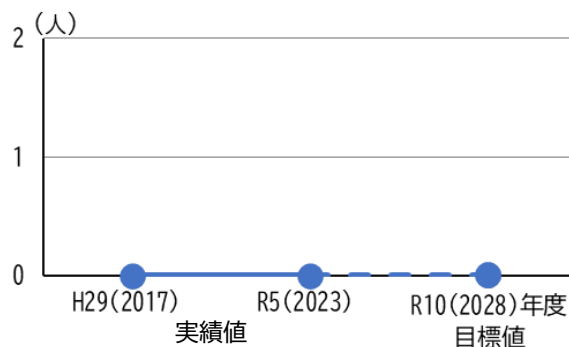
保育サービスが充実し、保護者が子育てと仕事を両立させることができる環境が整えられ、安心して子育てができるまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

◆KPI 28-1

保育園入所待機児童数 ※

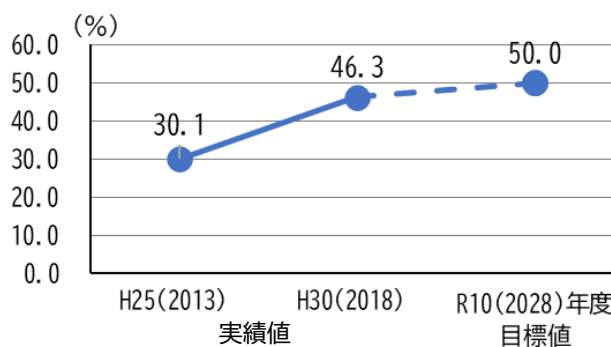
※数値が低い方が良くなる指標です



◆KPI 28-2

保育サービスに関する満足度

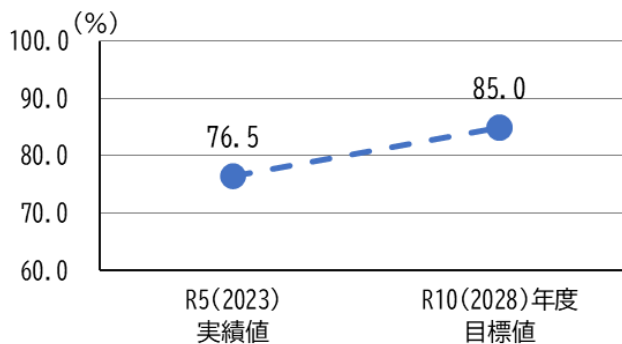
（就学前児童を持つ保護者へのアンケート調査で「保育サービス全般」について、「満足している」と回答した人の割合）



・28-2 補助指標

保育サービスに関する満足度

（3歳6か月児健診時アンケート）



現状と課題

●受入れ体制の確保

幼児教育・保育の無償化などにより、保育ニーズが増加傾向であったことから、民間の小規模保育所の開所を支援し、令和3(2021)年度から受入れ体制を確保しました。現状、待機児童はゼロとなっていますが、引き続き、待機児童を出さないよう町内の私立保育所等と園児の受入れ等について連携する必要があります。また、国のこども・子育て政策の強化により女性の就業率はさらに増加すると予想されることから待機児童が発生しないための対策として、民間による認定こども園(令和7年4月開園予定・定員90名)の整備を進めています。

●病児保育の充実

令和2(2020)年1月から、西和地域5町(平群町、三郷町、斑鳩町、上牧町、王寺町)が共同実施する「西和地域病児保育室(いちごルーム)」を開設し、「土庫こども診療所病児保育園(ぞうさんのおうち)」等を含め、保育所等に通う子どもが病気や病気の回復期で集団保育が困難であり、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合の病児保育を実施しています。

●学童保育の充実

町が運営する学童保育について、これまで児童受入れに伴う放課後児童支援員等の確保、保育室の増設や改修、備品の整備等を実施しました。平成30(2018)年度より午後7時までの延長保育を実施するなど、子どもが安心して過ごせる環境を整えてきましたが、放課後児童支援員等の安定的な人材確保や資質向上、均質かつ良質なサービス提供等の面において課題があります。

●町独自の経済的支援の実施

令和元(2019)年10月より3歳児から5歳児まで及び住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までを対象に幼児教育・保育の無償化が、国の施策として実施されました。町では、保護者の経済的負担の軽減のための独自施策として、国の無償化の対象とならない0歳児から2歳児までの「在園第2子目に係る保育料の全額減免」を継続して実施しています。さらに、0歳児から2歳児までの保育料全額減免の対象について、兄弟が在園している場合に限定せず第2子目以降すべてに拡大することを検討していますが、対象の拡大と合わせて、認定こども園など受け入れ体制の整備を行う必要があります。

具体的な取組

◆ 保育サービスの充実

・受入れ体制の確保

引き続き、町内の私立保育所等と園児の受入れ等について連携を行い、待機児童が発生しないように、令和7(2025)年4月に民間による新たな認定こども園の開園を予定していますが、保育ニーズに応じてさらなる施設の整備も進めていきます。

また、保育士の不足によって待機児童が発生させないため、保育士の処遇改善に向け、引き続き、町内の私立保育所等に対し助成金の交付を行うとともに、近隣都市部の保育士給与水準等との比較

により助成内容の見直し検討を行います。

・病児保育の充実

子どもが病気や病気の回復期で保育所などに通うことができず、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に預けることができる施設の委託先を増やし、保護者の利便性の向上に努めます。

・学童保育の充実

子どもが安心して過ごせる環境を整えるため、学童保育を利用する児童数に応じた施設、備品の整備等を行うとともに、放課後児童支援員等が研修を受講すること等により資質の向上を図ります。また、町が運営する学童保育については、放課後児童支援員や補助員の人材確保に努めるとともに、学童保育の質の向上や安定的な運営を図ることを目的に民間事業者への委託を検討します。

・在園する第2子目に係る保育料の全額減免

幼児教育・保育の無償化において、制度の対象とならない0歳から2歳までの子どもを持つ子育て世帯について経済的負担の軽減を図るため、在園する第2子目に係る保育料の全額減免を継続して実施します。また、国の動向等を見極め、対象の拡充などを検討します。

役割分担

	住民の役割	●保育環境や各種保育サービスについて理解を深めます。 ●保育所等の利用に際して応分の保育料を負担します。
	地域の役割	●地域で保育環境や各種保育サービスに関する情報を共有、交換します。 ●地域ぐるみで子育てと仕事を両立しやすい環境を整えます。
	団体、事業者の役割	●保育の受入れ枠の確保とともに、質の向上を図ります。 ●保護者のニーズに対応した保育を実施します。 ●専門的な知識や情報の提供を行います。



具体的施策 29 就学前教育

関連する条例・分野別計画等

王寺町教育振興ビジョン

目指す姿

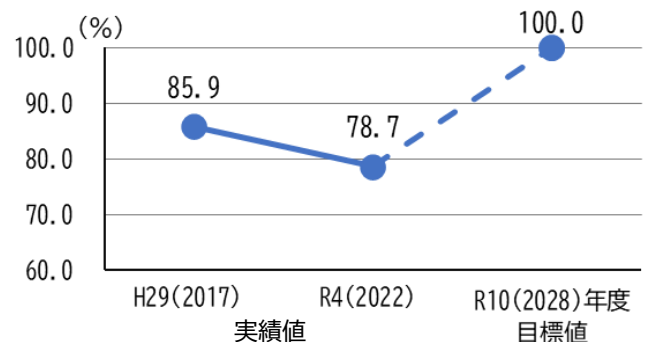
生涯にわたる人格形成の基礎を培えるまち

就学前教育が、子どもの人格を形成し、生きる力の基礎を育てるために重要であるという認識のもと、より一層就学前教育が充実したまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

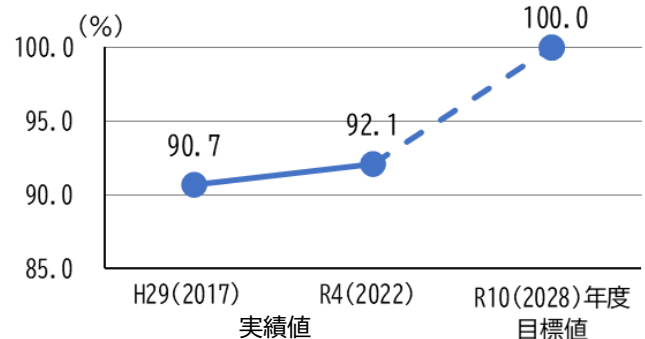
◆KPI 29-1

「子どもをこの幼稚園に通わせてよかった」と思う保護者の割合



◆KPI 29-2

「子どもは幼稚園で自分らしさを出し、思っていることが言える」と思う保護者の割合



現状と課題

●町立幼稚園など就学前教育の充実

子どもの発達や成長は著しく、特に乳幼児期（就学前）においては情緒の安定、基本的生活習慣の確立、集団生活の体験等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。令和3（2021）年度には、町立幼稚園の新たな教育目標「学びの芽ばえ」を作成し『心身ともに健やかで豊かな感性をもち主体的に活動できる子ども』の育成を目指しています。

町立幼稚園の園児数は平成29（2017）年度をピークに減少傾向にあり、子ども同士がふれあい、集団生活を通して学んでいく機会の減少が懸念されます。一方で、保育所や認定こども園の園児数は引き続き増加傾向にあります。町立幼稚園では、就園率の向上を図るため、未就園児やその保護者を対象に体験保育や見学会を開催し、また保護者の利便性向上のため、保護者からの欠席連絡が行える登降園管理システムを導入しました。

令和4（2022）年4月には、町立幼稚園を義務教育学校の校区と合わせて王寺北幼稚園と王寺南幼稚園の2園に再編しました。今後は、就学前児童が入所する施設によってそれぞれの育ちに差が生じないようにするために、町内の幼稚園等就学前教育施設同士の連携により教育の質を高めていくことが必要です。

また、豊かな食の体験を積み重ね、食べる意欲を育み、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本となる食を営む力の基礎を培うため、令和4（2022）年4月開校の義務教育学校と併せて整備した新たな学校給食センターのもと町立幼稚園での給食提供を開始しました。

●町内の幼稚園・保育所・認定こども園と義務教育学校との連携

子どもの発達と成長は連続性・一貫性を持って進められるものです。子どもが幼児期で経験したことを土台として、切れ目なく就学後につないでいくことで、子どもの健やかな成長や生きる力を育成していくことが大切です。

そのため、年長児の義務教育学校への体験入学、子ども、教職員同士の交流などを通じて町内の幼稚園・保育所・認定こども園と義務教育学校の連携を強化し、子どもが教育環境の変化による生活・学習環境、新たな人間関係において戸惑うことなく、円滑に接続できるように支援することが必要です。就学前教育の充実とともに、町内の幼稚園・保育所・認定こども園から義務教育終了までの教育ビジョンを明確にし、令和4（2022）年4月に開校した義務教育学校とこれら各施設とのより積極的な連携を図ることが求められます。

具体的な取組

◆ 町立幼稚園など就学前教育の充実

・町立幼稚園での幼児教育推進事業

五感を育む体験や基礎体力を向上させる取組、花や野菜を育てる環境教育、幼児と児童の交流等、心身の健全な発達を促し、非認知的能力(※)の育成等、人格形成の基礎を培うことのできる特色かつ魅力ある取組を推進していきます。

※非認知的能力：経済学者ジェームズ・ヘックマンが提唱した能力で、知能指数等の認知的能力以外の能力を言い、忍耐力や自己抑制、社交性や思いやりといったことに関わる能力として整理されます。

・町立幼稚園での満3歳児保育の実施検討

保護者の育児不安や負担の解消、子どもの成長の支援、幼稚園教育への円滑な接続につなげるため、満3歳児保育の実施を検討します。

・町立幼稚園での預かり保育事業の充実

保護者の子育てを支援するため、夏休み等の長期休業中も含め、預かり保育を引き続き実施します。また、保護者の利便性を考慮し、預かり時間の延長等を検討します。

・町立幼稚園での英語教育の継続

好奇心旺盛で感受性に優れ、言語能力が発達する幼児期に、ネイティブスピーカーである外国人講師による英語教育を引き続き行い、コミュニケーション能力・自己表現力を育成します。

◆ 町内の幼稚園・保育所・認定こども園と義務教育学校との連携

・ 幼・保・こども園・義務教育学校接続の推進

幼児期の教育と義務教育をつなぎ、子どもの育ちを連続的に共有するため、町内の幼稚園、保育所、認定こども園、義務教育学校が連携して、園児・児童の交流や互いの教育を理解し合う教職員の研修会等を実施することで、町内の幼稚園・保育所・認定こども園から義務教育学校への円滑な接続を推進します。

役割分担

	住民の役割	●就学前教育に関心を持ち、理解を深めます。 ●保護者は幼稚園等就学前教育施設とよくコミュニケーションを図り、幼稚園等の運営に協力します。 ●保護者は自らの役割を自覚し、よりよい家庭教育を行います。
	地域の役割	●地域の中で就学前教育に関する情報を共有、交換します。 ●ボランティアとして幼稚園行事等へ参加し、支援します。
	団体、事業者の役割	●子育てと仕事を両立しやすい環境を整えます。 ●専門的な知識や情報提供を行います。

具体的施策 30 学校教育

関連する条例・分野別計画等

王寺町教育振興ビジョン

目指す姿

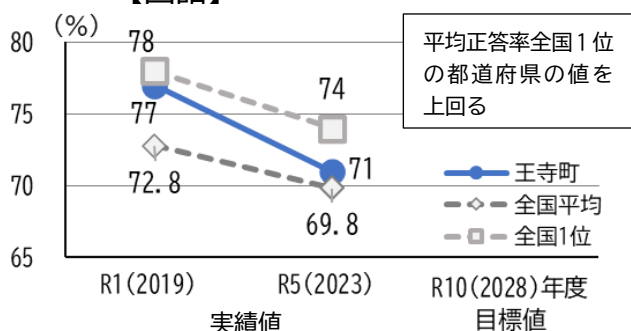
心豊かでたくましく生き抜く力が身につくまち

変化の激しい社会において、子どもが「生き抜く力」や、生涯にわたり学習する基礎を培い、学びの質を高めるとともに、郷土に対する愛着と誇りを育むことができる教育環境が整ったまちになっています。

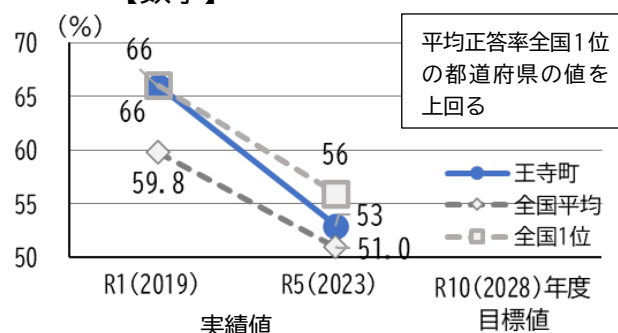
重要業績評価指標（KPI）

◆KPI 30-1,2 全国学力・学習状況調査(9年生(中3))平均正答率

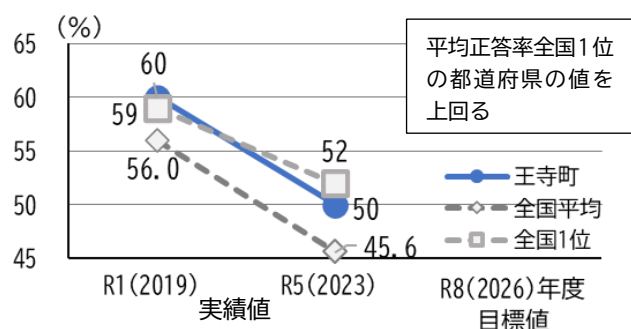
【国語】



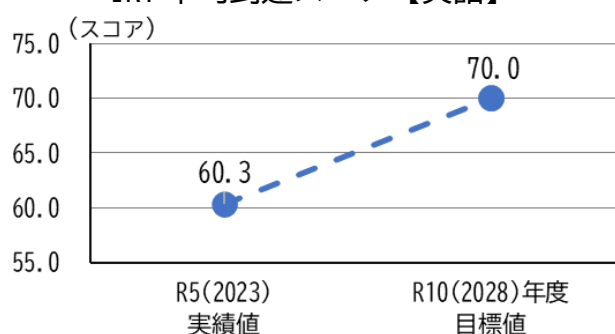
【数学】



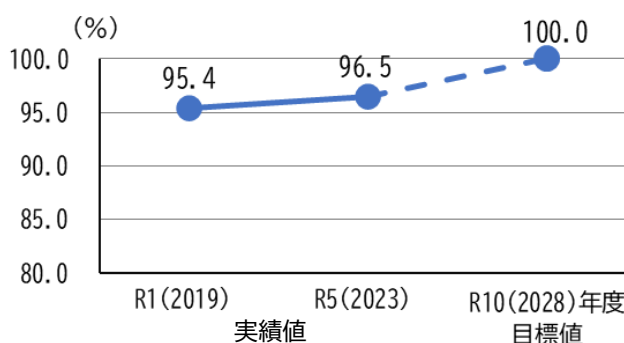
◆KPI 30-3 全国学力・学習状況調査(9年生(中3))平均正答率【英語】



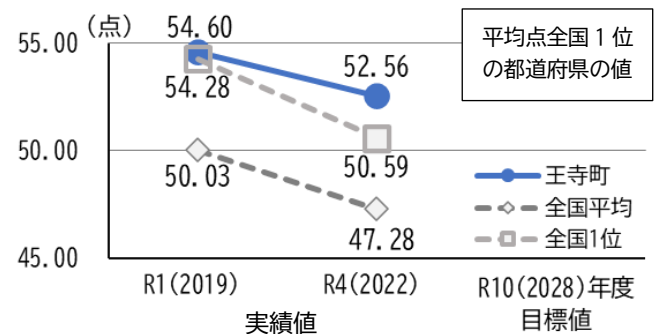
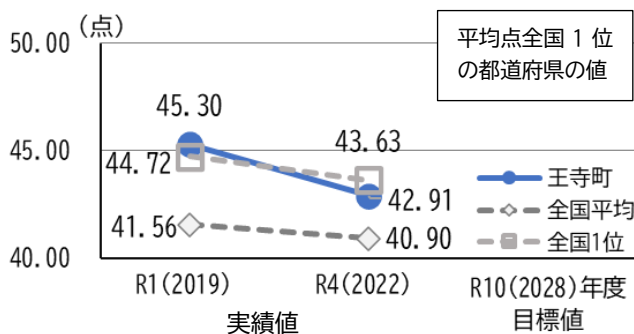
・30-3 補助指標 総合学力調査(9年生(中3))IRT 平均到達スコア【英語】



◆KPI 30-4 全国学力・学習状況調査(9年生(中3))の「規範意識」を問う質問(・いじめはどんな理由があってもいけない・人の役に立つ人間になりたい)で、「当てはまる」「どちらかという当てはまる」と回答した生徒の割合



◆KPI 30-5,6 全国体力・運動能力、運動習慣等調査(8年生(中2))における平均点 【男子】 【女子】



現状と課題

●新「王寺町教育振興ビジョン」の策定

現計画は、義務教育学校の開校、幼稚園の2園化による12年間一貫した教育環境の整備、教育におけるICT化の進展など、本町の教育を取り巻く環境が急激に変化していることから、令和6(2024)年度までの計画期間において、それらの環境変化に対応した教育施策を的確に推進するため、「王寺町教育振興ビジョン(教育振興基本計画)令和3年度改訂版」として、改訂しました。今後は、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10年間の教育に関するビジョン(目標・方向性)を示した、新たな「王寺町教育振興ビジョン」を策定し、その達成に向けた取組を推進していく必要があります。

●「全国学力・学習状況調査」の状況(令和4(2022)年)

9年生の正答率は、国語は全国平均と同じで奈良県平均を上回り、数学は全国・奈良県平均を上回っています。6年生の正答率は、国語・算数とも全国・奈良県平均を上回っています。しかし、思考力や表現力を問う応用問題の正答率は、全国と同様に低い状況にあります。引き続き、文章や資料から考えを組み立てたり、必要な情報を読み取り、相手の発言の意図を理解したりすることにより、実社会で必要とされる力を育てる必要があります。

●個別最適な学び

義務教育学校9年間を通じて、子どもたちに基礎学力を身に付けさせるため、継続的に基礎学力・活用力から生活面まで学力向上のための現状把握と成果検証ができる、IRT(※)に基づいた総合学力調査を5～9年生を対象に令和5(2023)年度から実施しました。これにより一人一人の子どもの学力の状況を正確に評価し、個別最適な学びの実現につなげていく必要があります。また、すべての学習の基盤となる読解力(リーディングスキル)の向上を図るため、6年生を対象に行っているリーディングスキルテストを継続するとともに、教員の授業力の向上が必要です。

※IRT(項目反応理論)とは、一つ一つの問題が能力を見極めるための良問であるか、また、その問題の難易度を評価することにより、異なるテストや異なる受験者の差を平準化し、共通のものさしとして、測定することができるという理論。

●国際化に対応した英語教育

文部科学省は、令和4(2022)年度までに中学3年生の50%以上が英検3級以上相当の英語力を身に付けることを目標としていましたが、全国平均で49.2%となっています。王寺町は44.7%と全国平均に比べて、4.5ポイント、奈良県平均に比べて0.5ポイント低くなっています。このような状況において、文部科学省は、令和9(2027)年度までに中学3年生の60%以上が英検3級以上相当の英語力を身に付けることを目標としており、更に国際化に対応した英語教育を充実させる必要があります。

●ICT教育の推進

義務教育学校では、一人一台のタブレットを活用した学習を充実させるため、学校において10GBの高速大容量ネットワーク環境(校内LAN)を整備するとともに、各学級に電子黒板の機能を備えた超短焦点型のプロジェクターの設置や図書室機能をもつICTを駆使したメディアセンターを整備しました。今後、最先端の教育環境を備えた学校でより効果的な授業へ繋げる必要があります。

●プログラミング教育による創造する力の育成

教育現場でのAIの活用が期待されるとともに、近い将来多くの職種がコンピュータに代替されるとの指摘がある時代だからこそ、ICTを主体的に使いこなす力だけでなく、プログラミング教育を系統的に行い、論理的思考力を高め、情報活用能力を育成することが必要です。そして、他者と協働し、人間ならではの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造する力を育成することが重要になります。

●探究的な学習の推進

これからの時代を生きる子どもたちには、社会に対する関心を持ち、社会が抱える課題について意識を高める必要があります。学校では、教科や総合的な学習の時間などで、SDGsの内容等の学習に取り組んでいますが、さらに探究的な学習の取組を進める必要があります。

●不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒の状況については、全国的に年間30日以上長期欠席の不登校児童生徒数は増加しており、本町においても同様の傾向にあります。今後は、教育機会確保法に基づく児童生徒の社会的自立を目指した教育及び教育の機会の確保等を実現するため、これまでの学校における心理的支援や福祉的支援に加え、今後は、学校外における関係機関との連携を図っていく必要があります。

●いじめ問題への取組

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある決して許すことができない人権尊重の精神に反する行為です。いつでもどこでも起こり得るいじめは予期せぬ展開から重大な事態に至ることもあり、そのため、初期段階も含めて積極的に把握して解消していくことが必要です。

●組織による課題解決

子どもを取り巻く家庭や地域社会の変容に伴って、生徒指導や特別支援教育等に関する課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決することができない課題が増えています。学校がこれらの課題を解決

し、子どもに必要な資質・能力を育んでいくためには、教職員一人ひとりが自らの専門性を発揮するとともに、外部の専門スタッフ等の参画を得て、組織として課題解決にあたる「チーム学校」を実現していくことが必要です。

●地域への関心・社会性を育む取組

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中、子どもたちが地域の担い手として活躍することが期待されています。自分たちが暮らす町に関心を持ち、地域の山・川等の自然に親しみ、環境を大切にする心を育むとともに、地域の歴史を学び、様々な行事に積極的に参加できるように、地域が連携して、地域について学習する機会を提供することが求められています。

●読書活動の推進

令和4(2022)年度全国学力・学習状況調査の質問紙調査の調査結果によると、「学校の授業時間以外に、月曜日から金曜日で、1日当たりどれくらいの時間読書をしていますか。(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)」に対し、全く読書をしない9年生の割合は、全国・奈良県平均より低いですが、6年生の割合は、全国・奈良県平均より高くなっています。子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることから、読書習慣をしっかりと身に着けるために、更なる読書活動に関わる取組の推進が必要です。

●特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする子どもの中には、幼稚園・保育所等から義務教育学校への進学に際して環境の大きな変化に伴い、とまどいや混乱を感じ、学校生活への不安などを引き起こすことがあります。乳幼児期の早い段階から一人一人に応じた個別の計画に基づき、9年一貫した特別支援教育に取り組む必要があります。

●「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の状況（令和4(2022)年）

王寺町における全国体力・運動能力テストの平均合計点は、全国・奈良県平均と比べて高くなっています。今後も外遊びや義務教育学校の強みを生かし、専科教員である保健体育科教員による専門性の高い指導を継続する必要があります。

●学校部活動の地域移行

スポーツ庁・文化庁は、令和4(2022)年12月に、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指しています。本町においても、学校・地域が連携して、生徒にとってよりよい部活動の環境を構築する必要があります。

●学校・家庭・地域の連携強化

子どもに見られる様々な課題を解決し、子どもが安心して暮らせる学校、地域、社会をつくるため、これまで以上に学校・家庭・地域が連携を深め、互いに協働して教育を支える体制づくりが必要です。

具体的な取組

◆ 新「王寺町教育振興ビジョン」の策定

「王寺町教育振興ビジョン」は、平成 27（2015）年度を初年度とし、令和 6（2024）年度を目標年度とする 10 か年の計画となっています。義務教育学校の開校及び幼稚園の 2 園化による 12 年一貫した教育環境の整備、教育における I C T の進展など、本町の教育を取り巻く環境が急激に変化していることから、「王寺町教育振興ビジョン」を令和 3（2021）年度に改訂しました。社会情勢や教育環境の変化等を考慮し、令和 6（2024）年度に新たな「王寺町教育振興ビジョン」を策定します。策定にあたっては、教育行政の点検評価を参考に客観的な指標により、目標数値を設定し、目標の達成を図ります。

◆ 確かな学力を育む

・個別最適な学び

義務教育学校 9 年間を通じて、子どもたちに生活面とともに基礎学力を身に付けさせるため、継続的に基礎学力・活用力から生活面まで学力向上のための現状把握と成果検証ができる、I R T に基づいた総合学力調査について、段階的に対象学年を拡充して実施します。さらに、総合学力調査の結果を反映したデジタルドリル等の活用を促進し、A I による一人一人の学習状況に応じた個別最適な学びにつなげていきます。また、リーディングスキルテストの継続とともに、教員の指導力向上のために、県教育委員会が実施している「読解力向上プロジェクト」に参画します。

・国際化に対応した英語教育

グローバル社会において国際人として求められる資質・能力を育むため、ネイティブスピーカーである外国人講師を派遣し、発達段階に応じた実践的な英語教育を引き続き実施します。また、9 年生での全員英検 3 級取得をめざして、義務教育 9 年間の系統的なカリキュラムに基づき、1 年生から英語教育を進めるとともに、5・6 年生からは、専科制を導入し、より専門性を高めた指導を行います。

・「王寺町寺子屋塾（雪丸サポートスクール）」の充実

教職員経験者等、地域の多様な人材がサポートスタッフとして教育活動の支援を行っていますが、その成果を検証し、方法を工夫・改善しながら、学校・地域・関係機関が協働して児童生徒一人ひとりの学力及び学習意欲の更なる向上を図ります。

・I C T 教育の推進

電子黒板の機能を有する超短焦点型プロジェクターや一人一台のタブレット型パソコン、デジタル教科書等を活用し、より効果的な授業を進めます。さらに、I C T 支援員の配置など継続的な人的サポートにより、教員の I C T を活用した指導力の向上を図ります。

・プログラミング教育による創造する力の育成

児童生徒がコンピュータに意図した処理を行うよう指示する体験をさせながら、現代において普遍的に求められる力として「プログラミング的思考力」を育成します。また、児童生徒の創造する力を育むため、教育現場でのAIの活用を研究します。

・探究的な学習の推進

変化が激しく、見通しを持ちにくいこれからの時代を生きる子どもたちには、自ら課題を発見し、課題の解決について考え、他者と協同して課題を解決しようとする力が必要です。そこで、子どもたちが自ら課題を設定し、その解決のために友達と協同して取り組み、他者と考えを交流し合う、探究学習に取り組みます。

・不登校児童生徒への支援

児童生徒の教育機会を確保するため、校内に不登校の児童生徒が安心して過ごせるスペースの設置や自宅においてICTを活用し学習する機会を確保するとともに、引き続き、本人や保護者が相談できるカウンセラー等の充実を図ります。また、学校・自宅以外での学習する機会の確保として、奈良県フレキシスクール「不登校支援ならネット(※)」等の県教育委員会の取組の情報提供を図るなど、教育機会の確保に努めます。

※不登校支援ならネット：奈良県教育委員会が運営する、不登校の中学生を支援するためのオンラインを中心としたネットワーク型の柔軟な教育システム。

・いじめの未然防止、早期発見・再発防止

平成28(2016)年12月策定の「王寺町いじめ防止基本方針」については、子どもたちを取り巻く環境の変化も踏まえ、一部見直しを行います。この方針等に基づき、教職員や保護者、地域の関係団体が連携して、いじめの未然防止、早期発見および早期対応や再発防止に取り組みます。

・「チーム学校」の実現

教職員一人一人が力を発揮し、子どもが必要な資質・能力を育むことができる環境を構築するために、臨床心理や福祉等の専門職を学校職員として配置し、チーム体制の質の確保と充実を図る等、国や県の動きを参考に学校、地域と連携した体制の整備を検討します。

◆ 王寺を誇る心を育む

・和プロジェクトの推進

ふるさと王寺の理解と愛着を育む教育として、副読本「わたしたちのまち王寺」の活用や観光ボランティアガイドによる町内の歴史探訪などにより、王寺の地理や歴史、自然などを学び、地域の一員としての関わり方を考え、将来にわたり、ふるさと王寺を愛し誇れる人間の育成を進めます。また、町職員による出前授業や、「子ども一日町長」「子ども議会」の開催、町長の出前授業の実施等により、町行政の仕組みについて理解を深めるとともにまちづくりへの関心を高めます。

◆ 豊かな人間性を育む

・読書活動の推進

豊かな感性や幅広い知識を身につけるため、司書教諭や学校司書を中心に町立図書館と連携して学校にない図書の貸出やお薦め本の情報提供など、学校図書館の活性化や充実を図ります。また、「ビブリオバトル」を開催するとともに、電子書籍の活用も図るなど、読書への関心を高めるための取組を行います。

・特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、個別の教育支援計画を活用し、幼稚園・保育所等から義務教育学校まで切れ目のない支援を推進します。また、障がいの種別ごとに少人数の特別支援学級を設置するほか、通常の学級で授業を受けながら、障がいの程度が比較的軽度である児童生徒に対し、早い段階から一人一人の障がいに合わせ、特別な支援を実施する通級指導教室を運営します。

・「あいさつ+1（プラスわん）運動」の推進

日常的な挨拶を通じた規範意識の向上だけでなく、社会性やコミュニケーション能力を育むため、学校を中心に家庭や地域と連携しながら挨拶運動を進め、自ら進んで挨拶ができる児童生徒を育成します。

◆ たくましく健やかな体を育む

・学校体育等の充実

義務教育学校の強みを生かし、専科教員である保健体育科教員による専門性の高い指導を継続し、自らの健康や体力に関心を持ち、運動を通じて自らの健康維持と体力向上に努める子どもの育成をめざします。また、5年生から様々な部活動に参加し、共に活動することを通して、体力の向上や豊かな情操を育み、責任感や連帯感を培います。

・学校部活動の地域移行

教員の負担軽減を図りつつ部活動の指導を充実させるため、国・県の動向を踏まえ、「総合型地域倶楽部王寺やわらぎトラスト」等と連携を図りながら、生徒にとってよりよい部活動の環境を構築します。

◆ 地域とのふれあいを推進

・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の検討

学校・地域パートナーシップ事業において、学校・家庭・地域が連携・協働し、学校をベースとした地域教育力の向上を図っていますが、さらに地域とのつながりを深めるため、保護者や地域住民とお互いの課題や情報を共有して「地域と共にある学校づくり」を目指し、義務教育学校にふさわしいコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を検討します。

・学校や地域との連携による環境教育の推進

地域の団体の協力のもと、菜の花を栽培し菜種油を採取したり、さつま芋の苗植えと収穫体験や、「花いっぱい運動」を通して、自然を大切にする心や環境美化に対する意識の向上を図ります。

役割分担

	住民の役割	●学校教育に関心を持ち、理解を深め、積極的に活用、参加します。 ●専門的な資格や経験を活かし、学校運営に協力します。 ●学校運営に協力し、参画します。 ●学校・保護者・地域等が連携していじめ問題に取り組めます。 ●保護者はいじめの早期発見に努めます。 ●保護者は学校給食について関心を持ちます。
	地域の役割	●学校運営に協力し、参画します。 ●学校・保護者・地域等が連携していじめ問題に取り組めます。 ●子どもたちを地域で見守り、子どもや保護者にとって安心して親しみのある環境づくりを推進します。 ●町内の危険箇所等について、情報を一元化し、必要な対策について行政とともに検討します。
	団体、事業者の役割	●専門的な知識や情報を提供します。 ●体験学習等、学習の機会・場の提供を行います。 ●地元産等、安全な給食食材を提供します。

具体的施策 31 生涯学習

関連する条例・分野別計画等

王寺町教育振興ビジョン

目指す姿

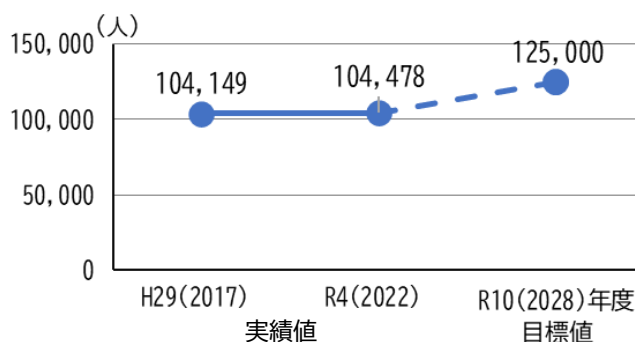
一人ひとりが生涯を通じて学び、心豊かで生きがいの持てるまち

人生 100 年時代を迎え、一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送れるよう、生涯にわたって、あらゆる機会、場所において学習でき、その成果を適切に生かすことのできるまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

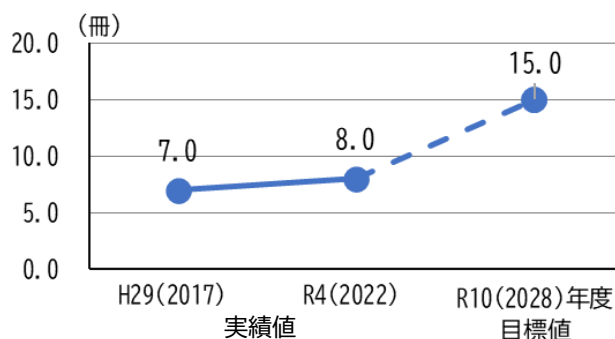
◆KPI 31-1

生涯学習施設の利用者数



◆KPI 31-2

住民 1 人当たりの図書貸出冊数



現状と課題

●生涯学習活動の推進

町の生涯学習施設の利用者数は、平成 30(2018)年度の約 13 万人をピークにコロナ禍により閉館期間や施設の利用人数の制限を設けるなど感染防止対策を講じたことから令和元(2019)年度は約 11 万人、令和 2(2020)年度は約 7 万人と減少しています。しかし、その後、段階的に施設の利用人数の緩和を行ったことから令和 4(2022)年度には約 10 万人まで回復しました。今後も施設の利用者が増えるような魅力ある自主事業等の取組が必要です。

町の歴史に興味を持ち、地域の魅力ある資源の発掘や解説を行う観光ボランティアガイドの養成などを行い、現在多くの人たちが活躍しています。今後は他の分野においても、知識や経験を有する人材の確保や活躍できる機会の創出が求められています。また、住民の日頃の文化・芸術活動の成果を

発表するとともに、幅広い年齢層の人々が集い、文化・芸術活動を通じて交流する場として「王寺町文化祭」を開催していますが、より多くの人が参加・交流できるよう、より一層の工夫が必要です。

●図書館の利用促進

住民1人当たりの年間貸出冊数は、平成30(2018)年度の7.6冊をピークにコロナ禍により閉館期間を設けるなど感染防止対策を講じたことから令和元(2019)年度は7.1冊、令和2(2020)年度は6.5冊と減少しています。同じく図書館の利用者数も平成30(2018)年度の約18万人をピークに令和元(2019)年度は約16万人、令和2(2020)年度は約12万人と減少しています。

乳幼児期から親子で本に親しむ機会を増やしていくことを目的として、また、図書館の貸出冊数に占める児童書の割合が高いことから、令和2(2020)年度に授乳室の設置や児童書コーナーの拡充等のリニューアルを行い、絵本と読み物を中心に児童書の充実を図りました。更に、いつでもどこでも貸出返却が可能な電子図書館を導入し、利用者の利便性の向上を図ったことから令和3(2021)年度以降は貸出冊数・利用者とも増加しています。

今後は、子どもたちがより一層、読書の習慣を身につけられるよう、就学前児童を対象とした「おはなし会」、「読み聞かせ会」の実施をはじめ、学校図書館や保健センターとの連携により、読書習慣の定着等を推進することが求められます。

●生涯学習活動施設の充実

平成31(2019)年1月に新たにオープンした「いずみスクエア」は、音響設備を備えたホールや多目的室、ギャラリースペース、体育館等、世代を超えた文化・芸術・スポーツの振興に資する施設機能のほか、避難所機能を併せ持つ防災拠点施設として、多目的に使用できる大小の会議室や調理室、防災倉庫、屋上の太陽光発電設備等を備えており、防災の研修・学習のほか、生涯学習の拠点としての役割が期待されています。その他の生涯学習施設については長寿命化対策として、やわらぎ会館では老朽化した空調設備等の改修を行い、南公民館では、空調設備、屋上防水・外壁の改修を実施したほか、様々な講演会やコンサートで利用されている大ホールの照明、音響設備を改修し、多彩な演出が可能となりました。さらに快適な空間を提供するため、座席に抗菌・抗ウイルス加工を施すとともにゆったりと安心して観覧いただけるように改修を行いました。今後は、計画的な施設・設備の更新と、機能性の向上、活用の促進が求められています。

●生涯学習の更なる推進

子どもから大人まで、住民一人ひとりが生涯にわたる学習を通して豊かな人生を送ることができるよう、多様な学習活動の振興に努めていますが、生涯学習の更なる推進にあたり、住民一人ひとりのライフステージに応じた、多種多様な学習の機会を体系化することが求められていることから、生涯学習の施策のあり方について、その指針となる計画を策定することが必要です。

具体的な取組

◆ 生涯学習機会の充実

・新たな学習機会の提供と人材確保

人生 100 年時代を見据え、「シニアカレッジ」、「歴史リレー講座」及び「公民館教室」等を引き続き開催するとともに、文化協会のクラブなどの文化活動を支援します。また、仕事をリタイアした高齢者の経験や資格をまちづくりに生かすなど、地域のリーダーを養成するための講座等を実施します。更に、文化・芸術活動や体育・スポーツの知識・技能や経験を有する人を指導者として登録、活用する「人材バンク制度」を創設し、様々な生涯学習の機会を提供します。

・「王寺町文化祭」の開催

日頃の生涯学習の学びの成果としての作品や演技、演奏を、より多くの人に見てもらえるよう「奈良県大芸術祭・障害者大芸術祭」に参加するなど、より幅広い世代の参加に向けて取り組むとともに、住民ニーズの変化に即した開催内容を検討します。

・図書館の利用促進

利用者のニーズや社会的な動向に十分配慮し、魅力ある図書を揃え、本の鮮度を向上することで貸出冊数の増加につなげます。また、読書が健康長寿につながるという研究もあることから、郵送貸出など図書館に来館しなくても本に触れることができる機会を創出するとともに、令和 3 (2021) 年度に開館した、いつでもどこでも貸出返却可能な電子図書館の利用を促進します。

また、貸出総数に占める児童書の割合が高いことから、乳幼児期から親子で本に親しむ機会を増やすため児童書コーナーの更なる充実や、4 か月児健診時に乳児とその保護者に対して、絵本を贈呈するブックスタートや 1 歳 6 か月を迎える幼児に絵本を贈呈するセカンドブックを引き続き実施し、親子で本に親しむとともに、保健センターが実施している「すくすく広場」や「わくわく広場」での絵本の出張読み聞かせや興味のある絵本をその場で貸し出すなど、本を読むことの楽しさを広めます。

特に子どもたちの読書習慣の定着に向けて、図書館ボランティア団体との連携を深め、引き続き図書館はもちろんのこと、幼稚園・保育所・こども園・学校での読み聞かせを実施するとともに、学校司書教諭と連携して、学校にない図書の貸出やお薦め本の情報提供などを実施し、読書好きの児童生徒の増加につなげます。

◆ 生涯学習施設の充実

・公民館等の設備更新

やわらぎ会館（平成 7 (1995) 年建築）については、一部照明の LED 化及び屋上防水工事など、個別施設計画に基づき計画的に施設整備の検討を行います。また、やわらぎ会館及び南公民館（昭和 57 (1982) 年建築）について、和式トイレの洋式化の実施を検討します。

◆ 生涯学習施策の指針づくり

・ 生涯学習施策に関する基本計画の策定

住民誰もが学び、その成果を活かすことができる環境づくり、住民の生涯学習の支援につながる施策の更なる推進に向けて、その指針となる計画を策定します。

役割分担

	住民の役割	●生涯学習活動施設を積極的に利用します。 ●ニーズ調査等で意見・要望を述べます。 ●図書館を積極的に利用します。 ●生涯学習活動に積極的に参加します。 ●公民館教室に積極的に参加し、仲間づくりや知識・技能等の向上に努めます。 ●学習した知識や技能等を地域の活動に生かします。 ●これまでの知識と経験を活かし、生涯学習活動の講師として登録します。
	地域の役割	●生涯学習活動でお互いに学び、お互いに支え合うことで、仲間の輪を広げ地域の結びつきを強固にします。 ●地域で生涯学習活動施設を積極的に利用します。 ●地域ぐるみで学習する機会や環境づくりを行います。
	団体、事業者の役割	●生涯学習活動にふさわしい講師を紹介する等、専門的な知識・技術を提供します。

具体的施策 32 青少年健全育成

関連する条例・分野別計画等

王寺町教育振興ビジョン

目指す姿

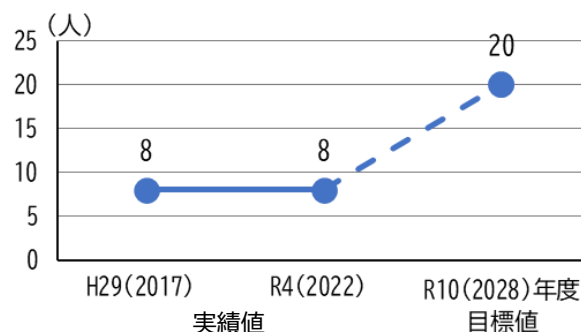
学校・家庭・地域が、ともに子どもたちを育てるまち

学校、家庭、地域社会が連携のもと、地域ぐるみの児童生徒指導が充実し、次の時代を担う児童生徒が心身ともに健やかに成長して、安全に生活できるまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

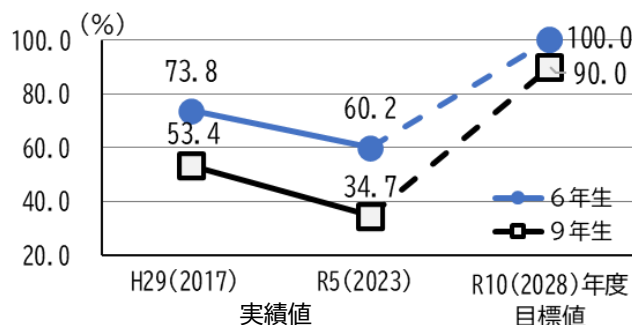
◆KPI 32-1

青少年リーダー(中高生)の登録者数



◆KPI 32-2, 3

地域の行事に参加している
6年生・9年生の割合



現状と課題

●「王寺町地域ぐるみ児童生徒健全育成推進協議会」の取組

「王寺町地域ぐるみ児童生徒健全育成推進協議会」は、学校・家庭・地域社会が一体となって、地域ぐるみで児童生徒指導の充実・推進を図ることを目的として、「教育力を高める取組」「社会体験活動の推進」「安全確保の取組」を3つの柱に活動しています。今後も青少年健全育成活動の充実が求められています。

●教育力を高める取組

地域住民と協働した学校づくりを目指し、各学校では、子どもたちと地域の人々をつなぐ教育活動として「学校・地域パートナーシップ事業(※1)」を展開しています。学校を支援する業務とボランティアをつなぐコーディネーターを中心に、学校と地域がそれぞれの役割を担いながら、体育・英語・家庭科等の

授業支援やプランター栽培の環境整備など様々な活動に取り組んでいます。義務教育学校という新たな環境の中で、家庭・地域の協力のもと、より多くの方々に参画いただき、この取組を継続・発展していくような仕組みづくりが必要です。また、子育ての中での問題点を話し合いながら、親として何をすべきかを学ぶため、各学校や幼稚園における家庭教育学級(※2)の開催を支援していますが、今後も家庭の教育力の向上を図っていく必要があります。

- ※1 学校・地域パートナーシップ事業：家庭・地域の人々が教育活動に参画し、学校と地域が協働することにより、学校をベースとした子どもたちと地域の人々をつなぐ教育活動。
- ※2 家庭教育学級：子どもの健全な成長を願い、「子育て」や「しつけ」などについて話し合いながら、親として何をすべきか、家庭教育力を高めるために行うもので、各幼稚園・学校単位でPTAを主体に開催されている。

●社会体験活動の推進

5年から9年(小・中学)生を対象に野外活動(兵庫県南あわじ市)や山村体験活動(奈良県天川村)を行っています。コロナ禍においては、菩提キャンプ場(冒険の森inおうじ)でアクティビティ体験や実践的なロープワークの習得等を行っていました。子どもたちの心身の成長につながる貴重な機会であることから、今後も継続して行っていく上で、活動の中心となるリーダーの確保が必要です。

●安全確保の取組

義務教育学校の開校に合わせてボランティアによる「地域ぐるみ学校見守り隊」を新たに結成し、登下校中の子どもたちを地域全体で見守る体制を整えました。さらに(株)ottaとの官民共同で子どもたちに見守り端末を配布のうえ、学校の入口や通学路沿いに設置された見守りスポットの近くを通過したときに、保護者がアプリで位置情報履歴を確認できる新たな見守りサービスを開始しました。そのほか、「青色防犯パトロール車による巡回」や、児童・生徒の登下校時に通学路等で声かけをする「あいさつ+1(プラスわん)」運動、犯罪や事故から老人子どもを守るための「老人・こども110番の家」の旗の設置運動を行っています。一方で、児童生徒が被害を受ける凶悪な事件や通学路における事故が、全国各地で後を絶たないことから、見守りの強化が求められています。

●地域行事への参加

子どもたちの地域行事への参加人数はコロナ禍により減少していますが、これまで中止していた地域活動や地域行事の再開に伴い、より多くの子どもたちが、地域行事等に参加し、他の子どもや大人たちとの世代を超えた交流活動を促進し、地域の担い手づくりの取組が必要です。

具体的な取組

◆ 地域教育力の向上に向けた取組

・コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の検討【施策30再掲】

学校・地域パートナーシップ事業において、学校・家庭・地域が連携・協働し、学校をベースとした地域教育力の向上を図っていますが、さらに地域とのつながりを深めるため、保護者や地域住民とお互いの課題や情報を共有して「地域と共にある学校づくり」を目指し、義務教育学校にふさわしいコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を検討します。

・家庭教育学級の支援

子どもたちの健全な成長につなげるため、子育てに関する研修会を開催するとともに、子育て中の悩みを解消する機会を設ける等、各家庭の子育てを支援します。

・自然体験活動の実施

海や山村での自然体験活動を引き続き実施することにより、未来を担う子どもたちが、たくましく生き抜く力を育成します。また、子ども会が実施する体験活動を引き続き支援します。

・地域行事への参加促進

地域の祭りや町の行事（美化清掃活動、防災訓練等）へ、子どもたちの参加を促進します。

・青少年リーダーの確保

集団の中で自主的、指導的な行動ができる青少年リーダーを確保するため、中高生を対象にしたリーダー養成研修会を開催するなど、児童文化協会への支援を引き続き行うことで、社会体験活動で活躍できる次世代の青少年リーダーの育成に取り組みます。

◆ 地域ぐるみの子どもの安全・安心の環境づくり

・地域ぐるみ児童生徒健全育成推進協議会の活動強化

地域ぐるみ児童生徒健全育成推進協議会を構成する社会教育関係等の団体と連携し、「地域ぐるみ学校見守り隊」の充実や「あいさつ＋１運動」の推進など、児童生徒の安全確保のための取組を強化します。

・青色防犯パトロールの強化

学校・家庭・地域社会の三者が一体となって、青色防犯パトロール車による見守りを強化するため、下校時のパトロール実施回数を増加させるとともに、企業や自主防犯団体等と連携のもと、青色防犯パトロール車両の増強を図ります。

役割分担

 住民の役割	●一人ひとりが地域で子どもを守り育てようという意識を持ちます。 ●青少年健全育成活動に参加、協力します。 ●あいさつ＋１（プラスわん）運動」や「老人・こども１１０番の家」の旗の設置等に取り組みます。 ●地域ぐるみ児童生徒健全育成推進協議会の活動に参加、協力します。 ●家庭教育の重要性について意識を高めます。 ●地域行事へ参加、協力します。 ●地域ぐるみ学校見守り隊に登録し、活動に参加、協力します。 ●見守りスポット端末の設置に協力します。
 地域の役割	●地域で子どもを守り育てます。 ●青少年健全育成活動に参加、協力します。 ●地域ぐるみで「青色防犯パトロール」や「あいさつ＋１（プラスわん）運動」等により児童・生徒の安全確保や非行防止に努めます。 ●地域ぐるみ児童生徒健全育成推進協議会の活動に参加、協力します。 ●子ども会等が活動できる場や機会を提供します。 ●地域で活動する担い手を育成します。 ●町内の危険箇所等について、情報を一元化し、必要な対策について行政とともに検討します。 ●地域ぐるみ学校見守り隊に登録し、活動に参加、協力します。 ●見守りスポット端末の設置に協力します。
 団体、事業者の役割	●地域行事へ参加、協力します。 ●自然体験活動等の場を提供します。 ●地域ぐるみ学校見守り隊に登録し、活動に参加、協力します。 ●見守りスポット端末の設置に協力します。

具体的施策 33 文化財

関連する条例・分野別計画等

王寺町教育振興ビジョン／王寺町文化財保存活用地域計画／王寺町文化財保護条例

目指す姿

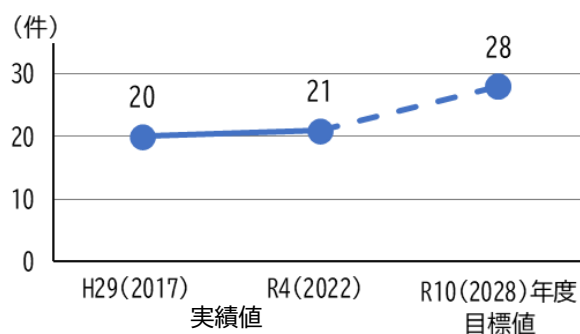
文化財を核とした人々の交流により文化財の保存・活用が進むまち

住民と行政が協働で文化財の保存・活用を進めています。また、地域の歴史文化を核として、町内外の人々が盛んに交流することで、文化財の保存につながるまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

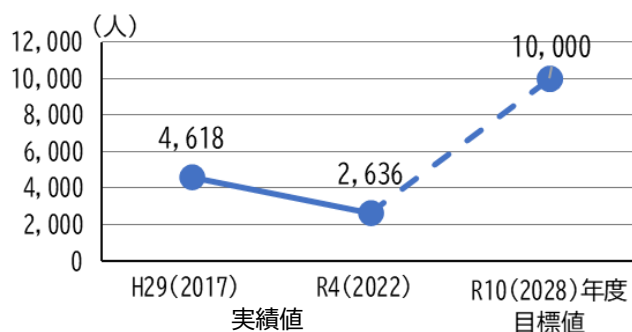
◆KPI 33-1

国・県・町指定文化財及び国登録文化財の件数



◆KPI 33-2

観光協会やボランティアガイドによる文化財の年間観光案内人数



現状と課題

●文化財の保存・活用

文化財保存活用地域計画は、文化財保護法の改正により地域における文化財の保存と活用を総合的かつ計画的に行うことができるよう創設された制度です。令和元（2019）年7月に文化庁長官の認定を受けた王寺町文化財保存活用地域計画では、地域の人々が守り、伝えたいと考える物（モノ）、事（コト）、所（トコロ）のすべてを広く「文化財」として捉え、それらに観光資源としての価値も見出して、商工関係や観光関係団体、住民と連携しながら事業を推進しています。

奈良県指定文化財である達磨寺方丈の保存修理工事は令和2（2020）年12月に完了しました。町では貴重な文化財を保存するため、全国から募ったふるさと寄附金を財源に、工事費に対して財政支援を行いました。

コロナ禍により観光が控えられる傾向があり、観光協会やボランティアガイドによる文化財の観光案内人数は、目標を大きく下回っています。この間、明神山からの歴史的眺望を楽しむVRゴーグルコンテンツの制作や、ボランティアガイド養成講座の開講で新たな人材を加え、コロナが収束した後は、スムーズにガイドの受け入れができるよう体制を整えています。

令和3(2021)年度からは、達磨寺の歴史文化である聖徳太子と達磨大師の物語を活かして全国だるまさんがころんだ選手権大会を開催しており、町内外ともに人気を博しています。大会運営に地域住民を巻き込むなどして、文化財を通じた人との交流を生み出し、文化財の保存につなげることが重要です。

●文化財の調査

平成31(2019)年2月22日付けで西安寺跡が奈良県指定史跡に指定されました。奈良県指定史跡の西安寺跡は、発掘調査報告書に基づき、国史跡の指定に向けて、文化庁や奈良県と協議を進める必要があります。また、王寺町文化財保護審議会を開催し、明神山からの歴史的眺望やD51形蒸気機関車895号機などを候補とした町指定文化財の新規指定事務を進めていく必要があります。王寺小学校跡地の利活用にもなって、片岡王寺跡について文化財指定を視野に入れた調査を進める必要があります。

具体的な取組

◆文化財の保存・活用

・第2期「文化財保存活用地域計画」の作成

第1期計画の評価を行い、その結果を踏まえて第2期「王寺町文化財保存活用地域計画」(計画期間:2029年度~2038年度)を作成します。

・「王寺町文化財保存活用地域計画」に基づくにぎわいづくり

「王寺町文化財保存活用地域計画」に基づいて、住民と協働して文化財の保存・活用を進めるために、太子道・大和川・明神山・鉄道遺産等、町の魅力を物語る文化財に関して、講演会等を開催して重点的に情報発信するとともに、それらの文化財を気軽に周遊できるサイン・歩道等を整備します。

・達磨寺の歴史文化を生かしたイベントの開催

達磨寺の歴史文化である聖徳太子と達磨大師による飢人伝説を活かして、達磨寺境内で開催している「全国だるまさんがころんだ選手権大会」を継続して実施することで、多様な人々の交流を生み出し、地域の活性化を図ります。また、保存修理工事が完成した達磨寺方丈においても、歴史的な空間を生かしたコンサートの開催や、ギャラリーとしての利用等を促進します。

・明神山からの歴史的眺望の保存と活用

明神山は、標高273.6mと低い山ながら、大和川の沿岸にあって奈良県・大阪府の境付近に位置することから、大和平野・大阪平野ともに視界が広がり、巨大な前方後円墳を含む大王墓の移り変

わりや、仏教伝来、遣隋使、聖徳太子が太子道を往来する姿、藤原京から平城京への遷都等が、壮大な歴史絵巻物のように想像できます。こうした歴史的眺望も王寺町にとっての重要な文化財として捉え、眺望する環境が失われないよう保存するために、文化財指定に向けて取り組むとともに、眺望を楽しむため、アプリを利用した解説のほか、眺望をガイドできる人材を養成します。

また、明神山は、河内と大和をつなぐ場所に位置し、飛鳥時代の烽火(のろし)による情報伝達拠点と想定されていることから、烽火(のろし)を検証する烽火(のろし)リレーを実施し、明神山の歴史的眺望の価値を周知していきます。

・近代化遺産を生かしたにぎわいの創出

王寺町は奈良県で初めて鉄道が開通して以降、「鉄道のまち」として発展しており、それに関わる近代化遺産が数多く残っています。なかでも、舟戸児童公園に静態保存されるD51 形蒸気機関車 895号機は、実際に関西本線を走っていたもので、国登録有形文化財の松浦家住宅(※)などとともに活用を図ることで、王寺町と鉄道の関わりを周知し、王寺駅周辺を中心としたにぎわいを創出していきます。

※松浦家住宅：明治43年頃に松浦音吉によって建立された木造建築物で国登録有形文化財。音吉は「松浦組」という土木業を営み、日本各地で鉄道トンネルを掘削していた。

・住民と一体となった文化財の保存・活用

住民と行政が一体となって文化財の保存・活用を進められるよう、住民が調査・保全活動や公開事業などに関わることでできるサークルを設立し、勉強会や見学会を実施して、その輪を広げていきます。王寺観光ボランティアガイドの会の増員やガイド技術の向上を図るため、ガイド養成講座や研修会を開催、また、ガイドの会が外国人旅行者にも対応できるような研修も重ねていきます。

さらに、明神山での烽火(のろし)体験や達磨寺での坐禅体験など、地域子どもたちが文化財を身近に感じられるような機会を提供するとともに、文化財に関する冊子の刊行、SNS等を用いた情報発信の強化によって、町の文化財の活用を推進するとともに、世代を超えて郷土愛が育まれるよう取り組みます。

◆ 文化財の調査等

・西安寺跡の発掘調査成果の活用と整備

西安寺跡を住民と協働して保存・活用していけるよう、これまでに進めてきた発掘調査の成果の展示や講演会等を実施し、保存の機運を高めていきます。

・片岡王寺跡の発掘調査と文化財保存展示施設の整備検討

旧王寺小学校跡地において片岡王寺跡の発掘調査を実施します。町を象徴する遺跡として、誰もが町の歴史文化に触れ、学ぶことのできる場となるように、旧王寺小学校跡地に文化財保存展示施設の整備を検討します。

役割分担

	住民の役割	●自分の住んでいる地域の文化財に触れ、親しみをもちます。 ●郷土への愛着や誇りを育み、地域の文化財・歴史文化を保存継承する担い手になります。 ●「王寺町文化財保存活用地域計画」を生かした地域の活性化に協力します。 ●観光ボランティアガイドに積極的に参加します。
	地域の役割	●地域の文化財や歴史を学習する機会を設けます。 ●郷土への愛着や誇りを育む啓発を行います。 ●「王寺町文化財保存活用地域計画」を生かした地域の活性化に協力します。 ●地域の文化財を守り、継承します。
	団体、事業者の役割	●観光コースに取り入れる等、文化財・歴史文化の活用や周知に協力します。 ●文化資源を活用したイベントの企画や商業振興を組み合わせることで保存と活用の大切さを伝えていきます。

具体的施策 34 文化・芸術活動

関連する条例・分野別計画等

王寺町教育振興ビジョン

目指す姿

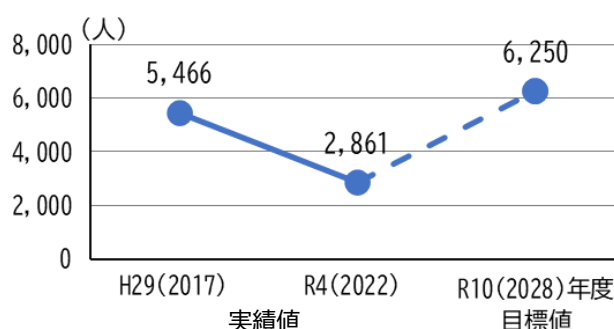
誰もが身近に文化・芸術に触れ親しみ、心豊かに暮らせるまち

住民の誰もが身近に文化・芸術に触れることで、心豊かに潤いのある暮らしを送ることができ、王寺町への愛着と誇りが醸成され、王寺ブランドを実感できるまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

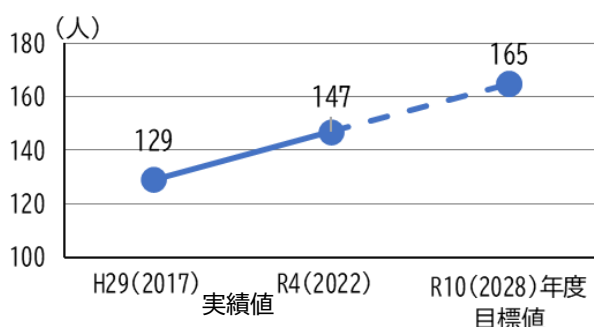
◆KPI 34-1

町主催の文化事業の来場者数



◆KPI 34-2

「音楽のあるまちづくり」団体加入者数



現状と課題

●文化芸術に触れられる機会の提供

町主催の文化事業の来場者数は、平成 30(2018)年度の約 6 千人をピークにコロナ禍により事業の中止や来場者数を 50%に制限した影響で令和 2(2020)年度は、約 7 百人まで減少しましたが、その後は、段階的に制限を緩和し、令和 5(2023)年 1 月からは定員数を 100%に戻し、有観客での開催を再開しています。

地域の実情を踏まえた、特色ある文化芸術振興の主たる役割を果たすため、今後も住民のニーズの変化に合わせて、経済的・社会的・身体的・時間的な制約のある方が身近に文化・芸術に触れる機会を提供することが必要です。

●「音楽のあるまちづくり事業」

「音楽のあるまちづくり事業」は、「音楽」をキーワードにして「人」と「人」をつなぐ、まちの特色ある事業としてスタートから 20 年以上が経過しました。その核となる音楽のあるまちづくり団体には、ジュ

ニア団体として「ハルモ」、「バンビーナ」、「フェアリーベル」が活発に活動しています。平成30(2018)年4月の児童生徒の加入者数は25名でしたが、広報によるメンバー募集や体験会の開催により令和5(2023)年6月現在で33名に増加しています。

また、大人によるハンドベルや吹奏楽のチームがあり、さまざまなイベントで活躍しています。この特色ある事業を町の貴重な財産として継承・発展させていく必要があります。

●伝統文化体験事業

次代を担う子どもが日本の伝統的な文化に触れ、体験してもらうため、「子ども落語教室」、「子ども和装礼法教室」、「子ども茶道教室」、「子ども華道教室」、「子ども雅楽教室」を開講し、活動を通じて伝統的な礼儀や作法を学んでいます。今後も、これらの教室を町の特色ある取組として継承・発展させていく必要があります。

●活動を発表できる機会の確保

サークル活動等を通じて住民が文化・芸術活動を始める機会がある一方で、活動の成果を発表できる機会は限られています。平成26(2014)年度からスタートした「リーベルアラカルト」に加えて、令和元(2019)年度からは、いずみスクエアで「いずみアラカルト」を開催し、発表の機会を増やしてきましたが、誰もが気軽に発表できる機会を設け、さらなる充実が必要です。

●文化ボランティア活動の推進

町内には、「音楽のあるまちづくり」団体をはじめとした文化・芸術団体の他、ボランティア活動として文化ホールの音響や照明の操作を行う「王寺オペレータークラブ」等の団体があります。今後、これらの団体が、「文化・芸術」を中心に、他の分野と連携、協働することで、誰もがより容易に文化・芸術活動に触れられる機会を充実させることができるよう、支援していくことが重要です。

●文化芸術施策の指針づくり

平成13(2001)年に「文化芸術振興基本法」が制定され、平成29(2017)年には一部改正により「文化芸術基本法」が施行されました。また、平成24(2012)年には、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が、平成30(2018)年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」がそれぞれ施行されました。「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」という「文化芸術基本法」の基本理念を念頭に、多様な価値観の尊重や、相互理解の推進といった文化芸術が有する機能を踏まえた上で、町の実情に即した文化芸術の推進に関する基本的な指針及び条例が必要です。

具体的な取組

◆文化芸術に触れる機会の充実

・多彩な町主催の文化事業

「こころにピアノコンサート」「王寺寄席」「文化講演会」等の町主催の文化事業を充実するとともに、「文化福祉センター」「いずみスクエア」「やわらぎ会館」各ホール個々の施設の特性を生かし

た文化事業を推進します。また、国の公益法人の文化芸術助成事業を活用したコンサートや義務教育学校へのアウトリーチ（出張演奏）を開催するとともに、多彩なイベントを企画できるよう、施設の管理・運営に民間のノウハウを取り入れます。

・奈良県主催事業、大学との連携

奈良県主催の「ムジークフェストなら」や「奈良県大芸術祭・障害者大芸術祭」に町が参加し、様々な事業を実施するとともに、文化芸術活動が盛んな大学と連携し、コンサートや展示会を催すなど、町民だけでなく、誰もが文化芸術に触れられる機会を提供・発信します。

・伝統文化体験事業

伝統文化の継承・発展と子どもたちの豊かな人間性の涵養につながるよう、引き続き「子ども落語教室」などの「伝統文化体験教室」を実施します。また、教室生だけでなく、教室生のOB・OGが活躍できる場を提供するため、発表の機会の創出を支援します。

・町中に音楽のあふれるまち

明神山や達磨寺での自然や歴史を感じるコンサートや王寺駅前リーベル地下ステージでの街角コンサートなど、住民や来訪者が気軽に町中で音楽に触れあえるよう、王寺町の地域特性を生かしたイベントを開催します。

◆ 文化・芸術活動への支援

・気軽に発表できる機会の提供

地域交流センターに新たに設置したグランドピアノやリーベル王寺東館地下に新たに整備された「リーベルステージ」を活用して行う「リーベルアラカルト」及び いずみスクエア内のいずみホールで行う「いずみアラカルト」での活動披露、「いずみギャラリー」等における展示など、町内外を問わず、気軽に文化芸術活動を発表できる場を提供します。

・障がい者による文化・芸術活動への支援

「いずみスクエア」内の「いずみギャラリー」等において、障がい者の文化芸術活動や交流・発表の機会を支援します。

・文化芸術団体の運営支援

ジュニア団体をはじめ、大人によるハンドベルや吹奏楽のチームなど、町が支援する「音楽のあるまちづくり団体」の活動を継承・発展させるため、指導者の確保や練習・発表の機会を提供するとともに、広報をより充実させ、加入者数の増加を図ります。また、「王寺オペレータークラブ」の安定的な活動が継続できるよう、スタッフ募集や他団体のホールを視察するなど、文化芸術活動の担い手の育成を図ります。

・文化芸術施策に関する基本計画の一体的策定

町民が文化芸術に触れ、参加し、創造することで心豊かな生活を送れるよう、町における文化芸

術の目指すべき姿を定め、総合的かつ計画的に施策を進めるための「文化芸術基本計画」について「生涯学習基本計画」との一体的策定に取り組むとともに、文化芸術の振興に関する条例の制定に向けた研究を行います。

役割分担

	住民の役割	●文化・芸術に関心を持ちます。 ●様々な文化・芸術活動やイベントに参加します。 ●ニーズ調査等で意見や要望を述べます。 ●自己能力や学習成果を地域に還元します。
	地域の役割	●行政と協働し、文化・芸術活動の活性化、推進に努めます。 ●地域の中で文化・芸術に関する情報を共有、交換します。
	団体、事業者の役割	●文化・芸術活動の発表の機会を提供できるように努めます。 ●質の高い文化・芸術イベントを提案、提供します。

具体的施策 35 スポーツ・レクリエーション

関連する条例・分野別計画等

王寺町教育振興ビジョン

目指す姿

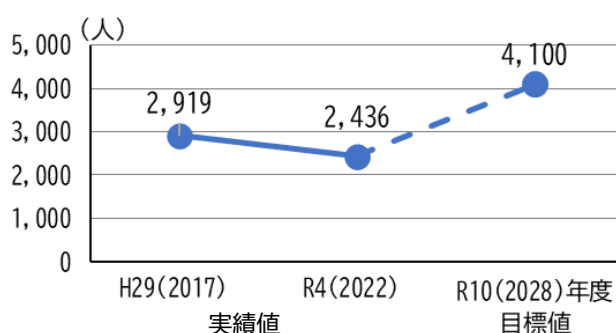
子どもから高齢者まで楽しくスポーツできるまち

「一町民一スポーツ」を合言葉に、住民一人ひとりが自分の体力や志向に合わせて、生きがいを感じながら仲間と一緒に健康寿命を延ばすことや、体力と運動能力を向上させるようなスポーツに取り組むまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

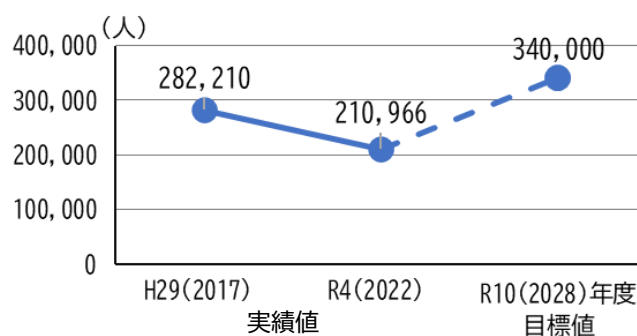
◆KPI 35-1

「総合型地域倶楽部王寺やわらぎ
トラスト」の年間参加者数



◆KPI 35-2

町内体育施設の年間利用者数



現状と課題

●「総合型地域倶楽部王寺やわらぎトラスト」

「総合型地域倶楽部王寺やわらぎトラスト」は、健康・体力づくりや地域コミュニケーションの場、気軽にスポーツに取り組むことができるスポーツ教室として平成 19(2007)年度に設立されました。コロナ禍では教室の休講により会員数が減少しましたが、Youtube を活用したクラブ紹介や講師を地域へ派遣する「出張 1 日スポーツ教室」など新たな会員確保に取り組んだ結果、会員数・参加者数ともに回復の兆しが見られます。今後も「一町民一スポーツ」を実現できるよう、より多くの人が参加できる魅力的な教室の提供やイベントを開催することで会員の確保に努め、安定した事業運営を行うことが必要です。

●各種スポーツの指導者等の高齢化

住民のスポーツを推進し、各種スポーツ大会の運営を担っているスポーツ協会会員やスポーツ推進委員の高齢化が進んでおり、担い手となる新たな人材の確保が求められています。

●和（やわらぎ）マラソン大会

毎年12月に開催している和マラソン大会は、令和2(2020)・令和3(2021)年度はコロナ禍の影響により中止しましたが、代替企画としてGPSアプリを使って好きな時に走ることができる「オンライン和マラソン大会～明神山チャレンジ～」を実施しました。令和4(2022)年度には部門を縮小して3年ぶりに大会を開催し、子どもから大人まで多くの参加がありました。今後も多くの方が参加できるよう、安全管理はもちろんのこと、より一層の工夫が必要です。

●町民体育大会の参加者の減少

王寺町スポーツ協会と連携し、町民体育大会を毎年開催していますが、令和元(2019)年度は雨により、令和2(2020)～令和4(2022)年度はコロナ禍の影響により中止となりました。参加自治会数は年々減少しています。自治会によっては、高齢化などにより参加者が集まりづらくなっていることから、誰もが気軽に参加できるよう工夫、改善が必要です。

●体育施設の管理運営

平成31(2019)年1月、新たな体育施設として「いずみスクエア」内に「いずみアリーナ」を整備しました。平成2(1990)年建設の「王寺アリーナ」については、施設の長寿命化に向け、令和4(2022)年に屋上防水及び外壁改修を行いました。昭和59(1984)年建設の「舟戸町営プール」は、コロナ禍を経て老朽化のため休止し、学校プールの開放や県営ファミリープール利用料の助成を行うなど、他の既存施設を有効に活用しています。「泉の広場テニスコート」は、都市計画道路元町畠田線の整備に伴い、移転・整備が必要となったことから、令和5(2023)年度に解体・撤去し、葛下貯留池内に新たなテニスコートの整備を進めています。新テニスコートが供用開始となるまでの間、切れ目なく利用ができるよう、令和4(2022)年に旧王寺小学校運動場に仮設テニスコートを整備しました。また、身近な場所で気軽にスポーツに親しめる環境整備として、令和4(2022)年に企業版ふるさと納税を活用し、町内の公園等にバスケットゴールを整備しました。学校体育施設は、学校教育の支障とならない範囲で地域に開放しています。

体育施設については、住民のニーズに応えた管理運営が求められるとともに、市町村間での施設の相互利用について検討が必要です。

●スポーツの更なる推進に向けて

生涯を通じて身近にスポーツ活動に親しむとともに、「一町民一スポーツ」のさらなる推進に向けて、その指針となる計画の策定や条例制定により、地域の特性やニーズに応じたスポーツの施策を展開することが必要です。

令和13(2031)年に奈良県で国民スポーツ大会が開催されるため、王寺町においても開催を契機としたスポーツの振興が求められます。

●菩提キャンプ場（冒険の森 in おうじ）の充実

菩提キャンプ場は、市街地に位置しながらも野外活動を楽しめる施設として、集団活動及び体験学習の場として多くの方々に利用されています。また、青少年健全育成の場として、子ども会、ボーイスカウト、スポーツ少年団をはじめとする町内の青少年団体等の野外活動にも活用されています。施設は老朽化が進んでいたことから、令和元(2019)年度に自然共生型のアウトドアパークとして、リニューアル整備を図りました。整備にあたっては、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用し、より魅力のある施設となる

よう、全国で森林アドベンチャー施設の運営実績のある「株式会社冒険の森」を施設整備・指定管理者とし、令和2(2020)年度から管理運営を委託しています。令和2(2020)年4月にオープンした「冒険の森 in おうじ」には今後も、本町の住民だけでなく広く県内外から利用者を呼び込み、地域への集客による賑わいの創出につなげるとともに、レクリエーション活動の場としてさらなる充実が必要です。

具体的な取組

◆ 生涯スポーツの推進

・「総合型地域クラブ王寺やわらぎトラスト」の充実

地域のコミュニケーションと健康づくりに貢献するため、子どもから高齢者まで気軽に参加できる各種スポーツ教室「王寺やわらぎトラスト」の充実を図ることで、スポーツに取り組む機会づくりを進めます。また、事業の透明化や体制の強化のため法人格の取得を目指すとともに、安定した運営を支援します。

・各種スポーツを推進する人材の確保

各種スポーツ大会の運営を担うスポーツ協会や地域のスポーツ活動を牽引するスポーツ推進委員の活動内容について、積極的に広報を行い、新たな加入を促すとともに、担い手となる人材の確保やスポーツ講習会の開催等を通じて、スポーツ人口の増加につなげます。また、和マラソン大会等の継続した大会運営を行うため、連携協定の大学等の協力により、ボランティアの確保を図ります。

・和マラソン大会の充実

和マラソン大会は、子どもから高齢者、家族での参加等、体力向上や健康増進だけでなく、コミュニケーションの場にもなっており、王寺の師走の風物詩として今後も継続して実施します。参加者の安全確保はもちろんのこと、ゲストアスリートの招致や明神山頂へのチャレンジコースの設定等、さらなる魅力向上を図ります。

・気軽に参加できるスポーツイベントの開催

住民の健康増進と体力の向上、住民相互の親睦を図るため、自治会や企業、個人の参加など、少人数でも参加できる仕組みや競技種目の検討を行い、誰もが気軽に参加できるレクリエーションを含めたスポーツイベントを開催します。

・スポーツの更なる推進

令和13(2031)年に奈良県で開催される国民スポーツ大会では、王寺町においても町内施設で開催可能な種目について検討し、開催を契機としたスポーツの振興に取り組みます。

◆ スポーツ環境の整備

・新テニスコートの整備

王寺町は昔からテニスの盛んな町として、学校の部活動だけでなく、生涯にわたってテニスに携わっている方も多いことから、葛下貯留池内に利用者のニーズに即した、6面のコートと夜間でも利用できる機能をもった新たなテニスコートを整備します。

・体育施設の管理運営

舟戸町営プールについては施設の老朽化に伴い廃止し、学校プールの開放や家族で楽しめる県営プール利用助成を継続して行います。また、いずみスクエア併設の防災公園の中に幼児向けの親水空間を整備します。体育施設全体の管理運営について、インターネットによる施設予約サービスやキャッシュレス決済の促進など、デジタル化による利用者へのサービス向上を図るとともに、市町村間での施設の相互利用を検討します。

・スポーツに関する基本計画の一体的策定

健康増進、共生社会の実現や地域の活性化など、スポーツを通じた活力ある地域づくりを推進するため、その指針となる「スポーツ推進基本計画」について「生涯学習基本計画」との一体的策定に取り組むとともに、スポーツの推進に関する条例の制定に向けた研究を行います。

・菩提キャンプ場（冒険の森 in おうじ）の充実

あらゆる世代の人が自然の中で安心して遊べる場所として、より多くの人に利用いただけるよう、広く町内外からの集客とリピーターの獲得に向け、更なるアクティビティの充実やラグジュアリースペース等新たな施設の整備を検討します。

役割分担

	住民の役割	●スポーツ施設等を利用し、自主的にスポーツ・レクリエーション活動に取り組みます。 ●「王寺やわらぎトラスト」等スポーツサークルへの積極的な参加や定期的な運動の機会をつくります。
	地域の役割	●スポーツ・レクリエーション活動に参加します。 ●地域でスポーツ・レクリエーション活動を推進し、住民同士の交流に取り組みます。 ●地域間で連携し、多世代の住民同士が交流できる環境を整えます。
	団体、事業者の役割	●専門的な知識や情報を提供します。 ●専門家による地域へのスポーツ指導や交流を行います。

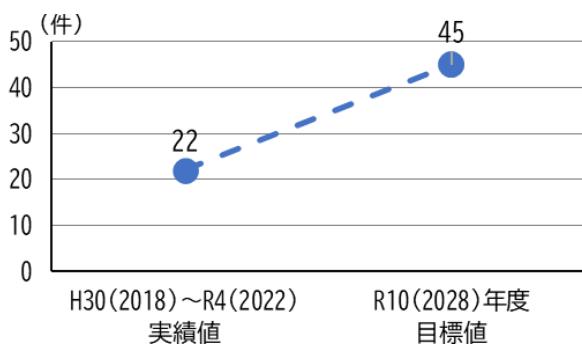
6 活力とにぎわいのあるまちづくり

歴史資源を活用した観光振興により、経済の好循環を促し、にぎわいのある住み続けたいと思える町をつくる

数値目標

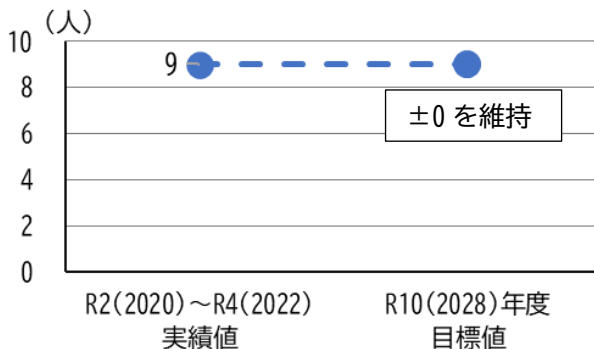
◇数値目標6(1)

王寺町内での新規起業件数〔累計〕



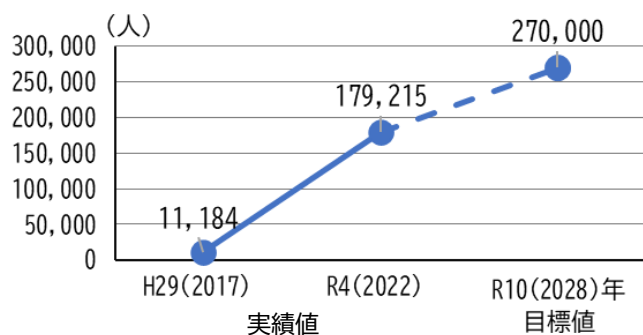
◇数値目標6(2)【2(1)再掲】

人口の社会増(転入者数－転出者数)〔累計〕



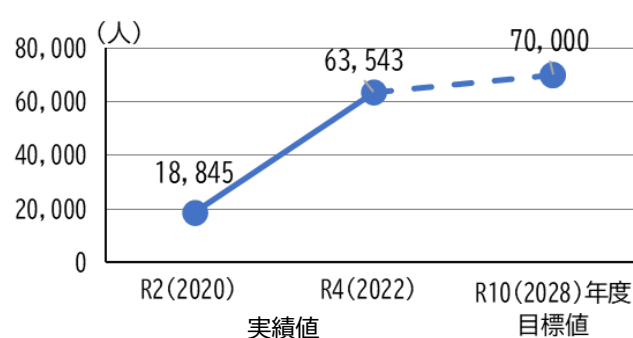
◇数値目標6(3)

町の観光入込客数



◇数値目標6(4)

町内宿泊者数



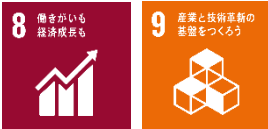
基本的方向 18 活力の創出

具体的施策 36 産業・雇用

具体的施策 37 定住促進

基本的方向 19 交流の促進

具体的施策 38 観光・交流



具体的施策 36 産業・雇用

関連する条例・分野別計画等 王寺町男女共同参画計画

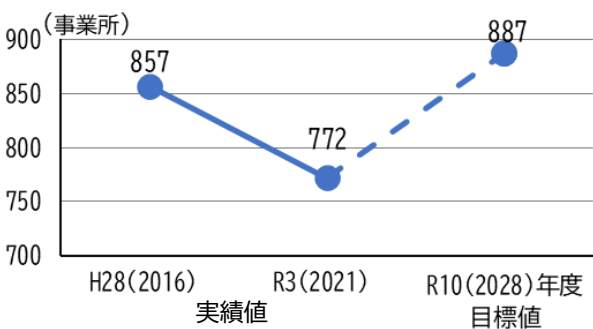
目指す姿

魅力ある商業機能が整い、活気にあふれるまち

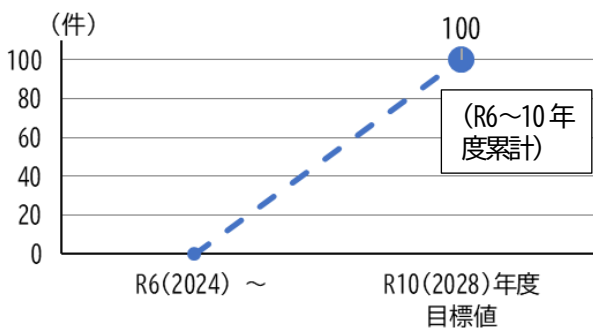
交通の利便性を生かすとともに、周辺観光地との連携のもと観光産業の振興が図られ、地域住民をはじめ、観光客、事業主が魅力を感じる、地域に根ざした活力ある商いのまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

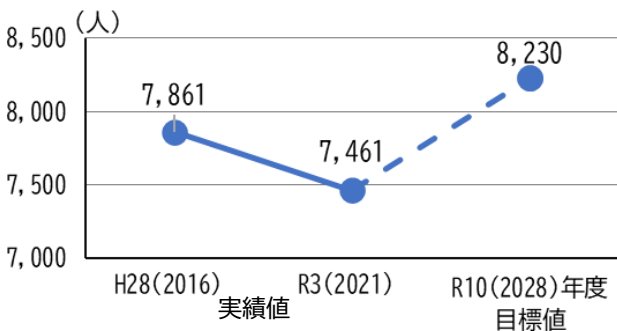
◆KPI 36-1
町内の事業所数



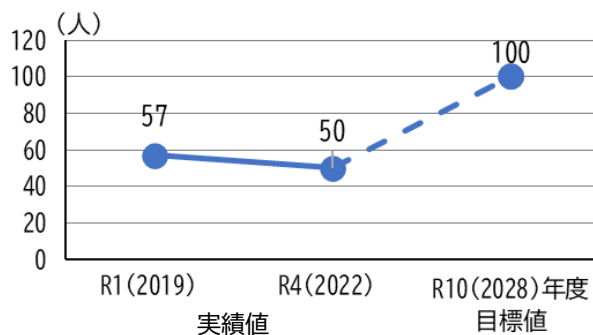
・36-1 補助指標
開業届提出件数 [累計]



◆KPI 36-2
町内の事業所の従業員数



・36-2 補助指標
町内で行われる「就職説明会」の参加者数



現状と課題

●にぎわいのあるまちづくり（産業活性化）

新型コロナの影響もあり、令和3（2021）年度には町内の事業所数・従業員数ともに減少しました。王寺町では第3次産業が90%以上を占め、王寺駅周辺に事業者が集積している現状から、王寺駅を中心とした集客と消費を喚起する取組を行い、賑わいを創出していく必要があります。令和7（2025）年に開催される大阪・関西万博等を契機に、観光産業をはじめとした事業者を育成していくことが求められます。

令和2（2020）年8月にはホテル「東横INN奈良王寺駅南口」（客室数191室）が開業し、周辺観光地との連携による、宿泊滞在型の観光を推進するとともに、ホテル周辺の飲食事業者等とも連携を図りながら、王寺駅周辺のにぎわいを創出する取組を進めています。

また、王寺町の新たな特産品として遊休農地等を活用した「オリーブプロジェクト」を産学官金農福連携により進めています。さらに、木製品ブランド「OJICHO WOOD」事業は、陽楽の森（王寺町畠田から上牧町にひろがる里山林）を拠点に行われ、間伐材等を利用した木工品の商品開発と製造が進められています。これらをふるさと納税返礼品への登録などにより、町の特産品に育てていくことが必要です。

●働きやすいまちづくり

王寺町地域交流センター内にある「まっち☆ジョブ王寺～ハローワーク～」や王寺町女性活躍支援センターを活用して、就職相談や職業紹介、起業セミナー等を一体的に行っています。また、令和4（2022）年12月、リーベル王寺西館1階に民間のテレワーク施設「o-terrace（オーテラス）」を誘致しました。今後は、デジタル技術を活かし、女性、高齢者、障がい者を含め、多様な働き方を推進できる環境づくりが重要です。

具体的な取組

◆ にぎわいのあるまちづくり

・ 起業の支援

商工会（経営指導、法務）、金融機関（融資、健全経営）、不動産業者（店舗確保）と連携して起業家の発掘と育成を行い、町内での起業促進に取り組めます。また、王寺駅前に誘致したテレワーク施設「o-terrace」を拠点として、デジタル人材の育成やビジネスマッチング、地域の情報発信（FMラジオ、SNS）に取り組めます。

・ 観光振興による商業の活性化（王寺駅周辺の賑わい創出）

周辺観光地や交通・宿泊事業者、商工サービス業と連携し、王寺駅を拠点とした周遊観光を推進することにより、王寺駅周辺の賑わいを創出します。

王寺駅周辺で集客事業（マルシェ、バル、音楽、鉄道イベント、講座・セミナー等）を展開し、「集客」と「消費」の好循環を生み出し、域内経済を活性化します。また、「全国だるまさんがころんだ選手権大会」や「王寺ミルクウェイ」などのイベントに町民や町内事業所の参画を求めていくことで、商工業の活性化を図るとともに、イベント自体を継続的に実施できる仕組みを確立します。

・特産品の創出

町有地法面や遊休農地を活用したオリーブ等の栽培や加工品の販売を促進するとともに町内障がい福祉事業所がオリーブの収穫・仕分け等の作業に加わるなど、農福連携により複合的な雇用創出を図ります。また、間伐材を利用しデザイン性に優れたダルマのオブジェや町公式マスコット雪丸をデザインしたグッズの製作など特産品の創出を推進します。

◆ 働きやすいまちづくり

・国（ハローワーク）・県・町の連携による働きやすい環境づくり

ハローワーク等との連携のもと「企業合同就職説明会」、「就職支援セミナー」や県が支援する「起業セミナー」について、継続して開催できるように回数や内容の充実に取り組みます。

また、広報紙、SNS等の情報発信を強化するとともに、子育て世代の参加が多いイベント時に相談窓口ブースを設けることにより、気軽に就職相談できる環境づくりに取り組みます。

・多様な働き方の推進

王寺駅前のテレワーク施設「o-terrace」と連携し、ビジネスの場で役立つITスキルを身に付けるためのプログラミング学習講座等を実施することで、デジタル人材の育成に取り組みます。特に中小企業は、IT化が進まずデジタル人材が不足することから、フォローアップとして、ハローワーク、商工会、金融機関等と連携したビジネスマッチングなど、誰もが自分らしく働ける環境を創出します。

高齢者が長年培ってきた豊かな知識や技能を地域で生かすことができるよう、王寺町シルバー人材センターへの支援を通じた就業機会の確保等に取り組みます。

また、町内の障がい福祉事業所や奈良県等と連絡調整を行いながら、障がいのある人が地域で活躍できる環境や仕組みづくりに取り組むことで、多様な働き方を推進します。

役割分担

	住民の役割	●産業振興によるまちづくりに理解を深めます。 ●できる限り町内で商品を購入するようにします。 ●起業や就職について町（公共機関）の相談窓口や支援制度等を積極的に活用します。
	地域の役割	●産業振興によるまちづくりに理解を深め参画します。 ●地域内のイベント等で、地域内の商店等と連携します。 ●地域の中で起業や就職に関する情報を共有、交換します。 ●地域課題を把握し地域内で必要なサービスを検討します。
	団体、事業者の役割	●地域資源を生かした事業展開を進めます。 ●専門的な知識や情報を提供します。 ●女性、高齢者、障がい者に多様な就労機会を提供します。



具体的施策 37 定住促進

関連する条例・分野別計画等

王寺町立地適正化計画／王寺町空家等対策計画

目指す姿

住み続けたいと思えるまち

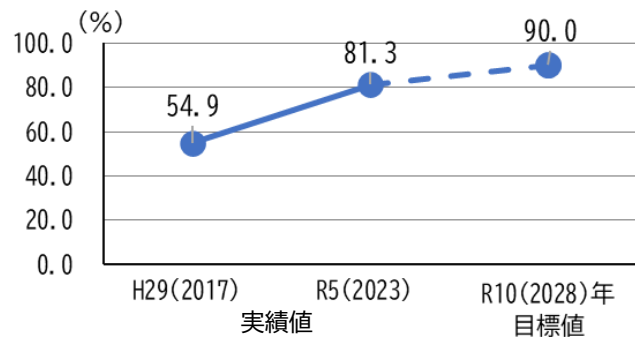
王寺駅を中心に奈良県西和地域の中核として、「にぎわいある中心拠点」、「身近な自然環境」、「ゆとりある居住環境」、それぞれの魅力が相互に高まるまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

◆KPI 37-1

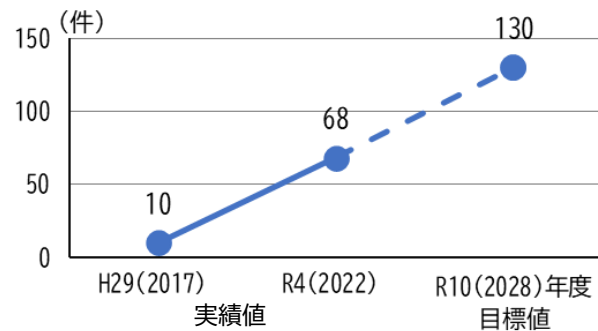
王寺町に住み続けたいと思う人の割合

（住民アンケート調査で「王寺町に住み続けたい」と回答した人の割合）



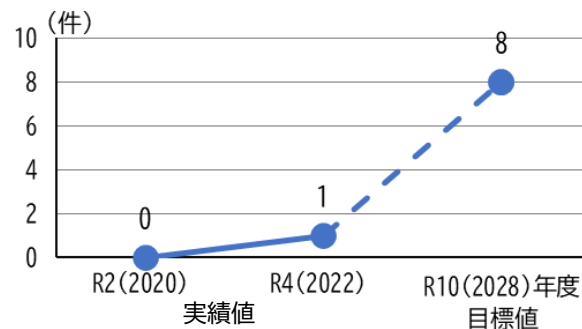
・37-1 補助指標①

三世代ファミリー一定住支援補助金利用件数〔累計〕



・37-1 補助指標②

移住支援金利用件数〔累計〕



現状と課題

●住みやすいまちづくり

人口減少や高齢化が進展していく中、高齢者をはじめとする住民が公共交通により、医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスにアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスが身近に存在するコンパクトシティの考え方に基づくまちづくりが求められています。

都市機能が集積した中心市街地の活性化とその活力が町内の各地域に波及され、また、各地域の活力が中心市街地に流入し、全体の活力がさらに増幅するというサイクルの実現を目指す必要があります。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により高まりつつある地方移住のニーズへの対応が必要です。

●移住促進

平成 28（2016）年度から、北葛城郡 4 町でスケールメリットを活かした広域圏での取組として「すむ・奈良・ほっかつ！推進協議会」を設立し、令和 2（2020）年度までの 5 年計画として移住施策に取り組んできました。また、三世代ファミリー定住支援補助金、移住支援金といった移住・定住に関する支援施策や子育て支援施策の展開により、進学や就職、結婚や子育て、定年といったライフステージに応じた移住・定住に関するニーズに対応する必要があります。

具体的な取組

◆ 住みやすいまちづくり

・「王寺町立地適正化計画」に基づく施設等の誘導

人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティを確保することを目的に、平成 30（2018）年 3 月に策定した「王寺町立地適正化計画」における施策・事業の実施状況について分析及び評価を実施したうえで、同計画に基づく居住誘導区域・都市機能誘導区域への施設等の誘導と拠点整備を進めることにより、居住地への誘導を図ります。

また、中心拠点である王寺駅周辺への、商業と交通の新たな複合施設など生活利便施設等の誘導・整備を図るとともに、地方拠点である畠田駅周辺へのバスターミナルや交番をはじめ、買い物施設（スーパー）など生活利便施設の誘導を図ります。

◆ 移住・定住促進

・ライフステージに応じた移住・定住施策

「教育のまち王寺」の基盤となる 2 校の義務教育学校における充実した学びの環境を提供するとともに、子どもの頃から自分たちの住む町の歴史や将来のまちづくりについて学ぶことで、地域を誇りに思う気持ちの醸成を促進します。また、多くの世代の交流を促す、様々な交流・体験イベントなどの定期的な実施により、地域の魅力に触れて郷土愛を育むための取組を推進します。

さらに、保育施設の計画的整備や母親同士の交流、相談の場の充実や出産から子育ての切れ目のない環境整備など、子育て支援の充実を図るとともに、「三世代ファミリー定住支援」に引き続き取り組むことで、移住・定住を促進します。

役割分担

	住民の役割	●定住促進に関心を持ち理解を深めます。 ●定住促進事業（支援制度等）を積極的に活用し、バランスの取れた人口構成に寄与します。 ●移住者を受け入れ、歓迎します。
	地域の役割	●定住促進事業に関心を持ち理解を深め参画します。 ●地域の中で定住促進事業（支援制度等）の情報を共有、交換します。 ●移住者を受け入れ、歓迎します。
	団体、事業者の役割	●専門的な知識や情報を提供します。

具体的施策 38 観光・交流

関連する条例・分野別計画等

王寺町文化財保存活用地域計画

目指す姿

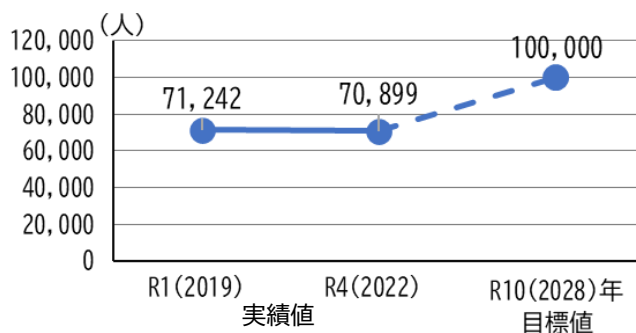
和の精神が息づくおもてなしのまち

豊かな自然や歴史文化遺産等、まちの観光資源を磨き上げることで、多くの人々が訪れるまちになっています。また、住民が地域への愛着と誇りを持ち、もてなしの心で観光客を迎えることで、人々の交流によるにぎわいと活気が生み出されるまちになっています。

重要業績評価指標（KPI）

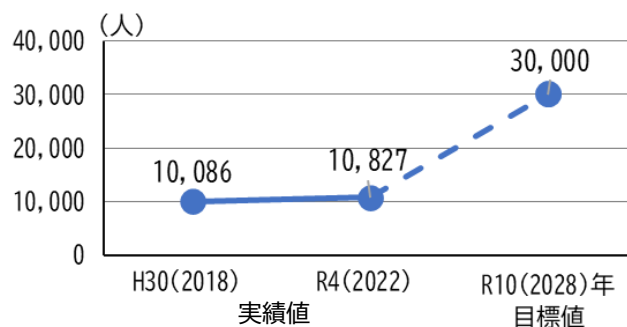
◆KPI 38-1

明神山の来訪者数



◆KPI 38-2

達磨寺来訪者数



現状と課題

●観光の魅力づくり

町の重要な観光スポットである達磨寺では、寺の由緒を表現した屏風絵《片岡山のほとり》の複製画を作成し常設展示しています。奈良県指定文化財である達磨寺方丈は保存修理工事を終えました。今後は、(一社)王寺まちづくりと連携した「達磨寺ファンクラブ」の運営など、歴史的空間としての達磨寺方丈の魅力さをさらに高め、活用していくことが重要です。

明神山水神社は、令和2（2020）年6月『葛城修験』一里人とともに守り伝える修験道はじまり地の構成文化財として、日本遺産に認定されました。360度の歴史的眺望を見渡せる明神山の魅力発信のため山頂にライブカメラを設置し、リアルタイムの眺望を配信しています。また、明神山参道は登山者の安全性の確保のため、参道の一部区間の拡幅と山頂付近の整備を行いました。さらに、登山者以外の方が、明神山山頂で楽しめる取組として、マルシェや、アート展などの新たな企画にも取り組んでいます。また、

明神山烽火プロジェクトとして、飛鳥時代の烽火(のろし)による情報伝達拠点と想定される明神山から烽火(のろし)を上げるプロジェクトのことで、明神山からの烽火が見える範囲のマップの作成や烽火で明神山と飛鳥を結ぶ烽火リレーなどの企画を実施しています。

●広域観光と交流人口の拡大

令和2(2020)年8月に開業した「東横INN奈良王寺駅南口」は、コロナ禍においても90%以上の稼働率があり、月平均約5,000人が宿泊されています。令和4(2022)年には、町観光協会と連携したコンセプトルーム「雪丸のおへや」を開業し、人気を博しています。また、奈良県の「サイクリストに優しい宿」に登録されるなど、積極的な取組が稼働率の向上につながっています。

ホテル開業を契機に、周辺観光地との連携のもと、宿泊滞在型の観光を推進することで、域内経済の活性化につなげるのが重要です。また、新たなツアー企画の創出に向けて、聖徳太子ゆかりの大和郡山市、生駒郡の近隣6市町と事業者、大学が連携した「WEST NARA広域観光推進協議会」の活動を推進し、地域のブランド化やインバウンド観光の推進を目指す必要があります。さらに、参画自治体を増やし、エリアとしての魅力を充実させることが求められています。

毎年11月に開催の「王寺ミルキーウェイ」には町内外から多くの人々が来場しています。また、地域住民等が主体となって、「鉄道のまち王寺」にふさわしい鉄道イベントが定期的に開催されています。更なるにぎわい創出に向けて、王寺町商工会をはじめとした団体や企業と連携をとりながら、交流人口の増加につながる魅力的なイベントを継続して実施していく必要があります。

具体的な取組

◆観光の魅力づくり

・文化財等の活用

聖徳太子の愛犬「雪丸」をまちのシンボルとして継続してPRを行うとともに、達磨寺本堂や方丈を利用して坐禅等の体験型プログラムを充実させます。また、西安寺跡や片岡王寺跡等、太子ゆかりの文化財遺構として保存・展示を図りながら、観光資源としての活用を推進します。

さらに、明神山の歴史的な眺望を生かしたバーチャル映像や学習プログラムの開発により、貴重な観光資源として魅力向上を図ります。加えて、オリーブ収穫祭、烽火(のろし)プロジェクト、アート展示など、明神山の新たな魅力を創出するイベントを開催します。

◆広域観光と交流の推進

・イベントによる交流人口の拡大

王寺駅の利便性を生かし、「王寺ミルキーウェイ」や鉄道愛好家による鉄道イベント、駅周辺での食をテーマとしたイベント等を定期的に開催し、王寺町商工会をはじめとした団体や企業と連携をとりながら、イベントの魅力を更に高めることによって、にぎわいの創出につなげます。

・広域観光ルートの形成

宿泊施設と連携し、「王寺町地域交流センター」で開催している歴史リレー講座等、学びの場と聖

徳太子ゆかりの寺を巡るコースを組み合わせた旅のプラン等を検討します。また、明神山の歴史的な眺望を生かした新たな周遊散策コースを検討するとともに、葛城修験道、太子道、近代遺産巡り、古墳巡り等をテーマとした様々な趣味志向に応じたルートを提案します。

・効果的な情報発信

観光、イベント、講演、交通、宿泊、飲食店等に関する情報を提供することができ、県内の物産が揃うアンテナショップ機能を持つ、広域観光案内所の整備に取り組みます。また、広域連携によるプロモーション活動や首都圏観光PR活動等を通じて誘客を図ります。

・WEST NARA広域観光推進協議会を核とした観光振興

大和郡山市、生駒郡4町、王寺町で構成する「WEST NARA広域観光推進協議会」において、さらなるエリア拡大を図り、聖徳太子をはじめとしたエリア内の観光素材の魅力化や連携、情報発信の強化により誘客を推進します。また、同協議会を中心に、関西地域の交通事業者が連携して構築する「関西Ma a S協議会(※)」との連携を働きかけていきます。

※関西Ma a S協議会：関西に主要路線を持つ鉄道7社を運営主体とする関西Ma a S(モビリティ・アズ・ア・サービス)の普及・拡大のための協議会。Ma a Sとは、旅行(おでかけ)単位での移動ニーズに対して、公共交通などの様々な移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。

・「大阪・関西万博」「町制施行 100 周年」を契機とした観光誘客

全国から約 3,000 万人の来場が想定される令和7(2025)年の「大阪・関西万博」に向け、WEST NARA広域観光推進協議会を中心に万博来場者を王寺エリアにいざなう戦略的な広域観光誘客を推進します。

また、王寺町は、令和8(2026)年2月11日に町制施行100周年を迎えます。この歴史的な節目を町内外にプロモーションし、記念セレモニーや冠イベントを観光誘客に活用することで、町のさらなる活性化につなげます。

役割分担

	住民の役割	●観光・交流事業に関心を持ち理解を深め参画します。 ●友人・知人に観光地としての魅力を伝えます。 ●住民による観光地づくりに取り組み、訪れる観光客をおもてなしします。
	地域の役割	●観光・交流事業に関心を持ち、理解を深め参画します。 ●観光資源、地域資源の保存、活用に協力します。 ●地域でもおもてなしの心を大切にします。 ●地域の中で観光・交流事業の情報を共有、交換します。 ●景観や環境を保全するための住民間のルールづくりを話し合います。
	団体、事業者の役割	●観光客の期待に応えるサービスやおもてなしを提供します。事業者連携による新たなサービスを観光客に提供します。 ●専門的な知識や情報を提供します。 ●集客力の高いイベントと消費を連動させ、域内消費を高める仕組みをつくります。

成果指標一覧

- 数値目標：6つの基本目標にそれぞれ数値目標を設定しました。
- K P I：各具体的施策については、施策（取組）の達成度を客観的に効果検証するための重要業績評価指標（K P I）を設定しました。
- 補助指標：住民アンケート調査結果など毎年実績値が出せない指標を補完するために補助指標を設定しました。

基本目標 1 住民に開かれ自立するまちづくり

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
数値目標 1 (1) 月に一回以上地域活動に参加する人の割合	住民アンケート調査で「月に1回以上地域活動に参加した」と回答した人の割合。令和10年に1/3の参加を目指す。	24.9 % H29(2017)年	18.4 % R5(2023)年	33.0 % R10(2028)年
1 (1)補助指標 自治会加入率	各年度末時点の自治会加入世帯の割合。令和4年度加入率を維持する。	90.4 % H29(2017)年度	85.0 % R4(2022)年度	85.0 % R10(2028)年度

基本的方向 1 協働の仕組みの構築

具体的施策 1 参画・協働

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
KPI 1-1 協働によるまちづくりについて推進すべきと考える人の割合	住民アンケート調査で「協働によるまちづくり」について、「推進すべき」「ある程度推進すべき」と回答した人の割合。令和10年に80%を目指す。	69.3 % H29(2017)年	71.2 % R5(2023)年	80.0 % R10(2028)年
1-1 補助指標 まちづくり協議会設立数〔累計〕	自治会や住民活動団体で構成する地域課題解決のための組織「まちづくり協議会」について、早期設立を目指す。	—	0 団体 R6(2024)年度	3 団体 R10(2028)年度

具体的施策 2 広報広聴・情報公開

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
KPI 2-1 町公式サイトへの年間アクセス数	コロナ禍の影響で令和10年度における従来の目標値(185,000件)を上回ったため、従来の目標値の2倍の370,000件を目指す。	154,068 件 H29(2017)年度	316,752 件 R4(2022)年度	370,000 件 R10(2028)年度
KPI 2-2 町公式SNSのフォロワー数〔累計〕	コロナ禍の影響で令和10年度における従来の目標(10,000件)を上回ったため、従来の目標値の2倍の20,000件を目指す。	3,374 件 H29(2017)年度	16,197 件 R4(2022)年度	20,000 件 R10(2028)年度
KPI 2-3 行政の透明度に関する満足度	住民アンケート調査で「行政の透明性」について、「とても満足している」「ある程度満足している」と回答した人の割合。令和10年において40%を目指す。	20.4 % H29(2017)年	25.4 % R5(2023)年	40.0 % R10(2028)年

基本的方向2 お互いを尊重するまちづくり

具体的施策3 人権

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
KPI 3-1 人権学習懇談会の参加者数〔3か年計〕	3年間で町内を一巡する人権学習懇談会について、令和8～10年度の3年間の参加者数500人（実績値の概ね1.5倍）を目指す。 ※令和2(2020)～令和4(2022)年度はコロナ禍のため中止	325人 H27(2015)～ H29(2017)年度	179人 H30(2018) ・R1(2019) ・R5(2023)年度	500人 R8(2026)～ R10(2028)年度
KPI 3-2 人権啓発・人権教育に関する重要度	住民アンケート調査で「人権啓発・人権教育」について、「とても重要」「ある程度重要」と回答した人の割合。令和10年において50%を目指す。	37.5% H29(2017)年	38.7% R5(2023)年	50.0% R10(2028)年
3-2 補助指標 差別をなくす町民集会参加人数	差別をなくす町民集会について、令和10年度において参加人数200人を目指す。	145人 R1(2019)年度	120人 R5(2023)年度	200人 R10(2028)年度

具体的施策4 男女共同参画

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
KPI 4-1 25～44歳女性の就業率	国勢調査結果を基に算出する25～44歳女性の就業率について、令和10年度において80%を目指す。	67.8% H29(2017)年度	73.4% R2(2020)年度	80.0% R10(2028)年度
4-1 補助指標① 女性デジタル人材育成講座受講者数〔累計〕	女性デジタル人材育成講座について、令和10年度までに累計75人の受講者数を目指す。	—	15人 R5(2023)年度	75人 R10(2028)年度
4-1 補助指標② 女性デジタル人材育成講座による就業・起業者数〔累計〕	女性デジタル人材育成講座受講からの就業・起業者数について、令和10年度までに累計40人を目指す。	—	0人 R5(2023)年度	40人 R10(2028)年度
4-1 補助指標③ 「まっち☆ジョブ王寺」女性の就職件数〔累計〕	「まっち☆ジョブ王寺」での女性の就職件数について、毎年約120件を目指す。	—	115件 R4(2022)年度	715件 R10(2028)年度
KPI 4-2 町が設置する審議会等における女性委員の割合	地方自治法第202条の3に基づいて設置する審議会等における女性委員の割合について、1年1ポイント以上増加させ、令和10年度において35%を目指す。	22.1% H29(2017)年度	27.4% R5(2023)年度	35.0% R10(2028)年度

基本的方向3 健全で効率的な行財政運営

具体的施策5 行政サービスの提供

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 5-1 電子申請利用率	施設予約等の電子申請利用率について、令和10年度において60%を目指す。	21.5 % R1(2019)年度	53.3 % R4(2022)年度	60.0 % R10(2028)年度
K P I 5-2 電子申請が可能な行政サービス数	電子申請が可能な行政サービスについて、令和10年度において50件を目指す。	—	31 件 R4(2022)年度	50 件 R10(2028)年度
K P I 5-3 デジタルデバイド対策事業参加者数〔累計〕	デジタルデバイド対策事業について、毎年約110人の参加者数を目指す。	—	109 人 R4(2022)年度	770 人 R10(2028)年度

具体的施策6 行政経営

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 6-1 行財政運営に関する満足度	住民アンケート調査で「行財政運営」について、「とても満足している」「ある程度満足している」と回答した人の割合。令和10年には35%を目指す。	23.1 % H29(2017)年	28.1 % R5(2023)年	35.0 % R10(2028)年
6-1 補助指標 将来負担比率	全国平均以下の水準を維持する。 (R3(2021)年度の全国平均は15.4%)	-132.5 % H29(2017)年度	-98.5 % R3(2021)年度	全国平均以下 R10(2028)年度
K P I 6-2 経常収支比率	全国平均以下の水準を目指す。 (R4(2022)年度の全国平均は92.2%)	97.2 % H29(2017)年度	95.3 % R4(2022)年度	全国平均以下 R10(2028)年度

具体的施策7 広域連携

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 7-1 市町村間の広域連携によって進めた事業数〔累計〕	「観光振興」「防災」「医療福祉」「その他公共施設の相互利用など」の分野で概ね各2事業の広域連携を進め、令和10年度で18件を目指す。	10 件 H29(2017)年度	15 件 R4(2022)年度	18 件 R10(2028)年度

基本目標 2 快適で暮らしやすいまちづくり

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
数値目標 2(1) 人口の社会増[累計]	町人口ビジョンにおける町独自人口シミュレーションに基づき、人口の社会増(転入者数－転出者数)±0 の維持を目指す。	—	9 人 R2(2020)～ R4(2022)年度	±0 を維持 R10(2028)年度

基本的方向 4 都市基盤の充実

具体的施策 8 土地利用

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 8-1「王寺町立地適正化計画」において王寺駅周辺区域に立地誘導を図るとしている生活利便施設数	生活利便施設として「産婦人科を有し救急夜間診療が可能な総合病院(概ね 200 床以上)及び店舗面積が 1,500 ㎡以上の食料品を扱う店舗」について、令和 10 年度において 4 施設を目指す。	2 施設 H29(2017)年度	2 施設 R4(2022)年度	4 施設 R10(2028)年度
K P I 8-2 町東部の市街化調整区域のうち、都市的な土地利用の割合	王寺町都市計画マスタープランにおける東部地域(本町、畠田地区及び葛下地区の一部)の市街化調整区域において都市的に利用されている土地の割合。令和 10 年度までに畠田 1 丁目、2 丁目地区の市街化調整区域において商業施設や事務所の誘致を図ることにより、町東部地域の市街化調整区域全体の 51.0%を都市的な土地利用に供することを目指す。	12.0 % H29(2017)年度	13.0 % R4(2022)年度	51.0 % R10(2028)年度

具体的施策 9 住宅環境

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 9-1 戸建て空き家の数	住生活基本計画(全国計画)の推計に準拠し、10 年間で町内の空き家戸数の伸びを 1.57 倍と見込んだうえで、空き家数の 20%抑制を図る。令和 10 年度・423 戸の予測を 338 戸とすることを目指す。	270 戸 H29(2017)年度	293 戸 R4(2022)年度	338 戸 以下 R10(2028)年度
K P I 9-2 住宅の耐震化率	王寺町耐震改修促進計画(令和 4 年 4 月改定)に基づき、令和 10 年度において、住宅の耐震化率 95.0%を目指す。	—	89.7 % R2(2020)年度	95.0 % R10(2028)年度

具体的施策 10 上下水道

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 10-1 管の直径 250mm 以上の基幹配水管路の耐震化率	王寺町管路更新計画に基づき、令和 10 年度において、59.5%を目指す。	7.8 % H29(2017)年度	25.8 % R4(2022)年度	59.5 % R10(2028)年度
K P I 10-2 下水道水洗化率	下水道整備区域内において、令和 10 年度に 97.7%の下水道水洗化率を目指す。	95.3 % H29(2017)年度	96.9 % R4(2022)年度	97.7 % R10(2028)年度

基本的方向5 交通ネットワークの整備

具体的施策11 道路

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 11-1 都市計画道路の整備率	奈良県及び王寺町の都市計画道路整備の進捗を図り、令和10年度において整備率78%を目指す。	72.0 % H29(2017)年度	72.0 % R4(2022)年度	78.0 % R10(2028)年度
K P I 11-2 生活道路の整備に関する満足度	住民アンケート調査で「生活道路の整備」について、「とても満足している」「ある程度満足している」と回答した人の割合。令和10年において40%を目指す。	27.2 % H29(2017)年	32.5 % R5(2023)年	40.0 % R10(2028)年
11-2 補助指標 道路維持補修に関する住民要望対応率	道路維持補修に関する住民要望について、毎年度100%の対応を目指す。	100.0 % H29(2017)年度	100.0 % R4(2022)年度	100.0 % R10(2028)年度

具体的施策12 公共交通

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 12-1 公共交通の整備に関する満足度	住民アンケート調査で「公共交通の整備」について、「とても満足している」「ある程度満足している」と回答した人の割合。令和10年において60%を目指す。	47.5 % H29(2017)年	41.1 % R5(2023)年	60.0 % R10(2028)年
12-1 補助指標 国道168号の拡幅に伴う新規バス停上屋設置件数〔累計〕	国道168号の整備の進捗に合わせて、泉の広場・畠田・畠田8丁目の3か所にバス停上屋設置を目指す。	—	0 件 R6(2024)年度	3 件 R10(2028)年度
K P I 12-2 畠田駅～馬見丘陵公園へのバスの路線数〔累計〕	令和10年度までに、畠田駅～馬見丘陵公園へのバス路線の新設を目指す。	—	0 路線 R6(2024)年度	1 路線 R10(2028)年度

基本的方向6 環境への配慮

具体的施策13 環境保全

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 13-1 CCC 活動参加団体数	水と緑の町づくり町民運動として、町内の公園等の清掃や除草等を自発的に行う団体(CCC)の活動への参加団体数。令和10年度において、1つの自治会あたり概ね2団体の登録を目指す。	83 団体 H29(2017)年度	91 団体 R4(2022)年度	100 団体 R10(2028)年度
K P I 13-2 クリーンキャンペーン1回当たりの産業廃棄物発生量	年間4回実施のクリーンキャンペーンにおいて発生する産業廃棄物について、令和10年度において、1回当たり15.0tに抑えることを目指す。	21.0 t H29(2017)年度	25.0 t R4(2022)年度	15.0 t R10(2028)年度

具体的施策14 循環型社会

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 14-1 一般家庭における1人1日当たりの可燃ごみ排出量	一般家庭における1人1日当たりの可燃ごみ排出量について、令和元年度の実績値(570g)からマイナス100gを目標とする。	570 g R1(2019)年度	531 g R4(2022)年度	470 g R10(2028)年度
K P I 14-2 ごみのリサイクル率	令和10年度において第5次奈良県廃棄物処理計画における、令和9年度目標(19.3%)を目指す。	16.3 % R1(2019)年度	16.9 % R4(2022)年度	19.3 % R10(2028)年度

基本的方向7 水と緑の保全と創出

具体的施策15 都市景観

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 15-1 都市景観に関する満足度	住民アンケート調査で「都市景観」について、「とても満足している」「ある程度満足している」と回答した人の割合。令和10年において50%を目指す。	20.0 % H29(2017)年	44.9 % R5(2023)年	50.0 % R10(2028)年
15-1 補助指標 【K P I 9-1 再掲】 戸建て空き家の数	住生活基本計画(全国計画)の推計に準拠し、10年間で町内の空き家戸数の伸びを1.57倍と見込んだうえで、問題となる可能性のある空き家数の20%抑制を図る。令和10年度・423戸の予測を338戸とすることを目指す。	270 戸 H29(2017)年度	293 戸 R4(2022)年度	338 戸 以下 R10(2028)年度
K P I 15-2 国道168号の無電柱化延長	国道168号の整備の進捗に合わせ、令和10年度までに、2.29km(進捗率100%)の無電柱化を図る。	0.0 km H29(2017)年度	0.0 km R4(2022)年度	2.29 km R10(2028)年度

基本目標 3 安全で安心に暮らせるまちづくり

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
数値目標 3(1) 防災訓練を実施している自主防災組織の数	令和 10 年度までにすべての自治会で自主防災組織が設立されたうえで、毎年すべての自主防災組織で防災訓練が実施され、以後継続的に行っていくことを目指す。	8 団体 H29(2017)年度	4 団体 R4(2022)年度	54 団体 R10(2028)年度
数値目標 3(2) 防災士資格者数	令和 10 年度において、防災士資格の保有者数 150 人を目指す。	103 人 H30(2018)年度	137 人 R4(2022)年度	150 人 R10(2028)年度

基本的方向 8 地域防災の充実

具体的施策 16 防災体制

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 16-1「王寺町安全・安心メール」及び「LINE 公式アカウント」登録者数	コロナ禍の影響で現状値が令和 10 年度における従来の目標（10,000 人）を上回ったため、従来の目標値の 2 倍の 20,000 人を目指す。	2,890 人 (メールのみ) H29(2017)年度	15,506 人 メール:4,838 人 LINE:10,668 人 R4(2022)年度	20,000 人 R10(2028)年度

具体的施策 17 避難行動支援

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 17-1「個別避難計画」を作成した団体数〔累計〕	令和 10 年度までにすべての自治会において「個別避難計画」が作成されることを目指す。	0 団体 H29(2017)年度	5 団体 R4(2022)年度	54 団体 R10(2028)年度

具体的施策 18 消防・救急体制

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 18-1 王寺町消防団の定員に対する充足率	王寺町消防団の定員(130 人)に対する充足率 100%を維持することを目指す。	96.9 % H29(2017)年度	100.0 % R4(2022)年度	100.0 % R10(2028)年度
K P I 18-2 救命講習会の年間受講者数	令和 10 年度までに、毎年年間 1,000 人が受講することを目指す。	365 人 H29(2017)年度	181 人 R4(2022)年度	1,000 人 R10(2028)年度

基本的方向 9 日常生活の安全確保

具体的施策 19 防犯・交通安全

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 19-1 刑法犯年間認知件数（延べ）	西和 7 町で最も安全な町を目指す。 (コロナ禍前の西和 7 町の平均認知件数 88 件)	155 件 H29(2017)年	88 件 R4(2022)年	88 件 R10(2028)年
K P I 19-2 町内で発生した交通事故のうち高齢者が関係した事故の割合	令和 10 年において、平成 29 年における県平均(35.6%)の水準を約 5%下回ることを目指す。	43.7 % H29(2017)年	33.2 % R4(2022)年	30.0% 以下 R10(2028)年

基本目標4 健やかに暮らせるまちづくり

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
数値目標4(1) 健康寿命の県内市町村における順位【男性】	健康寿命（65歳の平均自立期間）について、令和10年において、男女ともに奈良県内市町村1位を目指す。	5位 (18.99年) H28(2016)年	15位 (18.65年) R2(2020)年	1位 R10(2028)年
数値目標4(2) 健康寿命の県内市町村における順位【女性】		28位 (20.29年) H28(2016)年	19位 (20.92年) R2(2020)年	1位 R10(2028)年

基本的方向10 高齢者支援の充実

具体的施策20 高齢者福祉

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
KPI 20-1 65歳以上の介護保険認定者における「日常生活自立度Ⅱ」以上の認知症の人の割合	令和10年度においてその年の国全体の予測(14.0%)を2%下回ることを目指す。	9.4% H29(2017)年度	9.7% R4(2022)年度	12.0%以下 R10(2028)年度
KPI 20-2 認知症サポーター養成講座年間受講者数	「認知症サポーター養成講座」(キッズ除く)について、令和10年度において、受講者数45人を目指す。	0人 R1(2019)年度	26人 R5(2023)年度	45人 R10(2028)年度

具体的施策21 介護保険

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
KPI 21-1 各種介護予防教室の年間受講者数(延べ)	介護予防のために実施している各種教室等の年間延べ参加者数を、令和10年度に7,000人とすることを目指す。	2,270人 H29(2017)年度	1,141人 R4(2022)年度	7,000人 R10(2028)年度
KPI 21-2 65歳以上(介護保険第1号被保険者)の要支援・要介護認定者の割合	「王寺町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」の令和7年度予測値(21.6%)を令和10年度において維持することを目指す。	18.0% H29(2017)年度	19.4% R4(2022)年度	21.6%以下 R10(2028)年度

基本的方向11 障がい者支援の充実

具体的施策22 障がい者福祉

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
KPI 22-1 福祉施設における就労から一般就労の年間移行者数	平成29年度実績値の2倍を超えた現状値の水準を維持することを目指す。	2人 H29(2017)年度	5人 R4(2022)年度	5人 R10(2028)年度
KPI 22-2 障がいに関わる一般相談の件数	障がいに関わる一般相談について、令和10年度において703件を目指す。	—	419件 R4(2022)年度	703件 R10(2028)年度
KPI 22-3 手話奉仕員登録者数	手話奉仕員養成講座受講者の手話奉仕員登録を進め、令和10年度において、登録者数80人を目指す。	18人 H29(2017)年度	46人 R4(2022)年度	80人 R10(2028)年度

基本的方向 12 健康づくりの推進

具体的施策 23 健康づくり

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
KPI 23-1 [マイアセスメント調査] 1日30分以上の運動・スポーツを週2回以上1年以上継続して実施している人の割合【男性】	令和10年度において、国の「健康日本21(第二次)」における目標値(男36%)を上回り、40%以上とすることを目指す。	12.4 % H27(2015)年度	14.8 % R1(2019)年度	40.0 % R10(2028)年度
23-1 補助指標 [特定健康診査]1日30分以上の運動・スポーツを週2回以上1年以上継続して実施している人の割合【男性】	生活習慣病予防のために町で実施している特定健康診査の質問項目。令和10年度において、現状値の1.1倍(59.6%)にすることを目指す。	53.8 % H30(2018)年度	54.2 % R3(2021)年度	59.6 % R10(2028)年度
KPI 23-2 [マイアセスメント調査] 1日30分以上の運動・スポーツを週2回以上1年以上継続して実施している人の割合【女性】	令和10年度において、国の「健康日本21(第二次)」における目標値(女33%)を上回り、40%以上とすることを目指す。	13.3 % H27(2015)年度	10.1 % R1(2019)年度	40.0 % R10(2028)年度
23-2 補助指標 [特定健康診査]1日30分以上の運動・スポーツを週2回以上1年以上継続して実施している人の割合【女性】	生活習慣病予防のために町で実施している特定健康診査の質問項目。令和10年度において、現状値の1.1倍(45.4%)にすることを目指す。	45.2 % H30(2018)年度	41.3 % R3(2021)年度	45.4 % R10(2028)年度
KPI 23-3 がん検診の受診率(胃がん)	令和10年度において、現状値の約2倍(7.6%)の受診率を目指す。	5.5 % H30(2018)年度	3.9 % R3(2021)年度	7.6 % R10(2028)年度
KPI 23-4 がん検診の受診率(肺がん)	令和10年度において、現状値の約2倍(14.1%)の受診率を目指す。	6.5 % H30(2018)年度	7.1 % R3(2021)年度	14.1 % R10(2028)年度
KPI 23-5 がん検診の受診率(大腸がん)	令和10年度において、現状値の約2倍(13.3%)の受診率を目指す。	7.9 % H30(2018)年度	6.8 % R3(2021)年度	13.3 % R10(2028)年度
KPI 23-6 がん検診の受診率(子宮がん)	令和10年度において、現状値の約2倍(16.1%)の受診率を目指す。	9.7 % H30(2018)年度	8.3 % R3(2021)年度	16.1 % R10(2028)年度
KPI 23-7 がん検診の受診率(乳がん)	令和10年度において、現状値の約2倍(24.6%)の受診率を目指す。	15.2 % H30(2018)年度	12.6 % R3(2021)年度	24.6 % R10(2028)年度

基本的方向 13 地域で支え合うまちづくり

具体的施策 24 地域福祉

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 24-1 サロンの箇所数	令和 10 年度において、概ね 2 自治会につき 1 箇所のサロンが開催されることを目指す。	13 箇所 H29(2017)年度	18 箇所 R4(2022)年度	25 箇所 R10(2028)年度
24-1 補助指標 社協主催のサロン参加者数	町社会福祉協議会主催のサロンについて、令和 10 年度において、参加者数 1,500 人を目指す。	1,201 人 R1(2019) 年度	968 人 R4(2022)年度	1,500 人 R10(2028)年度
K P I 24-2 介護(生活支援)ボランティア登録者数	介護(生活支援)ボランティア養成講座受講者のボランティア登録を進め、令和 10 年度において、登録者数 90 人を目指す。	13 人 R1(2019) 年度	13 人 R4(2022)年度	90 人 R10(2028)年度

具体的施策 25 国民健康保険

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 25-1 国民健康保険被保険者の年間 1 人当たり医療費	年間 1 人当たり医療費が 1 年で 4.41% 伸びる見込みのところを「奈良県国民健康保険運営方針」に準拠し、1 年で 2.54% の伸びに抑制することを目指す。	405,827 円 H29(2017)年度	416,717 円 R4(2022)年度	519,215 円以下 R10(2028)年度
K P I 25-2 国民健康保険被保険者の特定健康診査受診率	国民健康保険被保険者の特定健康診査について、令和 10 年度において、受診率 58.0%を目指す。	40.1 % H29(2017)年度	46.3 % R4(2022)年度	58.0 % R10(2028)年度

基本目標 5 人を育みみんなが学べるまちづくり

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
数値目標 5(1) 合計特殊出生率	町人口ビジョンにおける町独自人口シミュレーションに基づき、令和 12 年において、合計特殊出生率 2.10 を目指す。	1.71 H30(2018)年	1.46 (速報値) R4(2022)年	2.10 R12(2030)年

基本的方向 14 子ども・子育て支援の充実

具体的施策 26 子育て支援

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 26-1 子育て広場の年間利用者数(延べ)	子育て広場の年間利用者数について、令和 10 年度において、16,000 人を目指す。	18,936 人 H29(2017)年度	6,412 人 R4(2022) 年度	16,000 人 R10(2028)年度
K P I 26-2「子育てをする上で気軽に相談できる人や場所」がない保護者の割合【就学前児童を持つ保護者】	就学前児童を持つ保護者へのアンケート調査で、子育てをする上で気軽に相談できる人や場所の有無について「いない」「ない」と答えた保護者の割合。限りなく 0 に近づけることを目指す。	7.3 % H25(2013)年度	1.4 % H30(2018)年度	0.0 % R10(2028)年度
26-2 補助指標 「日常の育児の相談相手」がいない保護者の割合(乳幼児健診)	4 か月、1 歳 6 か月、3 歳 6 か月児健診問診票で「日常の育児の相談相手」がいないと答えた保護者の割合。限りなく 0 に近づけることを目指す。	—	1.0 % R4(2022)年度	0.0 % R10(2028)年度
K P I 26-3「子育てをする上で気軽に相談できる人や場所」がない保護者の割合【義務教育学校 1～6 年生(小学生)児童を持つ保護者】	義務教育学校 1～6 年生(小学生)児童を持つ保護者へのアンケート調査で、子育てをする上で気軽に相談できる人や場所の有無について「いない」「ない」と答えた保護者の割合。限りなく 0 に近づけることを目指す。	4.2 % H25(2013)年度	1.7 % H30(2018)年度	0.0 % R10(2028)年度

具体的施策 27 母子保健

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 27-1 王寺町で子育てをしたいと思う親の割合【4 か月児の親】	4 か月児健診時の問診票で「王寺町で子育てをしたい」と回答した人の割合。「第 4 次王寺町母子保健計画」の目標値を維持し、令和 10 年度において 98%を目指す。	95.0 % H29(2017)年度	97.4 % R4(2022)年度	98.0 % R10(2028)年度
K P I 27-2 王寺町で子育てをしたいと思う親の割合【3 歳 6 か月児の親】	3 歳 6 か月児健診時の問診票で「王寺町で子育てをしたい」と回答した人の割合。「第 4 次王寺町母子保健計画」の目標値を上回り、限りなく 100%に近づけることを目指す。	98.7 % H29(2017)年度	96.0 % R4(2022)年度	100.0 % R10(2028)年度
K P I 27-3 夜 10 時までに寝る生活リズムを持つ 1 歳 6 か月児の割合	健診時の問診票で回答した人の割合。「第 4 次王寺町母子保健計画」の目標値(令和 9 年度・90%)を維持することを目指す。	82.1 % H29(2017)年度	85.3 % R4(2022) 年度	90.0 % R10(2028)年度

具体的施策 28 保育環境

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 28-1 保育園入所待機児童数	現状値の 0 人を維持する。	0 人 H29(2017)年度	0 人 R5(2023) 年度	0 人 R10(2028)年度
K P I 28-2 保育サービスに関する満足度	就学前児童を持つ保護者へのアンケート調査で「保育サービス全般」について、「満足している」と回答した人の割合。令和 10 年度において、保護者の半数が満足と感ずることを目指す。	30.1 % H25(2013)年度	46.3 % H30(2018)年度	50.0 % R10(2028)年度
28-2 補助指標 保育サービスに関する満足度(3歳6か月児健診時アンケート)	3歳6か月児健診時のアンケートで保育サービスに関して満足していると答えた保護者の割合。令和 10 年度において 85%を目指す。	—	76.5 % R5(2023)年度	85.0 % R10(2028)年度

基本的方向 15 学校教育の充実

具体的施策 29 就学前教育

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 29-1 「子どもをこの幼稚園に通わせてよかった」と思う保護者の割合	保護者アンケートで「子どもをこの幼稚園に通わせてよかった」という設問に「そう思う」と回答した人の割合。令和 10 年度において 100%を目指す。	85.9 % H29(2017)年度	78.7 % R4(2022)年度	100.0 % R10(2028)年度
K P I 29-2 「子どもは幼稚園で自分らしさを出し、思っていることが言える」と思う保護者の割合	保護者アンケートで「子どもは幼稚園で自分らしさを出し、思っていることが言える」という設問に、「そう思う」「どちらかというと思う」と回答した人の割合。令和 10 年度において、100%を目指す。	90.7 % H29(2017)年度	92.1 % R4(2022)年度	100.0 % R10(2028)年度

具体的施策 30 学校教育

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 30-1 全国学力・学習状況調査(9年生(中3)) 平均正答率【国語】	義務教育学校9年生(中学3年生)を対象に実施される「全国学力・学習状況調査」における各教科の平均正答率。平均正答率全国1位の都道府県の値を上回ることを目指す。	77 % R1(2019)年度	71 % R5(2023)年度	平均正答率 全国1位の 都道府県の 値を上回る R10(2028)年度
K P I 30-2 全国学力・学習状況調査(9年生(中3)) 平均正答率【数学】		66 % R1(2019)年度	53 % R5(2023)年度	
K P I 30-3 全国学力・学習状況調査(9年生(中3)) 平均正答率【英語】		60 % R1(2019)年度	50 % R5(2023)年度	
30-3 補助指標 総合学力調査(9年生(中3)) IRT 平均到達スコア【英語】	総合学力調査【英語】の IRT 平均到達スコア(IRT「項目反応理論」に基づいて学習到達度を0~100の値で示したもの)70.0を目指す。	—	60.3 R5(2023)年度	70.0 R10(2028)年度
K P I 30-4 全国学力・学習状況調査(9年生(中3))の「規範意識」	義務教育学校9年生(中学3年生)を対象に実施される「全国学力・学習状況調査」の「規範意識」を問う質問「はじめはどんな理由があってもいけない」「人の役に立つ人間になりたい」で、「当てはまる」「どちらか」というと当てはまる」と回答した生徒の割合。令和10年度において、100%を目指す。	95.4 % R1(2019)年度	96.5 % R5(2023)年度	100.0 % R10(2028)年度
K P I 30-5 全国体力・運動能力、運動習慣等調査(8年生(中2))における平均点【男子】	義務教育学校8年生(中学2年生)を対象に実施される「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における平均点。平均点全国1位の都道府県の値を上回ることを目指す。	45.30 % R1(2019)年度	42.91 % R4(2022)年度	平均点全国 1位の都道 府県の値を 上回る R10(2028)年度
K P I 30-6 全国体力・運動能力、運動習慣等調査(8年生(中2))における平均点【女子】		54.60 % R1(2019)年度	52.56 % R4(2022)年度	

基本的方向 16 生涯学習の充実

具体的施策 31 生涯学習

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 31-1 生涯学習施設の利用者数	やわらぎ会館、いずみスクエア、南公民館の利用者数と地域交流センターにおける生涯学習事業の年間利用者数について、令和10年度において平成29年度実績値から20%増を目指す。	104,149 人 H29(2017)年度	104,478 人 R4(2022)年度	125,000 人 R10(2028)年度
K P I 31-2 住民1人当たりの図書貸出冊数	令和10年度において、平成29年度実績値から倍増を目指す。	7.0 冊 H29(2017)年度	8.0 冊 R4(2022)年度	15.0 冊 R10(2028)年度

具体的施策 32 青少年健全育成

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 32-1 青少年リーダー (中高生)の登録者数	平成 29 年度実績値から青少年リーダーとして登録している中高生を毎年 1 人以上増加させることで、令和 10 年度までに 20 人を目指す。	8 人 H29(2017)年度	8 人 R4(2022)年度	20 人 R10(2028)年度
K P I 32-2 地域の行事に参加 している 6 年生の割合	全国学力・学習状況調査における「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という設問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した 6 年生・9 年生の割合。令和 10 年度において 6 年生 100%・9 年生 90%を目指す。	73.8 % H29(2017)年度	60.2 % R5(2023)年度	100.0 % R10(2028)年度
K P I 32-3 地域の行事に参加 している 9 年生の割合		53.4 % H29(2017)年度	34.7 % R5(2023)年度	90.0 % R10(2028)年度

基本的方向 17 歴史文化・スポーツ活動の振興

具体的施策 33 文化財

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 33-1 国・県・町指定文化財及び国登録文化財の件数	平成 29 年度実績値から令和 10 年度までに新たに 8 件の指定を目指す。	20 件 H29(2017)年度	21 件 R4(2022)年度	28 件 R10(2028)年度
K P I 33-2 観光協会やボランティアガイドによる文化財の年間観光案内人数	令和 10 年度において、平成 29 年度実績値の概ね倍増を目指す。	4,618 人 H29(2017)年度	2,636 人 R4(2022)年度	10,000 人 R10(2028)年度

具体的施策 34 文化・芸術活動

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 34-1 町主催の文化事業の来場者数	町主催の文化事業（「ムジークフェストなら in 王寺」含む）について、令和 10 年度において、来場者数 6,250 人を目指す。	5,466 人 H29(2017)年度	2,861 人 R4(2022)年度	6,250 人 R10(2028)年度
K P I 34-2 「音楽のあるまちづくり」団体加入者数	「音楽のあるまちづくり」団体の加入者を毎年約 3 人増加させることで、令和 10 年度において、加入者数 165 人を目指す。	129 人 H29(2017)年度	147 人 R4(2022)年度	165 人 R10(2028)年度

具体的施策 35 スポーツ・レクリエーション

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 35-1 「総合型地域倶楽部王寺やわらぎトラスト」の年間参加者数	令和 10 年度にかけて、平成 29 年度実績値から毎年 100 人の増加を目指す。	2,919 人 H29(2017)年度	2,436 人 R4(2022) 年度	4,100 人 R10(2028)年度
K P I 35-2 町内体育施設の年間利用者数	令和 10 年度において、平成 29 年度実績値から 20%の増加を目指す。	282,210 人 H29(2017)年度	210,966 人 R4(2022)年度	340,000 人 R10(2028)年度

基本目標6 活力とにぎわいのあるまちづくり

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
数値目標 6(1) 王寺町内での新規起業 件数〔累計〕	新規起業により王寺町商工会に加盟 した事業者の件数。令和 6 年度から 10 年度にかけて、毎年 5 件の新規起業を 目指す。	—	22 件 H30(2018)～ R4(2022)年度	45 件 R10(2028)年度
数値目標 6(2)【2(1)再 掲】 人口の社会増〔累計〕	町人口ビジョンにおける町独自人口 シミュレーションに基づき、人口の社 会増(転入者数－転出者数)±0 の維持 を目指す。	—	9 人 R2(2020)～ R4(2022)年度	±0 を維持 R10(2028)年度
数値目標 6(3) 町の観光入込客数	王寺町の観光入込客数について、令和 10 年において、令和 4 年現状値の 1.5 倍を目指す。	11,184 人 H29(2017) 年	179,215 人 R4(2022)年	270,000 人 R10(2028)年
数値目標 6(4) 町内宿泊者数	令和 10 年度において、「東横 INN 奈良 王寺駅南口」の稼働率 85%を目指す。	18,845 人 R2(2020)年度	63,543 人 R4(2022)年度	70,000 人 R10(2028)年度

基本的方向 18 活力の創出

具体的施策 36 産業・雇用

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 36-1 町内の事業所数	平成 28 年度実績値から 2 年で 5 事業 所のペースでの増加を目指し、令和 10 年度において、887 事業所を目指す。	857 事業所 H28(2016)年度	772 事業所 R3(2021)年度	887 事業所 R10(2028)年度
36-1 補助指標 開業届提出件数〔累計〕	令和 6 年度から 10 年度にかけて、毎 年 20 件の開業届提出件数を目指す。	—	—	100 件 R6～R10(2028)年度
K P I 36-2 町内の事業所の従 業員数	平成 28 年度実績値から毎年 30 人の増 加を目指し、令和 10 年度において、 8,230 人を目指す。	7,861 人 H28(2016)年度	7,461 人 R3(2021)年度	8,230 人 R10(2028)年度
36-2 補助指標 町内で行われる「就職 説明会」の参加者数	奈良労働局主催の「就職説明会」につ いて、令和 10 年度において、現状値の 2 倍の参加者数(100 人)を目指す。	57 人 R1(2019)年度	50 人 R4(2022)年度	100 人 R10(2028)年度

具体的施策 37 定住促進

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 37-1 王寺町に住み続け たいと思う人の割合	住民アンケート調査で「王寺町に住み 続けたい」と回答した人の割合。令和 10 年において、90%を目指す。	54.9 % H29(2017)年	81.3 % R5(2023)	90.0 % R10(2028)年
37-1 補助指標① 三世代ファミリー定住支 援補助金利用件数〔累計〕	三世代ファミリー定住支援補助金に ついて、令和 6 年度から 10 年度にか けて、毎年 10 件以上の申請を目指す。	10 件 H29(2017)年度	68 件 R4(2022)年度	130 件 R10(2028)年度
37-1 補助指標② 移住支援金利用件数 〔累計〕	移住支援金について、令和 6 年度から 10 年度にかけて、毎年 1 件以上の申請 を目指す。	0 件 R2(2020)年度	1 件 R4(2022)年度	8 件 R10(2028)年度

基本的方向 19 交流の促進

具体的施策 38 観光・交流

指標	指標の内容	実績値	現状値	目標値
K P I 38-1 明神山の来訪者数	令和 10 年において来訪者数 100,000 人を目指す。	71,242 人 R1(2019)年	70,899 人 R4(2022)年	100,000 人 R10(2028)年
K P I 38-2 達磨寺来訪者数	令和 10 年において来訪者数 30,000 人 を目指す。	10,086 人 H30(2018)年	10,827 人 R4(2022)年	30,000 人 R10(2028)年

第3期王寺町人口ビジョン

令和6年1月

第1章 人口ビジョンの策定について

1. 策定の趣旨

日本の人口は、平成20(2008)年の1億2,808万人をピークに減少局面に入りました。今後も年少人口(0～14歳)の減少と老年人口(65歳以上)の増加を伴いながら、加速度的に人口減少が進み、令和42(2060)年には、約9,300万人まで減少すると予測されています。

国においては、この状況に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的として、平成26(2014)年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。同年12月には、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口減少をめぐる問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び平成27(2015)年度を初年度とする5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、令和元年12月には令和2年度を初年度とする「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。その後令和4年12月には「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和5(2023)年度を初年度とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定され、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を生かしながら社会課題解決や魅力向上の取り組みを加速化・進化することとされました。

王寺町においても、人口減少に伴う地域課題に対応するため、平成27(2015)年に、人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す「王寺町人口ビジョン」を策定、第2期王寺町総合戦略の策定時(令和2年(2020年))に見直しを行い、この度、王寺町総合計画後期基本計画(兼 第3期王寺町総合戦略)の策定に合わせて再度見直しを行いました。

なお、「王寺町人口ビジョン」は同時に策定する「王寺町総合計画後期基本計画(兼 第3期王寺町総合戦略)」の目標設定や具体的な施策・取組を検討する上で、重要な基礎資料となります。

2. 対象期間

「王寺町人口ビジョン」の対象期間は、令和42(2060)年までとします。

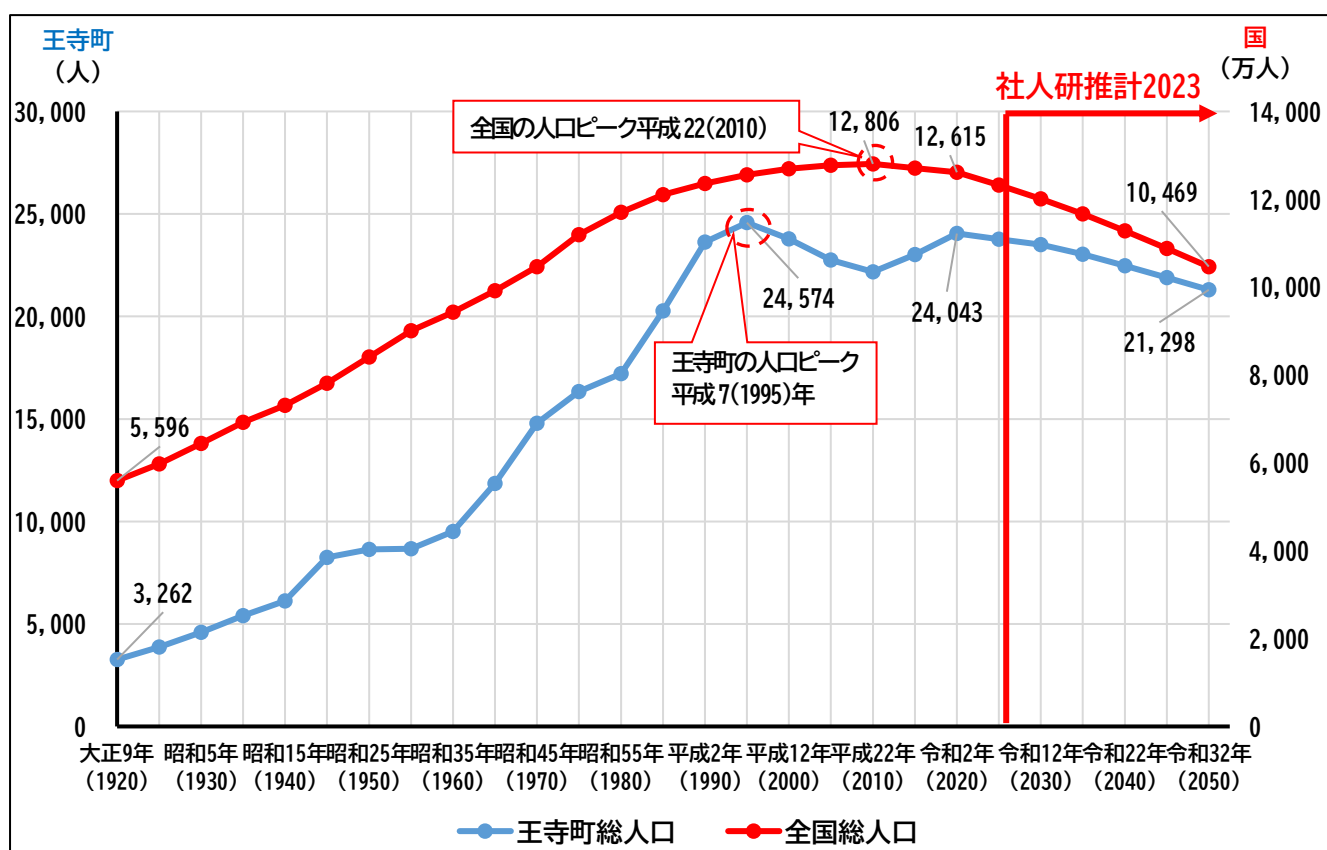
第2章 人口動向分析

1. 時系列による人口動向分析

(1) 総人口の推移

国勢調査(10/1 時点)における王寺町の総人口は、大正 9(1920)年から継続して増加し、平成 7(1995)年に最も多い 24,574 人に達しました。それ以降は、平成 22 年まで減少が続いていましたが、大規模な宅地の開発等により増加に転じ、平成 27(2015)年には 23,025 人まで増加しました。令和 2(2020)年の国勢調査結果を反映した国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計 2023 では、今後、総人口は減少を続け、令和 32(2050)年には 21,298 人(人口ピークである平成 7(1995)年から約 13%減少)になるものと推計されています。

【総人口の推移】



資料：国勢調査(令和 2(2020)年までの総人口)

社人研推計値(令和 7(2025)年以降の総人口)

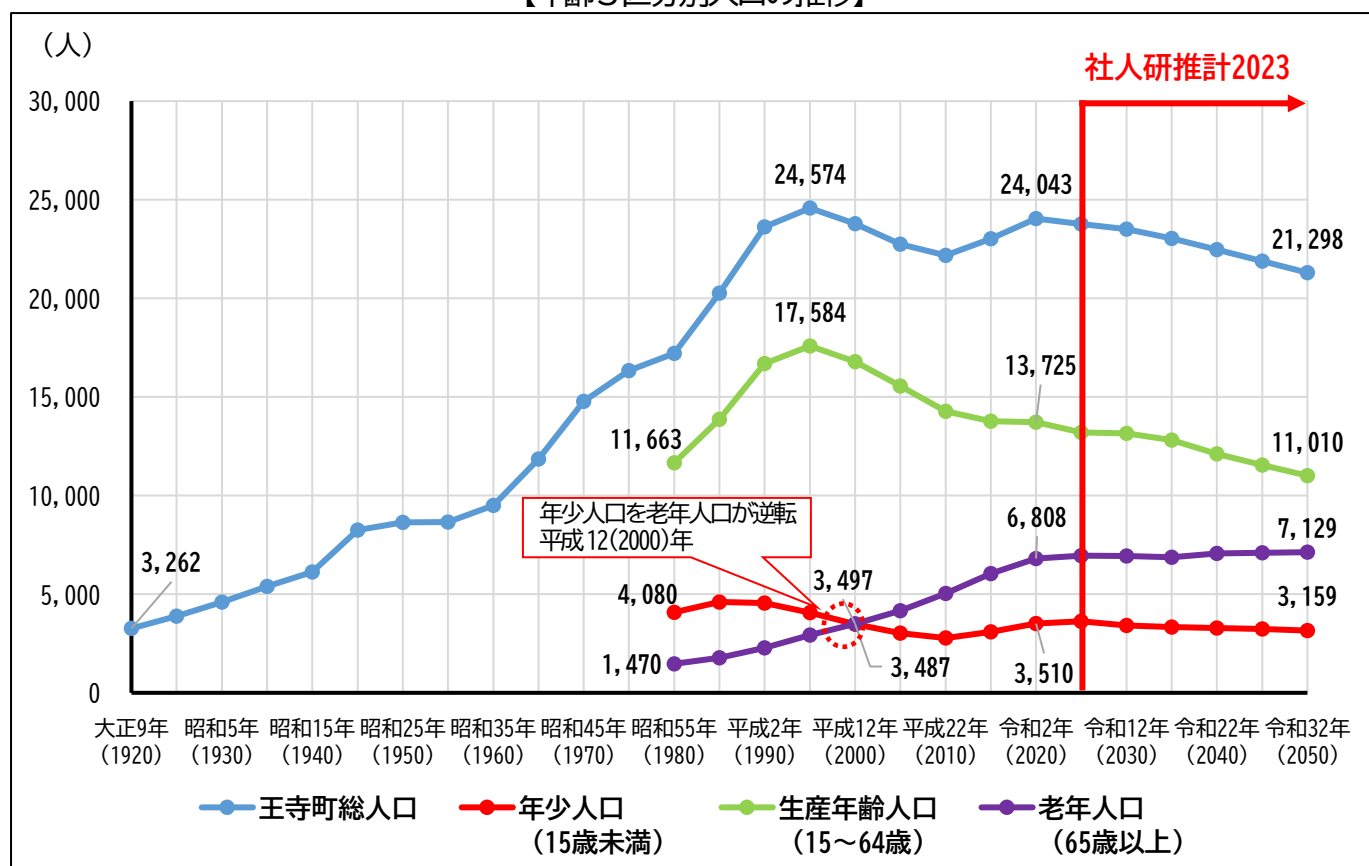
(2) 年齢3区分別人口の推移

生産年齢人口(15～64 歳)は、総人口と同じく平成 7(1995)年の 17,584 人をピークに減少に転じ、現在まで減少が続いています。

年少人口(0～14 歳)は、1990 年代前半まではほぼ横ばいで維持されてきましたが、長期的には減少傾向が続き、平成 12(2000)年には老年人口を下回りました。

一方、老年人口(65 歳以上)は、生産年齢人口が順次老年期に移っており、また、平均寿命が延びたことから一貫して増加を続けていますが、令和 2(2020)年をピークに緩やかな減少傾向に移行すると推計されています。令和 32(2050)年には王寺町の総人口の約 33%が 65 歳以上となり、生産年齢人口の約 1.54 人で 1 人の高齢者を支えることになります。

【年齢3区分別人口の推移】



資料：国勢調査(令和 2(2020)年までの総人口)

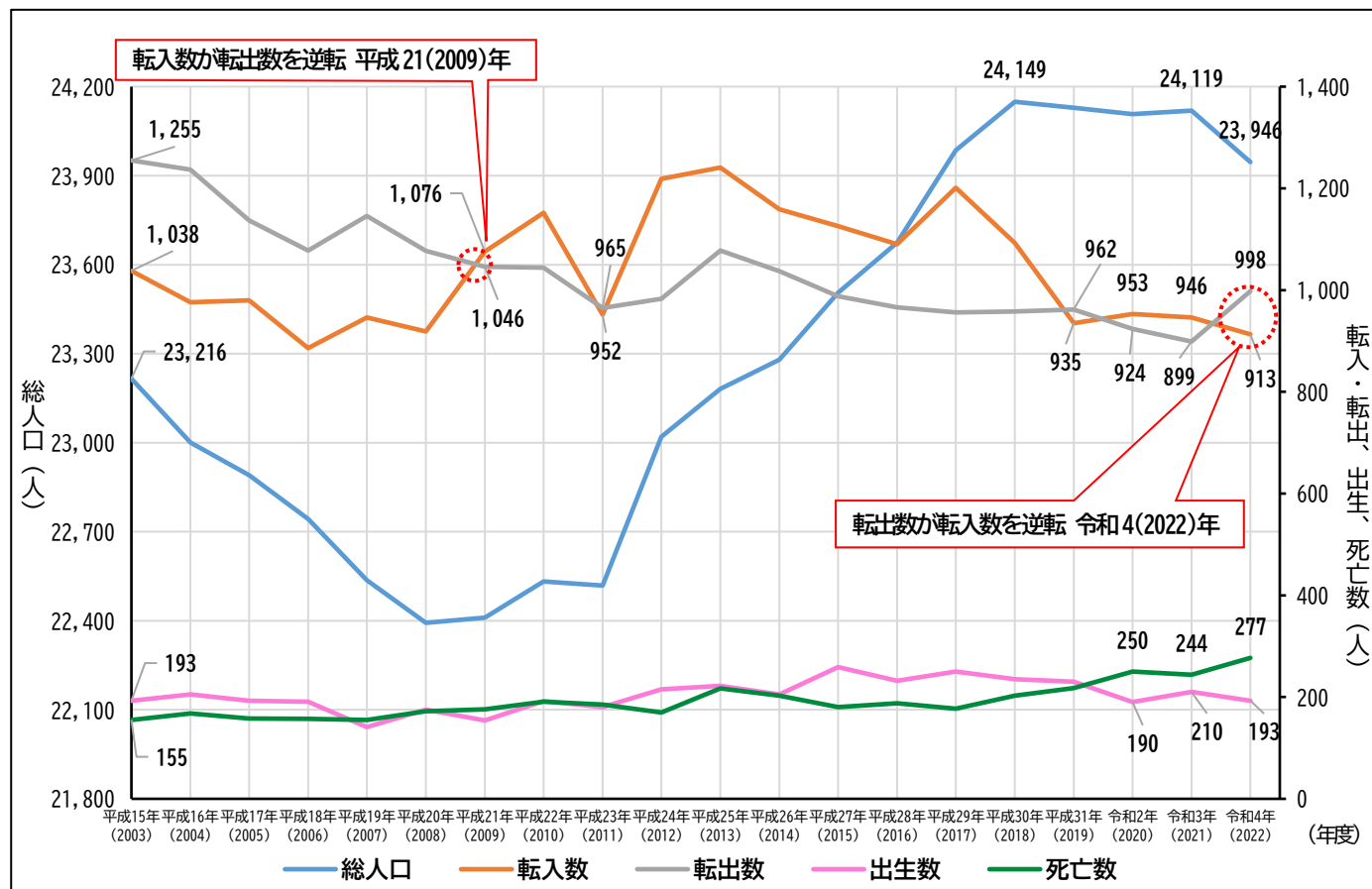
社人研推計値(令和 7(2025)年以降の総人口)

(3) 出生・死亡、転入・転出数の推移

自然増減(出生数－死亡数)については、平成 27(2015)年から平成 30(2018)年では出生数が死亡数よりもやや多い傾向で推移していましたが、令和 2(2020)年に逆転し、以降死亡数が多くなっています。

社会増減(転入数－転出数)については、平成 21(2009)年以降に町内の住宅開発が進んだことなどにより転入数が転出数を大きく上回り、概ね社会増の傾向で推移していましたが、令和 4(2022)年には転出数が転入数を上回りました。

【出生・死亡、転入・転出数の推移】

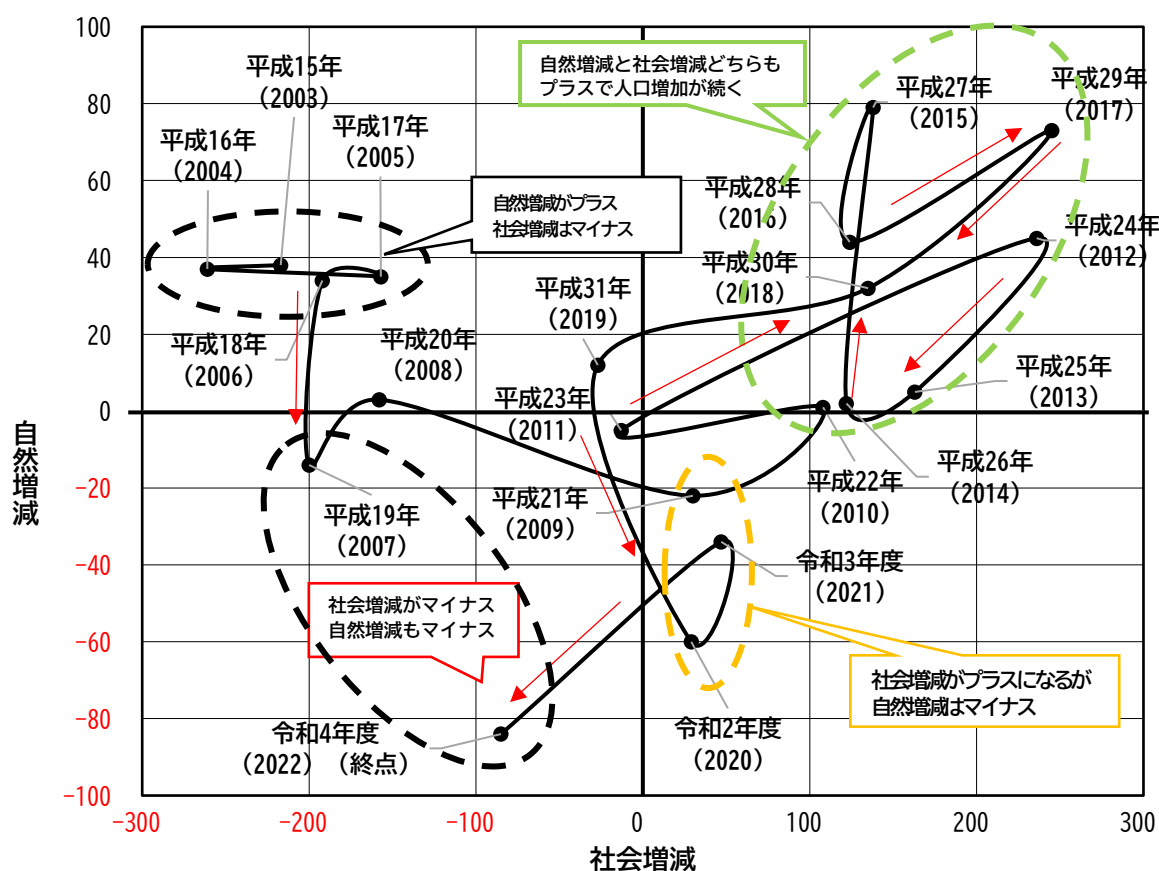


資料：住民基本台帳

(4) 総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響

縦軸に自然増減、横軸に社会増減を示した散布図で、総人口に与えてきた自然増減(出生数－死亡数)と社会増減(転入数－転出数)の影響を分析すると、平成 15(2003)年度から平成 20(2008)年度までは、転出超過による社会減が続きました。その後は社会増・社会減及び自然増・自然減を行き来しましたが、平成 24(2012)年度以降は自然増、社会増による人口増加の傾向となっていました。しかし平成 31(2019)年度に社会増減がマイナスとなり、令和 2 (2020)年度、令和 3(2021)年度には社会増減はプラスとなりましたが、自然増減がマイナス、令和 4(2022)年度には社会増減も自然増減もマイナスとなっています。

【総人口の推移に与えてきた自然増減と社会増減の影響】



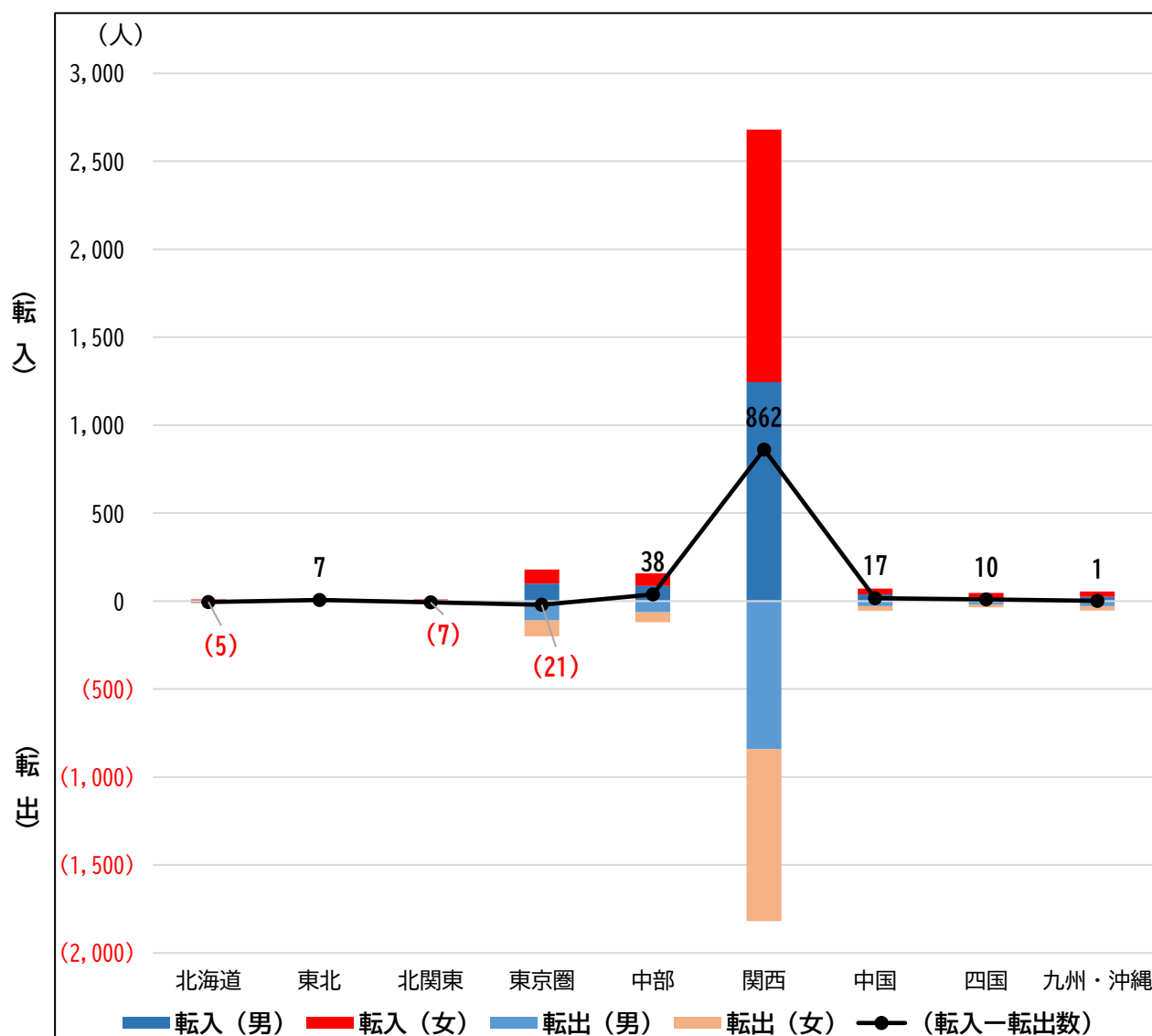
資料：住民基本台帳

2. 人口移動分析

(1) 地域ブロック別の人口移動の状況

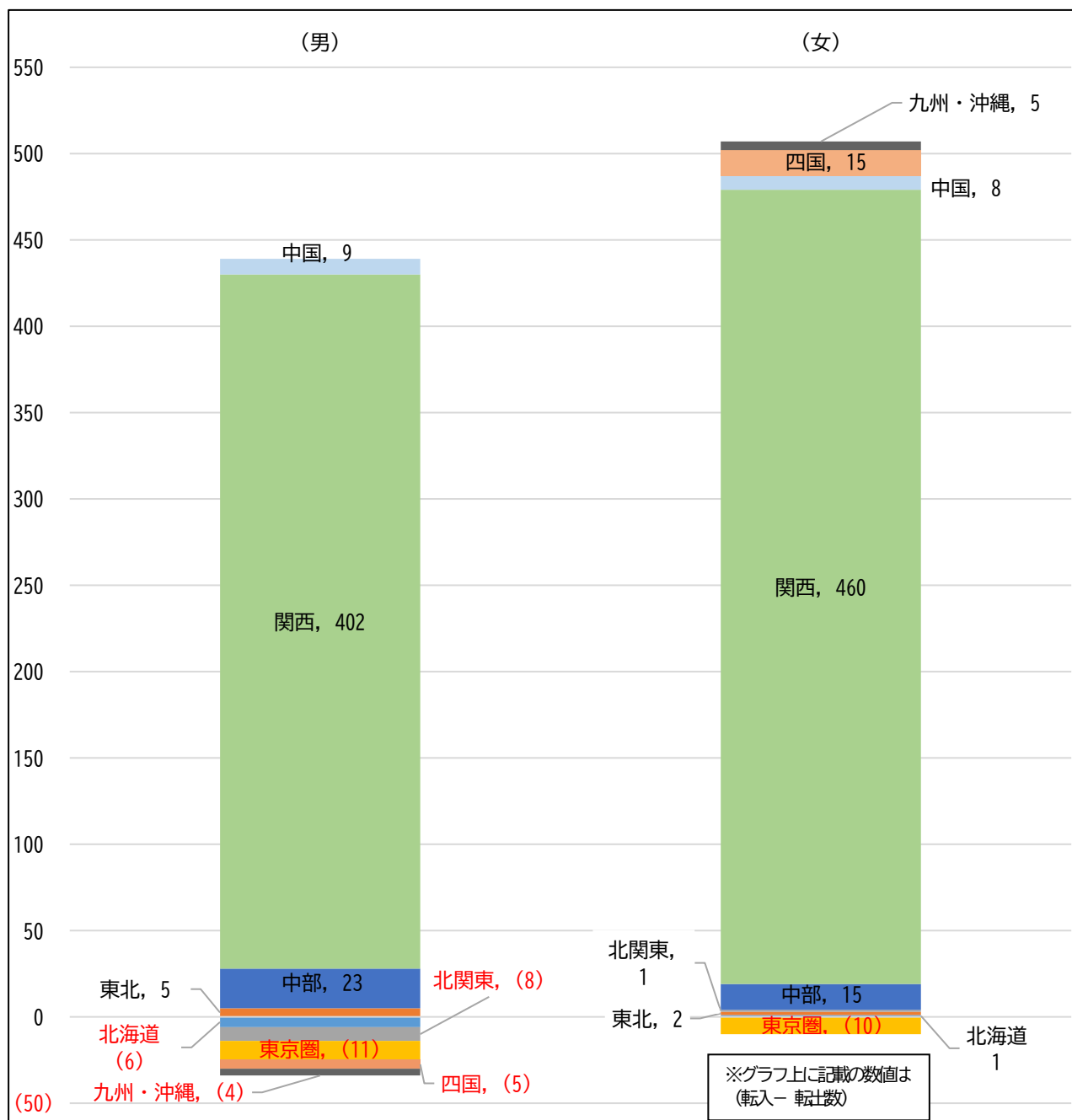
王寺町は、転入・転出ともに関西圏の割合が高くなっており、転入総数のうち 83.2%、転出総数のうち 78.4%が関西圏となっています。後述の「(3)性別・年齢階級別の人口移動の最近の状況」の結果（転出超過の大部分を 10 代から 20 代前半が占めていること、転入超過の大部分を 20 代後半から 30 代が占めていること）を合わせて見ると、大学進学に伴う転出、住宅の購入を機とした転入とともに関西圏内への移動が多いことがわかります。全国的には東京圏への一極集中がみられ、王寺町でも転出超過の傾向が見られます。

【平成 27(2015)年→令和 2(2020)年の地域ブロック別の人口移動の状況】



資料：令和 2(2020)年国勢調査

【男女別・平成 27(2015)年→令和 2(2020)年の地域ブロック別の人口移動の状況】



資料：令和 2(2020)年国勢調査

※地域ブロックの区分

北海道：北海道

東北：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

北関東：茨城、栃木、群馬

東京圏：埼玉、千葉、東京、神奈川

中部：新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知

関西：三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

中国：鳥取、島根、岡山、広島、山口

四国：徳島、香川、愛媛、高知

九州・沖縄：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(2) 王寺町と周辺市町村の間の純移動の状況

転入・転出の状況(5年間)では、県内の周辺市町からの転入数は、三郷町からが255人と最も多く、次いで香芝市、奈良市、斑鳩町となっています。

一方、転出の動向では、三郷町への転出が156人と最も多く、次いで上牧町、奈良市、香芝市となっています。

転入超過数は、県内の周辺市町では香芝市が最も多く、次いで三郷町となっており、大阪府からは439人ももの転入超過がありました。

一方、転出超過数では、上牧町が最も多く、45人の転出超過がありました。

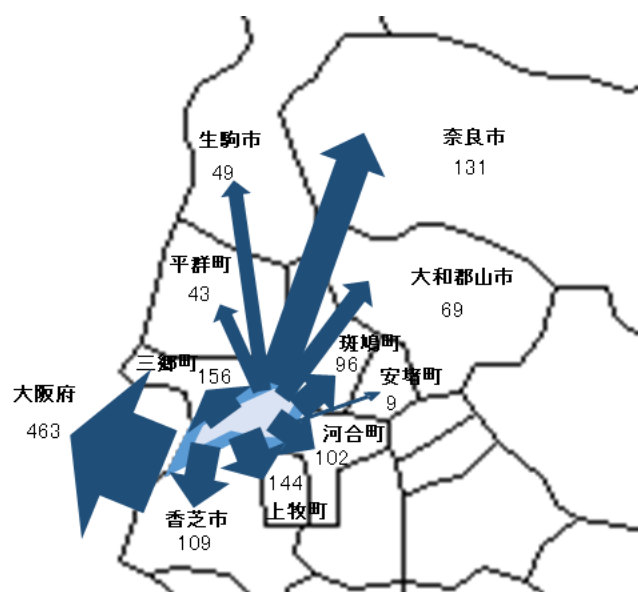
【王寺町と周辺市町村の間の純移動の状況(平成27(2015)年→令和2(2020)年)】

■転入

(人)

■転出

(人)

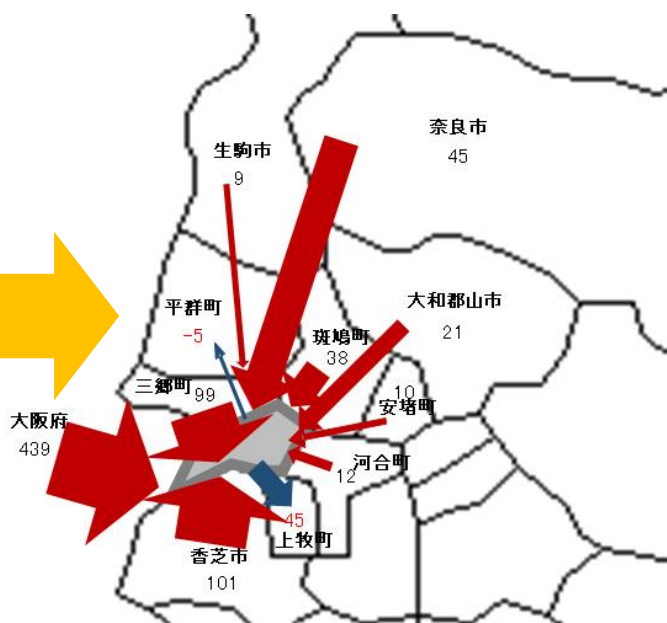
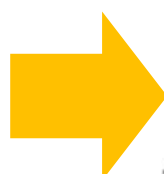
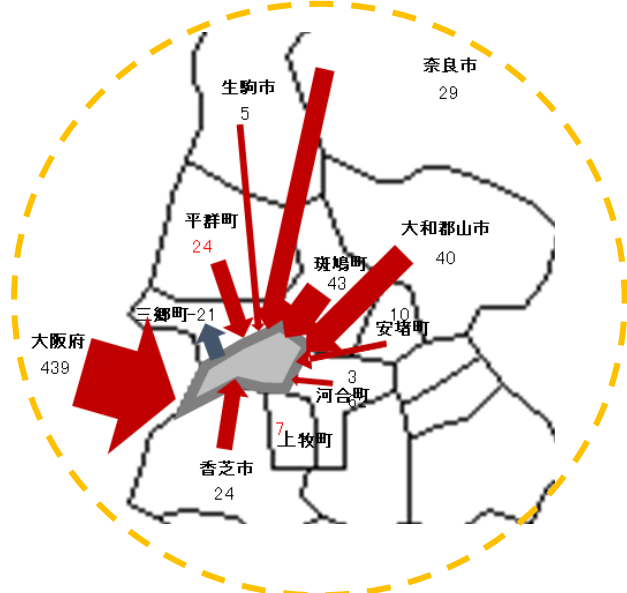


■転入・転出の合計(転入－転出)

(人)

(参考)

5年前の状況【2010→2015】



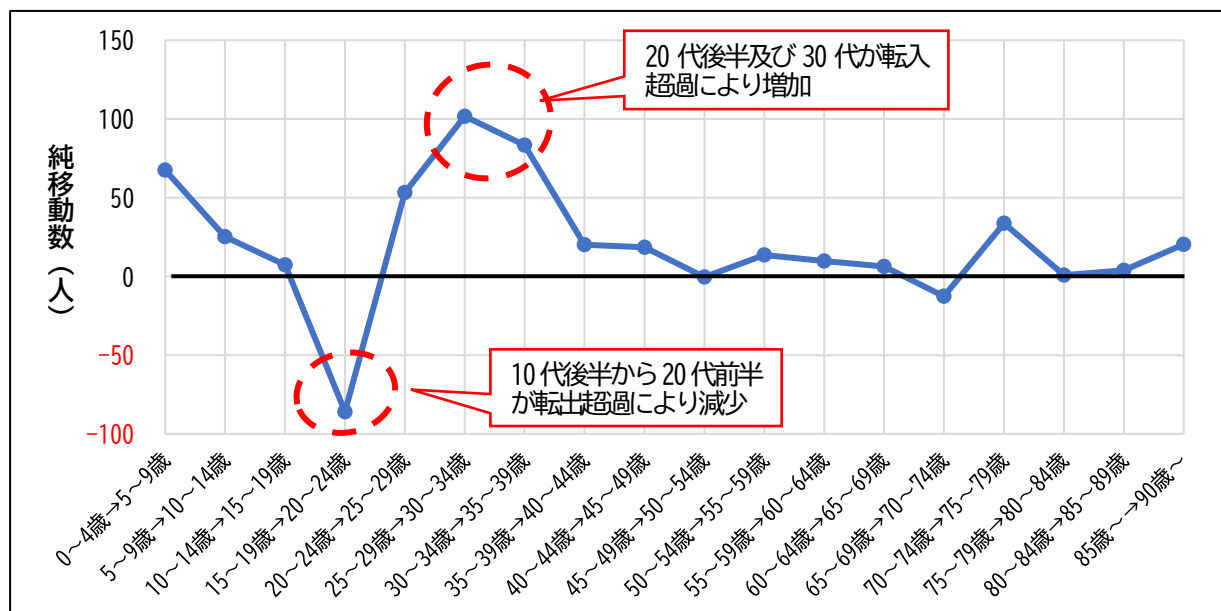
資料：令和2(2020)年国勢調査

(3) 性別・年齢階級別の人口移動の最近の状況

①男性

王寺町の男性においては、15～19歳から20～24歳になるタイミングに大幅な転出超過となっています。これは、高校卒業後の進学に伴う転出の影響が考えられます。一方で25～29歳から30～34歳になるタイミングで大幅な転入超過となっています。これは、結婚や住居の購入に伴う転入の影響などが考えられます。

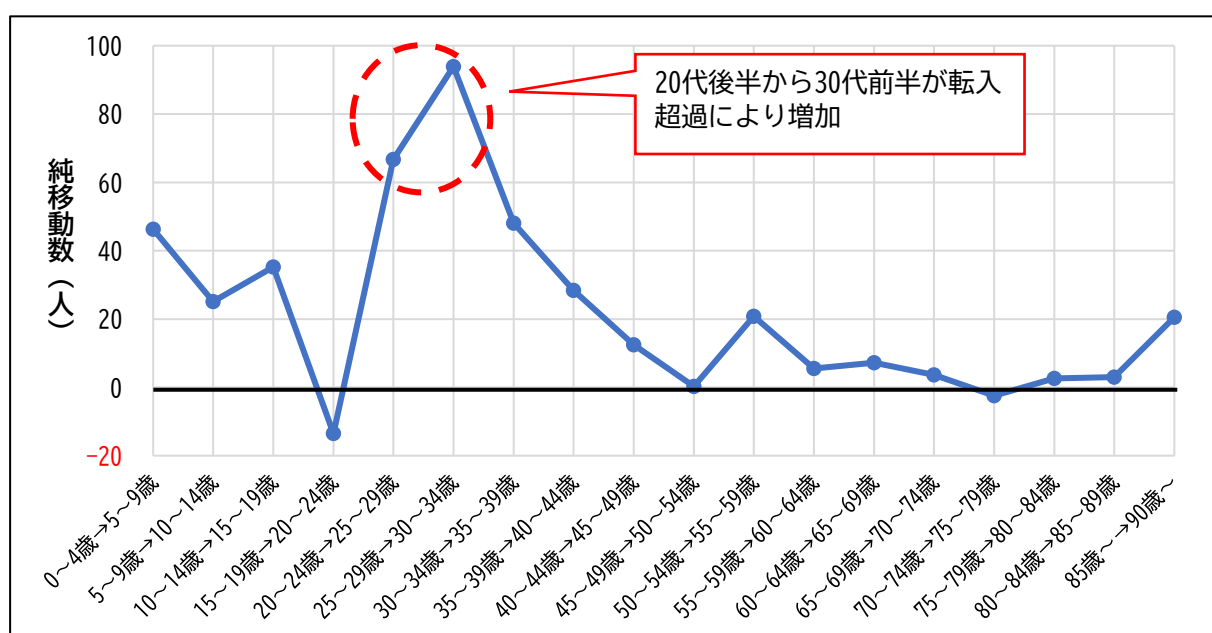
【平成27(2015)年→令和2(2020)年の年齢階級別人口移動(男性)】



資料：内閣官房

②女性

王寺町の女性においては、10代後半から20代前半を除きほぼすべての年代で転入超過となっています。特に25～29歳から30～34歳になるタイミングに大幅な転入超過となっています。これは、結婚や住居の購入に伴う転入の影響などが考えられます。

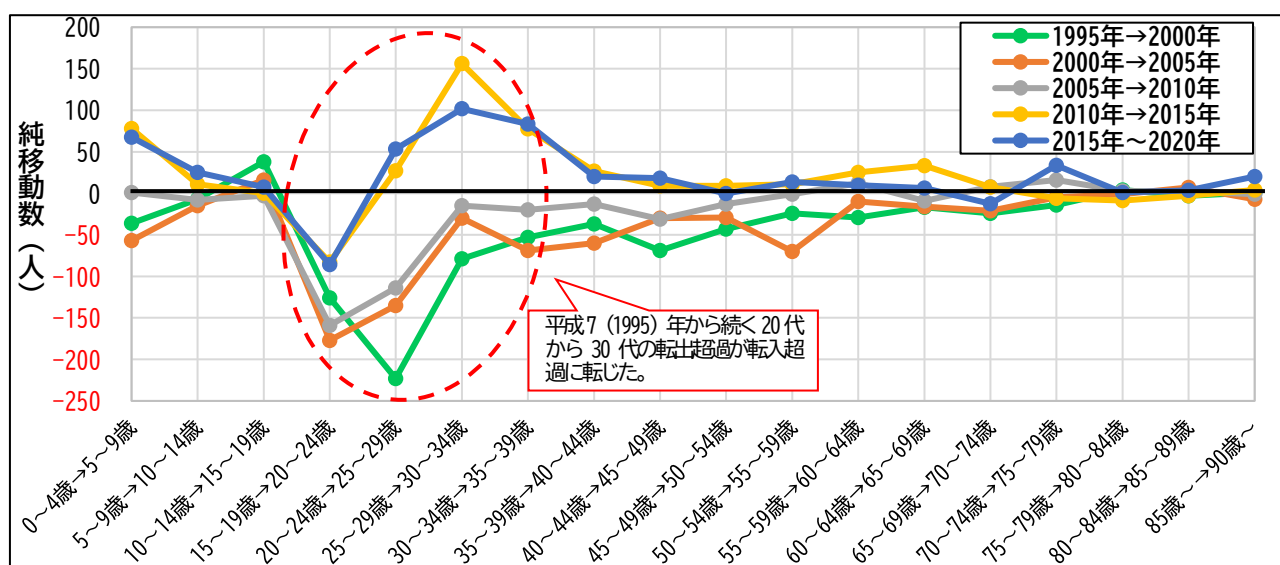


資料：内閣官房

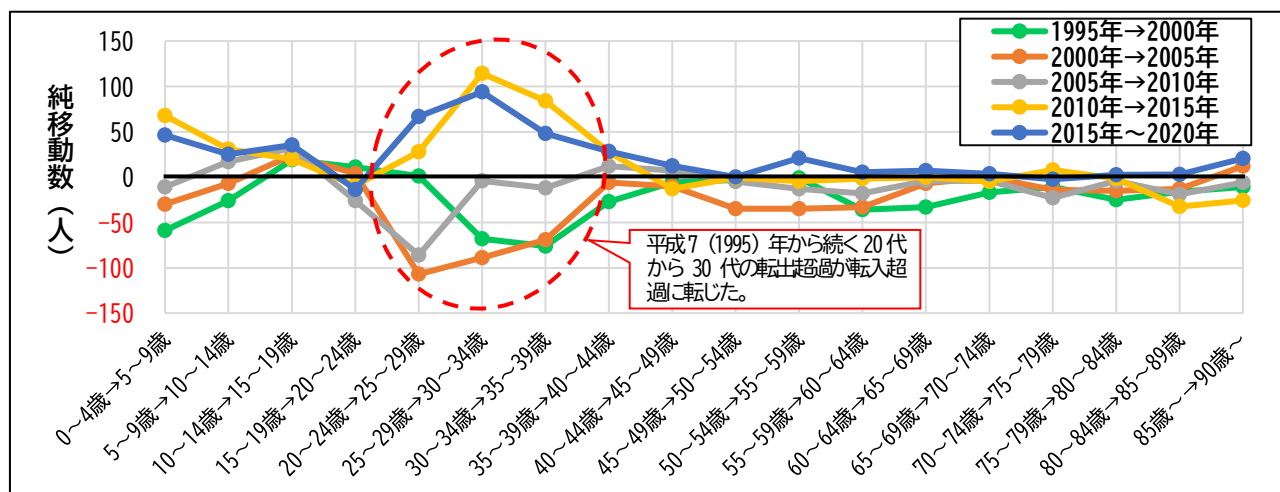
(4) 性別・年齢階級別の人口移動の状況の長期的動向

年代によってばらつきはありますが、平成7(1995)年以降、男性は15～19歳から20～24歳になるタイミングに転出超過が見られますが、平成22(2010)年以降は特に25～29歳から30～34歳になるタイミングについて、大幅な転入超過に転じました。一方、女性は15～19歳から20～24歳になるタイミングで平成17(2005)年までは転入超過でしたが、平成17年(2005)以降は転出超過となっています。20～24歳から25～29歳については、平成12(2000)年以降、男性と同じように転出超過となっていました、平成22(2010)年以降転入超過に転じました。

【年齢階級別人口移動の推移(男性)】



【年齢階級別人口移動の推移(女性)】



資料：内閣官房

※純移動数は、国勢調査の人口と各期間の生残率を用いて推定した値。

例えば、平成27(2015)年→令和2(2020)年の0～4歳→5～9歳の純移動数は、下記のように推定される。

平成27(2015)年→令和2(2020)年の0～4歳→5～9歳の純移動数

= 令和2(2020)年の5～9歳人口 …①

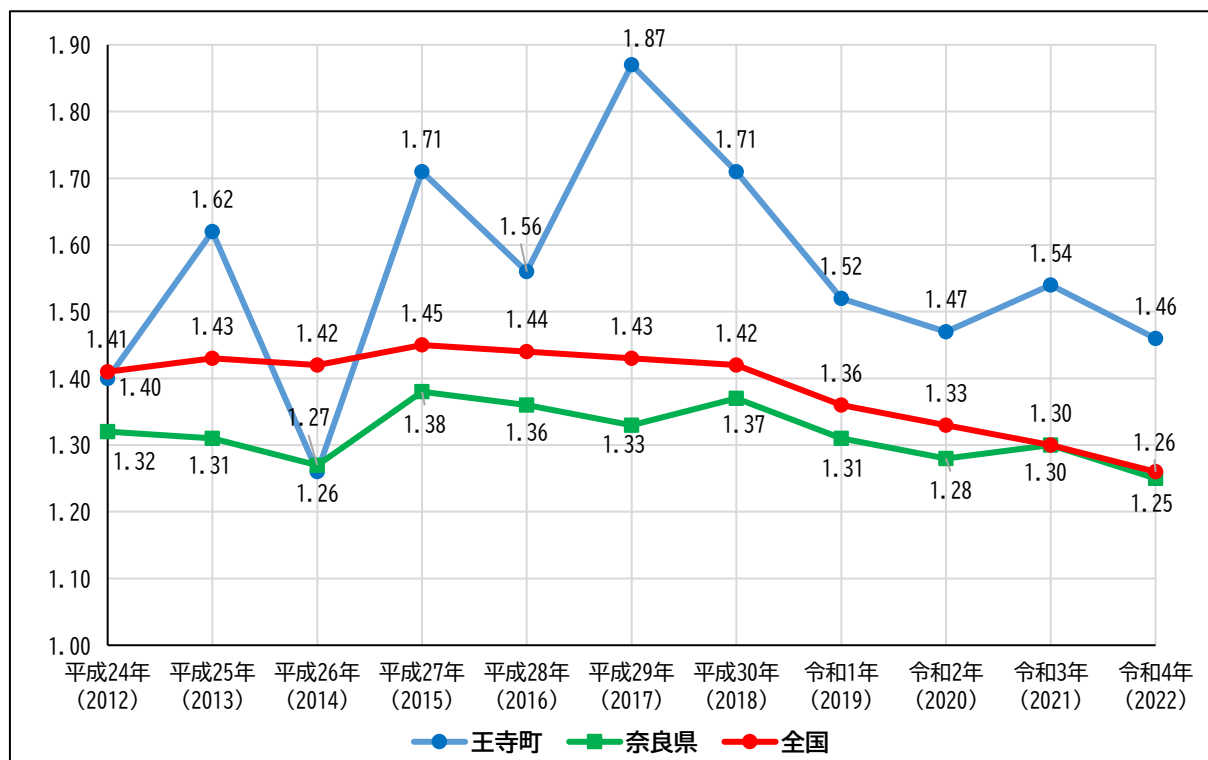
- (平成27(2015)年の0～4歳人口) × (平成27(2015)年→令和2(2020)年の0～4歳→5～9歳の生残率) …②

生残率は厚生労働省大臣官房統計情報部「都道府県別生命表」より求めている。②は人口移動がなかったと仮定した場合の人口を表しており、実際の人口①から②を差し引くことによって純移動数が推定される。

3. 合計特殊出生率の推移

1人の女性が一生に産む子どもの平均数である「合計特殊出生率」の推移を見ると、王寺町では、平成27(2015)年以降、奈良県及び全国の値を上回っています。平成29(2017)年には1.87となりましたが、以降は減少傾向がみられます。

【合計特殊出生率の推移と国・県との比較】



資料：王寺町

【合計特殊出生率の比較】

【合計特殊出生率の変化】			
区分	平成28年(2016) (A)	令和3年(2021) (B)	伸び (B-A)
王寺町	1.56	1.54	-0.02
奈良県	1.36	1.30	-0.06
全国	1.44	1.30	-0.14

資料：王寺町

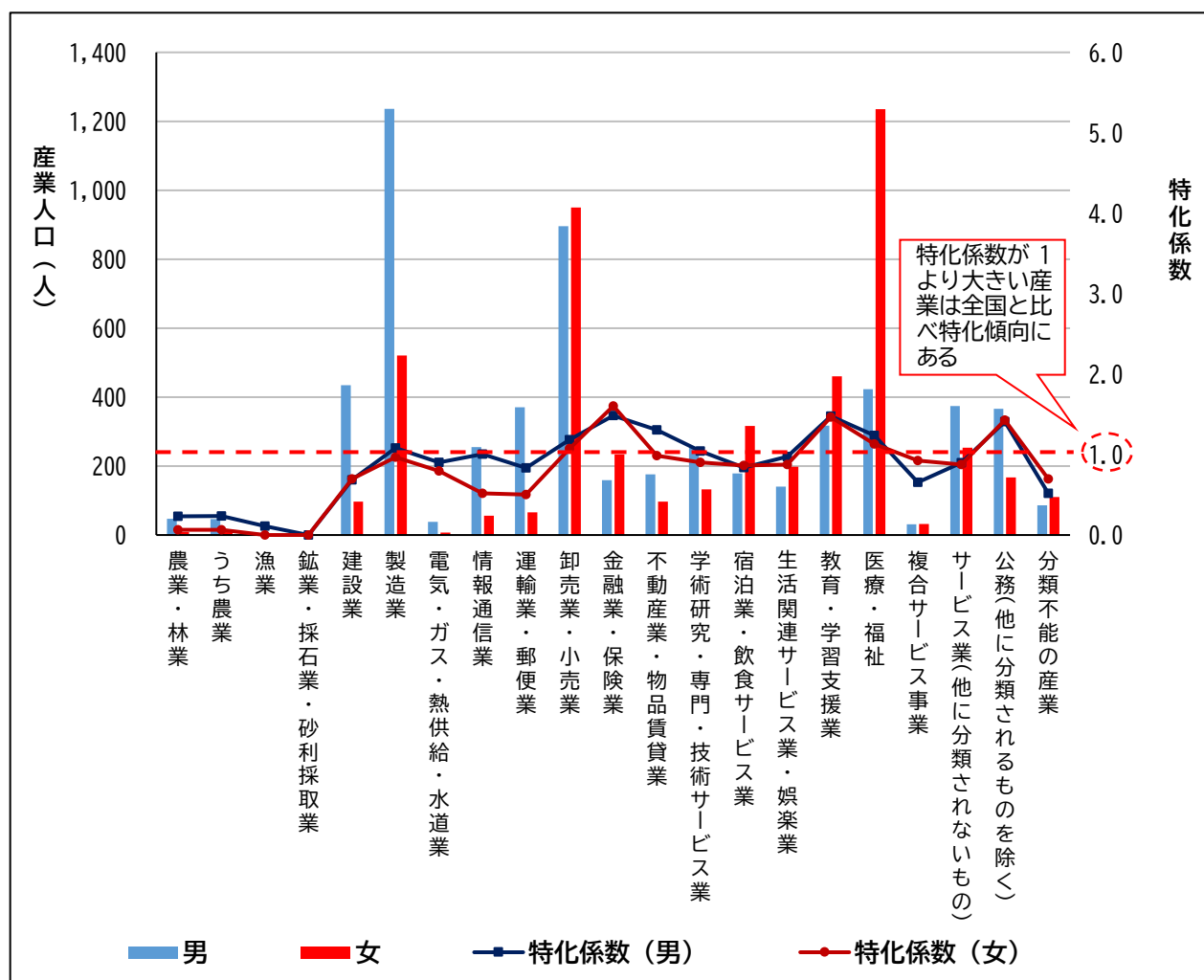
4. 雇用や就労等に関する分析

(1) 男女別産業人口の状況(町民の勤務先の状況)

男性は「製造業」(1,236人)、「卸売業・小売業」(896人)、「建設業」(435人)の順に就業者が多くなっています。女性は「医療・福祉」(1,235人)、「卸売業・小売業」(950人)、「製造業」(521人)の順に多くなっています。

特化係数(町のX産業の就業者比率/全国のX産業の就業者比率)では、「金融業・保険業」が男1.48、女1.60と高くなっています。また、「教育・学習支援業」、「医療・福祉」、「不動産業・物品賃貸業」(男)、「公務」も比較的高い係数となっています。一方で、「農業・林業」、「漁業」、「鉱業・採石業・砂利採取業」などは、特化係数が低く、相対的に就業者数が少ないことがわかります。

【王寺町在住者の男女別産業人口(町民の勤務先の状況)】



資料：令和2(2020)年国勢調査

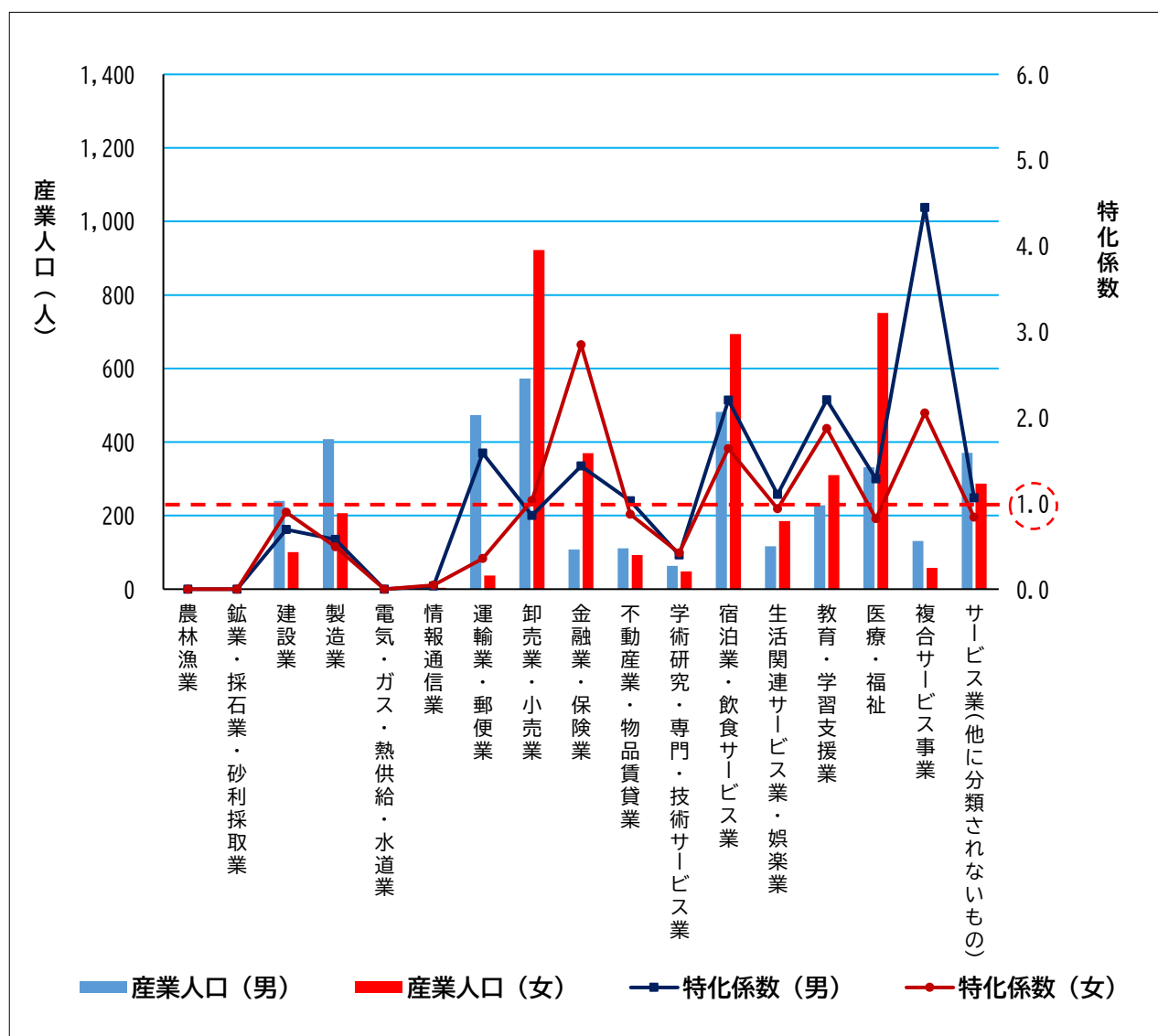
※特化係数とは、地域のある産業が、全国と比べてどれだけ特化しているかを見る係数であり、特化係数が1であれば全国と同様、1より大きければ全国と比べてその産業が特化していると考えられる。

(2) 男女別産業人口の状況 (町内の事業所の状況)

男性は「卸売業・小売業」(573人)、「宿泊業・飲食サービス業」(482人)、「運輸業・郵便業」(473人)の順に就業者が多くなっています。女性は「卸売業・小売業」(922人)、「医療・福祉」(751人)、「宿泊業・飲食サービス業」(694人)の順に多くなっています。

特化係数では、男性は「複合サービス事業」が4.45と高く、「教育・学習支援業」も2.21と高くなっています。女性は「金融業・保険業」が2.85と高く、「複合サービス事業」も2.05と高くなっています。

【王寺町内の事業所に所属する男女別産業人口(町内の事業所の状況)】

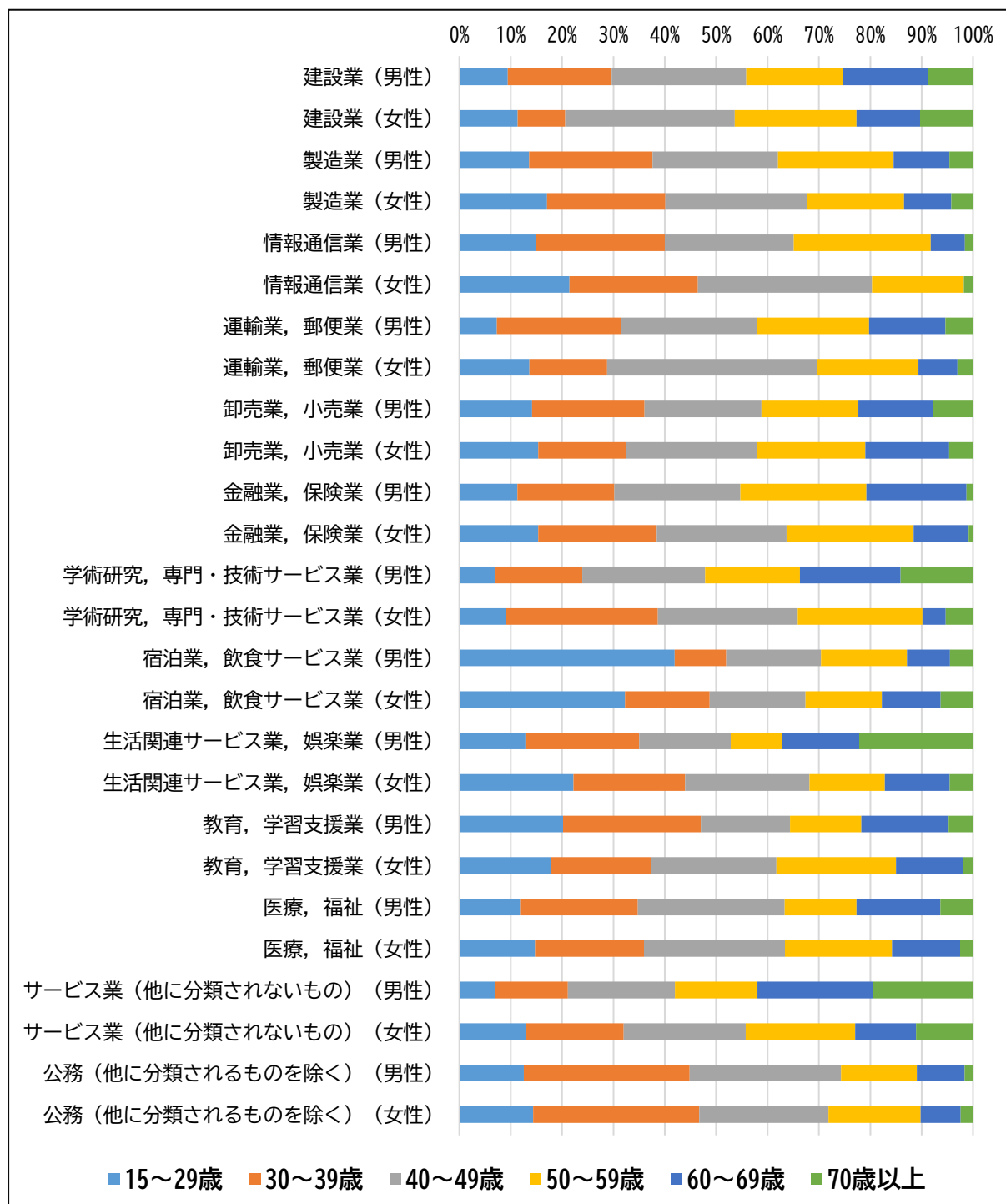


資料：令和3(2021)年経済センサスー活動調査

(3) 年齢階級別産業人口の状況(町民の勤務先の状況)

主な産業別で見ると、男性では従業者数が最も多い「製造業」(1,236 人)において、15～29歳の割合が13.6%と低くなっています。女性では従業者数が最も多い「医療・福祉」(1,235 人)においては、年齢別の特徴は特に見られません。男女ともに「宿泊業・飲食サービス業」では、15～29歳の割合が大きくなっています。

【王寺町在住者の年齢階級別産業人口(町民の勤務先の状況)】



資料：令和2(2020)年国勢調査

第3章 将来人口推計

1. 総人口の分析

(1) 町独自推計について

王寺町では、第1期人口ビジョン(平成28年3月策定)に、出生・死亡・移動について、一定の仮定を設定した以下の4つの推計方式を用いて将来人口を推計しました。

推計方式	出生・死亡に関する仮定	移動に関する仮定
社人研推計2013	平成17(2005)～平成22(2010)年の人口動向を勘案し、将来人口を推計	平成17(2005)～平成22(2010)年の全国の移動総数が平成27(2015)～令和2(2020)年までに定率で0.5倍に縮小し、その後はその値で推移すると仮定

合計特殊出生率が上昇

シミュレーション1	合計特殊出生率が令和12(2030)年までに人口置換水準(2.1)まで上昇すると仮定	同上
-----------	--	----

人口移動が均衡

シミュレーション2	同上	移動(純移動率)がゼロ(均衡)で推移すると仮定
-----------	----	-------------------------

宅地開発(南元町)
を考慮

王寺町独自 シミュレーション	同上	宅地開発(南元町)による人口増加分を加味
-------------------	----	----------------------

注) 人口置換水準とは、人口が将来にわたって増えも減りもしないで、親の世代と同数で置き換わるための大きさを表す水準のこと。社人研により算出されている。

注) 社人研推計2013及びシミュレーション1、2については、令和22(2040)年までの出生・死亡・移動等の傾向がその後も継続すると仮定して、令和42(2060)年まで推計した場合を示している。

王寺町では、平成22（2010）年以降、南元町の開発が進んでおり、転入超過により人口が増加しました。社人研推計2013では南元町の開発による人口増加分が反映されていないことから、町独自のシミュレーションを行いました。

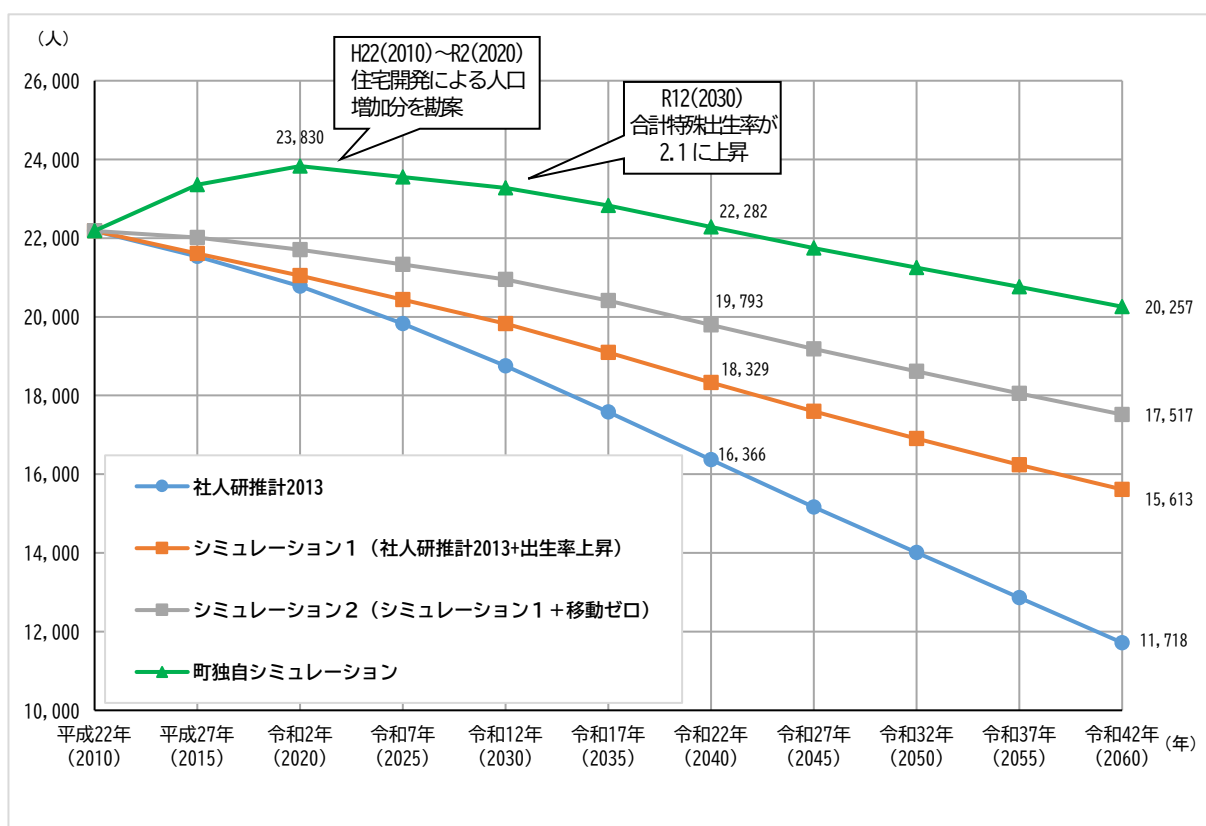
町独自シミュレーションは、平成22（2010）～令和2（2020）年の人口において、南元町の開発による平成27（2015）年までの人口増加分と、以降、令和2（2020）年までの南元町への転入による人口増加分を加味して令和2（2020）年人口を設定し、それ以降はシミュレーション2の人口変化の割合と、女性の数から想定される出生数を加味して推計しています。

これによると令和22（2040）年の総人口の推計は22,282人となります。

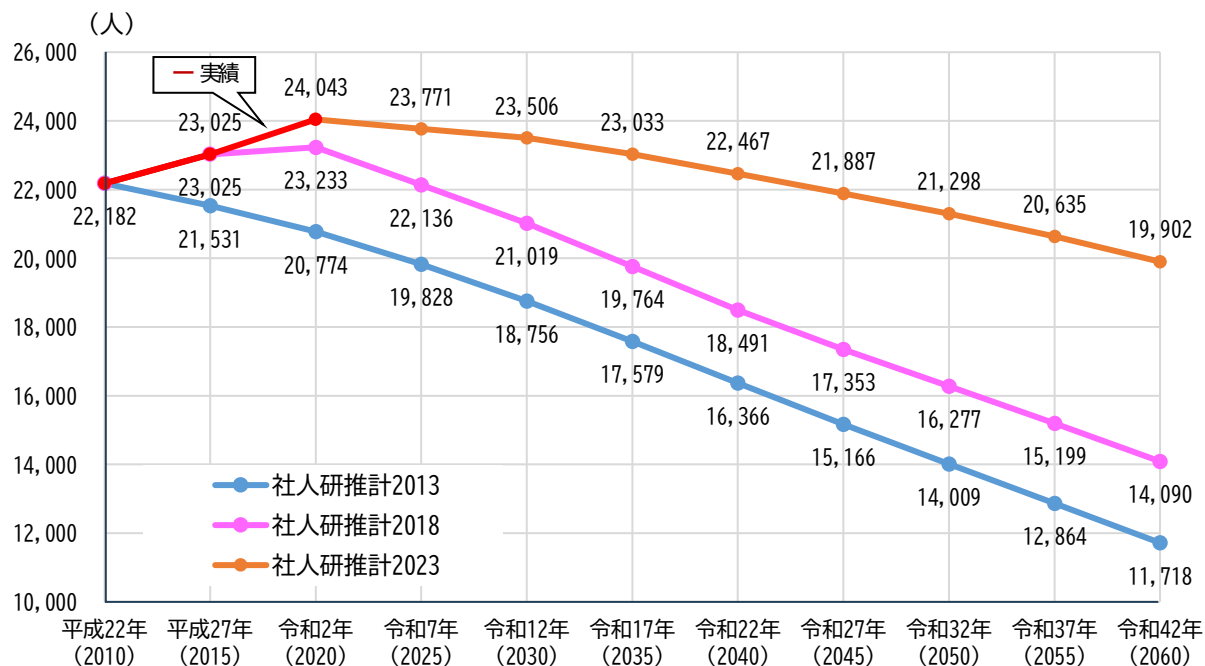
【合計特殊出生率の仮定】

	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)
社人研推計2013	1.18	1.15	1.13	1.13	1.14	1.14
シミュレーション1（パターン1+出生率上昇）	1.30	1.50	1.80	2.10	2.10	2.10
シミュレーション2（シミュレーション1+移動ゼロ）	1.30	1.50	1.80	2.10	2.10	2.10
町独自シミュレーション	1.30	1.50	1.80	2.10	2.10	2.10

【総人口の推計結果】

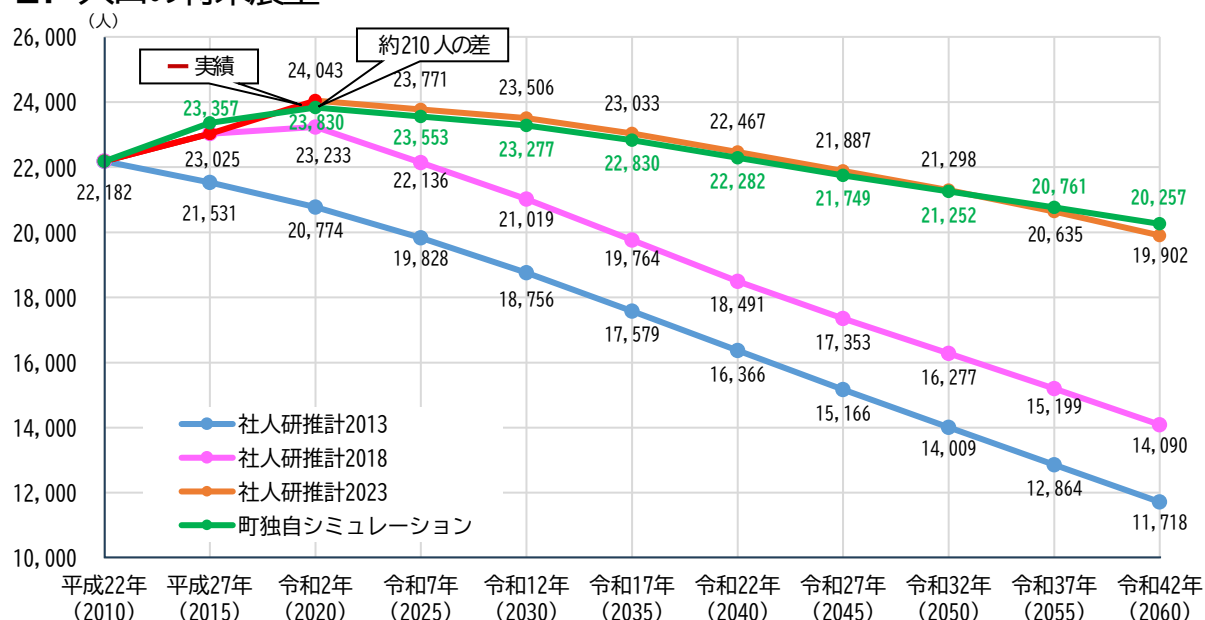


(2) 社人研推計 2013 年、2018 年、2023 年による総人口推計の比較



2013 年と 2023 年に社人研が公表した王寺町の人口推計を比較すると、王寺町総人口は、社人研推計 2023 では令和 12（2030）年に 23,506 人、社人研推計 2013 の 18,756 人から 4,750 人上方修正されています。

2. 人口の将来展望



令和 2（2020）年の国勢調査による王寺町人口は、現行の町独自シミュレーションを約 210 人上回ったものの大きな差はなく、また、社人研推計 2023 とほぼ同様の推計となっているため、町独自シミュレーションに基づいて様々な取組を進めていきます。



引き続き 2060 年に人口 20,000 人の維持を目指す。

- ・自然増減と社会増減の両面から取組を進め、合計特殊出生率の向上と転出抑制、転入促進を今後も図ります。
- ・「王寺町総合計画」に掲げる6つの基本目標「住民に開かれ自立するまちづくり」「快適で暮らしやすいまちづくり」「安全で安心に暮らせるまちづくり」「健やかに暮らせるまちづくり」「人を育みみんなが学べるまちづくり」「活力とにぎわいのあるまちづくり」を達成するための諸施策を積極的に取り組み、令和42（2060）年時点における人口を約2万人維持することを引き続き目指します。

◎合計特殊出生率の向上（自然増）

令和12（2030）年に人口置換水準（2.1）まで上昇させ、以降、維持することを目指します。

- 自治会、NPO、事業者等さまざまな主体と連携・協力し、住民が主体的に参画する協働の仕組みづくりを推進するとともに、デジタル化による行財政改革の着実な推進、職員の資質向上に努め、効率かつ効果的な行政運営を行う。また、出産から子育てや親としての育ちをシームレスに支援する取組を推進し、これらの取組が町内外の若者に伝わるよう、SNSをはじめ様々なツールで情報発信を行う「**住民に開かれ自立するまちづくり**」の取組を進める。
- 「自助」「共助」に基づく住民の主体的な取組を促進し、地域における防災・減災、消防・救急体制、防犯・交通安全対策の充実を図り、さらなる安全・安心の確保を目指す「**安全で安心に暮らせるまちづくり**」の取組を進める。
- 健康づくりを推進するとともに、住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう地域福祉の基盤づくりを推進する「**健やかに暮らせるまちづくり**」の取組を進める。

◎人口の転出抑制、転入促進（社会増）

平成22（2010）年以降の住宅開発の影響がやわらぎ、今後は社会減が見込まれるため、定住・移住促進を目指します。

- 王寺駅、畠田駅を中心とした地域公共交通の充実を図るとともに、自然環境、景観へ配慮しながら、多様な世代が快適に暮らすことができる快適な生活環境を確保するなど「**快適で暮らしやすいまちづくり**」の取組を進める。
- 子ども達が地域社会の中で心豊かで健やかにはぐくまれるよう、家庭・地域・学校との連携を図り、地域全体で安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するとともに、歴史・文化財の保護・継承や文化・芸術活動等「ふるさとから学べる環境」を創出し、まちへの誇りや愛着心を高めることができるよう「**人を育みみんなが学べるまちづくり**」の取組を進める。
- 既存産業の振興に努めるほか、王寺駅を中心として、広域的な観光ルートの整備を図り、活力の創出と交流を促進するとともに、新たな産業の創出、イベントづくりに取り組み、魅力的で住みやすいまちづくりを行う「**活力とにぎわいのあるまちづくり**」の取組を進める。

資料編

1 住民アンケート調査の主な結果

住民の王寺町への意見をうかがい、住民ニーズを把握するとともに、成果指標を測定し、「王寺町総合計画後期基本計画」の策定に反映していくために、住民アンケートを実施しました。

【調査概要】

○調査対象者：王寺町内在住の18歳以上の住民

○抽出方法：住民基本台帳より無作為に2,000人を抽出

○調査方法：郵送配布による。回答方法は、アンケート用紙への記入のほか、インターネットでの回答も可能とした。

○調査期間：令和5年1月10日（火）発送、令和5年1月27日（金）締切

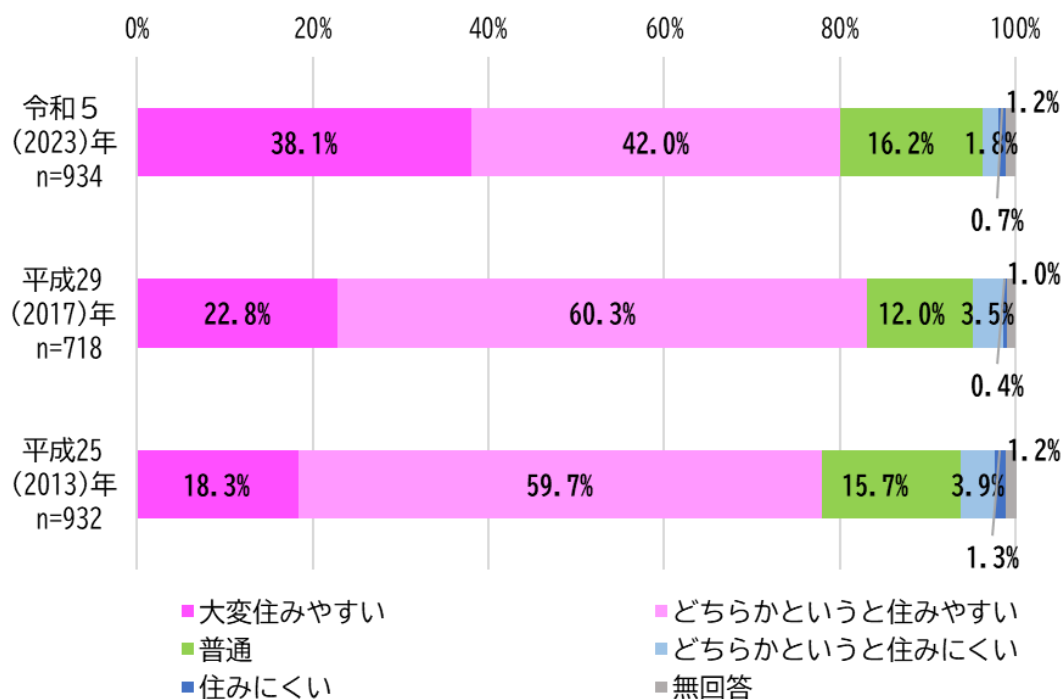
○回収結果：

配布数	回収数	回収率
2,000 件	934 件 (内インターネット回答 196 件)	46.7 %

【主な結果】

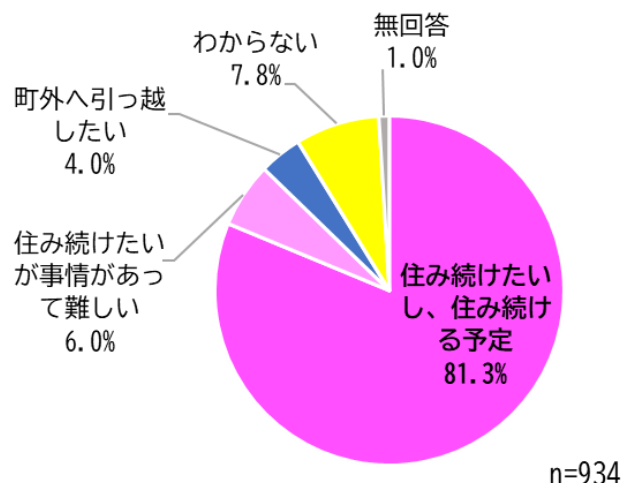
① 王寺町の住みやすさ

「大変住みやすい」が38.1%で最も多く、「どちらかという住みやすい」42.0%と合わせると、8割の方が住みやすいと回答しています。過去の調査と比較すると、「大変住みやすい」の割合が平成25年、平成29年から増加しています。



② 王寺町に住み続けたいと思うか

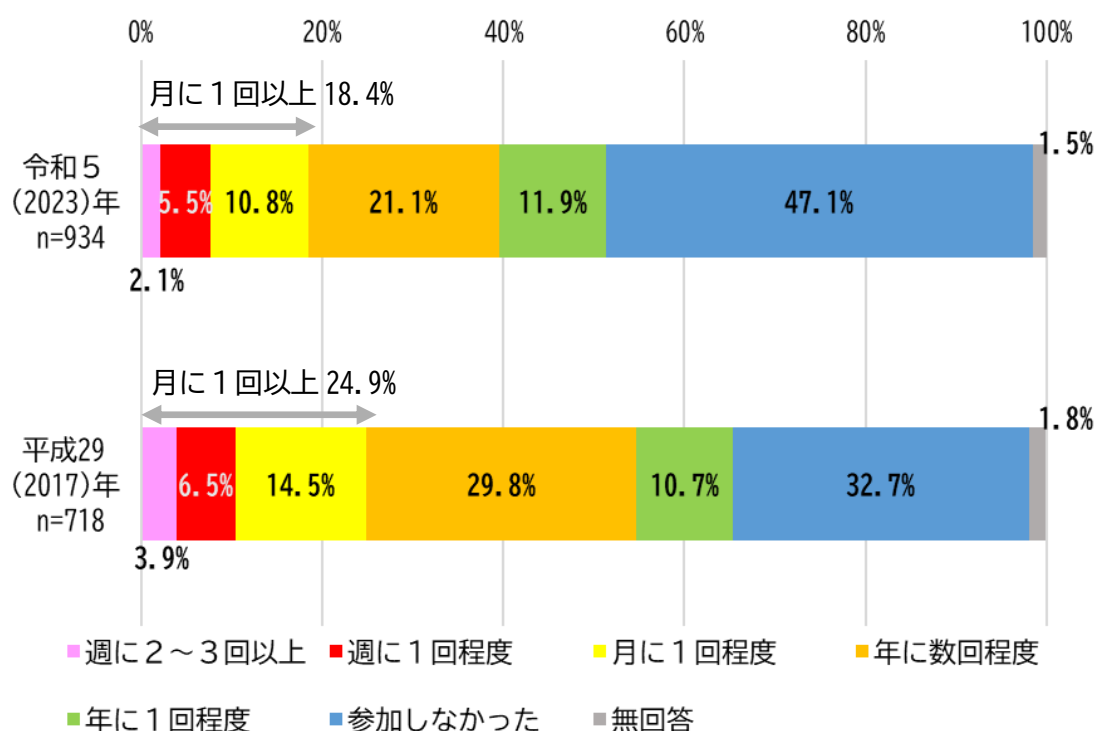
「住み続けたいし、住み続ける予定」が81.3%と、多数となっています。



n=934

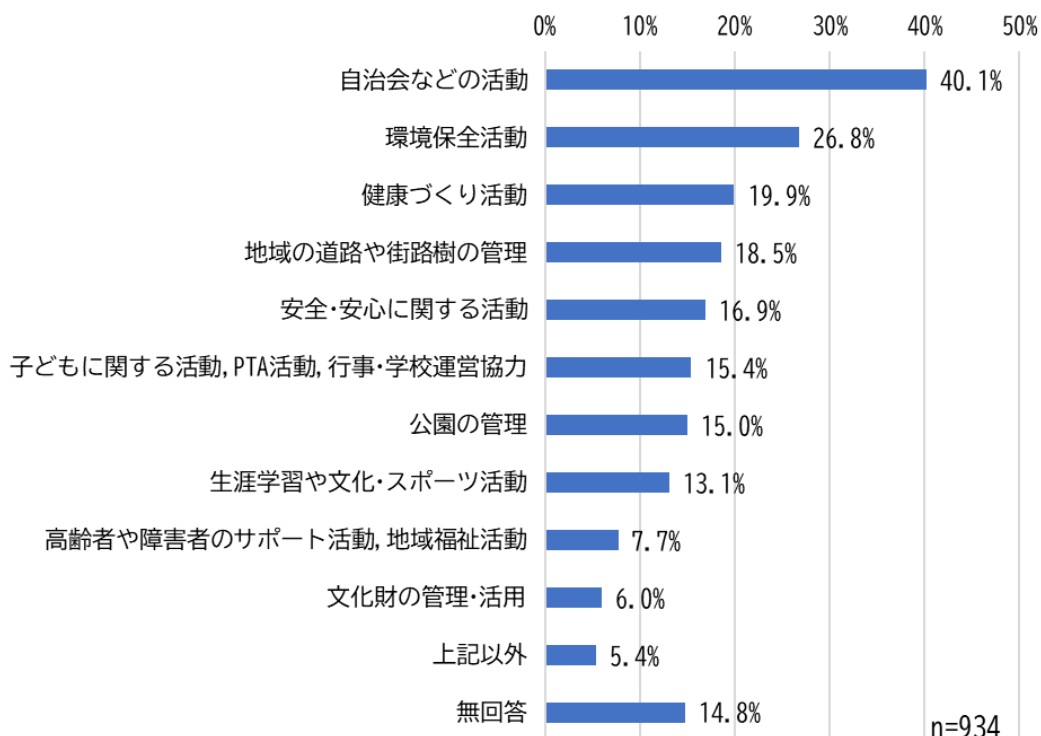
③ 地域活動への参加

地域活動について、「参加しなかった」が47.1%と最も多く半数近くを占めています。次いで、「年に数回程度」21.1%、「年に1回程度」11.9%となっています。平成29年調査と比較して「参加しなかった」人の割合が大きく増加しています。これはコロナ禍により、地域活動自体が中止や規模縮小を余儀なくされることが影響していると考えられます。



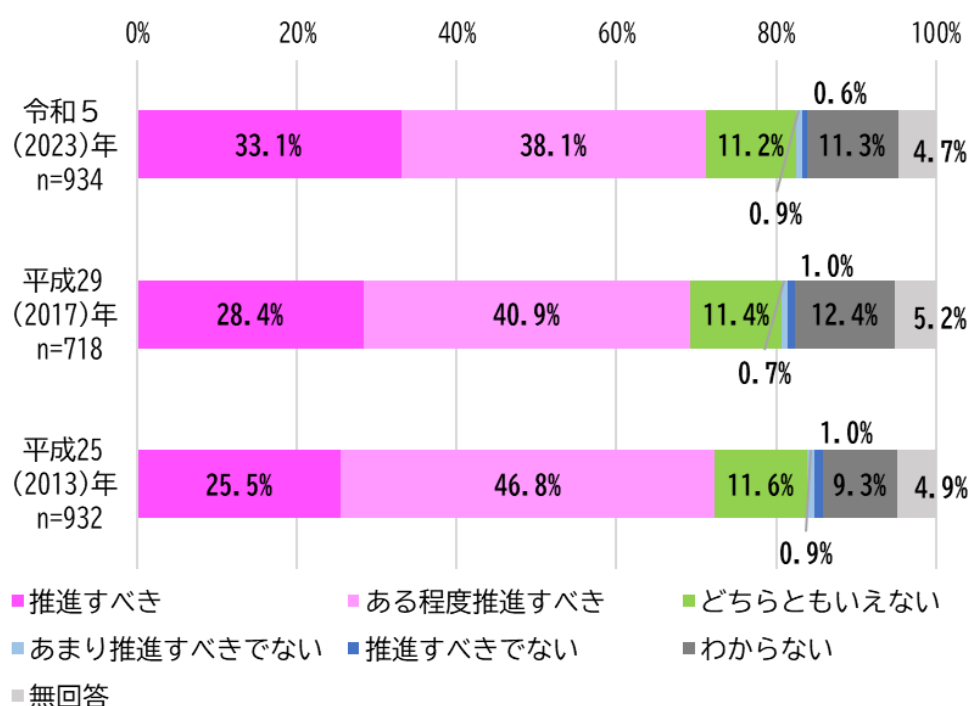
④ 取り組める地域活動

「取り組めると思う」活動について、「自治会などの活動」が40.1%と最も多く、次いで、「環境保全活動」26.8%、「健康づくり活動」19.9%、「地域の道路や街路樹の管理」18.5%、「安全・安心に関する活動」16.9%、があげられています。



⑤ 協働によるまちづくりについて

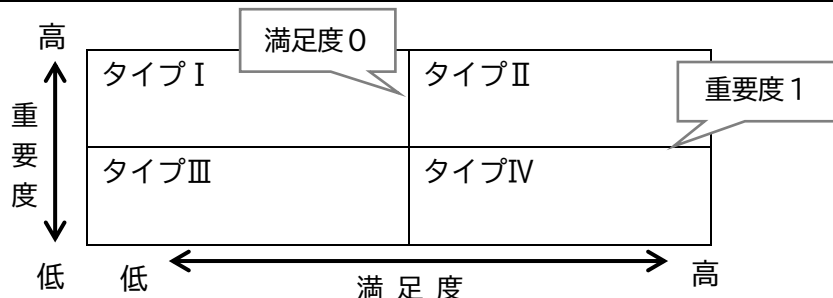
協働によるまちづくりについて、「推進すべき」33.1%と、「ある程度推進すべき」38.1%を合わせた、成果指標「協働のまちづくりを推進すべき」と回答した人の割合は71.2%となりました。過去の調査と比較して、「推進すべき」の割合が増加しています。



⑥ 王寺町の取組についての評価

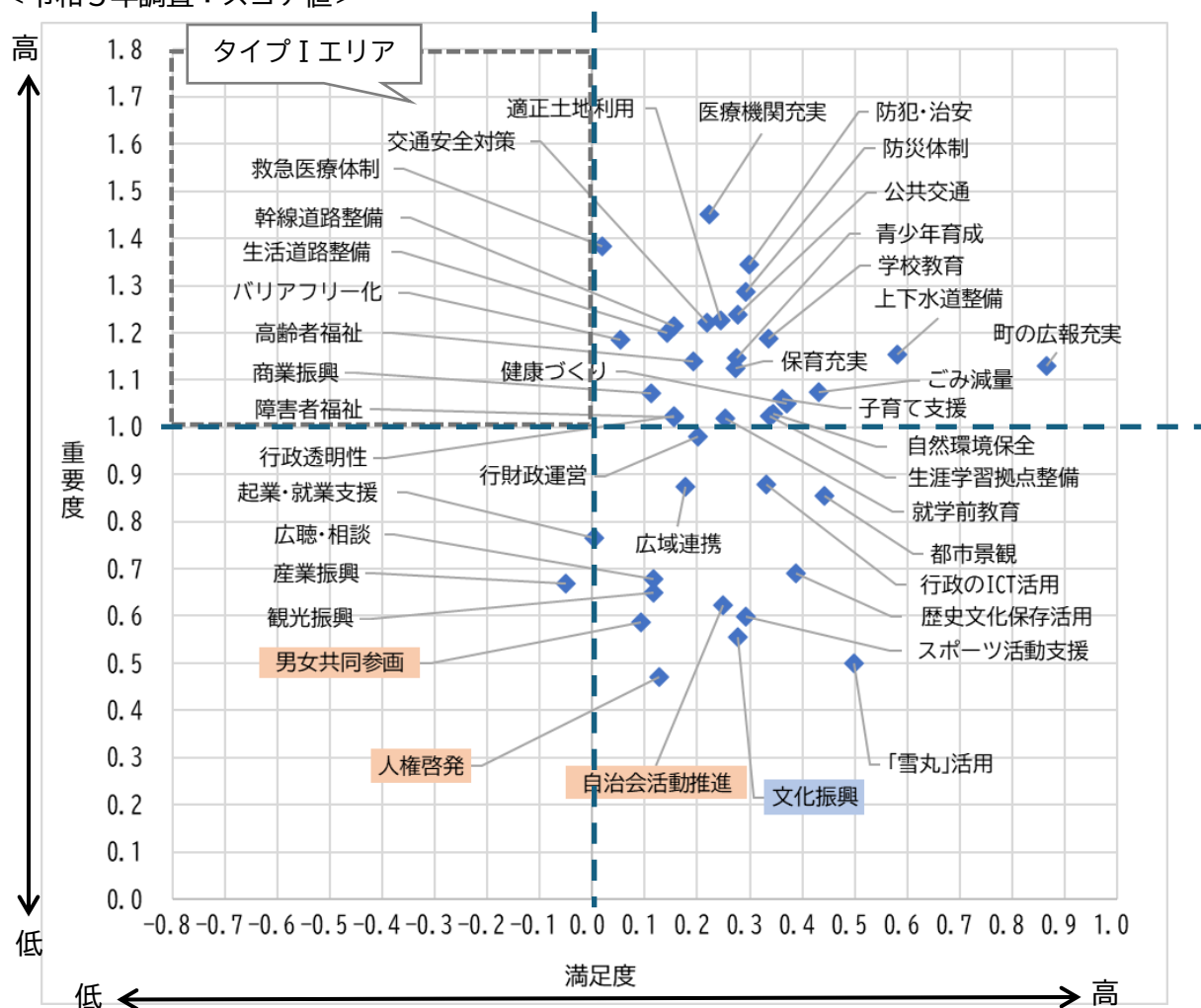
王寺町の取組について、現在の満足度と今後の重要度の回答結果をスコア化し分析しました。「人権啓発」「男女共同参画」「自治会活動推進」「文化振興」は、さらに住民の意識を高める取組が必要です。

回答肢	満足度	とても満足している	ある程度満足している	普通	あまり満足していない	全く満足していない
	重要度	とても重要である	ある程度重要である	普通	あまり重要ではない	全く重要ではない
スコア値		+2点	+1点	0点	-1点	-2点



タイプⅠ	満足度が低い、重要度は高くなっている。今後の重点課題として取組の推進が必要なタイプ。
タイプⅡ	満足度が高く、重要度も高くなっている。事業の継続実施が必要なタイプ。
タイプⅢ	満足度が低く、重要度も低くなっている。満足度及び重要度の低さについて検証が必要なタイプ。
タイプⅣ	満足度が高いが、重要度は低くなっている。施策の充実によりある程度満足度が高いタイプ。

<令和5年調査：スコア値>



2 王寺のこれからを話し合う「町民ワークショップ」の開催

「王寺町総合計画後期基本計画」の策定に向けて、住民の方の意見や地域の課題を把握するため、王寺のこれからを話し合う「町民ワークショップ」を3つのエリアに分けて開催しました。

【開催概要】

エリア	日時・場所	参加者数
①北エリア(舟戸・王寺・久度・葛下)	10/1(土) 10~12時 やわらぎ会館 4階 多目的ホール	26名
②中央エリア(本町・元町・藤井)	10/1(土) 14~16時 いずみスクエア 2階 会議室	20名
③南エリア(南元町・畠田・明神・太子)	10/2(日) 10~12時 文化福祉センター 2階 会議室	30名

参加者数合計 76名

【ワークショップで出た意見の概要】

① 北エリア(舟戸・王寺・久度・葛下)

わがまちのこれから

“つながりのあるまち”

“赤ちゃんからお年寄りまで明るく楽しく暮らすまち”

- *若い世代の地域活動への参加
- *様々な世代が関われる機会、場づくり
- *誰でも乗れる地域バス、高齢者の足になるデマンドタクシー
- *子どもたちがのびのびできる環境
- *多様なイベントをきっかけとしていろいろな人との交流を増やす

“職住近接のまち”

- *空家・空店舗活用(お店作りやアート)
- *新しいチャレンジ(貸事務所)を応援するまち



② 中央エリア(本町・元町・藤井)

わがまちのこれから

“「互近助」があるまち”

- * 地域のいろんな人材を学校サポーターとして活用
- * 気軽に相談できる窓口(例:LINE で相談できる)。
役場職員だけでなくボランティアで相談員を募る。
- * 現状に即した柔軟な避難体制
- * 顔見知り程度でもいざという時は協力
- * わんわんパトロールを進めたい

“若い人が住み、活躍できるまち”

- * 子どもと親も一緒に参加するイベントや地域活動
- * いろんな世代と交流できる機会(イベント等)をつくる
- * 子どもが遊べる公園などの遊び場所をつくる

“住み続けられるまち”

- * 日々の移動で困らないシステムづくり(町内循環コミュニティバス、デマンド交通)
- * 地域で手入れしながら自然を残していく
- * 空き家の有効活用、マッチング
- * 歴史的文化財・祭り、古きよきもの(太子道など)を次の世代に伝えていきたい



③ 南エリア(南元町・畠田・明神・太子)

わがまちのこれから

“世代間をこえて、つながる、集える、顔が見えるまち”

- * 気軽に声掛けできる近所づきあいで、何かあった時も声をかけやすく気づきやすい地域に
- * 子育て世代のつながり、子育て広場増加
- * 異なる世代の人が話せる場を増やす(若い人、高齢者も楽しめる、集えるイベント、機会、場)
- * 高齢者と若年世代が互にサポートできるしくみ(高齢者は子どもの見守り、若い人は高齢者の見守り活動)
- * 車に乗らなくても住みやすい地域内の交通の充実(コミュニティバス、無人タクシー、電動カート)
- * 高齢者が多い地区に移動販売

“自然に囲まれたまち”

- * 自然を生かす(自然の維持、農家の維持)
- * みんなで農園(作る楽しみと共助)
- * まちづくり協議会で森のピザ屋(地域食堂)運営
- * 王寺町の間伐材で薪ストーブ
- * オリーブ特産品で町おこし
- * 水害に限らず様々な災害に対応できる体制づくり

“住む、働く以外でも来たくなるまち”

- * 空き家を活用してお店・カフェなど、大阪に近いのを活かした使い方、出店したい人を募る形
- * 空き家をリフォームして店舗や作業場に活用、地域で運営、色んな人でシェア
- * 町を出ている人も、必ず参加しに戻ってきたいイベント



3 策定経過

年 月 日	項 目
令和2年 2月25日	第1回総合計画審議会(兼 総合戦略懇話会)【第2期総合戦略策定】
令和3年11月 2日	第2回審議会(兼 懇話会)【効果検証】
令和4年 8月17日	第3回審議会(兼 懇話会)【効果検証】
10月1日・2日	王寺のこれからを話し合う「町民ワークショップ」開催
11月24日	第4回審議会(兼 懇話会)【諮問、町民ワークショップ報告、住民アンケート】
令和5年 1月	王寺のこれからを考える「住民アンケート調査」実施
3月27日	第5回審議会(兼 懇話会)【住民アンケート調査結果】
6月27日	第6回審議会(兼 懇話会)【効果検証(最終)】
9月19日	第7回審議会(兼 懇話会)【基本計画素案 基本目標1～3】
9月26日	第8回審議会(兼 懇話会)【基本計画素案 基本目標4～6】
10月24日	第9回審議会(兼 懇話会)【基本計画素案の修正案】
11月14日	第10回審議会(兼 懇話会)【基本計画素案の修正案】
11月～12月	パブリックコメント(意見公募)実施
令和6年 1月23日	第11回王寺町総合計画審議会【パブリックコメント結果、答申】



答申書の手交

4 王寺町総合計画審議会（兼 総合戦略懇話会）委員名簿

氏名	役職名	備考
沖 優子	王寺町議会議長	
中井 一喜	王寺町議会議員	
中川 幾郎	帝塚山大学名誉教授	会長
直田 春夫	NPO政策研究所理事長	会長職務代理者
井村 知次	王寺町自治連合会会長	
黒田 ゆかり	王寺町社会福祉協議会理事	
古林 葉二	南都銀行王寺支店長	
佐野 純子	王寺町観光協会アドバイザー	
長岡 雅美	奈良テレビ放送㈱代表取締役社長	
東中 有紀	前 王寺町教育委員会教育委員	
平岡 秀隆	王寺町副町長	
福井 伊佐男	王寺町商工会会長	
森 正治	王寺町CIO補佐官	
池田 満津子	公募委員	
横山 奉典	公募委員	

（令和6年1月23日答申時、順不同、敬称略）

5 諮問・答申

【諮問】

王 政 第 502 号
令和4年11月24日

王寺町総合計画審議会(兼 総合戦略懇話会)
会長 中川 幾郎 様

王寺町長 平 井 康 之

王寺町総合計画後期基本計画(兼 第3期総合戦略)の
策定について (諮問)

王寺町総合計画後期基本計画(兼 第3期総合戦略)の策定にあたり、王寺町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

【答申】

令和6年1月23日

王寺町長 平井 康之 殿

王寺町総合計画審議会(兼 総合戦略懇話会)
会長 中 川 幾 郎

王寺町総合計画後期基本計画(兼 第3期デジタル田園都市構想総合戦略)について
(答申)

令和4年11月24日付王政第502号で諮問のあった王寺町総合計画後期基本計画(兼 第3期総合戦略)について、本審議会として慎重に審議を行った結果、別添の王寺町総合計画後期基本計画(兼 第3期デジタル田園都市構想総合戦略)案のとおり結論を得ましたので答申いたします。

なお、基本計画の推進にあたっては、下記の事項に十分配慮されるよう、要望いたします。

- 1 協働のまちづくりの推進のため、あらゆる事業において参画と協働を意識するとともに、参画・協働の基盤となる「まちづくり協議会」の設立に向け、体制の整備や機運醸成に努められたい。
- 2 デジタル化など社会潮流の変化に敏感に対応し、能率的で効果的な事業の実施に努められたい。
- 3 本計画を実行性のあるものとするため、毎年度、効果検証を行うとともに、その結果を踏まえ、見直しが必要となる場合は改定を行うなど、計画・実施・評価・改善からなるPDCAサイクルを確立するよう努められたい。
- 4 本計画の趣旨と内容をできるだけ多くの町民に周知し、理解を促進されるよう努められたい。

王寺町総合計画後期基本計画

(兼 第3期デジタル田園都市構想総合戦略)

▶ **発行**：2024年3月

▶ **発行者**：王寺町

〒636-8511

奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目1番23号

TEL 0745-73-2001

FAX 0745-32-6447

URL <https://www.town.oji.nara.jp>



本計画は町公式サイト
でも閲覧できます。